平成 25 年度博士学位論文

禁止と欲望

―60–80 年代開発独裁期韓国における日本大衆文化の越境―

東京大学大学院学際情報学府

学際情報学専攻

金 成 玟

目次

目次 2
図表一覧 6

序章 「文化的享受」と「政治的義務」
—韓国社会における日本大衆文化の禁止と消費の共存

第1節 問題意識と研究目的 7
第2節 先行研究と本研究の位置づけ 12
0.2.1. 境界・アイデンティティ・メディアをめぐる諸研究
0.2.2. コミュニケーション研究における「従属」と「開発」
0.2.3. 近隣国間の文化越境にかんするメディア研究—アイルランド・カナダの事例を中心に
0.2.4. 韓国における禁止・検閲にかんする諸研究
0.2.5. 韓国における日本大衆文化の禁止・越境をめぐる先行研究
第3節 本研究の構成 32

第1章. 「禁止」と「違反」
—「日本大衆文化」の禁止と越境をめぐる理論的考察

はじめに 37
第1節 共同体、集団意識、文化—「禁止論」の系譜 39
1.1.1. 禁止と共同体—フレイザーの人類学
1.1.2. 集団意識と社会統合—デュルケムの社会学
1.1.3. 欲望の抑圧と文化の成立—フロイトの精神分析学
1.1.4. 差異の生成と文化の構造—レヴィ＝ストロースの構造主義文化人類学
第2節 権力、主体、生産する禁止—フーコーのポスト構造主義 50
1.2.1. 禁止をめぐる権力の問題
1.2.2. 言説空間と生産される欲望
1.2.3. 禁止＝言説空間と自己のテクノロジー
第3節 境界侵犯、検閲、否認—ポストコロニアルな観点 58
1.3.1. ポストコロニアルな問題としての禁止

1.3.2.　境界侵犯とアイデンティティ
1.3.3.　検閲のプロセスと否認のメカニズム
小括　「禁止の共同体」をめぐる分析枠組み　69

第2章.　「禁止」と「境界」

—独立後の韓国における冷戦的文化地図とメディア空間の形成

はじめに　79
第1節　「解放空間」における冷戦的メディア空間の形成　80
第2節　「内なる他者」としてのアメリカ　84
2.2.1.　アメリカ的メディア・都市空間の形成
2.2.2.　米軍放送をめぐるメディア空間・都市空間・日常生活
第3節　冷戦的文化地図における日本　91
2.3.1.　排除すべき他者をめぐる矛盾
2.3.2.　「アメリカ的なもの」と「日本的なもの」
小括　屈折する欲望と転換する禁止　97

第3章.　「禁止」と「倭色」

—60-70 年代大衆文化における「倭色」の文化政治

はじめに　103
第1節　「文化的残滓」としての「倭色」　105
3.1.1.　独立直後と自己認識
3.1.2.　倭色一掃運動と国民の構築
第2節　「脱植民地化」と「近代化」の矛盾　109
3.2.1.　「文化的侵略」としての倭色
3.2.2.　資本主義の文化としての倭色
第3節　「規律」としての「倭色」　117
小括　「許容」と「禁止」の境界線としての倭色　120

第4章.　「禁止」と「越境」

—釜山のメディア・都市空間の形成と日本のテレビ放送の「電波越境」

はじめに 124
第1節 「日本」と「電波越境」をめぐる釜山の歴史的文脈 126
4.1.1. 境界的空間としての釜山
4.1.2. ラジオ放送の越境と釜山のメディア空間
第2節 「日本のテレビ文化圏」の形成 130
4.2.1. 電波越境と韓国のテレビ放送
4.2.2. 日本のテレビをめぐる日常生活
第3節 ジャミング（Jamming）をめぐる技術と法制度 137
小括 二つの境界侵犯と否認のメカニズム 142

第5章. 「禁止」と「メディア」

—70-80年代テレビ放送における日本のアニメの越境

はじめに 146
第1節 メディア文化政策と「日本大衆文化禁止」 147
5.1.1. 開発独裁とメディア・文化政策
5.1.2. 制度としての「禁止」の再検討
第2節 日本のアニメと韓国のテレビ放送 152
5.2.1. 境界侵犯と否認のメカニズム
5.2.2. 「日韓」のアニメ産業システム
第3節 検閲の作用と言説空間の構造 159
5.3.1. 禁止言説の生産プロセス
5.3.2. 産業とジャーナリズムの交錯
小括 禁止/違反の境界と否定のテクノロジー 166

第6章. 「禁止」と「グローバル」

—80年代メディア空間におけるグローバルとローカルの力学

はじめに 170
第1節 ビデオの普及と「海賊版」としての日本大衆文化 171
6.1.1. 大衆消費社会への進入と日本ブーム
6.1.2. ビデオの普及と境界侵犯の変容
第2節 グローバル・システムへの編入と「禁止」 178

6.2.1.　著作権問題としての「日本大衆文化禁止」
6.2.2.　グローバルな法制度とローカルな文化禁止の力学
6.2.3.　著作権問題と「日米韓」の文化的関係
第3節　「文化地図」の再編と「日本大衆文化禁止」　186
小括　技術と法制度におけるグローバルとローカル　189

結章. 「否認する禁止」と「欲望する主体」
―「日本大衆文化禁止」の性格と「植民地的抑圧」の再生産

はじめに　194
第1節　否認する禁止と越境する日本の大衆文化　196
第2節　「いまここ」における禁止の意味：1998 年と 2012 年、そして 1965 年
第3節　含意と今後の課題　197

文献　199

図表一覧

（第２章）
資料 2-1　当時新聞に掲載されたアメリカの映画
資料 2-2　米８軍舞台で演奏するシン・ヒョンジュン（左一番目）
資料 2-3　米軍が作成した AFRTS のネットワーク図
資料 2-4　AFKN 放送局の構成員
資料 2-5　不二貿易映画部が配給した「地上最大のショー」の新聞広告

（第３章）
資料 3-1　1956 年新聞に掲載された花札の広告
資料 3-2　独立直後倭色一掃にかんする新聞記事
資料 3-3　「大韓劇場」にかけられた「八月十五夜の茶屋」の看板

（第４章）
資料 4-1　釜山のテレビ画面に映される日本のテレビ放送
資料 4-2　1981 年のチャンネル状況
資料 4-3　日本のテレビ番組を視聴する釜山のある家庭の様子
資料 4-4　視聴覚教育中の釜山日本人学校教室
資料 4-5　日本放送視聴のため住宅街に設置されているアンテナー

（第５章）
資料 5-1　「マジンガーZ」を米国産として紹介した新聞の記事
資料 5-2　「黄金バット」主題歌の歌詞
資料 5-3　「放映された海外アニメの国籍分類
資料 5-4　1981 年「TV ガイド」の番組紹介で紹介される日本のアニメ
資料 5-5　「黄金バット」の劇場版の新聞広告
資料 5-6　韓国の新聞で紹介された『孫悟空の大冒険』
資料 5-7　「中央日報」の番組紹介(左)、「少年中央」の付録(中央)、「少年中央」の表紙(右)
資料 5-8　70 年代に韓国のマンガとして発行された日本のマンガ

（第６章）
資料 6-1　80 年代、10-20 代のあいだで流行した日本の雑誌
資料 6-2　「月刊ビデオ」で紹介されるビデオ編集関連記事
資料 6-3　日本複写マンガ出版社別発行状況（1987－1990）

序章

文化的享受と政治的義務

―韓国社会における日本大衆文化の禁止と越境の共存―

第1節　問題意識と研究目的

2010年、韓国の映画雑誌「cine21」に吉田大八の映画「パーマネント野ばら」にかんする評論が掲載された。「日本映画に対して、れれわれが諦めてはいけないことは何か」という副題をもつこの批評は、次の文章からはじまっている。

> 最近日本の映画をみながら疲労を感じたならば、それは日本の映画の美徳について知ることを拒否しつづけたからである。それは日本に対して（映画であろうと何であろうと）、最終的には、われわれに負われている、それとの合一を拒絶せねばならないという政治的義務が作用した結果である。したがって、（その作品を把握するためには：引用者）たとえ不敬なことだとしても、その内側まで入らねばならない。（オ・セヒョン『cine21』2010年11月25日　下線引用者）

この批評の筆者は、作品の美徳について語るにあたって、日本の映画に対する韓国人としての「政治的義務」、つまり作品と共感をあえて「回避」しようとする意識と感情について言及している。それは、自分が伝えようとしているこの作品の美徳を知るあるいは感じるために、それに対する「政治的義務」を適用しないよう求めているようにも思われる。その態度や立場は異なるものの、逆説的にも書き手と読み手は、ともに日本の映画に対する「政治的義務」を共有しているのである。ここで注目すべきところは、その「政治的義務」が日本の映画そのものに対する単純な拒否ではないという点にある。その「政治的義務」の対象となっているのは、映画の「美徳」であって、映画そのものではないのだ。もしその「政治的義務」が完全なる拒否を求めるものなら、映画を観ることや映画について語ること自体が不必要なはずである。いいかえれば、この映画との合一を回避する「政治的義務」は、この映画を拒否する際ではなく、むしろ「接触」している際に発生するのだ。この「拒否」とも「合一」ともいえない曖昧な状態を、どのように理解できるのだろうか。こうした「政治的義務」はどのように生み出されたのだろうか。この「政治的義務」は、植民地経験が生み出した「反日感情」の同義語として捉えられるべきなのか。

こうした韓国社会と日本大衆文化の関係をもっとも象徴的に表しているのは、「日本大衆文化禁止」である。1945年の独立とともに「植民地清算」の一貫としてはじまったこの「禁止」は、しかしそ

の性格が曖昧な状態のままで、1998 年の「日本大衆文化開放宣言」によって公式化されたものであった。ここで「曖昧な状態」と表現しているのは、それまでの数十年間、日本の大衆文化がつねに活発に消費されていたからである。90 年代東アジアのグローバル化のなかで日本のテレビや映画、ポップスなどが衛星放送やインターネットで流入していたことが、「日本大衆文化開放宣言」の直接的な理由の一つでもあったことは、すでに広く知られている。

しかし実は、国家により厳格かつ暴力的な統治がなされていた 60–80 年代の軍事独裁政権期においても、さまざまな日本の大衆文化が、禁止されているにもかかわらず、活発に消費されていたのである。80 年代時代には、日本の映画やドラマ、バラエティ番組がビデオやウォークマンなどをつうじて広く消費されていたし、地理的に日本と近い釜山の人びとは、それよりも前の 60 年代から、家の屋根に設置したアンテナーをつうじて九州から越境する電波をひろい、日本のテレビ番組を視聴していた。サッカーの日韓戦で、「鉄腕アトム」や「マジンガーZ」の韓国語主題歌を、韓国の応援歌として歌ったのも、日本のアニメが国籍を隠したまま 70–80 年代の韓国の地上波テレビで放送されていたからであった。つまり厳密にいえば、60–80 年代をとおして、「日本大衆文化禁止」は、公式的には存在していたものの、実際は日本大衆文化の消費と共存していたのである。このような曖昧な状態は、しかし 1998 年にはじまり、第 4 次（2003 年）まで行われた開放措置によってそのほとんどの流入が可能になった現在も、依然としてつづいているようにみえる。というのも、メディア空間はもちろん、都市空間においてもさまざまな日本の大衆文化が非常に広く消費されているなかで、日本大衆文化の否定性を象徴する「倭色」が曖昧なかたちで放送審議あるいは自己検閲の対象となるなど、消費と禁止の共存がつづいているからである。日本の大衆文化が法的に禁止されていないにもかかわらず、人々の感覚のなかで否定されつづけていく状況を、いかに説明することが可能なのだろうか。数十年間つづいた禁止と消費の共存はどのような経験によって維持されていたのだろうか。そもそも「日本大衆文化禁止」とは、どのような性格をもつ禁止なのだろうか。

こうした韓国社会と日本大衆文化とのモヤモヤした関係は、日本大衆文化の流入について断片的な議論がなされてはいるものの、実際このような禁止と消費の曖昧な共存を可能にした構造的問題にかんしては充分に解明されていない。それは、「日本大衆文化禁止」を、植民地支配の経験や反日ナショナリズムによる強固な歴史的条件、つまり「脱植民地化(decolonizing)作業」として単純に捉えているからであろう。「禁止」を当然あるべき前提として設定し、日本大衆文化の受容の問題だけに焦点を当てることで、「禁止」と「許容」あるいは「支配」と「抵抗」などといった二項対立的な枠組みのみが設定され、そのなかに存在するさまざまな経験がたんなる「違反」として語られているのである。そのような傾向は、次のようなより具体的な諸問題を生み出している。

①「理論的観点」が不在であるまま「脱植民地化」といった「禁止」の意義だけが強調され、「禁止」の性格が疑いなく「法的なもの」として規定されることによって、禁止をめぐるメディア・都市空間での諸経験や、「国家」と「国民」、「メディア」と「大衆」などをめぐる権力と主体の諸問題について十分に把握していない。

②90 年代以降のグローバル化におけるアジアのメディアの動向から、数十年間蓄積されてきた諸経

験を「脱植民地化」の文脈だけで単純化することによって、各時代、とくに禁止がもっとも複雑かつ曖昧なかたちで維持されていた 60-80 年代の「歴史的文脈」が考慮されていない。
③植民地時代といった日韓の歴史的条件だけが強調されることによって、戦後・独立後の日韓の文化的関係はもちろん、アメリカとの冷戦的関係、韓国国内の政治的状況など、日韓をめぐるさまざまな次元と要素の作用が看過されている。
④「脱植民地化」を強調しているにもかかわらず、「禁止」の正当性だけが主張されることによって、独立後の「禁止」の問題に作用した「ポストコロニアルな国家としてのジレンマ」について把握していない。

つまり「日本大衆文化禁止」の性格や遂行の過程、そしてそれによるさまざまな産物を明らかにするためには、「禁止」を「脱植民地化作業」の性格をもつ「強固かつ法的なもの」として設定してきたこれまでの観点と一線を画さねばならない。そして「日本大衆文化禁止」を、グローバルとローカルとの力学、国民構築の過程がもつアンビヴァレンスと混淆性、冷戦構造のもとに構築された東アジアのさまざまな文化的関係、そして脱植民地化と近代化のプロセスが生み出す葛藤と欲望がせめぎ合う、流動的かつ生産的なものとして捉える必要があるのだ。

ならばこれまで「禁止」について十分な説明や理解がなされていない理由はなにか。その理由としては下記の二つを上げることができるだろう。まずは日韓がもつ植民地関係の特殊性である。韓国人は、かつて自分たちより劣等な存在として規定していた黄色人種日本によって世界でその由来のない「暴圧的な植民化」と収奪による「破壊的な近代化」を経験した。そういった日本に対する敵対と憎悪は、抵抗と熱情の形で現れるナショナリズムの日常化を正当化したのである（ユ　2008：446）。そういったナショナリズムはつねに「国民感情」として捉えられ、韓国の国民文化を構成する重要な要素として作用した。「日本大衆文化禁止」が数十年間維持され、日本のテレビ番組や歌謡曲の放送に対する制限がいまだに維持される理由として取り上げられるのも「国民感情」なのである。つまりそのような歴史的文脈が、「日本大衆文化禁止」という敏感な問題に対する十分な議論を回避させたのではないだろうか。しかし独立後の唯一成功したイデオロギーとして、規範と価値、実践を生み出したナショナリズム言説を神聖化（キム　2000：166）してはならないことはいうまでもない。むしろ「禁止」を、植民地時代の経験が生み出した歴史的条件として設定するのではなく、「禁止」といったナショナリスティックな制度・言説・実践が、韓国社会が抱えたポストコロニアルなジレンマと接合されることによって、どのような屈折と矛盾、不一致を生み出したのかを明らかにする作業によって、日韓の文化的関係を再検討する必要があるのだ。日本との文化的関係は、「植民地以降」の意識とメンタリティだけでは把握しきれないのである。

もう一つの理由として、韓国の文化社会学や文化研究の導入および制度化過程から指摘することができるだろう。軍事政権による暴圧的統治を経験した韓国で、「文化」が本格的に問題化されはじめたのは、「文化の時代」と呼ばれる 90 年代のことであった。80 年代に胎動した韓国の文化社会学や文化研究は、「反米国帝国主義」を掲げた批判的社会学、批判コミュニケーション研究などの形で発展した。冷戦体制の崩壊後、それまでイデオロギー生産の道具として捉えられていたテレビドラ

マや広告、ニュースなどのメディア大衆文化を「帝国的意味生産の場」として再概念化し、新世代によるサブカルチャーの生産・消費に注目しはじめたのである[1]。そのため、60–80年代を「文化」の側面から究明する作業は比較的に貧弱な水準にとどまっている。社会学もまた、朴正熙政権の時代をめぐるさまざまな研究が行われてきたにもかかわらず、「発展国家期」または韓国の発展主義を「文化」の側面から問題化する作業は、軍事政権による検閲と統制などの一部の現象に限られているのである。日本との文化的関係に関する諸研究が、90年代以降の現象に集中しているのもこのような文脈のうえで理解することができる。

こういった問題意識のもと、本研究の目的は、「日本大衆文化禁止」を構成するさまざまな次元と要素、空間と主体を分析することで、「日本大衆文化禁止」の性格を浮き彫りにし、その「禁止」が数十年間作用することによって、いったい何が生み出されてきたのかを明らかにすることである。このように「日本大衆文化禁止」の問題を再検討するのは、次のような意義をもつといえよう。① 韓国の大衆文化の形成過程やナショナル・アイデンティティの構築過程を、脱植民地化と近代化との関係のなかで再検討すること、② 韓国のメディア産業の性格を、アメリカや日本といった二つの他者からの影響を中心に再考察すること、③ 日韓のポストコロニアルな関係が「文化領域」をどのように扱ってきたのかを批判的に探求することである。そして本研究がめざすのは、このような歴史的な作業をつうじて、メディア・大衆文化をめぐって「いまここ」の日韓に存在する葛藤や欲望、戦略のせめぎ合いについて考えるための新しい観点を与えることである。

本研究は、独立後の韓国社会でもっとも抑圧的かつ暴力的な禁止体制が作用した「60–80年代の開発独裁期」に焦点をあて、「禁止を生み出した歴史的諸条件」と「禁止が生み出した文化的産物」について批判的に考察する。

60–80年代に光を当てようとする理由は、その時代がもつ三つの特殊性にある。まず一つに、60–80年代が「発展国家期」[2]であった点である。周知のように、韓国は台湾とともに第二世界大戦後低所得国から中所得国への移行に成功した国である。それを可能にしたのは、冷戦体制のなかで強力に作用したアメリカの蓄積体制とアメリカの奨励によって統合された日本を中心とした東アジアの地域的貿易ネットワーク（Arrighi 1994＝2009：511-517）、経済的近代化という国家の第一課題の下に全国民が動員された開発独裁体制（チョウ　2010）であった。形成期（60年代）、強固化時期（70年代）、衰退化時期（80年代）で区分される60–80年代の発展国家期[3]は、三つの要素による経済成長を成し遂げた時期であった。領土、歴史にかんする日韓間の諸問題や韓国国内の植民地協力者の問題などが未解決のまま成立に至った「日韓国交正常化」が示しているように、冷戦体制という絶対的かつ圧倒的な歴史的条件の下で、日韓の政治的、経済的関係が緊密に築かれ、高度成長と産業化に対する熱望(David and Park 1983：283)が最優先されていた。そのなかで、先進的文化産業によって生産された日本大衆文化のさまざまな越境[4]はけっして避けられない時代的流れであったのである。

二つ目は、60–80年代が反共主義と反日主義を中心として民族的主体性の確立と、国民文化の創造を最優先した文化政策がもっとも積極的に展開された時期であるという点である。クーデターによって政権を奪取した朴政権と全政権の両軍事政権は、国民を動員するもっとも重要な方法の一つ

として「文化政策」を積極的に用いた。60 年代から放送や刊行物、映画などをつうじた強力な弘報政策を実施した朴政権は、維新憲法による長期集権に突入した 70 年になると伝統文化を継承し、「文藝中興５カ年計画」[5]展開するなど、伝統文化政策を筆頭に、民族主義的プロジェクトによって、経済開発プロジェクトの動員体制[6]を構築した。そのなかには正当性の不在と親日政権としてもつ否定的なイメージを相殺するという目的も含まれていた（ジョン 1998：105）。朴正熙死亡後の軍事クーデターや光州虐殺を経て政権と握った全斗煥政権も、カラーテレビの急速な普及を進めるなど、政権広報のためにテレビなどのマスメディアを積極的に利用した（カン 2003a：273）。全政権は、第５共和国の７年間（1981 年−1988 年）文化にかんする中長期計画を４回も発表しするなど[7]、正当性と道徳性の欠如を積極的な文化政策をつうじて挽回しようとした（ク 1998：4-5）。つまり 60−80 年代の文化政策は、政権の体制維持と緊密にかかわる政治的イデオロギーの表現方式の重要な部分を占め、人びとの意識と情緒に意識・無意識的に多大な影響を及ぼしたのである（オ 1998：122）。脱植民地化の一方法として国民の幅広い同意を得ていた「日本大衆文化禁止」は、このような国家による文化政策をつうじて、文化が政治の領域に包摂されていった 60−80 年代を背景に強固な社会的言説となっていったのだ。

三つ目は、メディア・大衆文化産業が 60-80 年代をとおしてつねに厳格な検閲の対象でありながら、同時に商業主義的性格をもつなかで形成され、成長してきたという点である。テレビ放送が開始され、関連法制度が制定されるなど、大衆文化が形成されはじめた 60 年代から反共主義や反日主義、開発独裁による国家主義などは、大衆文化に対する厳格な検閲や統制の論理として作用した（イ 2005；カン 2002；キム 2003；チョウ 1994）。大衆文化を国民動員の手段として用いていた 60-80 年代の国家は、映画や歌謡、テレビドラマをジャーナリズムとともにつねに厳格な検閲の対象とし、管理・統制したのである。しかし同時に、当時の大衆文化がもっていた商業主義は、つねに退廃的で、伝統文化が蝕み、道徳的・社会的規範を威すと批判されていた（ワォン 1996：73；オ 1998：122）。両軍事政権は、経済成長の尺度として発展させねばならなかった文化産業の量的成長を牽引する商業主義にかんしては、比較的に緩やかな態度を堅持していたからである。

こうした 60-80 年代の歴史的文脈は、韓国が抱えていたふたつの「ポストコロニアルのジレンマ」を顕著に表していた。一つ目は、「脱植民地化」と「近代化」とのあいだのジレンマであった。「近代化」への目標と、「ナショナル・アイデンティティの保護」の目標は、第三世界の独立新興国におけるもっとも根本的なジレンマである（Geertz 1973：320）。ナショナリズムに関する諸研究が注目してきたように、「西洋化」を目標とした諸国民国家は、物質的水準と精神的水準のあいだで均衡を保つための戦略を要求されてきた。それは中国、インドなどで「民族主義的近代化（nationalist modernization）」ともいう「選択的近代化」として現れた（Calhoun 1997: 109）。「文化的空間」は、そのジレンマが生み出すさまざまな制度と実践、言説が激しくせめぎ合う場として機能する。とくに近代化・西洋化の尺度であるマスメディアは、そのような葛藤と矛盾がもっとも著しくあらわれる文化的空間なのである。領土、歴史に関する日韓間の諸問題や韓国国内の植民地協力者の問題などが未解決のまま成立に至った「日韓国交正常化」が示しているように、冷戦体制という絶対的かつ圧倒的な歴史的条件の下で日韓の政治的、経済的関係が緊密に築かれ、高度成長と産業化に対す

る熱望(David and Park 1983：283)が最優先されるなかで、先進的文化産業によって生産された日本大衆文化のさまざまな越境[8]は、韓国のメディア産業においては決して避けられない時代的流れであった。日本大衆文化は、脱植民地化や国民国家の創造という文脈ではもっとも重要な拒否の対象であったが、その一方で、商業主義による産業の成長においては決して欠かせない重要な供給源でもあったからである。

第二のジレンマは、「外国による支配」と「ローカルな支配」とのあいだでのポスト植民地的ジレンマである。アントニオ・ネグリとマイケル・ハートの『帝国』によれば、解放的な国民主権という概念は両義的なものである。このナショナリズムは、共同体の構成員を外国の支配から解放しようとする一方で、同じくらい過酷な国内の支配構造を打ち立てる。結局ポスト植民地的な国民国家は、資本主義市場のグローバルな機構のなかで本質的かつ従属的な要素として機能する (Hardt・Negri 2000＝2003：179)。先述したように、60-80 年代は、反共主義と反日主義を中心とする民族文化政策やメディアや大衆文化に対して暴圧的な検閲と統制が行われた時期でであった。「日本大衆文化禁止」は、日本大衆文化の模倣・複製・密輸などは放置または黙認されるなか、軍事政権による「ローカルな支配」の方法として用いられたのである。

このように本研究が 60-80 年代に注目するもっとも重要な理由は、日本大衆文化の禁止と越境の共存という現象が、たんなる植民地住民がもつ根本的な二重的欲望によるものではなく、冷戦体制やそのなかでの日韓関係、開発独裁による長期統治による政治的・経済的・文化社会的構造による文化的産物であるという観点にある。数十年間に及ぶ禁止と越境の共存を可能にした 60-80 年代の韓国のメディア・大衆文化を構成する諸主体、つまり国家、資本、大衆をめぐる複雑な関係を貫通する言説と制度、実践のせめぎ合いをつうじて、その「二重的欲望」さえも生み出した「禁止のメカニズム」を明らかにしたいのだ。そうすることによって、日本否定の作業 (Decolonization) と冷戦体制の力学 (Americanization)、そして開発独裁の発展主義 (Modernization) が複雑かつ重層的に交錯するなか、「近代化」と「脱植民化」のあいだ、「自己解放」と「自己抑圧」のあいだを貫きながら構築されてきた「韓国のモダニティ」の性格をより明らかにすることを試みるのである。

第２節　先行研究と本研究の位置づけ

先述したように、本研究は、「日本大衆文化禁止」をたんなる「脱植民地化作業」として単純化してきたこれまでの議論を批判し、禁止と越境をめぐる重層的な次元と要素を強調するものである。ならばこの研究はどのような現象とそれに関する議論の文脈のうえに位置づけられるのだろうか。本研究が強調しているこの新しい観点は、どのような研究と絡み合うことでその意味をもつのだろうか。本節では、このような問いをもとに、メディアの普及と文化越境、それに対する文化政治といった「日本大衆文化禁止」の普遍的な側面を検討する。そして独立後の韓国における禁止・検閲にかんする諸研究を検討したうえで、「日本大衆文化禁止」をめぐる先行研究を批判的に読みなおす。

0.2.1. 境界・アイデンティティ・メディアをめぐる諸研究

ある共同体について論じる際、まず言及されるのはその共同体が属する「境界」のことであろう。それは、境界が、領土と文化を強調することによって国境を公式化する「国民国家」の時代において、きわめて敏感な象徴かつ実体として国民国家を代弁してきたからである。構築された境界の内部では、文化的・社会的同質化のためのさまざまな国民形成（nation-building）のプログラムが生み出される。共同体の構成員はそのプログラムに忠誠を誓うことで国民としての資格(membership)を獲得するのである（Williams 2004=2004：55-60)。それは、アントニー・スミスによる「政治共同体」の定義に表れている。

> 政治共同体とは、すくなくとも共同体の全構成員にとって共通する制度や、権利と義務に関する単一の法典を意味すると同時にある明確な社会空間を意味する。その構成員は、かなりはっきりと画定され、境界をつけられた地域にアイデンティティと帰属感を抱くことになる。
> (Smith　1991＝1998：31)

しかし、多くの論者によって論じられてきたように、ここでいう境界は、地図上に描かれた国境線のような、強固かつ画定的なものではない。マルコム・アンダーソンによると、境界は、アイデンティティの標識そのものであり、ナショナリズムの物語のなかでけっして欠かせない国民文化とつくり出す必須要素として存在する(Anderson 1997：4-7)。構成員の「アイデンティティと帰属感」は定められた境界によってあたえられるのではなくて、その境界を構築しつづけること自体によって生み出されるものなのである。これを「境界主義」(boundary approach) として分類される（吉野　1997：25-27)、フレデリック・バルトの言葉にいいかえると、諸集団のアイデンティティ構築（同質化）過程において最も優先されるのは、「我」と「彼」のあいだに「境界」をつくり出し、維持することである（Barth 1969[1988]：15）[9]。

したがって、境界は社会的かつ象徴的なものである。その文化的構築の過程を分析するうえできわめて大きな要となるのは、これまでのさまざまな人類学的成果が示しているように、国家間の領土を確定する「国境」とアイデンティティや文化を強調する「象徴的境界」とを異なるものとして区別することである（Wilson & Donnan 1998：2-6)。つまり、文化的アイデンティティを象徴する境界と、ナショナル・アイデンティティを象徴する境界とは、必ずしも一致しないということである。その不一致が看過される場合、「国家」というものだけに文化的アイデンティティが存在する場所としての特権をあたえることで、文化的アイデンティティがナショナル・アイデンティティによって覆い隠されてしまい、「内集団への自己同一化」だけが強調されてしまうことになる[10]。

スチュアート・ホールが、論文「The Question of CulturalIdentity」のなかでナショナル・アイデンティティ（national identity）のことをあえて特定の文化的アイデンティティと表現しているのも（Hall 1992：291)、ナショナル・アイデンティティが持って生まれるのではなく、集団内での表象によって形成し、変容していく文化的アイデンティティの一つであることを強調するためであろう。ホールによれば、国民文化は、統合されたものではなく、さまざまな差異をアイデンティ

ティとして表象する一つの「言説装置」(discursive device) である。つまり、ナショナル・アイデンティティは、その「言説装置」をつうじて統合されたものとして表象されつづけるのである(Hall 1992 : 297)。したがってある国民文化について論じるにあたって問うべきところは、その国民文化がどのような方法によって想像されるか、あるいは国民文化を維持させるために「我々と他者」はどのように区別され、その区別された「境界」はどのように保護されるのかという点であって[11]、その境界の本質的性格 (実はもっていない) を探ることではないのである。

フレドリック・バルトによれば、集団を区別するのは、境界を構築しようとする意志とどのように集団を定義するかという問題であって、各集団がもつ本質的な文化的性質そのものではない。境界がどのように構築されていくのかを分析するためには、集団の固定的特徴ではなく、集団の成員が外集団と内集団を主観的に区別するその「動的な過程」そのものに焦点をあてねばならないのである。さらにその境界の内側を構成する構成員は、自分の資格 (membership) を確認するために特定の「文化的特徴」を所有するよう求められるが、そこで作用するのが戦略的かつ選別的に文化を用い、集団の境界を維持し、再検討する相互作用のメカニズムなのである (Barth 1969 : 12-15)。これはもちろん境界の向こう側にある集団に対しても適用されることである。

したがってそれがいくら地理的なものとして論じられる場合でも、境界を不変のものとして捉えることはできない。あらゆる境界は歴史的で人為的なものである。それはつねに意味を生産し、国家の物理的限界を超え、その力を揺るがす一つの文化的風景として存在するのである (Donnan & Wilson 1999 : 4-5)。したがって国家がナショナル・アイデンティティを構築していく過程は、他者・異質者・侵入者との相互作用をつうじて持続的に境界を構築・再構築していく過程である(Cohen 1994 : 1)。しかしその「境界」をあいだにおく集団間の関係は、実は境界と境界内のアイデンティティを直接害するものではない。バルトによれば、そのような越境は、文化的差異を退色させるのではなく、むしろ集団間の文化的差異を維持させる方法として持続する。というのは、境界を引く過程は、その境界を揺るがす越境に対して持続的に刷新され、境界を社会的区画として認識させていくことなのである (Barth 1969 : 16)。

メディア・大衆文化は、その境界の構築過程において、きわめて重要な要素として扱われる。共通の公衆・大衆文化を確保し、それによる共通の文化や市民的イデオロギーを生産していくのは、国民の形成において必須の過程であり、とくにその役割を担うのは、公教育とマスメディアである (Smith 1991＝1998 : 34)。国家の統合が目的であるとするならば、情報はそれを成し遂げるための手段となる。つまり「文化的空間」(cultural space) は、マスメディアを中心とした国家の情報システムの構築や国民文化の保護など、ナショナル・アイデンティティの構築をめぐるさまざまな言説と実践、制度が争う場となる (Schlesinger 1991 : 139-142)。そのような諸問題は、第二世界大戦後、第三世界へのマスメディアの普及過程でさまざまな水準をつうじて現れた。とくにラテンアメリカやアジアなど、第三世界の特徴は国民国家と文化の生産/消費システムの構築が短い時間差をおいてなされたことである。テレビをはじめとするマスメディアの世界的普及がそのまま第三世界諸国における社会文化的問題に直結したのである。アルマンド・マテラルトをはじめとするメディア研究者らが、「ラテン・映像空間」(Latin Audio-Visual Space) におけるマスメディアとナシ

ョナル・アイデンティティに注目してきたことはその事例である(Schlesinger 1991 : 147)。

境界を構築・維持する過程における大衆文化の重要性は、二つの意味に区別して考える必要がある。一つはメディア・大衆文化が「我」という意識を生産しつづけることによって共通の慣習や生活様式、記憶を構成員に共有させることである (Edensor 2002＝2008 : 163)。メディアが政治共同体としての理想を反映し、社会的統合のためのもっと強力な役割をになってきたことについては、すでに多くのメディア研究や文化研究などによって論じられてきたとおりである[12]。メディアはそれ自体で国民文化をつくり出す社会的機構であった。

大衆文化とナショナル・アイデンティティの問題において看過してはならないもう一つの意味は、境界の向こう側にある「他者」の大衆文化による越境である。国境間の浸透能力が拡大し、あらゆる文化的産物と各種通信の生産、伝達、受容に必要な構造や制度が急速に発展していくなかで (Held・McGrew・Goldblatt・Perraton 1999: 541-580)、この「トランスナショナルな文化越境」は、いわゆる「国家の文化的アイデンティティを脅かすきわめて深刻な危険」(Tomlinson 1991＝1997 : 146) として、「我々」と「他者」とのあいだを往き来するのである。したがって、前者が「我」の意識の生産によって共通の慣習や生活様式、記憶を共有させていくとするならば、後者では、ナショナルなものの透明性を損なえるものとして認識される「他者」の文化の浸透や影響に対する不安と恐怖 (Morley・Robins 1995=1999 : 288) が共有されるのである。いいかえれば、前者が「我」をめぐる積極的な共同体想像の方法というのならば、後者は「他者」おいて消極的に共同体を想像することであるが、両方とも「境界」を維持させることで共同体を想像させるという意味では、共通の役割を担っているといえるであろう[13]。

デイヴィッド・モーリー・ケヴィン・ロビンスによれば、したがってナショナル・アイデンティティをつくり出す境界が維持されているということは、「彼方」つまり境界の向こう側にいる他者との境界を維持するためにつねに警戒しつづけるということを意味する。その過程には、グローバリゼーションという新しい世界秩序のなかで、過去の確実性に対する挑戦によって及ぼされる不安と恐怖という感情が「共同体の問題」として存在する (Morley・Robins 1995=1999 : 287-288)。ホールが、ナショナル・アイデンティティの行方を、「侵食」「強化」「新たなアイデンティティの台頭」の三つの道で提示したように、「トランスナショナルな文化越境」によってつねに越えられている境界は、きわめて熾烈な「アイデンティティ政治」の場となっていくのである。

冷戦体制は、そのなかでもっとも重要な歴史的条件として作用した。レイモンド・ウィリアムズが指摘しているように、非共産主義世界で50年代以降の放送の発達を主導した決定的要因は、アメリカの放送システムの拡大であった。50-70 年代の放送メディアの世界的普及は、1) アメリカの軍事、政治、産業分野を含む複合的コミュニケーション・システムを形成し、2) このシステムが他の国々の放送システムに浸透していく段階を経て行われた。アメリカの国防省は、全世界に 40 局に及ぶテレビ送信局と 200 局前後のラジオ受信ネットワークを構築し、文化情報局 (USIA) は、そのネットワークをつうじて送信するプログラムを準備する業務を担当した。これらをつうじて流入されていったのは、たんなる消費材だけではなく「生活様式」そのものであった。それは、アメリカのメディアを受け入れる国家の資本主義利害の当事者と、支配的な資本主義勢力であるアメリ

カの政治的意図の両者によって形成された風潮に基づくものであった(Williams [1974]2003 : 82-85)。

エドワード・ハーマンとロバート・マックチェニーは、映画、書籍、レコード、テレビなどのマスメディアの拡散が示しているように、戦後メディアのグローバルな体制はアメリカというグローバル体制とイギリスという帝国主義的遺産の結合だと指摘する。とくにテレビはそのなかでももっとも劇的かつ重要なメディアテクノロジーであった。多くの国がほとんどのテレビプログラムを輸入に依存しているなか、1958年の1500万ドルから1973年の１億3000万ドルまで増加したテレビプログラムの海外販売額の主な受益者は、いうまでもなくアメリカであった。そのような文脈のうえで、アメリカが擁護しつづけた「情報の自由な流通」という概念は、UNESCOの政策を構成する主な原則となった(Herman・McChesney 2001 : 43-45)。「情報の自由な流通」という原則は、当然アメリカの文化産業に絶対的な利益をもたらした。ほかにどの映画産業やテレビ制作センター、出版企業、ニュース施設もアメリカのメディア・エンターテインメント企業と同等な立場で競争するのは不可能なことだったからである。つまり「情報の自由な流通」は、アメリカ文化商品の全世界的支配 (Schiller 1996:169) を意味すると同時に、60-80年代における文化的秩序を象徴的に表す概念であった。

もちろん第三世界におけるテレビの導入時期は、国家の背景や文脈によって異なっていた。植民者によって放送システムが導入された国家があれば、メディアイベントをつうじて国家統合を試みた国家や、越境する外国の電波を防ぐためにテレビの導入を進めた国家もあった(Katz・Wedell 1977:12)。しかし戦後のマスメディアの拡散や文化的ネットワークの構築過程は、圧倒的なアメリカの文化的ヘゲモニーを共有していた。第三世界発展国家のメディア・大衆文化の形成過程を考えるにあたって、アメリカの文化的ヘゲモニーやその移転過程は、前提ともいえる決定的な歴史的条件として設定する必要がある。そしてその歴史的条件が第三世界のメディア空間に投げかけたのは、「アメリカ的な世界観」という、より大きくて包括的な枠組み(Hall 1991＝1999 : 50)であった。

そのようなマスメディアの拡大過程は、第三世界国家のナショナル・アイデンティティの側面でとくに複雑に作用した。先進化したメディアシステムをつうじて近代化を促進するという第三世界の期待と欧米の正当化(Harvey 1989＝1994 : 57)にもかかわらず、普及されるラジオやテレビなどのマスメディアをつうじて浸透してくる「均質化した大衆文化の移転」にどのように対応し、抵抗するべきかという、テクノロジーや制度としてのメディアとは異なる水準の「メディアの問題」を第三世界諸国に投げかけたからである。文化商品とそのイメージのトランスナショナルな拡散が、国民国家内部の文化的編成を同質化と異質化とのあいだに存在する多大な緊張感(Appadurai 1990＝2004 : 67)で満たせたのである。

0.2.2.　コミュニケーション研究における「従属」と「開発」

60-80 年代におけるマスメディアの普及をめぐるコミュニケーション研究は、「開発」モデルと「従属」モデルを中心に展開されていた。60-80 年代におけるヨーロッパ・アメリカから第三世界へのマスメディアの普及[14]は、第三世界[15]の開発 (development) や近代化過程におけるもっとも重要な要素の一つであった。エリフ・カッツとジョージ・ウェデルによれば、テレビの導入が 90 ヶ国以上

の第三世界諸国において、①国家の統合、②社会経済的近代化、③文化的創造など、「発展途上国」（developing country）として抱える諸課題を解決すると期待された。つまり、①テクノロジーの移転、②政治・経済的影響力を伴う社会文化的制度の移転、③プログラムフォーマットとコンテンツの移転などを主な内容とする放送メディアの移転は、「モダニティ」の象徴として、「発展」の成果を表す証拠として認識されたのである（Katz・Wedell 1977:1-12）。それは、第三世界にメディアを普及しようとする欧米側の約束でもあった。その約束を共有するパラダイムの影響で、メディアは、都市化や教育、その他の社会力（social forces）とともに経済、社会、文化的近代化を刺激する空間として捉えられた。いわば「近代化と開発のパラダイム」が浮上したのである。

このようなパラダイムは、コミュニケーション研究において、「コミュニケーションと開発」モデルという知的パラダイムとして現れた。植民地支配から脱した独立国家の出現が「開発」の本質とそれら新たな独立国家の発展を防げるものは何かといった議論が西欧の学者のあいだで浮上したのである。当時、その原因として指摘されたのは、①投資資本の欠如、②企業家的洞察力と熟練した人材の欠如、③開発途上諸国の伝統的価値観などであった。そのなかでも開発途上諸国の態度と価値観を変えるための解決策として採用されたのが、「コミュニケーション・メディア」、いわゆる「メディア指標」（発展のために最低限必要とされる、映画館座席数・ラジオやテレビの受信端末機数・日刊新聞部数の対人口比）の導入だったのである（Sreberny-Mohammadi 1991=1995：192-193）。

このような「メディアの問題」は、新国際情報秩序（NWIO）と不平等性の概念をめぐる70年代の世界的なメディア論争が示しているように、多くの第三世界の経済発展が本格化し、グローバルなメディアが拡散していくなかで、「ナショナルなもの」をどのように維持していくかという問題として浮上した[16]。とくに多くの脱植民地・発展国家にとって、その問題は、グローバルなスケールのなかで外国文化の浸透によって増幅する恐怖や不安とどのように闘い、ナショナルな秩序や国民の連帯感をどのように維持するかの問題、つまりナショナルなものとして構築されたものが脱ナショナル化されていく多様な個別の過程のなかでグローバルとローカルの諸水準を横断する問題であった。

デイヴィッド・ヘルドらは、1945年以降の文化的グローバル化の形態を、①文化産業によるナショナル文化の形成プロジェクトの困難や、文化的アイデンティティ形成における文脈の変化、②ラジオ、テレビの出現による下部構造の変化、③欧米文化の支配的流通などで説明している。メディアテクノロジーの発達やメディア企業の急成長をつうじて、「流通」の範囲、強度、多様性、拡散性などがより高まったグローバルな文化の流れが現れ、それまでのナショナルな文化やアイデンティティ、その制度的中心性が新たに問われることになったのである（Held・McGrew・Goldblatt・Perraton 1999:476-519）。実際に欧米側の約束の下で開発されつづけた多くの開発途上国では、古い映画とテレビプログラムが安い値段でダンピング販売され、ローカルのプログラムの制作や販売が困難に陥ることはもちろん、そのような消費形態によるナショナル・アイデンティティの虚弱が問題化されるようになった。欧米の絶対的な影響の下で形成された結果、娯楽的プログラムや広告のみならず、政治・文化的影響までもがパッケージ化された形で浸透しはじめたからのである（Williams [1974]2003:85）。

このようなグローバルなメディアの構造的・制度的な諸相に対して、「文化帝国主義」で代表される批判的言説がシラー、マテラート、ドーフマンなどのマルクス主義批評家を中心に拡散した。第三世界政治経済学研究においては、「従属論」「世界システム論」「ネオ・マルクス主義」の諸理論などをつうじて、近代化・開発におけるメディアの役割を再検討し、「技術決定論」「第一世界」と「第三世界」との社会経済的権力関係にかんする議論を展開していった(Mosco 1996＝1998:24-26)。とくにメディアは、第二世界大戦以降の世界秩序を論じるにあたってもっとも中心的な要素であった。「外国の文化による土着の文化への侵略」という考え方をもとに、資本主義による文化の均質化と商品化に対する批判が「文化帝国主義」の言説を構成した(Tomlinson 2001＝1997:56)。アナベーレ・スレバーニィ＝モハマディによれば、このような「従属」のモデルが「コミュニケーションと開発」のモデルに対する批判にもとづいて作り上げられたという。「コミュニケーションと開発」のモデルは自民族中心主義であり、歴史的視点を欠いており、単純すぎるものであり、開発を進化的かつ自生的なものとして理解しており、従属からの脱却よりはむしろ強化をもたらしたといった批判であった (Sreberny-Mohammadi 1991=1995 : 193-194)。

その「文化帝国主義」モデルにおいてもっとも革新的だったのは、マスメディアの普及とともに越境してくる異質な文化が土着文化に浸透し、文化の自律性を損ない、国民文化を侵食するという認識であった (Tomlinson 1991=1997 : 142-148)。そのような文化帝国主義批判は、「アメリカニズム」の拡散を中心にしたものではあったが、アメリカニズムに限らない、民族/国家間の文化的衝突 (Giddens 1985=1991:39)が、アメリカを除いた諸政治体間にもさまざまなかたちで存在していた。しかし90年代に入り、このような文化帝国主義をめぐる議論は、批判的に再検討されはじめた。多くの論者が、メディア・大衆文化とともに浸透する「国家の文化的アイデンティティを脅かすきわめて深刻な危険」(Tomlinson 1991＝1997 : 146) が過剰に扱われていたことについて指摘しはじめたのである[17]。

「開発」モデルと「従属」モデルは「境界のなかで何が起きているのか」という問題を看過し、単純化することによって、文化越境によって構築される国民国家のアイデンティティを充分に把握することに失敗した。第三世界におけるマスメディアの拡散や均質化した大衆文化の移転は、新たな文化的ネットワークのなかで、その文化的アイデンティティの再構成や再帰属はもちろん、文化的空間や形式、実践の再領土化を生産しつづけた(Edensor 2002＝2008:86)、きわめて複雑な現象だったからである。大半の国民国家にとって、「開発」と「従属」が交差するメディア大衆文化は、まさに「近代化」への目標と「ナショナル・アイデンティティの保護」の目標が複雑に衝突し、矛盾する空間であった。そしてそこが、文化的アイデンティティの再構成や再帰属、文化的形式、実践の再領土化を生産しながら禁止の言説装置が作用する空間なのである。

外国の文化に対する禁止の言説空間を作用させるのは、前述したように、「マスメディアとともに越境してくる異質な文化が土着文化に浸透し、文化の自律性を損ない、国民文化を侵食するという認識」である。しかし禁止の言説空間が作用しているというのは、厳格な禁止が遵守されているというのではなく、外国の文化が活発に浸透しているということを逆説的に意味する。スチュアート・ホールによれば、近代化のプロセスの下で外部に露出されつづけるナショナルな文化が文化的衝撃

や浸透による弱化を経験するなかで、その文化的アイデンティティをありのまま保存することは事実上むずかしいが、持続的変化や急速な変化、永久の変化が起こる社会として定義される現代社会において、「アイデンティティの危機」は、いまここの社会の中心構造と過程を変え、それまで個々人を現実に安住させていた枠そのものを揺らす、幅広い文化的変化の「プロセス」の一部となる(Hall 1992：321-357)。つまり文化の越境とその文化に対する禁止は、ともに存在し、作用することによってその文化的意味をもつのである。モダニティは、国家的条件・プロセスや国際的条件・プロセスが交錯することで、つまり内部の力と外部の力によって形成していくのだ(Hall・Held・McLennan 1992＝2000：12)。

外国の文化を日常的に消費するのとそれに対してナショナル・アイデンティティの危機を感じるのは、時代や社会によってその程度の違いはあるものの、つねに共存するものとして捉えねばならない[18]。つまり「接触の拒否」の対象となる外国の文化は、マスメディアのグローバルな拡散が行なわれる空間においては、境界の外側ではなく「境界の内側」に存在するのである。「内的集団への自己同一化」のための社会的想像や政治的経験が、つねに存在し、消費される外国の文化をめぐって作用するのだ。したがって、禁止の言説空間を構成する諸要素—対象に対する認識や感情、違反の存在、違反に対するタブー的感情、禁止によって生産される主体の欲望と気質など—は、日常的に存在するメディア・大衆文化の消費をめぐって存在することになる。日常的なメディア空間そのものが禁止の対象となることによって、禁止によって生み出される文化的産物もまたきわめて日常的なものとして共有されるのだ。いいかえれば、ここで抑圧されるのは外国の文化ではなく、むしろ抑圧されるのは禁止と消費が共存する日常的なメディア空間そのものなのである。

禁止の言説空間にかんする議論は、90年代に突入しながら行なわれた60–80年代の「メディアと共同体」の問題の再検討という文脈を共有するのと同じく、それらの議論が充分に論じていない「開発」と「従属」のあいだの文化政治の複雑かつアンビヴァレントなプロセスを分析するための理論的視座となるだろう。フィリップ・シュレジンガーも述べたように、集団のアイデンティティは、共有される伝統や集団的記憶と象徴的な同一化、そして国内と国外のあいだに象徴的境界を描きつづけることによって想像される（Barker 1997=2001：305から再引用)。つねにナショナルなものの透明性を害しながら浸透してくる外国の文化に対する恐怖と「境界の保護」をめぐるさまざまな努力は、「メディアと共同体」の問題における核心となる。

しかしその禁止の効果を外部からの文化的浸透に対する共同体の保護の側面だけで把握することはできない。禁止によって生み出される集団的認識や感情、気質などは、一方では共同体を抑圧するものとして作用するからである。禁止の言説空間にかんする議論は、境界を描きつづけることによって生み出される不安と恐怖、良心と罪悪感を共有する国民を動員しつづける文化政治としての側面をもっているのである。つまり国家による厳格な規制ができないなかで、違反される禁止が日常的なメディア空間における一つの「権力」として作用し、日常的な消費をめぐる国民としての政治的義務を生み出すのだ。

0.2.3.　近隣国間の文化越境に関するメディア研究—アイルランド・カナダの事例を中心に

世界第二次大戦以降、近代化の世界的拡散とその諸社会の連携や統合を強めるグローバル化が急速に進み、「トランス・ナショナルな文化越境」の問題がカルチュラル・スタディーズやメディア研究、文化社会学などを中心に活発に議論されてきた。それは、グローバル化をつうじて近代国家間の国境がどのように以前の強固な権威を失ってしまったのか、アメリカで代表される中心の大衆文化はどのように周縁を支配したか、その一方で、ローカルの文化的アイデンティティはそのような流れに対しどのように抵抗し、変容し、また破片化していったのかを問うものであった[19]。

実際グローバルな文化は、帝国主義/植民主義の下では考えられなかった多様で豊富な文化的経験を、世界が同時にまたは類似に経験する機会を提供、強制してきた。国境間の浸透能力の強化、あらゆる文化的産物と各種の通信の生産、伝達、受容に必要な下部構造や制度が発展していくなかで（Held・McGrew・Goldblatt・Perraton 1999:541-580)、世界は、アメリカ的な大衆文化を中心とした文化的流れが言葉の壁を楽々と越えて往き来し、言葉を越えてもっと直接的な方法で表現するイメージによって（Hall 1991＝1999:50）支配されてきたのである。

しかしマスメディアのグローバルな拡散による文化の同質化と異質化との緊張の問題がたんなる「中心—周辺」のフレームのみで把握することは不可能である。アパデュライは、文化の同質化にかんする諸議論は、メトロポリスの多様な力が新たな社会へと流れ込んでいく際にその力が何らかの形で土着化される傾向について考慮していないと指摘する。つまりそこには「土着化の力学」というものが存在しているのであり、西イリアン（Irian Jaya）の人びとにとってのインドネシア化、韓国人にとっての日本化、スリランカ人にとってのインド化、カンボジア人にとってのベトナム化など、多くの国家にはアメリカ化以上の懸念の対象が存在していて、その対象との関係がさまざまな形で作用しているのである（Appadurai 1996＝2004：67-68)。つまりアメリカナイゼーションで代表されるグローバルなメディア・大衆文化の拡散のなかには、局地的な政治的・経済的文脈を共有する二国間のトランスナショナルな文化越境の問題が存在しているということを看過してはならないのである。

実際、アイルランド、カナダ、パキスタン、台湾などの国は、イギリス、アメリカ、インド、日本などの近隣国からの文化越境の問題を深刻なナショナル・アイデンティティの問題として捉え、流通や消費の禁止などのさまざまな保護戦略を摸索してきた。つまり、韓国における日本からのメディア大衆文化の禁止と越境という現象は、それ自体できわめて特殊なことであるが、その一方では、メディア・大衆文化のグローバルな拡散において世界各地で起こっていたある意味普遍的な性格をももっているということを看過してはならないのである。とくにそれは、アジアと南アメリカ諸国のような、これまで代表的な非西欧世界として指されてきた諸地域に限定されない。植民地を経験している国あるいは強大国を近隣国として接している国であれば、トランスナショナルな文化越境をめぐる諸問題を深刻なアイデンティティ問題として抱えることになる。アパデュライが指摘しているように、相対的に小規模な政治体にとっては、大規模な、とりわけ接近する政治体による文化的併合への恐怖がたえず存在しているからである（Appadurai 1996＝2004：68)。ここではあえて文化帝国主義批判の主な舞台である南アメリカやアジアなどではなく、西欧世界に属しているカナダとアイルランドの事例をつうじて、二国間のトランスナショナルな文化越境に対する戦略や葛

藤を検討し、日韓における諸現象をより広範に共有されてきた普遍的なものとして考えてみる。

カナダとアイルランド両国の放送システムは、その形成及び成長の過程において、地理的かつ文化的により大規模な政治体であるアメリカとイギリスからの経済的かつ文化的影響もとにつねに置かれてきた。実際テレビ放送の電波越境という形で存在した文化越境は、カナダとアイルランドにおける文化的アイデンティティの問題においてきわめて重要な現象として、放送の法制度、システム、技術、番組、放送理念などの形成に多大な影響をおよぼした。カナダとアイルランドにおける電波越境の問題を比較研究的視点で研究したハウエルは、アメリカとイギリスからの電波越境と関連して両国のテレビ放送を構成する諸水準として、①プログラムのサービス、②規制のメカニズム、③放送にかんする法制度、④外国文化の浸透に対する対抗措置にかんする公式的認識などを提示している（Howell 1980:225-226)。この４つの水準は、まさに「主体化」と「近代化」のあいだに存在するさまざまな葛藤と矛盾を的確に示しているといえよう。

カナダにとってアメリカは二重の文化的意味をもつ。グローバルな文化的ヘゲモニーとしての「アメリカ」の意味と、カナダのナショナルなアイデンティティを脅かす大衆文化をつねに送り出す近隣国（neighbor）としてのアメリカの意味である。したがって 60-80 年代においてカナダのテレビ政策は、アメリカ放送の電波越境（cross-border spill-over）によるアメリカナイゼーションに対抗する「カナディアナイゼーション（Canadianization)」に重点を置きながら展開された。カナダのテレビ放送をナショナル・アイデンティティの問題と関連して追究したリチャード・コーリンズは、60-80 年代のテレビ放送の形成期、とくにナショナリストの主張が深く反映されたカナダの放送法が機能した 1968-88 年の期間に注目し、その 20 年間、国家によるナショナル・アイデンティティの保護やテレビ産業市場の拡大やテクノロジーの発展、カナダ視聴者の公的認識と私的受容のギャップなどが争いつづけていた諸様について述べている（Collins 1990 : 3-41)。

カナダのテレビ放送の形成期であったその 20 年間において、実際アメリカとの地理的距離はきわめて深刻な問題として認識された。越境してくるアメリカ放送の情報と娯楽は、カナダの文化的資源と創造的能力、情報のソースなどに対して大きな脅威として存在したからである。実際アメリカの放送に接することができる地域の住民たちは、カナダの放送が形成されはじめた 1960 年代からすでにアメリカの商業放送を積極的に視聴していた。カナダ放送がアメリカ放送のネットワークの拡大に凌駕されてしまう怖れが、国家言説の水準で広まっていく一方で、ケーブル・テレビ（CATV）の設置業者が急増するなど、アメリカのテレビ番組の浸透が日常的な大衆文化と化していったのである。しかしそのような風景が対置される背景には、テレビ放送の構造的問題が存在していた。1968 年に制定され、東から西への文化的流れを促進し、南から北、つまりアメリカ放送の越境を防ぐことを主な趣旨としていた放送管理法と CRTC(Canadian Radio-Television Commision)の厳格な輸入制限が示すように、「カナダ的なコンテンツとはないか」にかんする明確な定義や議論が十分になされていないまま、ナショナル・アイデンティティを守ると同時にアメリカ放送と競争し、視聴者を増やしていくという、具体的な内容に欠けた、単純に保護主義を訴えるだけの放送規制政策が展開されていたのである（Ramanow 1976 : 26-30)。

しかし、このような風景、つまりアメリカからの文化越境に対する反感や恐怖と、アメリカのテ

レビ放送の積極的な受容は、結果的にそれ自体でカナダのテレビ放送を構成する諸要素として存在してきた。コリンズは、カナダにおけるテレビ放送の形成・発展とアメリカからの文化越境との諸関係の歴史的流れを描き出した結果、アメリカのテレビ放送の越境とアイデンティティの問題とのあいだの因果関係について疑問を投げかけている。電波越境にかんする否定的な認識がカナダのナショナリズムによって共有されていたにもかかわらず、「寄生的依存」といわれるくらい、生産と消費両方においてアメリカのテレビ放送の多大な影響を受けてきたのは確かであるが、だからといってカナダのナショナリズムが弱まった証拠はどこにもないという。さらにコリンズは、ナショナルな感情を維持するにあたって、文化というファクターは実はゲルナーたちが主張しているような影響力をもっていないのかもしれないと問い、ナショナル・アイデンティティの生産・再生産は、文化ではなく政治制度の領域で行なわれると主張している。テレビがもつ機能のなかで、政策にかんする諸議論を生産・流通し、アイデンティティ構築において重要な役割を担う点よりは、「エンターテインメント」の手段としての機能に焦点を当てる必要があるというのだ（Collins 1990:327-331）。

しかしテレビが強力なエンターテインメントの手段として機能してきたとしても、そのエンターテインメントとしてアメリカのテレビ番組を消費していた一方で存在していた「対抗」言説や諸制度を看過することはできない。つまりコリンズの主張は、文化がもっているアイデンティティ政治の機能を無視しているというより、テレビの形成・発展過程において重層的な水準、つまり受容、規制、制度、共通認識などが共存してきたと解釈する必要がある。カナダのテレビ放送における二つの課題、ナショナル・アイデンティティをつくりあげる政治的手段としての課題と経済的利益を生み出す商業的機関としての課題自体は、近隣国のアメリカだけではなく、二重のアメリカからの電波越境によって生み出されたきわめて複雑なものであった。その葛藤・矛盾する二つの課題とそれらをめぐる諸現象こそが60-80年代をつうじてカナダのテレビ放送を構成してきたということこそが、コリンズの研究のなかで描き出されているカナダ放送の歴史的形成過程だからである。

イギリスによる700年以上にわたる長期間の植民地時代を経験したアイルランドにおいても、脱植民地ナショナリズムにもとづいた保護主義を通じた「脱イギリス化」はもっとも主要な課題であった[20]。そのなかで外部の勢力による文化的支配に対する恐怖と危機感や、アイルランド文化の形成・発展に対する期待が同時に集中したのは、いうまでもなくメディア・大衆文化の場であった。イギリスとアメリカからの雑誌、映画、テレビ、ラジオとポピュラー音楽の流入の影響を懸念する「文化帝国主義論」が、メディアをめぐる言説と制度を構成したのである（Tovey・Share 2000：419）。そのなかでもイギリスからの文化的影響がもっとも多大に及ぼしたのは、60-80年代、急速な経済成長とともに形成・発展していったテレビ放送であった。イギリスから越境してくるBBCやITVのテレビ放送に対抗することを目的とした「放送管理法」（1960年）と公共放送RTÉ（Raidió Teilifís Éireann）のテレビ放送においてもっとも強調されたのは、イギリスからの文化的浸透を防御し、アイルランド語を回復し、民族文化やカトリック文化を保護、発展させるという民族的目標を遂行するメディア機構としての機能であった[21]。以後、放送を独占しつづけたRTÉは、それまで映画と文学などの文化に強力な統制と検閲を行なってきたカトリック教会とともにアイルランドのナショナル・アイデンティティ構築のもっとも強力な手段として機能した。

そのような文化保護主義に亀裂が生じたのは、60-70 年代にかけて果たした高度経済成長であった。70 年代にすでに半分以上の人口が都市地域に移動するほど都市化が急速に進み、越境してくるイギリスの BBC 放送を享受できるようになった東北地方の住民を中心に、商業放送に対する要望が急速に増加したからである。多くのアイルランド人は、海外先進国の番組が放映されること自体に近代化を実感し、アイルランドの発展に寄与すると信じた。そのなかで経済成長のため開放（open-door）政策へと転換を選択したアイルランド政府は、イギリスからの電波越境とケーブルシステムの増加を「黙認」した。その結果 60 年代に個人のケーブル業者が家庭内でイギリス放送のシグナル受信用のネットワーク設置サービスを開始して以来、80 年代にはヨーロッパでもっとも多いケーブル利用者を確保した国となった（Barbrook　1992：208）。

同時にアイルランド文化の保護をつうじて国民形成に大きな役割を果たしていた「RTÉ」にとっては、電波越境してくるイギリスのテレビ放送と競争し、視聴者を増やすことが最大の課題として浮上した。結局 60-80 年代、視聴者確保といった課題を優先せざるをえなかった「RTÉ」は、アイルランド語放送を減らし、商業化を進めていった。実際 1976 年の時点で RTÉ の番組の 59 パーセントは外国からの輸入に依存しており、その主な生産国はイギリスとアメリカであった（Tovey・Share 2000：423）。つまりアイルランドにおいてイギリス放送の電波越境は、アイデンティティ政治の主な対象でありながら同時に、経済開放とテレビ放送の商業化双方に対して絶対的影響をおよぼしたのである（Barbrook　1992：208-210）。

60-80 年代におけるメディア・大衆文化の拡散のなかで、その拡散を経験していた諸国は、共同体を想像させるための戦略とまなざしを身につけようとした。つまり「文化的国境」の構築作業に取り組んだのである。もちろんカナダとアイルランドの事例が示しているように、それは「主体化」と「近代化」のあいだの矛盾をつねに抱く作業であり、結局は越境する資本主義文化を受容する過程であった。しかしその過程を、アメリカの文化的ヘゲモニーによってメディア市場に統合され、強大な近隣国の文化的侵略に呑み込まれてしまう過程として描き出すことはできないだろう。その過程は、その一方で構築した「文化的国境」をつうじて共同体を想像していく過程でもあるからである。

以上で検討したように、日韓における文化越境の問題は、メディア研究の文脈のうえで、メディア・大衆文化のグローバルな拡散が世界各地にもたらした二重の文化的浸透の問題として考えることができる。つまり文化越境の問題は、①国民国家における国民の構築過程、②メディアのグローバルな普及過程、③国境を接している国家間の文化的関係の形成過程といった三つの普遍的な性格をもつ。そしてその普遍性のなかで、各共同体は、自分たちが置かれている特殊な歴史的条件のうえで、つくり上げた戦略とまなざしによる文化的言説や実践、制度をつうじて境界内の文化を構築していくのである。

0.2.3. 韓国における大衆文化に対する「禁止・検閲」にかんする諸研究

ロバート・ゴールドスティーンは、19 世紀ヨーロッパにおける検閲のあり方について探究した著書『政治的検閲』の序文を当時の韓国の状況を述べることではじめている。

> 1987年9月の韓国文化公報部次長崔昌潤は、韓国の政治の自由化を予見するとみなされた選挙の期間中に、「芸術作品の国民にあたえる影響力は非常に大きいので、無制限に自由化するわけにはいかない」と宣言した。さらに彼は、「われわれは自らの社会的・道徳的価値を護り、維持していかなくてはならない」と付け加えた。「われわれは社会あるいは国家の安全を脅かす恐れのあるものを放置するわけにはいかないのである」。(Goldstein 1989=2003 : ix)

ゴールドスティーンは、新聞、書籍、映画、演劇、歌、その他の視覚芸術に対する韓国政治による検閲と禁止の膨大な量にふれ、メディアの影響力に対する韓国当局の過剰な反応は、今日の第三世界での大多数の国々および東ヨーロッパの共産主義体制下ではとめどもなく繰り返されうることであると主張している(Goldstein 1989=2003 : ix-x)。この文章が書かれたのが1989年であることを考えると、おそらくゴールドスティーンは、韓国社会が、韓国の現代史のなかでもっとも厳しい検閲が行なわれた60-80年代の独裁開発期からようやく脱出しようとする瞬間を目撃したのであろう。彼が指摘しているように、民主化以降もメディアに対する韓国政府の検閲による禁止は、その強度は弱まったものの、依然として存在し、言論と表現の自由を統制する手段として用いられた。いいかえれば、韓国においてメディアに対する「検閲・禁止」は、独立後の数十年間、社会を構成するきわめて主要な要素の一つとして作用したのである。

したがって、「日本大衆文化禁止」のあり方を探る前に、その厳格な「検閲・禁止」がどのような歴史的文脈のもとで、どのように実施されていたのかを検討するのはきわめて重要な作業となる。植民地時代はもちろん、独立以降、冷戦体制が強固になっていくなかで「反共主義」にもとづいた禁止がつねに「法的なもの」として実施されていたことは、きわめて複雑かつ曖昧なかたちで維持・遂行されていた「日本大衆文化禁止」が、韓国の文脈のうえでもいかに特殊なものなのかを示すからである。「日本大衆文化禁止」は、その「反共主義」と政権の政治的利害にもとづいたによる禁止と複雑に絡み合いながら遂行されていたのだ。

韓国における「法としての禁止・検閲」にかんする研究の系譜は、①植民地時代、②米軍政期、③国家形成期、④開発独裁期といった4つの時代に区分することができる。その出発点となるのが、「植民地検閲研究」である[22]。ジョン・グンシク(2011)によれば、植民地国家権力が主導した検閲制度と、それを内面化した韓国人の自己検閲、そしてそれを媒介する出版資本の中間検閲の相互作用の諸様は、韓国における植民地的モダニティの解明のための基礎的作業の一つである。ジョンは、植民地時代における検閲機構を、① 朝鮮人の出版印刷文化が極端に抑圧されていた「無断統治期」、② 3.1 独立運動に直面し[23]、いわゆる「文化統治」に進入した時期、③ 印刷出版文化が成長し、社会主義と民族主義が強化され、「検閲制度の体系化」が行なわれた時期として区分し、1926年に図書課の設置とともに完成されはじめた植民地検閲体制を分析している。新聞、雑誌および出版物、著作権、映画などの検閲を担当した図書課は、太平洋戦争後半まで検閲業務をつづけ、植民地時代におけるもっとも重要な知識統制機構として作動した。ジョン・グンシク、チェ・ギョンヒ(2011)は、植民地の民族運動と共産主義運動に対する検閲活動のために図書課組織がどのように

検閲基準を確立しながら拡大し、37年の戦時体制からの植民地出版警察体系の土台として作用したのかをつうじて、植民地検閲体系の組織的性格を明らかにしている。

ハン・ギヒョン（2011）によれば、植民地検閲にかんする研究の一次目標は、日本帝国が植民地支配のために行なった深刻な権力乱用の弊害を分析することであるという。さらにハンは、植民地検閲が、近代日本の国家政策の産物であったため、日本帝国が韓国につくり出そうとした植民地という国家あるいは社会体制全般と長期的かつ密接な関係を築いていたと主張する。。1929 年の光州学生運動を契機に言論統制を強化し、1931年の満州事変以降は、支配政策に対する批判そのものを許さない強力な言論弾圧を実施したのである。クォン・ミョンア（2007）は、植民地検閲において一貫して公開された検閲の基準が「治安妨害」と「風俗壊乱」であったことに着目し、「思想検閲」に比べて研究が十分になされていなかった「風俗検閲」の重要性を強調している。『朝鮮総督府禁止単行本目録』によれば、1928年から1941年まで行政処分された刊行物の数は総3356冊のうち、10%（357冊）が「風俗壊乱」に関わるものだったという。クォンによれば、「風俗検閲」は、民法、刑法、警察処罰領などによって行なわれていたが、とくに出版、興行、展覧、広告などに対する検閲においては、実際の行為はもちろん実際の行為にいたらなくても、その可能性があるあらゆるものに対して行なわれるものであった。植民地におけるメディアに対する検閲は、規律権力として出版はもちろん、演劇、音盤、映画にいたるまであらゆる分野で活発かつ厳格に行なわれ、メディアの脱政治化と孤立状態を生み出した。なにより植民地検閲は、検閲と関連する法制度を韓国に移植したという意味で、メディア検閲の出発点としてきわめて重要な意味をもつ。

第二の時期は、「米軍政期」である。放送をはじめ、韓国のメディアは、アメリカの検閲や統制によって作られた基準にもとづいて形成された。あれゆる概念が米軍政によって規定されていたが、その検閲の体系は、植民地時代の内容を受け継いだものであった[24]。キム・ウンギュ（2004）によれば、初期の米軍政は、治安と安保を害しない限りで自由主義を維持する方針であったが、北朝鮮を占領したソ連との力学という流動的な秩序のなかで左翼的言論に対する検閲と統制を強化させ、表現の自由を制限した。キム・ハクジェ（2011）によれば、米軍政は、日本の帝国主義を清算することを課題の一つにしながらも、自ら接収した総督府の事前検閲制度を積極的に活用した。総督府の訓令第18号第6号を廃止し、自ら映画の制作、配給、上映を監督するとともに、事前検閲による強力な検閲政策を行なったのである。

ジョン・グンシク、チェ・ギョンヒ（2011）によれば、米軍政は日本帝国によってつくられた法令と制度を選別して、一部は廃棄し、一部は維持させる統治方式を採択した。とくに出版法は廃止し、新聞紙法は存続させた米軍政の選択は、同一な事前検閲体系のなかで出版法と新聞紙法に差異をおき、新聞紙法にもとづいた検閲は日本人によって厳格に行なわれた日本帝国の観点を共有するものであった。ジョン・チェは、この二つの検閲体系が第三の時期、つまり、大韓民国政府樹立後の「国家形成期」との連続性のもとで述べている。米軍政府時期に広報課、公報局、公報部などで担当されてきた検閲業務は、政府樹立後、ご の公報処に受け継がれた。つまり、植民地時代の遺産である検閲と思想統制の法的かつ行政的枠組みと慣行が独立後の米軍政による検閲制度ど思想規制業務の現在的基盤となり、植民地遺産にもとづいて形成された米軍政検閲の遺産は、米軍政に代わ

る韓国政府の検閲制度の現在的基盤となったのである。ヨム・チャンヒ（2008）によれば、1948年の建国以降、左派に対する統制と検閲によって右派の映画組織だけが生き残っていく過程をつうじて、「反共主義」がどのように文化的領域の支配的イデオロギーと化していったのかについて述べている。とくに「反共主義」による禁止は、厳格な政治的・法的・制度的水準はもちろん、観客の情緒的水準までも貫通しながら、共産主義や北朝鮮と関連するものを「排除」していった。その禁止による排除のメカニズムが作用するなかで、脱政治化・かつ保守化した韓国の大衆は、アメリカを強く欲望していったのある。

本研究が注目する60–80年代の「開発独裁期」は、第四の時期である。この時期は、独立後の韓国の現代史において、植民地時代からの検閲のメカニズムがもっとも強力に作用した時期であった。チョウ・ヒヨン（2010）によれば、日本帝国主義に代わる米軍政及び李承晩政権が植民地官僚の人的基盤をそのまま継承し、植民地国家機構を新植民的統治基盤に転換させることによって、抑圧的国家機構が維持され、60–80年代の反共規律社会で強力に表れたのである。キム・チャンナム（2007）は、マスメディアが普及し、大衆文化産業が形成されはじめた60年代から、検閲と規制装置もともに強化されたと主張する。キムによれば、映画倫理委員会、放送倫理委員会、芸術倫理委員会などの審議機構がつくられ、大衆文化に対する事前検閲が実施された。とくに朴政権による維新体制に進入し70年代には、より積極的かつ抑圧的な検閲と統制が行なわれた。全政権による80年代にも「国家保安法」「集会と示威に関する法律」などの法制度を用いた検閲・統制が行なわれ、無数の禁止が生み出された。総372曲におよぶ「禁止曲」は、60–80年代の抑圧的かつ暴力的な禁止・検閲を象徴するものであった。テレビの場合も、権威主義政権は、法的根拠にもとづいて厳格な統制を行なった。ペク・ミスク、カン・ミョング（2007）によれば、70–80年代、放送における性的内容にかんする規範の場合、性的行為や場面などの扇情性を指摘するのではなく、その行為や場面を含む番組そのものの放送停止を命じるなど、権威主義政権は単純な性倫理規律の次元を越えて、直接的な規制や弾圧を行なった。このなかで、「禁止」と「許容」、「正常」と「非正常」の区分は明確に表れ、国家の規律の下で作用したのである。イ・ボンボム（2005）によれば、独立後の韓国現代史において「禁止・検閲のメカニズム」は「国家保安法」（「反共法」）と「刑法」といった法的装置によって強力に実施されていた。もっとも厳格な禁止・検閲を作用させたのは「反共主義」であった。1961年軍事政権によって公表された「反共法」は、1980年「国家保安法」に吸収されるまで、思想統制とともに反独裁民主化運動勢力を弾圧する政略的道具としてその威力を発揮した。イは、60–80年代に行なわれた思想及び表現の自由に対する弾圧は、その大半が「反共法」にもとづいたものであったと述べている。

独立以降の韓国において文化とはなにかを問うことは、アメリカと日本といった二つの他者との関係をめぐって形成した制度や実践、言説の形成過程を問うことである。韓国の文化、とくにメディア・大衆文化は、その二つの他者との関係と複雑に絡み合いながら形成されていったからである。「禁止・検閲」の側面からすると、その二つの他者との関係が明確に現れたのは「反共主義」と「反日主義」であった。上述したように、「反共主義」による禁止が厳格な排除のメカニズムをつうじて作用した「法的なもの」であったことに対し、「反日主義」による禁止・検閲は、排除の対象であっ

た日本の大衆文化がつねに消費されていたことでわかるように、つねに曖昧な状態で維持されていたのである。ならばこれまでの諸研究は、この「日本大衆文化禁止」についてどのように述べてきたのだろうか。

0.2.4.3.　韓国における「日本大衆文化禁止」にかんする先行研究

韓国における日本大衆文化の禁止と消費にかんする先行研究は、韓国政府による公式的開放が行なわれた 1998 年を基準に区分することができる。韓国における日本大衆文化の禁止と消費にかんする学術的な議論が登場したのは、「文化開放」をめぐる社会的議論が活発になっていた 80 年代後半であった。万国著作権条約加入、映画市場開放、オリンピック、民主化、冷戦構造の崩壊など、国内外の状況が大きく変化するにつれ「文化開放」の動きが加速していったのである。それまでその輸入が禁止されていた日本大衆文化の開放問題について政府や産業界を中心に本格的な議論がなされ、日本大衆文化にかんする研究が本格的になされはじめた。「開放論」(イ　1989)、「日本大衆文化の否定性」(ジョン　1989)、「日本衛星放送のプログラム」(アン　1990)、「日本衛星放送の文化的性格」(キム　1991)、「電波越境の現状」(キム　1992)「青少年の消費と対日認識」(イ・イ・ジョン　1993) など、この時期における諸研究は、「すでに流入していた日本大衆文化」を学術的な「問題」として新たに認識すると同時に日本大衆文化の開放をめぐる議論にも積極的に介入する形でなされていた。

ジョン・ムンソンの研究 (1992；1994) は、日本大衆文化の否定性や悪影響にかんする議論を学術的に展開したものであった。ジョンは、当時 30%に及ぶ海賊版マンガの不法流通を指摘したうえで、暴力性、煽情性、性の歪曲、低俗性などを特徴とする日本のマンガが青少年に否定的な影響をあたえているにもかかわらず、韓国社会が適切な対応はもちろん、その実体さえ把握していないと主張している。さらにジョンは、韓国の青少年のあいだに日本大衆文化が深く浸透していると指摘し、青少年たちが日本人と日本大衆文化に対してアンビヴァレントな態度を持っている主張している。

このような日本大衆文化の否定性を青少年文化のなかで論じる研究は、日本大衆文化論の一つの軸として行なわれつづけた。チョウ (1997)、チョウ・ク (1999)、ク (1999) は、日本大衆文化の暴力的・性的要素が学校暴力などの少年問題に影響を及ぼしていると指摘し、日本大衆文化の拡散の否定性を強調している。これらの研究によれば、日本のメディア・大衆文化が青少年にあたえる影響はきわめて大きいため、日本大衆文化の開放より法的制裁を強化することを提案している。植民地時代に失った文化的伝統を復元していくなかで、青少年の外来文化受容による精神的かつ文化的植民地状態への恐怖を強調しているのである。

しかしこの否定性にかんする諸研究では、個別的な作品の内容にかんする分析や言及がなされていないため、その否定性の根拠を提供しておらず、それまでジャーナリズムの水準を中心に展開されていた情緒的な印象論にもとづいた観点や認識をそのまま引き継ぎ、再生産しているようにみえる。またそのアンビヴァレントな態度についても、そのような態度を生み出した構造的側面などにはふれず、対象も青少年に限定されており、独立後の韓国社会、とくにメディア・大衆文化の発展

過程のなかで蓄積されていた日本大衆文化をめぐる認識や感情についても扱われていない。

日本大衆文化の否定的影響を文化帝国主義的観点から構造的に検討した研究の流れもある。ムン・オクベ（1992）は、音楽産業を中心に、韓国で消費されている日本大衆文化の現状とその悪影響を指摘しながら開放問題を検討している。「韓国は日帝から開放されたのか」という問いからはじまるこの研究は、「文化帝国主義」の観点から、日本に対する文化的開放を「文化従属」として規定している。莫大な資本と先端のテクノロジーにもとづいた優れた文化産業が韓国の消費市場を掌握すると同時に、生産、流通、消費、再生産の構造を統制し、経済従属はもちろん日本のイデオロギーの浸透による社会的・文化的従属をひきおこすことになると主張しているのである。ムンは、日本大衆文化の流入のあり方を政府の態度や産業の状況のなかで捉え、これまでにない新たな視座をつうじて日本大衆文化を「問題化」しているが、同時に日本大衆文化の流入をめぐる歴史的文脈や条件を充分に考慮に入れておらず、その議論がやや単純化している。またムンは、日本の音楽による文化帝国主義の浸透を内的要因と外的要因として区分しながら、80 年代のファッション雑誌やポピュラー音楽の流行、日本の衛星放送などを説明している。しかし独立後の歴史的文脈、とくに60-80 年代における日本大衆文化をめぐるさまざまな現象や「アメリカ」という文化開放におけるもっとも重要な要素を見逃しているため、80 年代の新たな消費主体の登場と文化空間の形成を充分に把握しきれていない。このムンの研究は、「日本大衆文化の禁止と消費」にかんする研究において一つの重要なフレームを提示したという意味で重要な意味をもつものであった。

カン・ミョンク（1994）は、韓国社会の文化的矛盾を、「文化的不平等」という内部的なものと「文化的従属」という外部的なものとして把握し、日本大衆文化開放の問題を「発展と従属」のあいだで検討した。カンは、当時の開放論は「現実論」「対日コンプレックス克服論」「均衡論」「段階的開放論」などの賛成論と、「新帝国主義論」「伝統文化保護論」などの反対論に区分することができるが、しかしその両方の意見ともに民族文化保護の重要性と競争力に対する危機感を共有していると指摘し、結論的に、文化産業の基盤確保という側面で、日本大衆文化に対する市場開放は留保するべきであると主張している。

1998 年の「日本大衆文化開放」を前後になされた諸研究[25]は、韓国社会の内部における日本大衆文化の位置とその意味を再確認したうえで、開放後の諸課題について述べている。ハン・ギョング（1998）は、「日本大衆文化開放」にかんする議論を行なうにあたって前提とすべき点は、問題となるのはたんなる文化開放ではなく、日本の映画とポピュラー音楽、放送、音盤などといった文化商品の市場開放であると指摘し、すでにさまざまな日本の大衆文化が韓国社会に深く浸透しているなかで重要なのは、それらの文化商品に対する制度的整備であると主張している。キム（1999）も、日本大衆文化に対する認識の変化と政策の整備を主要な課題として提示している。韓国社会における諸議論が「倭色」「低質」などといった偏見的視線によってなされているあいだ、韓国の市場が日本大衆によって蚕食されたことを認識し、世界的な影響力を発揮している日本大衆文化に対する市場開放に備えねばならないと主張している。

チョウ・ギュチョル（2000）は、反共主義、発展主義とともに国家の重要な戦略的イデオロギーであった「反日ナショナリズム」を批判的に検討し、1998 年の象徴的な開放措置後、韓国の一般大

衆が自ら日本大衆文化に接することが可能になることによって、大衆文化の流入が規制されている状態で日本研究者や日本関連出版物などの生産者による利益の追求が不可能なことになったことに注目した。チョウによれば、それまでの多様な日本研究を妨げていたもっとも大きな要素は「反日ナショナリズム」だったのである。またジョン・ギュチャン（1999）は、日本大衆文化が長い間、韓国の内部でおなじみのものとして存在していたため、開放の問題それ自体は唐突かつ新鮮なものではないと指摘する。ジョンによれば、60年代からの経済的従属の文脈のうえで、90年代以降の政治民主化、メディアの商業化、文化的グローバル化として商品化されていた日本大衆文化は、一時的なトレンドではなく一つの主導的流れとして韓国社会の内部で一定の影響力を発揮しながら「韓国文化の一部」を構成している。したがって、ジョンは、日本大衆文化の開放は「危機の原因」ではなく「危機の徴候」であるとし、したがって「日本大衆文化開放」を、韓国社会におけるメディア・大衆文化のスケープを新たに再構成する機会とすべきであると主張している。

この時期においてなされた研究は、日本大衆文化の禁止と開放の問題を、90年代のグローバル化の諸現象の文脈といった新たな次元のなかで捉えはじめていた。日本大衆文化の問題をナショナリズムなどといった単純なフレームのなかで扱うのではなく、複雑かつ重層的な「文化」として捉えることで、政策と産業、受容者などのさまざまな領域の異なるあり方を把握することができるということであった。このような議論は、それまでの「日本大衆文化禁止」の過程が生み出した歴史的意味にかんする十分な議論がなされていないという問題はあるものの、日本大衆文化の問題を構成する多様な水準と要素に光を当てたという意味できわめて重要な議論であった。とくにジョンの研究は、それまで日本大衆文化を「メディア文化研究」の対象として位置づけ、メディア・文化研究における主要な課題は、「日本大衆文化の開放にどのように対応すべきか」「日本大衆文化の浸透に対してどのような伝統文化を啓発すべきか」などを問うのではなく、大衆文化の領土全般における多様性の拡大という積極的戦略のなかで政策的・理論的介入を果たすことであるとし、日本大衆文化の問題をメディア・大衆文化の問題として認識したという点で重要な意味をもっている。

実際2000年代以降、日本大衆文化の問題をめぐって「メディア文化研究」としてのさまざまなアプローチが行なわれはじめた。そのなかでもとくに目立つのは、「オーディエンス研究」の登場であった[26]。日本大衆文化の否定性を主張したそれまで諸議論において、日本大衆文化の悪影響のもとに、精神的かつ文化的植民地状態にいたる受動的な存在として論じられていた日本大衆文化の受容者、とくに青少年が、「文化的趣向をもつ能動的な主体」として描かれはじめたのである。キム・ヒョンミ（2004）は、韓国社会における日本大衆文化の流入に反対する側と賛成する側の双方が、日本大衆文化のグローバルな流通と歴史的変化にかんする具体的な考察を欠いたまま、日本大衆文化の影響力についての一般論だけを強調していると指摘する。キムは、日本大衆文化にかんするあらゆる言説が、公式的禁止にもかかわらず存在した非公式的流入による「主体性の喪失」あるいは「新植民地的な支配」などといった形態であり、「ファン」の能動性をつうじて本大衆文化の消費者のアイデンティティが歴史的状況によって変化してきたことに注目した。日本大衆文化をめぐる「オーディエンス」研究は、その能動的消費にもかかわらず依然存在する政治的義務のような国民としての認識や感情がどのように働くのかについて十分に考慮していない。それは、「禁止」を当然のアイ

デンティティ政治として設定し、能動的な消費をその禁止と対照的なものとして捉えることによって、「禁止」の性格はもちろん「禁止と消費の共存」について把握していないからであろう。能動的消費は、たしかに「抵抗と従属」といった二項対立的構造を解体する重要な要素であるが、「禁止」と対比させる形で設定する場合、逆説的にも、その「禁止」との二項対立的構造のなかに閉ざされてしまうおそれがあるのだ。

90 年代以降の東アジアのトランスナショナルな文化交流に関心が高まるなかで、日本においても韓国における日本大衆文化の受容にかんする研究が次々と発表された[27]。前述したキム（2004）の研究もすでに韓国で発表された論文が日本に翻訳されたものであった。岩渕（2003）が述べているように、これらの研究の多くは、日本大衆文化のアジア地域への浸透を 90 年代以降の新たな文脈をもつ現象として捉える傾向がある。アジア地域のメディア産業のあいだで提携が一層進み、市場の同時性が高まることで、組織的に日本の大衆文化が国境を越えて恒常的かつリアルタイムに流通するようになり、東・東南アジア地域の都市部においてその存在がごくありふれた日常の風景となったという見方である。五十嵐（1998）も定義しているように、日本経済の東アジアへの大規模な経済進出と平行し、日本の大衆文化がこの地域に浸透したいわゆる「ジャパナイゼーション」は、1980 年代後半以降の現象なのである。

しかし同時に 90 年代以降の諸現象は、各国家における日本大衆文化をめぐる歴史的文脈のうえで考察されねばならない。毛利も指摘しているように、90 年代以降の傾向を、日本と韓国、あるいは中国といった国家の枠組みをこれまでどおりに理解し、国家間の交流が深まってきたなどと捉えればそれは誤りであり、むしろ国家間が政治的には深刻な分断状況に陥りつるある一方で、いささか皮肉なことに大衆文化の交流が進んでいるとみることもできるのである（毛利　2004 : 9）。

土屋（2002）は、韓国における日本マンガの密輸と翻訳の問題を、植民地時代からの日韓のマンガ史のなかで歴史的に検討している。土屋は、韓国において日本のマンガが活発に消費されてきた背景には、「植民地時代における日本マンガの導入過程」「日本による同化政策による文化的・情緒的素地」「マンガ産業の規模の差」などの要素が作用していたとし、大衆文化に対する政府主導の制度や実践、言説を批判している。土屋の議論は、植民地からの連続性を強調することによって独立後の文脈、とくに国家が文化に暴力的に介入した 60–80 年代の文脈が生み出した要因などについては充分に論じていないが、90 年代以降の現象を長い歴史的文脈のうえで論じることによって、90 年代以降の変化だけではみえない、日韓のあいだで存在していたさまざまな「トランスナショナルな文化越境」を浮かび上がらせているのである。

白石（2007）は、韓国における日本大衆文化をめぐる政策と受容過程を、日本大衆文化が消費されていたアジア地域の文化的秩序の変容過程に位置づけて検討している。日本大衆文化に対して原則的排斥の姿勢を見知した国家政策と、日本大衆文化生産物への需要を拡大したマーケット市場、そして中間階層の登場によって浮上した新たな消費層などの多様な要素が作用するなかで日本の大衆文化商品が浸透していった文脈を捉え、その変容過程をアジアにおける文化交流のなかで考察しているのである。白石は、日本大衆文化の拡散だけではなく日本をふくむアジア地域における韓流ブームにふれながら、政治的境界線を越えた文化交流はけっして日本と韓国のあいだにのみみられ

る固有な現象ではなく、それは全アジア地域のみならずカナダ・アメリカをも含めた空間における地域的かつ有機的関係の一部であることが認識されるとし、「緩やかな文化共同体」としての東アジア、つまり「東アジアという二十一世紀的な想像の共同体の可能性」を提案している。

以上で検討したように、韓国における関連研究が「支配と抵抗」のフレームを中心になされてきた一方、日本からの視点で行われた諸研究は、90 年代以降のアジア地域における文化交流の一部分として捉えてきた。しかし韓国で行なわれた研究も 1998 年の「日本大衆文化開放」を期に急増したという意味では、90 年代以降の「アジアと日本大衆文化」といった文脈を共有しているといえよう。これらの研究は、大衆文化の流通や消費がもたらしたアジア的文化ネットワークの可能性についてさまざまな側面から光を当て、「日本と韓国」「禁止と開放」「支配と従属」などといった二項対立的な構造のなかで論じていたそれまでの議論に、グローバルな文化的ネットワークにおける「文化混種性」とさまざまな水準における「文化交流」といった新たな視座をあたえてきた。

しかし「日本大衆文化禁止」の問題を、境界内の文化的アイデンティティの問題として注目する本研究の問題意識からすれば、これらの研究は、共通した問題を抱えているといえよう。それは「禁止の不在」である。もちろんそれは、これらの研究が禁止を言及していないという意味ではない。むしろそのほとんどは、韓国における日本大衆文化の受容のあり方を論じるにあたって、その流入に対する規制や制限について論じている。しかしここでいう「不在」の意味は、「禁止」を脱植民地化作業の性格をもつ強固な歴史的条件、あるいは国家による政策的装置として単純化し、「公式的には禁止されていたが、非公式的には消費されていた」といった議論にとどめていることによって、60–80 年代、「脱植民地化」と「近代化」のジレンマのうえで作用していた「禁止」がもつ性格や意味、そして禁止を構成する諸次元と要素が生みだすダイナミズムが看過されているということである。

以上で検討したように、「日本大衆文化禁止」は、1）国民国家における国民の構築過程、2）メディアのグローバルな普及過程、3）近隣国家間の文化的関係の形成過程といった普遍的な側面をもつものである。それはカナダやアイルランドが経験した文化越境をめぐる葛藤をつうじても明らかなことである。しかし同時に冷戦体制におけるアメリカとの関係、独立後の二国間の関係、国内の政治的・経済的状況などは、「日本大衆文化禁止」に特殊な側面をあたえた。その特殊性は、検閲の系譜で検討したように、「反共主義」による禁止との差異をつうじて明確に現れている。独立後、米軍政につづく南北分断と朝鮮戦争、軍事政権による開発独裁を経験するなかで、反日主義は、反共主義と比べるときわめて曖昧なナショナリズムだったのである。ならばこの普遍性と特殊性が複雑に絡み合うなかで数十年間維持、遂行された「日本大衆文化禁止」は、いかなる禁止なのか。「反共主義」による禁止が法制度にもとづく「排除のメカニズム」をつうじて作動していたとするならば、それと比べて顕著に曖昧なかたちで維持されていた「日本大衆文化禁止」の性格はどのように規定することができるのだろうか。

第３節　本研究の構成

本研究は6章からなる。以下、各々の章構成について概観していく。

第1章では、禁止にかんする理論的考察を行ない、「禁止」の意味とその多様な位相、「越境」との関係を理論的に探り、排除と越境、禁止と欲望の重層性を捉えようとする本論文の分析枠組を提示する。禁止論においては、フレイザーからデュルケム、フロイト、レヴィ=ストロースにいたるまでの禁止をめぐる先行研究をつうじて、禁止が共同体の問題としてもつ意味とその性格を決定づける諸要素について検討し、フーコーの研究をつうじて、「法的なもの」ではない「禁止」とはなにかについて検討する。そして「禁止」をポストコロニアルな観点から探究することの意義について、禁止の「違反」がもつさまざまな意味と違反を含む禁止のプロセスを、「検閲」と「否認」などの概念をつうじて検討したうえで、「日本大衆文化禁止」の歴史的過程を分析するための枠組みを提示する。

第2章では、本格的に「日本大衆文化禁止」にアプローチするために、日本大衆文化の位置を60-80年代に韓国を取り囲む文化地図のうえで検討する。それは、冷戦構造や脱植民地化、国民形成などの条件が交錯するなかで構築された日・米・朝との文化的関係とアメリカの圧倒的なヘゲモニーによって再編される冷戦的メディア空間のうえで、日本とのあいだに築かれはじめていった「文化的国境」を確認することである。日韓における文化越境はそれに対するまなざしと戦略は、日韓だけでは把握しきれない、東アジアの政治・経済・文化的秩序によって生み出されるものであるからである。したがって、韓国のメディア・大衆文化の形成におけるアメリカ(とくに米軍)の圧倒的な影響を確認したうえで、そのなかで日本大衆文化に対する制度、言説、実践がどのような重層的水準、で形成されたのかを考察する。

第3章では、独立直後から「植民地の残滓」を象徴する語であった「倭色」が、近代化のプロセスのなかでどのように定義・消費・利用されていったのかをつうじて、「日本大衆文化禁止」の遂行過程の変化について検討する。とくに60年代を転換点にし、その「倭色」をめぐる変化が、「日本大衆文化禁止」にどのような変化を与えたのかを明らかにする。日韓の国交が正常化され、韓国の大衆文化や文化産業を中心に日本の大衆文化を積極的に取り入れようとする動きが社会的に拡散していくなかで、国内の大衆文化に対する禁止など、「倭色」をめぐる国家の「文化政治」が行なわれていく過程をつうじて、「日本大衆文化禁止」の複雑な性格をより明らかにすることを試みる。

第4章では、1950年代から日本と地理的に近い釜山地方に、九州地方からの電波が届き、韓国の放送がその形を整えていないなかで日本の放送がさまざまな形で影響をおよぼしていたことに着目し、独立後の韓国釜山における日本の放送の「電波越境」の影響とそれをめぐる韓国社会やメディア産業のまなざしと態度、戦略の文化的意味を歴史的に考察する。とくにラジオの時代からテレビの時代へと転換していった60-80年代に、法制度が不在であるなか、電波越境をめぐってどのような文化的経験が存在していたのかを探るとともに、それらの現象をつねに問題化した「日本大衆文化禁止」はどのような言説を生産しながら維持されていったのかを明らかにすることを試みる。

第5章では、テレビ放送における日本のアニメの消費のあり方を、韓国のテレビ放送文化の歴史のなかで検討する。とくに、日本のアニメ放送をめぐる国家とメディアの役割に焦点をあて、「日本大衆文化禁止」を構成する①法制度、②メディア、③言説装置のあり方を明らかにした。つまり、

日本大衆文化の禁止を明確に明示した法制度の不在、日韓条約の妥結以後の韓国政府の曖昧な態度、そのなかでさまざまなかたちで行われていた日本大衆文化の流入、そしてそれらをめぐる諸言説がどのようにせめぎあっていたのかをつうじて、「日本大衆文化禁止」の性格をより明らかにすることをめざす。

第 6 章では、80 年代ビデオの普及過程と万国著作権条約への加入過程をつうじて、「日本大衆文化禁止」の性格を法制度や技術的装置の側面から検討する。文化市場が開放され、国際的な法制度の基準が国内のメディア・大衆文化の秩序に適用されていくなかで、そもそも外国に対する「文化保護」を理由に外国文化の輸入を制限しようとする試みであると同時に、国民構築を目的とする国内の文化政治として存在していた「日本大衆文化禁止」そのものに対して根本的な変化が要求されていた。本章はその二つの変化、つまり「文化開放」のプロセスと「日本大衆文化禁止」のメカニズムの葛藤と矛盾をつうじて、「日本大衆文化禁止」がグローバルとローカルな諸次元の力学とどのように絡みあい、せめぎあったのかを明らかにする。

以上のように本研究では、「日本大衆文化禁止」に対してさまざまな角度から歴史的にアプローチする。とくに「日本大衆文化禁止」が違反と黙認、それらに対する言説によって構成され、維持されていく過程を反復的に照らし出すことによって、「日本大衆文化禁止」の性格を描き出していく。終章では、各章の内容をまとめながら「日本大衆文化禁止」の性格を明らかにし、それが韓国の大衆文化の形成過程においてどのような意味をもつのかを考える。つまり、数十年間共存した禁止と消費、そしてそれをめぐるさまざまな制度と実践、言説は、韓国社会の文化的国境の構築過程においてどのような意味をもつのかを問いなおす。

注

[1] 韓国における文化社会学、文化研究の制度化過程については、(イ　2004；カン　2000；チュ 2004；ワォン　2004；ヤン　2004) を参照.

[2] 「発展国家」(development state) という概念は、東アジアの経済成長の原因と戦略について研究したチャルマース・ジョンソンによって提示された。ジョンソンは、日本と韓国、台湾などの東アジア諸国における経済発展の諸様を資本主義や社会主義的発展過程とは異なる第3の形態として把握し、「発展国家」という概念で説明した (Johnson 1982)。「発展国家」の特徴は次のようにまとめることができる。①国家活動の根本的目標として経済的成長と生産が最優先さえる、②業績主義 (meritocracy) に基づいた高度の才能をもち、規律に従属する経済官僚の充員、③産業の変化の課業があたえられた機関に官僚的才能を集中させる（日本の通産省、韓国の経済企画院、台湾の産業開発部)、④情報交換と協力促進のために官僚と企業エリート間の緊密な関係を制度化する、⑤特定の利害関係と成長を損なえる諸要求によって政策ネットワークが影響されないように保護、⑥制度化された政府‒産業ネットワーク及び金融のような主要資源に対する公共の統制をつうじて発展政策を進める（ジャン 2006：196-197）.

[3] 韓国の発展国家期については、(キム 1999；キム 2000b；ユン　2006) を参照.

[4] 鄭大均は、戦後の日韓関係を「交流不在の期間」(45〜65 年)「一方通行の時期」(65 年〜88 年)「相互交流の時期」(89 年〜1998 年現在) に区分している。1965 年の国交正常化からソウル・オリンピックが開催された 1988 年の約 20 年間を、大量の日本人観光客が韓国を訪れ、また日韓条約の締結にともなって、資金や技術や情報、つまりヒトやモノや文化が一方的に日本から韓国に流れた時期として規定している（鄭　1998：109）.

[5] 1974 年から 1978 年まで実施された、「新たな民族文化を創造することで文化中興を果たす」ことを目的とした政府主導の事業。1）正しい民族史観を定立し、新しい民族芸術を創造すること、2）芸術の生活化・大衆化をつうじて国民の文化水準を向上させること、3）文化芸術の国際交流を積極化することによって文化韓国の国威を宣揚することを主な目標内容にとしていた（文化公報部 1979：227）.

[6] 朴政権を「開発動員体制」として規定した社会学者ジョ・ヒヨンによると、「動員」とは支配の同意的基盤を創出する支配権力の多様な戦略的行為の一つである。動員を用いる支配権力は、「同意的強圧」を「強圧的同意」に転換させるという政治的目標をもつ（ジョ　2010：198-199)。

[7] 「新文化政策」(1981 年)「第 5 次経済社会発展 5 か年修正計画文化芸術部門計画」(1983 年)「地方文化中興 5 か年計画」(1984 年)「第 6 次経済社会発展 5 か年計画分化部門計画」(1986 年)（ク 1998：4-5）.

[8]鄭大均は、戦後の日韓関係を「交流不在の期間」(45〜65 年)「一方通行の時期」(65 年〜88 年)「相互交流の時期」(89 年〜1998 年現在) に区分している。1965 年の日韓国交正常化からソウル・オリンピックが開催された 1988 年までの約 20 年間を、「大量の日本人観光客が韓国を訪れ、また日韓条約の締結にともなって、資金や技術や情報、つまりヒトやモノや文化が一方的に日本から韓国に流れた時期」として規定している（鄭　1998：109）.

[9] 国境地域を中心に、通商、交易、移民、アイデンティティ、文化などの問題を対象とする境界研究 (Border Studies) は、境界は、その境界を引こうとする集団とそれを容認する集団のあいだに存在するある種の「協約」から生まれるという人類学者フレドリック・バルト、レイモンド・リーチらの視点を共有しているものである.

[10] ジョーン・トムリンソンは、文化帝国主義を批判的に再検討した著書『文化帝国主義』のなかで「文化的アイデンティティ」と「ナショナル・アイデンティティ」の不一致に指摘している。1982 年のユネスコの文化に関する言説を分析したトムリンソンが指摘しているのは、UNESCO の言説が「国民国家」が一番上位に位置する正当性を強調するあまり、「国民文化」と対立するような多様な

文化認識のパターンが国境の内側はもちろん国境を越えて存在するということ、つまり「文化的アイデンティティ」（cultural identity）と「国民文化的アイデンティティ」（national cultural identity）のあいだに存在する「不一致」を看過しているということであった。さらにトムリンソンは、そのような傾向によって「文化帝国主義」に関する議論が、「国民文化的アイデンティティに対する攻撃」という表現が示しているように、「我」と「彼」の二項対立的で共時的・空間的な次元のみで行なわれていると指摘する。グローバル化のなかで問題化されている多国籍の資本主義の文化的支配に対して批判するためには、国家という近代的なコンテキストの内部ではなく、近代性そのものの文化の広がりというより大きな物語が必要とされるということなのだ（Tomlinson 1991＝1997：138-184）．

[11] もちろん境界がもつ意味が「我」と「彼」との区別のみに限られるわけではない。「中間地点（in-between）の空間こそ、自己の戦略を磨く領域である」（Bhabha 1994=2005:2）というホミ・バーバーの主張でわかるように、多くの議論のなかで境界は、それ自体で統一性や不変性をもたない新たな主体を産み出す「第三空間」として注目されている．

[12] （Abu-Lughod 2005；Barker 1997=2001；Edensor 2002＝2008；Gllespie 1995; Morley・Robins 1995=1999；Schlesinger 1987）を参照．

[13] 吉本隆明によれば、禁制の対象が＜共同体＞であるとすれば、この＜共同体＞に対するじぶんは、＜自己幻想＞であるか性的な＜対幻想＞であるかいずれかである。またある＜幻想＞の共同体がある対象を、それが思想にしろ、事物にしろ、人格にしろ共同に禁制と考えているばあい、じつはそのなかの個人は、禁制の神聖さを強制されながら、その内部にとどまっていることを物語っている（吉本 1982：47）．

[14] 30年代イギリスやアメリカで初の放送が開始されたテレビの拡大が欧米諸国で行われたのは、50年代末から60年代の初頭の時期であった。とくに60年代に加速化した経済成長が欧米諸国の内需を活性化し、テレビ受像機の価格の下落と保有数の増加を導いたのが決定的な要因であった（Held・McGrew・Goldblatt・Perraton 1999＝2002:565）。第三世界諸国においても、テレビの導入時期は、社会経済計画の時期と密接に関わっていた．

[15]ヴィンセント・モスコによると「第三世界」という概念の登場は、理論上の主張はなく、単純に旧ソ連と同盟関係にあった第二世界国家のなかの低開発または開発途上国を指す記述的用語から由来する。以降、核心の先進国ではない世界を示すカテゴリーとして使われるようになった。韓国のような「開発途上国」カテゴリーの最先頭に位置する諸国、ある程度の発展を果たしたアジアの新生工業国、開発にまでいたることもできない全体貧困と限界状態を経験している諸国をどのように扱うかという問題などの混乱もあるが、それにもかかわらず、「第三世界」は北アメリカや西ヨーロッパ、日本、オーストラリア及ニュージーランドなどの先進国の外部にある諸国をカテゴリー化するにあたって有効な概念なのである（Mosco 1996＝1998：150）．

[16] （Collins 1990；Herman・McChesney 1997＝1998）を参照．

[17] （Appdurai 1990=1996; Collins 1990; Edensor 2002=2008；Morley・Robins 1995=1999；Schulesinger 1991）を参照．

[18] 慣習にもとづく日常が社会的経験の大半をしめしている時代や社会においては、外国の文化的商品も、他の文化的商品を消費するのと同じ方法で、しかも同じ必要性に応じて日常的に受容されてしまうのかもしれない。それとは対照的に、ナショナル・アイデンティティや地域的アイデンティティをめぐって不安、不和、もしくは実力闘争などが存在するような時代や社会、あるいは国家が外部からの脅威に晒されているような時代や社会においては、ナショナル・アイデンティティや地域的アイデンティティの「遠い想像」が意識の前景に引き戻され、文化帝国主義の脅威がもっと身近にかんじられるようになるのかもしれない（Tomlinson 1991＝1997：181-182）．

[19] (Appadurai 1990＝2004; Barker 1997; Collins 1990; Hall 1991; Hannerz 1996; Held・McGrew・Goldblatt・Perraton 1999＝2002; Morley・Robins 1995＝1999; Tomlinson 2001) を参照.

[20] 数世紀間イングランド／ブリテンの支配下にあったアイルランドは、19 世紀におけるさまざまな抵抗運動や自治運動、20 世紀初めの独立戦争などを経て、1922 年にようやく自治領として独立を達成した。当時南部の 26 州により成立した「アイルランド自由国」は、1937 年に制定された憲法により国名を「エール」とし、1949 年にイギリス連邦を脱退して正式に「アイルランド共和国」となった。独立後のアイルランドの国家的課題は、第二次世界大戦における中立の表明、1972 年のヨーロッパ共同体（EC）への加盟など、政治・経済・文化のあらゆる側面において「脱イギリス化」を成し遂げることであった（尹　2007 : 10）.

[21] (Watson 2003 ; Corcoran 2004) を参照.

[22] (クォン　2007 ; ジョン　2011 ; ジョン・チェ　2011 ; ハン　2005 ; 2011 ; ハン　2006) を参照。

[23] 1919 年の 3. 1 運動は、その全国的規模と大衆の反応から、日本帝国に衝撃をあたえた。パク・ホンホは、当時日本帝国が「朝鮮民衆に刻まれた歴史的に生産された苦痛」を認識できていなかったと指摘する。その後の「文化政治」が「同化」を目標としたのも、そのような認識、つまり一部の親日派だけでは支配の安定性を保てないという認識からのものであった（パク　2011 : 225）.

[24] （キム : 2004 ; キム　2011 ; ジョン・チェ 2011 ; パク　2009）を参照.

[25] （キム　1999 ; キム : 2002 ; ジャン　1998 ; ジョン　1999 ; チェ　1998　; チョウ　2000 ; ハン 1998 ; ホン 2005）を参照.

[26] （キム　2003 ; ハ　2003 ; ノ　2007 ; ユン・ナ　2004 ; ユン・ナ　2005）を参照.

[27] （五十嵐編　1998 ; 朴・土屋編　2002 ; 岩渕功一編　2003 ; 濱下・崔編　2007 ; 毛利編　2004）を参照.

第１章

「禁止」と「違反」

―「日本大衆文化」の禁止と越境をめぐる理論的考察―

はじめに

韓国における「日本大衆文化禁止」は、非常に複雑かつ曖昧な諸現象を意味するものであるにもかかわらず、これまで、独立後の「脱植民地化作業」としてきわめて単純に捉えられてきた。「植民地時代後の韓国は、旧植民地支配者である日本の文化的浸透を防ぐため、日本大衆文化の流入を禁止した」という「公式的なナラティヴ」が強固に構築され、1998 年以降の段階的開放措置が行われるまでの日韓の文化的関係、あるいは日本の大衆文化をめぐる韓国社会の経験を説明してきたのである。

本研究は、それ自体でナショナリズムの言説を構成する要素でもあった、こうした観点に疑問を投げかけ、1998 年の「開放宣言」まで公式的に維持されていた「日本大衆文化禁止」が、数十年間つねに違反されていた歴史的文脈に着目した。その公式的なナラティヴのなかに覆い隠されているさまざまな亀裂と矛盾に光をあてることによって、「禁止」を、固定されたものではなく、不安定で、重層的かつアンビヴァレントな現象として捉えようとするのである。それは、「禁止」をめぐる「国民のナラティヴ」（Bhabha 1994=2005：250）[28]の作用を否定するのではなく、そのナラティヴを、つねに葛藤、矛盾しながら、構築されつづけるものとして捉えることを意味する。これまで個々人の経験の水準で断片的に自覚はされていたものの、十分に議論されることなく取り残されてきたこのモヤモヤした物語の構造を、明らかにしていきたいのである。

したがって本研究は、序章の先行研究で述べたように、日本大衆文化をめぐる禁止と越境の問題を、たんなる国内のアイデンティティ政治の問題だけではなく、グローバルとローカルの諸次元を貫く問題として捉える。マスメディアのグローバルな拡散をめぐる周辺的・準周辺的諸国の反応と戦略は、60–80 年代においては一つの普遍的な現象であった。しかしその一方で、「日本大衆文化禁止」の問題は、冷戦体制と開発独裁体制が強力に作用した東アジアの地政学的条件のうえで作用した、①アメリカのヘゲモニー、②日韓のポストコロニアルな関係、③韓国国内の文化政治などが複雑に混ざり合った特殊な現象でもあった。つまりメディアの拡散過程を構成する「普遍性」と「特殊性」が、グローバルとローカルの諸次元を複雑に横断、交差することで、多様な主体とそれらの主体による経験と意識、感情を生みだしたのだ。つまり日本大衆文化の越境の問題は、そもそも国内の水準だけでは対応することのできない一つの「歴史的条件」によるものだったのである。ならば本研究におけるこの二つの核心的な問題意識と観点によってもたらすことのできる理論的可能性

とはなにか。それは日本大衆文化の禁止と越境をめぐる数十年間の諸現象に対し、とのような理論的展開と分析の枠組みを新たに提供することができるののだろうか。

そのためには、まず「日本大衆文化禁止」の問題を「脱植民地化」の作業としての単純に捉えてきたこれまでの諸議論がもつ理論的限界について検討する必要があるだろう。先行研究で検討した内容にもとづいて指摘できるその理論的限界は、大きく次の三つにまとめることができる。

①「禁止」の性格に関する理論的視座の問題

これまでの議論は「日本大衆文化禁止」を「輸入禁止」などといった「法的なもの」として規定し、この「禁止」がもつ重層的な性格に十分に注目していない。つまり「行政・管理機関（ポリス）」による「排除」が行われる「禁止」のみが設定されているため、「行政・管理機関」が機能しないさまざまな諸現象について十分に述べられていないのである。そのため、「行政・管理機関」以外の、この「禁止」を維持・作動させる多様なテクノロジーの作用と、そのなかで生産されつづけた主体の問題についても把握していない。それは、きわめて複雑でさまざまな理論的文脈をもつ「禁止」という概念に関する不理解によるものであろう。つまり「日本大衆文化禁止」を「ban としての禁止」の側面だけで理解しようとしており、アンビヴァレントかつ重層的な性格をもつ「prohibition としての禁止」の側面を看過しているのである[29]。

②「禁止」と「違反」をめぐる枠組みの問題

第二に指摘できるのは、「禁止」と「違反」に対する「二項対立的な枠組み」である。それは「禁止」を「法的なもの」としてのみ捉えていることや、「禁止」の動機（反日ナショナリズム）に対して過剰な意味付けを行うことに起因している。つまり「遵守」と「違反」、「命令」と「処罰」、「支配」と「抵抗」といった二項対立的な枠組みが設定され、その二項のあいだに存在するさまざまな経験が「二重性」として、つまりたんなる植民地住民の気質として結論づけられているのである。とくに禁止が命令に対する遵守、違反に対する処罰などの単純な法的規制によって維持されるものとして論じることによって、禁止が作動することによって生みだされる欲望と罪悪感、危機感、恐怖などの感情が、禁止の産物であると同時にその禁止を作動させる重要な構成要素であることを理解していないのである。

③「ポストコロニアルな空間」に対する観点の問題

これまでの議論では、独立新興国と他者との文化的関係がもつ「アンビヴァレント」かつ「混淆的」な性格が十分に語られていない。「禁止」を脱植民地化の作業として捉えているものの、それに対するポストコロニアルな観点が欠如しているのである。脱植民地化の過程と、近代化というもう一つの目標との葛藤や矛盾の力学について十分に光が当てられておらず、「日本大衆文化禁止」の問題がメディアやテクノロジーと密接に関連しているにもかかわらず、その意味についても看過されている。つまり国民構築の過程が大きな「国民のナラティヴ」のみで捉えられているため、その過

程が含む複雑かつ曖昧な制度や実践、言説が遂行の過程として把握されていないのだ。それによって、禁止が一方的な意図をもつ法的規制として設定され、禁止を命令し、検閲する主体が単純化されてしまい、ポストコロニアルな空間におけるアンビヴァレントかつ混淆的な性格が十分に議論されていないのである。

こうした問題意識をもとに、本章では、「禁止」の意味とその多様な位相、「越境」との関係を理論的に探り、排除と越境、禁止と欲望の重層性を捉えようとする本論文の分析枠組を提示する。そのために、第1節では、フレイザーからデュルケム、フロイト、レヴィ=ストロースにいたるまでの禁止をめぐる先行研究をつうじて、禁止が共同体の問題としてもつ意味とその性格を決定づける諸要素について検討する。第2節では、主にフーコーの研究をつうじて、「法的なもの」ではない「禁止」とはなにかについて検討する。つまり「日本大衆文化禁止」に関するこれまでの諸議論がもつ理論的限界のもっとも大きな原因が、「禁止」を「法的なもの」として単純に捉えていることであるならば、「法的なもの」ではない「禁止」が、禁止としてもつ意味とそのプロセスについて把握する必要があるからである。第3節では、「禁止」をポストコロニアルな観点から探究することの意義について、禁止の「違反」がもつさまざまな意味と違反を含む禁止のプロセスを、「検閲」と「否認」などの概念をつうじて検討する。そして最後に、それまでの議論にもとづいて、ある「禁止」の性格を規定する諸次元と要素についてまとめたうえで、序章の先行研究の内容とともに、「日本大衆文化禁止」の歴史的過程を分析するための枠組みを提示する。

第1節　共同体、集団意識、文化―「禁止論」の系譜

1.1.1. 禁止と共同体―フレイザーの人類学

「禁断の食べもの」にまつわる『聖書』の訓話は、人間の性質を定義しようとした。その物語を構成するのは、「神と人間」という二項対立的な関係の存在と「罪を犯した」という人間の性質（dispositions）、そしてその人間が抱えることになる「原罪意識」といった、キリスト教世界の基本要素である。つまり「禁断の食べもの」にかんして抱くあらゆる意識と感情こそが、キリスト教世界の構成員にとって、神や他の人々との関係において自分自身を定義し、暮らしている世界の像を形作る要素となるのである（Allen 2002=2003：12-13）。そのような文化的アイデンティティの構築過程が、キリスト教世界の文化だけがもつ特殊なものではないことはいうまでもない。肉食にかんするフレドリック・シームンズの膨大な研究が物語っているように、あらゆる宗教的、民族的共同体にとって、「許されるもの」と「禁じられるもの」を区分し、特定の食べものに対して集団的回避を行うことは、その共同体のアイデンティティを構築するきわめて重要な機能を果たしてきたのである（Simoons [1961]1994=2005：445-446）[30]。

未開部族の「タブー」慣習を、共同体のアイデンティティ構築の重要な過程として注目したジェームズ・フレイザー以来、象徴人類学や社会学、精神分析、（ポスト）構造主義などにおける「禁止」にかんする諸研究が試みたのは、まさにその「禁止の体系」を探ることをつうじて「文化の構造」を明らかにすることであった。未開部族の宗教・呪術的なものであった禁止から、文明・文化的な

ものとしての普遍的な体系を探り出したのである。したがって「Prohibition」としての禁止を探るためには、まずもっとも古い禁止である（Freud 1913=1969：178)「タブー（taboo)」の概念に遡る必要がある。

「タブー」の語源は、イギリスのジェイムズ・クック船長がポリネシアを航海中に立ち寄ったトンガ人の習慣にある。トンガの人びとが「タブー」という言葉を使用しているのを観察したクック船長は、「タブーとは、幅広い意味作用をもっているが、しかし一般に禁止されている何かを支持している」と、1777年に刊行されたある雑誌で紹介した(Turner・Maryansuki 2005=2010：26)。その後、新たに発見されたこの「触れられてはならぬもの」(Steiner 1956：22)をめぐるさまざまな議論は、とくにキリスト教による厳格な規律が存在したヴィクトリア時代に流行し、「共同体の境界」を象徴し、境界内部の秩序を維持する規範的要素として注目されるようになった。

タブーは、①儀礼的な意味をもった服従のあらゆる社会的装置、②危険の状況における特殊な制限を伴う行動、③危険状態にある個人の保護、④危険を背負ったつまり危険な人間からの社会の保護とも関連をもっている語として定義される(Steiner 1956：20)。この未開部族の習慣は、共同体内の行動や信念が共有される社会組織のパターンとして読み取られ、タブーの遵守や違反、そのなかで構成員のアンビヴァレントな感情や信念が生み出される過程は、共同体を構成する「社会的学習」において、不可欠のものとして捉えられるようになった(Steiner 1956：188)[1]。

そのタブーを、たんなる未開部族の特殊な慣習ではなく、共同体の内部結束つまり集団的アイデンティティと関連する、より普遍的な問題として論じはじめたのは、社会人類学者ジェームズ・フレイザーである。ネミ（Nemi）と呼ばれる小さな森の聖所にある「枝を折ってはならないある種の木」の物語ではじまる『金枝篇』のなかで、フレイザーは、タブーを「共同体の文化を囲む境界の徴」であり「所有物と領土に対する規定」であると定義している。フレイザーによれば、タブーは「共感呪術」(Sympathetic Magic）の概念をつうじて説明することができる。「類似法則」と「接触法則」によって構成される「共感呪術」の系統[31]は、「積極的呪術」と「消極的呪術」に分かれてあらわれる。「積極的呪術」が「望まれる出来事」、つまり「聖なる行為」を行なうように促すことである反面、「消極的呪術」は、不快あるいは危険を伴うと思われる行為を避けるようにすること、つまりそれを禁止することである。行為を「促すこと」が「術法（Charm)」、行為を「禁ずること」が「タブー」になるのだ。

フレイザーの観察によれば、未開人は、自分が行ったある行動に対して、その法則の効果としてのある結果が不可避にひき起こるという信念をもつ。したがってある特定の行動の結果が自分に「不快で危険なもの」としてあらわれると思われる場合、彼/彼女らはその結果に至らないようにその行動そのものを避けようとする。自らタブーに従属するのである。ここで「不快で危険なもの」は「禁止」の動機となる。積極的呪術としての「術法」の目的が「望ましい結果」を孕むものであるとするならば、消極的呪術としての「禁止」の目的は、「望ましくない結果」を避けることなのである。しかしフレイザーが強調しているのは、それらの両呪術による諸実践は、誤った思考体系、つまり「迷信」によって産み出されたものにすぎないということである。積極的呪術による儀式の挙行によって望んでいた結果が実際起こることもなければ、「禁止」を違反したとしても、それまで恐れて

いた結果が実際起こることも限らないからである。

この「禁止」をめぐる「動機と結果とのズレ」こそが、タブーが常識的戒律あるいは法的禁止と区別される点である。「禁止」を違反する度に事前に予告された害悪がひき起こるのなら、それはタブーではなくむしろ常識的戒律になるからである。フレイザーの表現によれば、「火に手を当てるな」という命令は、その行動が仮想ではなく実際の害悪を伴うため、タブーではなく常識となる。したがってフレイザーは、タブーと呼ばれる消極的呪術とは、荒唐で無益なものであると主張する。それにもかかわらずタブーの影響が遠くまで届くのは、違反に伴う結果に対する「感情」、つまり魂がさらされる危険にかんする「不安」や「恐怖」なのであり、その「感情」[32]こそがタブーを維持させるもっとも重要な要素なのである(Frazer [1922]1994＝2003：83-90)。

とくにフレイザーは、「魂の危険から自分を保護する」という考え方を一つの民族もしくは一つの国家に限られるものではなく、その詳細は様々に異なるものの、世界中に存在しているものとして捉えた。「なぜネミ森の木を折ってはならないのか」「なぜ異邦人と接触してはならないのか」「なぜ特定のものを食べたり飲んだりしてはならないのか」など、共同体に属している人びとは、いかなる行為と物が禁止されるのかを認識することをつうじて、「自分が誰なのか」を自覚するのだという。共同体に災殃を与えるすべての物質的・非物質的媒介が公的に追放されるのは、共同体を規定する「境界」を保護し、境界内のアイデンティティを構築するための消極的呪術なのである(Frazer 1922＝2003：216)。

このようなフレイザーの研究は、これまでさまざまな側面から批判されてきた。とくに禁止を消極的呪術として捉えたこと[33]、呪術による諸実践を、誤った思考体系、つまり「迷信」によって産み出されたものとして説明したことなどに対しては、原住民の文化を矛盾で劣等なものとしてみつめる典型的な欧米人のまなざしであると批判されてきた[34]。それにもかかわらず、禁止の問題をアイデンティティの問題として捉え、禁止に対する構成員の認識や感情を共同体の構築や維持の過程を構成する重要な要素として取り上げたフレイザーのタブー研究が、禁止を社会と文化の問題として扱ったその後の研究に多大な影響を及ぼしたことは否定できない。とくにフレイザーが主張した「信念」と「感情」によって維持される禁止のメカニズムは、その偏見的なまなざしにもかかわらず、国民国家の文化的形成と維持という水準を把握するうえで、依然としてきわめて重要な成果であるといえよう。より具体的にいうと、「二項対立的区別」「集団意識」「違反の効果」といった禁止論を構成する諸要素は、フレイザーのタブー研究によってはじめて把握されたのである。

1.1.2.　集団意識と社会統合―デュルケムの社会学

境界内の「社会的統合」の観点から、「禁止」を本格的に論じはじめたのは、社会学者エミール・デュルケムである。原始的宗教の問題を徹底した「合理主義」にもとづいた社会学的観点から解釈したデュルケムは[35]、「禁止」を「個々人が構成している一つないしは諸々の集団を表現するところの観念、感情および慣習の一体系」、つまり「集合意識」(conscience collective)[36]を構成するものとして捉えた。デュルケムの理論のなかで、宗教的信仰、道徳的信念や慣行、国民的伝統など、あらゆる種類の集合的意見は、「社会的存在」の要素として説明される(Durkheim 1925=2010:27-28)。

つまり「禁止」は、「社会的統合」を目的とする「社会的規制」の一つなのである。デュルケムは『宗教生活の原初形態』のなかで、フレイザーの「積極的呪術」「消極的呪術」の概念を受け入れ、「消極的儀礼」の概念を用いて「禁止」、つまり禁欲的諸儀礼について述べている。

デュルケムによれば、保護されるべき「聖なる存在」とは、フレイザーのあの隔離された王がそうであったように、分離された存在である。それを特質づけるのは、「聖なる存在」と「俗なる存在」とのあいだの境界線が切断されることである。ここに「禁止」の動機がある。諸儀礼全体が「聖なる存在」と「俗なる存在」の本質的な分離状態を実現することが、その目的となるのである。デュルケムによれば、諸儀礼の機能は不当な混淆と接近を避け、「俗なる存在」が「聖なる存在」を侵すことを妨げるところにあるため、回避つまり消極的行為しか命令しえないという。したがって、これらの特別な儀礼によって形成される体系は、「消極的礼拝」と呼ぶべきであると主張するのである。この「消極的礼拝」は、実効的な行為を信徒に命じることなく、いくつかの行動様式を禁じることで、結果的に「禁止の形式」（あるいは「タブーの形式」）をとる。

さらにデュルケムは、宗教における禁止の多大な役割を強調しながら「タブー」という用語から脱却することを主張する。

> このタブーという語は、いくつかの事物が普通の用途からはずされる制度を指すため、ポリネシアの諸言語で用いられている名詞である。これは、この種の事物の明確な特質を表明する形容詞でもある。われわれは、厳密に地方的で方言的な表現をこのように一般的用語に変形することがいかに困難であるかをすでに示す機会があった。禁止のない宗教はないし、また、禁止が重大な役割を演じない宗教がない。したがって、この用語が、<u>これほど普遍的な制度を、ポリネシアに固有な特殊性とするかのように思われるのは遺憾である</u>。禁忌（interdits）、または禁止（interdictions）の表現の方がはるかに好ましい。(Durkheim 1912b：118-119 下線引用者)

「禁止」がもつ普遍的な性格や役割に注目したデュルケムは、同時に「呪術的禁止」とは区別されるものとしての「宗教的禁止」を提示することで、「禁止」という概念の意味を拡大させようとした。その二つの「禁止」がもつ差異は、「違反」に対する「制裁」の差異としてあらわれる。「呪術的禁止」は、先に検討したように、「違反」に対して直接的な制裁を加えない。違反した人は医師の忠告に従わない病人が遇うような危険に陥ることになるのだが、実際、共同体による制裁が課されることはない。一方「宗教的禁止」の違反は、物質的無秩序を機械的にもたらし、罪人は苦しみを味わうことになるのだが、同時に「公的な非難」が課される。罪人は「世論の感情」を害し、世論は罪人に対し反応を示すことで、「禁止」を犯したものを「過失状態」におくのである。つまり「呪術的禁止」が功利的格言、医学的禁止の最初の形態であるとするならば、「宗教的禁止」は、至上命令なのである (Durkheim 1912b：118-119)。

デュルケムは、「禁止」という語を「タブー」の概念から独立させることで、「禁止」をより普遍的なところに位置させようとする同時に、その「禁止」を既存のタブー論における「呪術的禁止」

と区別される「宗教的禁止」として再定義した。そうすることによって、「禁止」を、社会構成員の「集団感情」が積極的に作用する、より社会的なものとして提示しているのである[37]。つまり「聖なるもの」と「俗なるもの」を対立させることは、「社会統合」にかんする理論を展開するための不可欠な要素でもあるのだ（Douglas 2002=2009:72)。

さらにデュルケムは、フレイザーによって提示された「聖」（scare）と「俗」（profane）という概念をより具体的に発展させ、宗教を「神聖な、すなわち分離され禁止された事物と関連する信念と行事との連帯的な体系、教会と呼ばれる同じ道徳的共同社会に、これに帰依するすべての者を結合させる信念と行事」として定義している（Durkheim 1912a：86-87)。この定義によれば、「聖なるもの」と「俗なるもの」を区別するのは、「集団の統合」をなす「宗教的信念」にほかならない。「聖なるもの」を保護し、「俗なるもの」を回避するにあたって共有されるのは、この「集団の信念」なのである。つまり「禁止」によって共同体が保護されるというのは、①「聖なるもの」と「俗なるもの」の「境界」を維持し、「聖なるもの」が「俗なるもの」に伝染していくことを防ぎ、②構成員が「俗なるもの」との接触を断つことによって自身が「俗なるもの」から分離され、「聖なるもの」との内密で積極的な関係に入るという過程（Durkheim 1912b：122-132）なのである。

このように区別される「境界」は、いわゆる「集団力」（force collective）をつうじて個人の行動に作用する。「宗教力」あるいは「道徳力」としてあらわれるこの力は、固有の場所をもつことなく、つねに構成されつづけながら社会の活動によって伝播される（Durkheim 1912b：162)。集団力が個人の行動に作用するというのは、この「集団力」と対立関係にある「俗なるもの」が敵対するその威力に従属することを意味する。この敵対は、「俗なるもの」を破壊しようとする強烈な反応の形態をとって、誤りなくあらわれる。ある個人が「禁じられたもの」に接触した場合、その違反者は、「集団力」が自分のなかに侵入してくると感じることによって「禁止」と対面することになるのである（Durkheim 1912b：155)。つまり社会を統合する集団意識は、社会の構成員個人を超え、それとはまったく別の、外的かつ巨大な強制力を有するものに向かって投影されるのである（Douglas 2002=2009：72)。

『道徳教育論』のなかでデュルケムが、宗教的信仰、道徳的信仰および慣行、国民的もしくは職業的伝統、あらゆる種類の集合的意見などの総体が合して「社会的存在」を形づくると述べている。その説明によれば、集団の構成員である個人は、教育などを経て、その総体としての「社会的存在」を内部に受け入れた者である[38]。その「社会的存在」が個人の内部にある力として作用するということは、特定の生活様式が個人に課せられていることを意味する。個人の行動は、「禁止」をつうじて構成された規律と習俗によって決定されるのである。とくにデュルケムは、その個人の行動を「義務」という概念で説明している。社会のなかで作り出された道徳的に―もしくは宗教的・国民的に―行動するということは一定の基準をもつことであり、その基準は人がある行動をなそうと決心する前に、すでに特定の状況においてなすべき行為をあらかじめ決定する。つまり「義務」は命令される行為なのである。もちろんその一方には、道徳的良心とその良心が新たに生じるという問題など、さまざまな特殊な状態に応じて、規則に対して柔軟に適応する余地が主体に残されている。しかし「道徳的行動」として顕われる行為において、その余地はつねに限定される。禁じられていな

い行動が犯罪にならないように、宗教的・道徳的・国民的行為は、その行為を前もって決定する規則体系のなかでのみ成立するのである（Durkheim 1925=2010：73-80）。

デュルケムが「タブーという語をわざわざ使う必要はなく、禁止という表現で充分である」と主張したのは、「禁止が作用しない共同体は存在しない」という認識からであろう。つまり「タブーの形式」と「禁止の形式」は、共通の要素の作用によって構成されるということを、デュルケムは観察したのだ。このように、その諸要素のなかでもっとも重要なのは、「集団意識」である。「禁止」の存在と意味、その違反に対する境界内の集団的意識と感情は、「禁止」そのものを維持させる「力」として作用する。この「集団意識」と「集団力」こそが、「禁止」を「法」と区別させるもっとも重要な要素となる。それは「法と慣例」の区別、「法と権力」の区別で明らかになる。

デュルケムは「慣習」（慣例）の概念について、「ある集団的習慣は必ずある種の道徳的性質を浴びる。ある一つの行動様式が集団内で慣習的なものとなるとき、それから逸脱した行動はすべて本来の道徳的過失がひきおこすのときわめてよく似た非難攻撃を惹起する」と説明する（Durkheim 1925=2010：80）。つまりマックス・ウェーバーの「慣例」概念[39]も示しているように、「禁止」を維持するのは厳格な法的装置ではなく、共同体の構成員によって共有される集団意識や知識、感情などである。

フレイザーとデュルケムの研究は、それまで未開人の習慣として捉えられていた「禁止」の問題を、「社会の保護と統合」を目的とする共同体の普遍的な問題として把握した。とくにそれらの議論がもつ意味は、「禁止」の問題をたんなる命令と遵守の水準で論じるのではなく、「禁止」そのもの動機とその「違反」に対する構成員の集団意識や感情に光を当てることによって、「禁止」の作用過程がもつ文化的意味をめぐる議論の可能性を広げたことにある。つまりフレイザーとデュルケムによって「禁止」は、社会的な概念と化したのである。

しかし「聖なるもの」と「俗なるもの」がどのような基準によって区別されるのかという問題をはじめ、「禁止」がどのような合理性にもとづいて成立するのかという問題は明らかになっていない。むしろ「聖なるもの」と「俗なるもの」との区別がたんなる「迷信」によるものであり、接触を回避するという禁止は未開人の消極的呪術であるとしたフレイザーの議論は、欧米社会の偏見的な視点であるという批判を浴びてきた。フレイザーの理論のそのような限界は、「聖なるもの」と「俗なるもの」との区別を「社会統合」をなす「宗教的信念」として説明し、禁止を、社会を成立させるものとして捉えたデュルケムの理論によって修正されているが、それにもかかわらず、禁止を構成する要素、つまり対象の規定や禁止の方法などのメカニズムがもつ不合理さをどのように解明していくかは、その後の精神分析学や構造主義人類学の展開において主要な課題となった。

1.1.3.　欲望の抑圧と文化の成立─フロイトの精神分析学

フレイザーとデュルケムの研究が「聖」と「俗」の区分、「集団意識」「違反の効果」などの要素にもとづいて「禁止」を共同体の問題として論じたとすれば、フロイトとレヴィ＝ストロースの禁止論は、禁止の体系が人類を「自然」の状態から「文化」の状態へと移行させるものとして捉え、その「合理的構造」を究明しようとした。

フレイザーによって提示された禁止の諸要素を積極的に受け入れた著作『トーテムとタブー』のなかで、ジグムント・フロイトは、「タブー」が共同体の慣習や法律の根底にあるとし、「タブー慣習」という語を用いてタブーを構成する「感情」や「信念」などの諸要素に注目した。フロイトによれば、「タブー」という語には「神聖な」と「不浄な」といった相反する意味が同時に含まれており、その二つの意味が「禁止」と「制限」という形であらわれ、「神聖な忌避」となる。つまり共同体に対して危険な力を及ぼす源泉として確信される人物、場所、物、一時的状態などは崇高なものばかりではなく、危険、不純、不吉をも同時に包括しているのであり、この「タブー慣習」に服従することがしだいに「自律的力」になり、共同体の慣習や伝統、法律的強制となっていくのである（Freud 1913=1969：168-170）[40]。

「タブー」は、フロイトによれば、社会的に形成された「文化的所産」である（Freud 1913=1969：208）。「接触の禁止」を核心的なものとするこの「禁止」を違反することは、それ自体で「社会的な危険」を呼ぶことを意味する。「禁止」を維持させるのは、理性的かつ論理的な根拠にもとづいて作用するのではなく、「内的な強制」やそれにもとづいて構成される「儀礼的行為」にもとづく規律である。その「内的な強制」というのは、克服しがたい不安や恐怖などの感情である。とくに重要なのは「これを犯せば耐えがたい災厄を招く」という良心や罪悪感のような「内面の確信」であり、懲罰による外面的な脅しではないのである。いいかえれば、「禁止」の対象に対する不安と恐怖はもちろんその「違反」に対する社会的危機感こそが「禁止」を構成する要素なのである。「禁止」を「違反」するということは、社会的危険を招くことを意味しており、それによって社会の構成員すべてに害が及ぼされないための「社会的慣習」[41]が文化的所産として生みだされるのである（Freud 1913=1969：172-174）。

「禁止」と「違反」の問題は、フロイトの研究をつうじてさらに「社会的なもの」として論じられるようになったのである。実際、フロイトは、この「タブー的慣習」を可能にする共同体の構成員の集団的感情や信念を「タブー的良心」（Taboo Conscience）、つまり「タブー」を犯したあとの「タブー的罪意識」と称し、集団的感情を強調した。こうしたフロイトの「禁止論」がそれまでの諸研究と区別されるところは、「欲望」の存在である。その「タブー的良心」は、「タブー」の根底にある積極的な欲望の流れ（Freud 1913=1969：206）とタブーの違反による危険に対する恐怖というアンビヴァレントな感情が生み出すものであるという点で、それまでの集団的意識や感情とは区別される。「禁止」を維持させるもっとも重要な概念の一つである「良心」[42]は、フロイトによれば、人びとの内部にある一定の願望欲動の拒否を内面的に知覚することである。つまりある行為に対する罪悪感は、その行為によって一定の願望欲動を果たしたことを、内心において「罪有り」とする知覚なのであり、したがって「禁止」は、このようなアンビヴァレントな感情が生みだした結果、つまり「良心の命令」なのである（Freud 1913=1969：205-206）。このような「タブー的良心」は、フレイザーによって提示された違反にともなう結果に対する不安と恐怖の感情、またデュルケムによって概念化された「集団意識」や「集団力」との連続性のうえで考えることができるが、そのアンビヴァレントな性格によって新たな議論の可能性を生みだした概念でもある。

このようにフロイトは、フレイザーとデュルケムらの禁止論を積極的に受け入れ、集団内で共有

される共通の感情を「禁止」のプロセスを構成する核心的な要素として捉えた。しかし同時に、その「禁止」の動機や由来が明らかではないことを指摘し、そのメカニズムから合理性をみつけようとした。「禁止」によって社会の集団的意識と感情を構築するという点では以前の諸研究とその文脈を共有しているが、「なぜ特定の物や行為は禁止されるのか」というその合理的な根拠を探っていったという点で、フロイトの精神分析は新たな「禁止論」を展開させたのである。

とくにフロイトは、「欲望」を禁止の前提として設定することで、その構造を把握しようとした。タブーのなかでも「インセスト・タブー」(incest taboo)、つまり「近親相姦の禁止」に注目したのも、もっとも根本的なものとしての「欲望」をつうじて「禁止」を合理的な規範として説明するためであった。フロイトは、「タブー」が主に「禁止」のかたちであらわれることに注目し、タブー、つまり禁止の根底には積極的な「欲望」の流れが存在すると主張した。そして「意識」のなかにある禁止の違反、つまり近親相姦に対する良心や罪悪感が存在していることから、「無意識」の概念を用い、近親相姦の行為を、「意識」のなかに存在する欲望の結果として把握した場合に生じる「意識」の領域での「良心」との矛盾を避けた。つまり社会的なものとしての良心が、意識的なものとして作用する根底には、無意識なものとしての積極的な「欲望」の流れが存在するのである。

> 誰もやってみようと望みもしないことを禁止する必要はないのであり、とにかく厳禁されるものこそ、かえって欲求の対象になっているに違いない。このいかにももっともな命題をわが原始人に適用すれば、王と祭司を殺し、近親相姦を犯し、死者を虐待するなどということは、彼らのもっとも強烈な誘惑だったと結論せざるをえない。しかしそれはほとんどありそうにもないことである。(Freud 1913=1969 : 206)

つまり意識的精神生活では抑圧されている「無意識」が介入することによって、「外部からある権威によっておしつけられて、人間のもっとも強い欲望に向けられたきわめて古い禁止」(Freud 1913=1969 : 178) といった、フロイトのタブー定義が成立するのである。

フロイトは、近親相姦タブーを、後にレヴィ＝ストロースが「自然の状態」と「文化の状態」とを禁止を用いて区別するように、「共同体を文化的なものとして組織する規範」として捉えた。この禁止は、人間の道徳の発端となる「家父長制」が生みだしたものとして説明される。フロイトによれば、母親に対する性的欲望は、母親を独占しようとする息子たちを分裂させてしまうため、近親相姦タブーは、そのような息子たちの分裂を避け、共同体を「保護」するための掟となる。その過程のなかで抑圧される息子たちの母親への性的欲望は成人期に持ち越され、近親相姦タブーや外婚規則、またその他の道徳的象徴を支持する「無意識の動機」となり、「社会的規範」として作用するのである (Freud 1913=1969 : 267)。このように、無意識の領域に存在する「欲望」やその欲望に対する規制となる近親相姦タブーによって、原始の状態の共同体は「より社会化された社会」、つまり「文明社会」へと移行していく。フロイトにとって「文明社会」とは、感情的に充填された文化的規則を用いて、母親に対する息子の性的欲望を規制することができる社会なのである(Turner・Maryansuki 2005=2010 : 56-57)。

無意識の性的欲望を前提とするこのような「禁止」のプロセスは、フロイトの理論のなかで「文化の形成過程」におけるもっとも大きな条件として論じられる。『文化的性道徳と現代人の神経過敏』のなかで提示される「文化段階」は、欲望がどのように禁止されるのかをつうじて、どのように文化が形成されていくのかを説明したものである。それは三つの段階として区分される。性的欲望の活動が種の繁殖という目標を無視して自由に行なわれる第1段階、種の繁殖をめざす性的欲望以外のすべての性的欲望が圧迫される第2段階、性的欲望が発動する際の目標としてはただ正式の一夫一婦制度下に行なわれる種の繁殖のみが要因される第3段階。文化はその3つの段階をとおして形成されるが、フロイトによればいわば「文化的な性道徳」は、第3段階に適合するものである(Freud 1908＝1983 : 113-115)。

このような「文化の形成過程」としての「禁止」は、諸国民それぞれの内部で個々に対する高い道徳的規範として作用する。個人が文明共同体に参与しようと望むの際、「禁止」は、生活態度を律していかねばならない重要な「規範」となる。この規範は、個々に対して多大な自己抑制や欲動充足の放棄などを要求する。文明国家は、この道徳的規範、つまり「禁止」をその存立基盤とするのである(Freud 1915=1969 : 398)。つまり「禁止」は、『集団心理学と自我の分析』でフロイトが「集団形成のもっとも顕著で同時に最も重要な要素」として強調しているように、個々の成員に感情の昂揚または強化をよびおこすという意味で[43]、国民構築の重要な要素となる。いいかえれば、国民は、そうような文化段階のなかでつくり出されるのである。社会化した社会、文化段階を踏んだ社会とは、「禁止の権威」をもっている社会であり、その社会の構成員は恐怖や罪悪感などの感情をもちながら自分への禁止を受け入れるのだ(Freud 1921=1970 : 207)。

文化は人間の社会的実存だけではなく、本能的な実存や人間の本能の構造そのものをも制約するという意味で、「禁止」は、それ自体で文化を成立させる基盤である。フロイトにとって「抑圧なき文明」は成立不可能なのであり、したがって人間の歴史は「抑圧の歴史」なのである(Marcuse 1955=2001 : 31-37)。それは国民国家が、個人の欲望を抑圧する道徳的規範を国家存立の土台としてきたことを意味する。なぜなら、国民の内部では個人に対する高い道徳的行動基準が規定されているため、文明共同体への参加を求める人ならだれでも、その行動規範にしたがって生活せねばならないからである。しかし同時に、禁止されたその欲望は、しかるべき機会さえあればその充足へと爆発しようとすることを忘れてはいけないとフロイトはいう(Freud 1915=1969 : 398-405)。つまり文化の形成・維持のプロセスは、その欲望の爆発を防ぐための「動機」をどのように合理化するかという問題とも密接に関連する。

フロイトによれば、「禁止」に合理性を付与する社会的動機は、精神的エネルギーの使用、つまり「経済的動機」である。近親相姦は、人間の愛情生活のもっとも深刻な変形とされるため、それに対する禁止は、タブーと法律および慣習など、さまざまな形であらわれる。その近親相姦に対する禁止には、男女を問わずすべての構成員が服さねばならない。制限を免れる性的自由の範囲には、社会の経済機構が影響をおよぼすからである。つまり、経済的動機によって合理性をもつようになった禁止が働くというのは、欲望の管理と配分が、文化的なものとして行われるということを意味する。性生活に向けられていた精神的エネルギーは、文化において消費される精神的エネルギーの

相当な部分に転用される（Freud 1930=1969 : 463）。労働なき社会では構成員の生活を維持させるための十分な手段を所有することでできないため、社会は、禁止による「昇華」を通じて構成員の性的活動を労働に向かわせるのである（Marcuse 1955=2001 : 37)。つまりフロイトは、無意識の領域に欲望の存在を設定することによって、抑圧される欲望の「昇華」が生み出す正常な性的気質、欲望の労働力への転用などが可能になると主張する。フロイトにとってはその諸結果こそが、禁止が生み出す「文明国家を成立させる要素」なのである。動物的な人間は、禁止による欲望の変形をつうじてはじめて文化的な人間となっていく。いいかえれば、この「快楽原則から現実原則への変容」こそが、禁止に合理性をあたえるのである。

「無意識の欲望」を設定することで、フロイトは、禁止による「文化化」のプロセスを明らかにしようとした。フロイトは、その欲望の抑圧を人間の歴史の根源として捉え、「昇華」の概念で説明される欲望のその変形こそが進歩の必要条件であり、文明社会を組織する条件であると主張した。昇華による欲望の変形は、フロイトにとっては、禁止がもつ合理性のあらわれなのである[44]。

1.1.4. 差異の生成と文化の構造―レヴィ＝ストロースの構造主義文化人類学

『野生の思考』で述べているように、クロード・レヴィ＝ストロースにとって「聖」と「俗」、「生」と「死」、「内」と「外」のような二項対立的区別は、あらゆる文化の秩序を構成する原理である（Levi-Strauss 1962＝1976)。そのなかで「許されること」と「禁じられること」を区別する禁止の体系も、自然の状態とは異なる文化の秩序を表す「自然」と「禁止」の二項対立的な構造として説明される。フレイザーの議論のなかで消極的呪術や迷信として説明されていた野生の思考は、レヴィ＝ストロースによれば「野蛮人の思考でもなければ、未開人類の思考でもない、効率を高めるために栽培種化されたり家畜化された思考とは異なる、野生状態の思考」なのである。人間が観察し、実験し、分類し、推論するのは、勝手な迷信に刺激されてではないというのが、禁止に対するレヴィ＝ストロースの観点である（Levi-Strauss 1962＝1976 : 262-264)。このようなレヴィ＝ストロースの理論のなかで、近親相姦タブーは、血縁から配偶、自然の事柄から文化の事柄への「移行」をあらわす。文化の最大の役割は、集団が集団として存在するのを保証すること、配偶に限らずすべての領域で偶然を組織化に置き換えることである。つまり近親相姦タブーは、その自然から文化へのプロセスへの「介入」なのである（Levi-Strauss 1942＝2000 : 100-104)。

レヴィ＝ストロースは、近親相姦タブーをめぐる既存の生物学的傾向や心理学的傾向、社会学的傾向を検討し、それらの説明が近親相姦タブーを十分に説明していないと批判した。第一に、近親相姦に対して優生学的根拠による自然的制裁が課されるという説明した生物学的傾向に対しては、未開社会において「交差イトコ婚」と「平行イトコ婚」といった、近親性からみれば同一である二つの婚姻型がそれぞれ社会的規制の正反対の極に置かれていることを説明できないと指摘したうえで、性的関係の禁止は、優勢学的理由に根拠をもつという既存の近代的観念を否定し、「婚姻禁忌に正当な根拠はない」と主張した（Levi-Strauss 1942＝2000 : 77-80)。これは、性にかんする禁止ではない他の禁止にも適用できる。「食べてもよいもの」と「禁じられるもの」の間の差異は、「食べてもよいもの」に想定される無害性、つまり生理的なものにせよ神秘的なものにせよ内的な性質と

してよりも、「有標識」の種と「無標識」の種の間に区分を導入したいという気持ちによって説明される（Levi-Strauss 1962＝1976：121）いいかえれば、タブーの体系は、ある内容を実体的に区分する体系ではなく、関係の体系をつくり出すための象徴的な区別によって構成される体系なのである。

第二に、近親相姦に対して本能的嫌悪が作用すると説明している心理学的傾向については、近親相姦に対する嫌悪が生まれるのは習慣化が性的興奮性を弱めるからであり、近親相姦を極端な倒錯や異常として扱う場合、現に存在する多くの近親相姦を説明できなくなってしまうと指摘した。

さらにレヴィ＝ストロースは、次のように二つの問いをなげかけている。

> ①仮に近親相姦に対する恐怖が生来の生理的または心理学的傾向から生じるなら、なぜこの恐怖は、あらゆる人間社会に同じ神聖な威光をまとって見出されるほどの、厳粛かつ絶対に欠かせない禁止のかたちで表現されるのか。抑圧しなくても心配のないものを、わざわざ抑止せねばならぬ理由はまったくない。
> ②逸脱が有害で危険だと見なされていないなら、どうしてそれが数多くの社会で禁止され、ひいては、知られているように、このうえない厳罰の対象になるのか。ならばこの危険が集団や、逸脱にかかわった個人またはそうした個人の子孫に対して存在していることのうちに禁止の起源を探らねばならない。（Levi-Strauss 1942＝1976：83-84）

これらの問いをつうじて、レヴィ＝ストロースは、「禁止」を自然から切り離し、文化の領域に移動させている。禁止は自然がみずからの使命に背く例外的ケースのみに向けられるのであり、同時に禁止されるのは、社会によって生み出されたもののみであるというのである。またレヴィ＝ストロースは、近親相姦タブーを外婚規則が生み出したものとして捉える社会学的傾向を引き継ぎつつ、その単純な視点を拡大しようとした。レヴィ＝ストロースによれば、近親相姦タブーは、呪術-宗教的体系に深く根を下ろした禁止なのである（Levi-Strauss 1942＝2000：81-87）。したがってレヴィ＝ストロースの理論における近親相姦タブーは、純粋に文化に根ざすのでも、純粋に自然に根ざすのでもない。また一部は自然から、一部は文化から借りてきた雑多な要素の混ぜ合わせでもない。近親相姦タブーは、自然から文化への移行が達成される根本的「手続き」なのであり、自然が自己を乗り越えるプロセスである。近親相姦タブー以前にまだ文化は与えられていないのである（Levi-Strauss 1942＝2000：94）。

レヴィ＝ストロースの関心は、文化を規定する普遍的秩序、人間の生活を規定する普遍的規則にあった。近親相姦タブーにおいても、レヴィ＝ストロースは「結婚してもよい集団」と「結婚が禁じられる集団」といった二項対立の構造をつうじて、「親族」の体系を解明しようとした。とくにマルセル・モースの『贈与論』にならって、他者との贈与交換を社会の重要な原理として捉え、『親族の基本構造』のなかで、女性の交換である「外婚」をつうじて近親相姦タブーに合理性を与えようとした[45]。レヴィ＝ストロースによれば、近親相姦タブーは、「母、姉妹、娘との結婚を禁じる規則であるより、母、姉妹、娘を他者に与えることを義務づける規則、典型的な贈与規則」である

（Levi-Strauss 1942＝2000：775）[46]。人間社会の根底にある「内」と「外」との間の互酬性による「他者との贈与交換」である外婚は、「結婚してもよい集団」と「結婚が禁じられる集団」の「境界」をより明確にし、「境界」の内部の集団的アイデンティティを強化する行為なのである。外婚は、集団を集団として維持するための唯一の手段である[47]。したがって交換の価値は、交換される物の価値に尽くされない。交換はそれ自体で、「人為的である絆を親族関係という自然の絆に付け加える」といった社会的価値をもつことになる（Levi-Strauss 1942＝2000：773）。近親相姦タブーは、それ自体で「文化の普遍的な真理」なのである。とくにレヴィ＝ストロースは、フロイトが『トーテムとタブー』のなかで述べた「無意識の欲望」を受け継ぎ、禁止の対象となる近親相姦を古い夢の象徴的なあらわれとして捉えた。近親相姦を構成する親と姉妹に向けられた欲望、父親殺し、息子たちの後悔は、歴史のなかに位置づけられている「事実」ではなく、「文化」によって押しとどめられて一度も実現になされたことのない「文化的幻想」なのである。

レヴィ＝ストロースは、女性の交換、つまり外婚の制度をつうじて禁止の合理的かつ模範的形態を提示しようとした。近親相姦タブーと外婚によって集団のアイデンティティが維持され、強化されるというレヴィ＝ストロースの理論は、集団を保護するための近親相姦の禁止と抑圧された欲望の昇華をつうじて禁止に合理性を与えようとしたフロイトの理論とともに、「文化」の秩序の形成における禁止の機能を説明している。このような構造をつうじて近親相姦タブーは、あらゆる文化における普遍的な禁止という位置を獲得するのである。しかし、このような禁止の合理的な効果は、その禁止が効果的に遵守されること、その欲望を文化的幻想として捉える言説を前提としている。いいかえれば、欲望が文化によって抑圧され、それによる昇華と交換による集団の統合、つまりアイデンティティが保護され、強化されるメカニズムは、その「欲望が抑圧されている」ということを前提としているため、禁止が遵守されない場合の二項対立の構造について充分に説明していないのである。禁止の合理性を強調することであまり、そもそも禁止の諸理論が着目してきた違反をめぐる議論が切り離されているのだ。しかし、禁止の諸理論によって論じられてきたように、禁止は、集団の構成員がむしろその違反に対する認識や感情を共有することによって維持されてきた。その意識と感情こそが、「禁止が効果をもっているという社会信念」として構築されていったのである。ならば、禁止の違反に対する欲望をたんなる文化的幻想と位置づけるのではなくて、むしろその幻想となる欲望そのものを禁止の生産物として問うべきではないであろうか。

第２節　権力、主体、生産する禁止―フーコーのポスト構造主義

1.2.1.　禁止における権力の問題

第１節で検討したフレイザーからレヴィ＝ストロースまでの諸理論が示しているように、「禁止」の作用は、集団間の境界を構築し、保護し、維持する機能を担う。「禁止」を内面化することによって、集団は「社会的統合」を成し遂げるとともに、自然の状態から文化の状態へ、つまり文明社会へと移行していく。「あらゆる禁止の帰着点」である近親相姦という禁止による文化的幻想が、外婚

という積極的な社会的実践を生み出す過程が示すように、未開人の慣習として観察されていた「野生の思考」は、文明社会の秩序を構成する普遍的な規則なのである。つまりデュルケムやフロイトから「集団意識」と「無意識的欲望」の概念を引き継ぎ、文化的幻想と社会的事実を区別したレヴィ＝ストロースの理論にいたって、禁止は、近親相姦といった無意識的な文化的幻想とその昇華の結果である外婚といった社会的実践を生み出す、文明社会を構成する合理的なメカニズムとして位置づけられるのである。

しかし「禁止」が「無意識の欲望」を前提に合理性を獲得していくプロセスは、禁止が働くあらゆる過程を「抑圧する権力」として単純化しているのではないだろうか。近親相姦つまり「禁止」の対象を普遍的に存在する欲望として前提とすることは妥当なのだろうか。その欲望と抑圧、昇華のプロセスは、あらゆる時代や空間のなかで普遍的に作用するのだろうか。その禁止が普遍的に遵守されるのであれば、「禁止」のメカニズムのなかに存在する「違反」をめぐる不安と恐怖、罪悪感などの集団の感情、つまり「タブー的良心」はどこに、どのように位置づけられるのだろうか。

そもそもタブーをめぐる諸研究において、共同体の境界を構築させ、そのアイデンティティを統合させたのは、禁止の対象がもつ性格または合理的な動機などではなく、禁止の存在そのものだったのであり、その禁止の存在をめぐる構成員の認識や感情であった。つまり禁止が各社会のなかでどのように作用するのかを把握するためには、その禁止を文明社会の普遍的な規則として設定するのではなく、特定の時代と空間のなかで遂行される特殊な出来事として捉える必要があるのではないだろうか。したがって、禁止がなにを生みだしたのかという問いは、各時代と空間のなかで、どのように共同体の安全を脅かす対象や社会秩序の構造、集団の意識と感情、そしてさまざまな社会的実践を生み出すのかを問わないかぎり答えられないものなのである。

とくに欲望を人間の根底にあるものとして設定しまうことで、禁止は「法」のような厳格性を獲得してしまう。その結果、フレイザーやデュルケムはもちろん、フロイトとレヴィ＝ストロース自ら明らかにしてきた「禁止のメカニズム」、つまり二項的な対立、違反に対する感情、タブー的な良心、気質の生産、集団認識と社会的統合、欲望をつくり出す言説的装置などが複雑に絡みあう「権力」の姿が覆い隠されているのである。社会を自然の状態から文化の状態へと移行させる禁止のメカニズムのなかで作用するのが「文化力」―デュルケムのいう「集団力」のような意味で―であるならば、それは「欲望」を抑圧する力ではなく、「欲望」を存在するものとしてつくり出す力であるのではないだろうか。つまり違反に対して厳しい処罰を与える抑圧する力ではなく、構成員みずからその違反に対して良心や罪悪感のような感情をもち、みずから批判を行うようにする力なのではないだろうか。その「文化力」こそが、ある文化的観念や行為が許容と禁止によって二項対立的に区別され、その社会の個々の観念や行動に力を行使し、集団のアイデンティティ的なものを構築する、その時代や空間をつらぬく「権力」として作用するのではないだろうか。

このような問題意識の下で、禁止論における権力の不在を指摘し、フロイトの昇華理論と断絶することで原型的な欲望を前提としない生産的な禁止について論じたのは、ミシェル・フーコーである。

「西洋社会における近代的主体のあり方」を追究し[48]、その近代的主体を 18 世紀末に誕生したも

のとして捉えたフーコーは[49]、禁止を構成する根本的な要素でもある「集団的心性」と「社会的慣習」をめぐって、フロイトとは異なる説明を展開している。それは「精神」、つまり人間の心への接近方法そのものの違いであった。フロイトが精神の内的作用を探求するための方法をもたらしたのに対し、フーコーは、その方法自体が古代にあった自己形成の技術であり、この技術が何世紀にもわたって心を外部から形作ってきたと主張する。つまり精神の問題を、それと互いに絡みあっている社会的で文化的な力（文化的慣習の網目）によって精神を規定するという観点から論じているのである。つまりフーコーにとって、精神とは、より規律・訓練された自己概念を求める近代社会の要請を満足させるために、公的権力によって作りだされた抽象概念なのであり、心の近代的枠組みが形成されてきたのは、行政管理の過程を介してなのである（Hutton　1988＝2004：196-203）。

パトリック・ハットンが的確に比較しているように、精神をめぐるフロイトとフーコーの違いは、この「行政管理」（policing power）をとおしてより明らかになる[50]。フーコーにとって、行政管理過程の求める要請とは、人間の活動の規制領域と非規制領域とのあいだに「境界線」を確立することである。それによって二項対立―正気と狂気、健康と病気、合法的行動と犯罪的行動、合法の愛と違法の愛―観点から解釈する心的傾向が生みだされるのだ[51]。つまりフロイトの抑圧仮説で行政管理過程の力点が束縛に置かれていたとすれば、フーコーの場合、それは「生産性」に置かれる。フーコーの行政管理過程の概念における管理構造とは、人が自分たちの関係を規定する拠り所となる言語や制度の様式の生産を意味するのだ（Hutton　1988＝2004：204-5）。

行政管理をめぐるフーコーとフロイトのこのような違いは、「禁止」を考察するにあたってもきわめて大きな分け目となる。『自己のテクノロジー』で述べているように、フーコーが明らかにしようとしたのは、「性にかかわる行動の展開ではなくて、真実を述べるべしとの義務と性に対する禁止（prohibition）との結びつきに関する歴史のもくろみ」であった。つまり禁欲（asceticism）と真実との関係について「主体は、禁じられている事柄にかんしてどのように自己の解読を強制されてきたのか」という問いを投げかけるのであった。ある種の禁止は、どのようにして、ある種の自己認識の代償を必要とするのか。自ら何かを放棄するために自己の何を認識せねばならないのだろうか（Foucault 1988=2004：17-18）。

1.2.2. 言説空間と生産される欲望

フロイトの精神分析学が欲望を前提としたうえで、その欲望を禁止することについて述べるに対して、フーコーは、禁止の構造は欲望を前提としているようにみえるが、その欲望はその時代と空間における権力によって構成されるものであると主張した。欲望の存在を否定することによって、禁止の起源そのものを否定するのである。フーコーによれば、欲望が抑圧されていると想像する根拠は存在しない。欲望とその欲望を成立させる欠如は、法によって構成されるからである。つまり「欲望のあるところ」には、すでに「権力関係」が存在しているため、後から「欲望を抑制するもの」として描かれる権力は、幻想にすぎないのである（Foucault 1976=1986:106-107）。法よりも権力の方が、差異化の関係においては、法制機能（禁止と規則）と産出機能（偶然の生産）のふたつをもっているのだ（Butler 1990=1997：66）。したがって、欲望を前提とすることによって覆い隠さ

れてしまう禁止のメカニズムの「権力」としての性格を検討するためには、フーコーの「権力」と「言説」の概念が必要となる。

上述したように、フーコーにとって権力とは、生産するものである。したがってこの権力の作用は、抑圧や規制を行なう法制的な法とは著しく異なるかたちで展開される[52]。フーコーによれば、法のなかには、君主の身体的―政治的な力が存在する。法はただ単に禁止のみを目標にするのではなく、さらに、禁止事項に違反する者がある場合にそれを処罰することによって、法の権威の軽視に対する報復をも目標にする。したがって、法によって禁止されたなにかを違反すれば、それは償いを要する罪である。それは、その法を命令した高位の者の権利、高貴な性質が侵犯されるからである。一方で、権力は、所有されるよりむしろ行使されるのであり、支配階級が獲得もしくは保持する＜特権＞ではなく支配階級が占める戦略的立場の相対的な効果である。この権力は、＜それを持たざる者＞に、ただ単に一種の義務ないし禁止として強制されるのではない。権力は何らかの「知」を生み出し、その知と相互に直接含みあう。一つの知を生み出すのは、権力―知なのである。したがってある精神は一つの幻想、あるいは観念形態の一つの結果ではない。精神は実在し、身体のまわりで、その表面で、その内部で、権力の作用によって生み出されるのであり、その権力こそが、監視される人びとに行使される。したがって権力は一つの固有性ではなく、一つの戦略として理解されるべきである（Foucault 1975=1977：30―52）。

そのような権力は、言説（ディスクール）[53]をつうじて人びとの日常の行動や認識にまで浸透する。フーコーによれば、「性」に対して規制を行うのも厳重な「禁止」ではなく、「有用かつ公の言説」[54]である。国家と個人のあいだで、「言説」と知と分析と命令の大きな一つの網の目が「性」を取り込むのである（Foucault 1976=1986：36）[55]。フーコーは、性に対する抑圧を否定し、局部的に「禁止の手続き」に支えられているとはいえ、法とは異なる装置が、連鎖的なメカニズムの網の目によって、特殊な快楽の増殖[56]と変動的な性的欲望の多様化を保証していると主張する（Foucault 1976=1986:63）。権力は違反に処罰をあたえるのではなく、快楽、つまり違反を言説化することによって個々に浸透していくのだ。

またフーコーは、性に対する規制、性に対する否定的なイメージは、性が語られることによってあらわれると述べている。たとえば、その一つの形態である「告白」は、権力の関係において展開される儀式としてなされ、性について語ることによって「性に関する真理の言説」の産出を律する（Foucault 1976=1986：80―82）。その告白によって性の領域は、もはや単に過失と罪、過剰と侵犯といった項目別記録ではなく、「正常なもの」と「異常なもの」の区別にもとづく管理体制の下に置かれることになる（Foucault 1976=1986：88）。

> そのなかで、性は、次第次第に、大きな疑惑の対象となっていった。我々の意志に反して我々の行動と実存をつらぬいている、すべてに関わる、不気味な意味である。そこを介して悪の脅威が我々に訪れる弱点である。我々の一人一人が自己の裸に持っている夜の断片なのである。すべてに関わる意味、普遍的な秘密、遍在する原因、絶えることなき恐怖で。（Foucault

1976=1986：90–91)。

このような告白のテクノロジーは、主体の語りをつうじた、管理と監視の儀式である。フーコーは、いわゆる「権力の表象」を構成する、①権力と性のあいだに成立する「否定的な関係」、②性に対してつねに法を課す「規律の決定機関」、③禁止法のみを働かせる「禁忌のサイクル」、④禁じられているものの存在そのものを否定する「検閲の論理」、⑤性に対する規制がすべての水準で同一に行使されるという「装置の統一性」を否定している（Foucault 1976=1986：108-111)。つまり権力は、性について否定的な作用のみを強制的に行使するのではなく、むしろ告白などのようなかたちで性を言説化することによって、性を単純明瞭な抑圧の対象ではなく、むしろ疑惑の対象、脅威と恐怖の対象としていく。フーコーは、「自己のテクノロジー」で性にかんする禁止事項にかんして次のように述べている。

> 私の関心は、許容されたり禁止されたりしていた行為に向かっていただけではなく、表明された感情とか思想とか人が経験するかもしれない欲望とか、自己の内部に、あらゆる隠された感情や魂のあらゆる動きや偽りの姿のもとに隠されたあらゆる欲求を探したい衝動とか、これらの事柄に向かっていた。性に関する種々の禁止事項と他の形式の禁止事項とのあいだには、きわめて意味深い差異が存在する。性の禁止事項は他の禁止事項とは異なって、自分自身について真実を述べるべしという義務を終始むすびついている。(Foucault 1988=2004：16)

さらに権力は、「正常なもの」と「異常なもの」の区別、つまり「規格」(norme)[57]による管理体制の根底にある性の観念のなかで作用する。この告白の基盤となる性の観念は普遍的かつ本質的なものであるが、その観念こそがその時代と空間における特殊な言説によって生み出されたものとして捉えることができる。近親相姦タブーでいえば、近親相姦に対する欲望を前提として成立する「正常なもの」と「異常なもの」の規格化は、欲望が禁止によって生み出された結果である。性を取り込んでいるのは、「言説と知と快楽と権力からなる一つの複雑・微妙な網の目」（Foucault 1976=1986：36）なのだ。

フーコーによれば、ある時代には、ある権力およびある知の相関的構成要素として実際に個々人を組み立てるための、あるテクノロジーが存在する。個人は、その社会の観念論上の表象の虚構的な原子であるが、しかしそれは「規律・訓練」と名づけられる、権力の例の種別的な技術論によって造り出される一つの現実なのである。フーコーにとっての権力は、つまり排除し、抑制し、抑圧し、取締り、抽象し、画面をかぶせ、隠蔽するなど、つねに否定的かつ消極的に作用する権力ではなく、現実的なもの、客体の領域および真実についての祭式を生み出す権力なのである。個人、ならびに個人について把握しうる認識は、権力が生み出した産物なのである（Foucault 1975=1977：196)。

したがって近代における自己分析の技術では、誰もがみな自分の性行動を監視するよう要求されるので、性的欲望の認識と自分についての認識はさらにいっそう緊密に関連づけて考えられるよう

になる。性的欲望を理解することは、近代では、「われわれは誰なのか」について探し求める真実とは、人間が自己防御の力と結びつけて考えるようなたぐいの真実なのである。したがってフーコーは、人間を自己認識の探求へと駆り立てるのは、（フロイトが教えたような）人間に自分自身を掌握する力をさずける人間の性的欲望に対する認識ではなく、その性的欲望を掌握する力を確証しようとする人間の意志であると主張する（Hutton 1988＝2004：211）。

このようにフーコーは、欲望を「禁止」によって抑圧される禁止の起源[58]として想定するフロイトの「抑圧仮説」を批判し、新たな権力論を展開する。フーコーによれば、「禁止」は抑圧や規制を行使するのではなく、ものを生産したり産出したりする言説実践なのである。つまり「禁止」は、目的論の道具というそれ自身の位置を保持するために、抑圧される欲望という言葉による虚構を生み出し、それゆえに、禁止はきわめて言説的なものなのである。欲望が根源的かつ抑圧される対象とされるのは、禁止が対してそのような文脈を与える枠組みになっているからである。禁止は、そのような「抑圧された欲望」を同定し、それに生命を吹き込み、「抑圧された欲望」という言葉を流通させ、その結果「抑圧された欲望」と呼ばれる、自意識的かつ言語的に説明される経験を語る―告白のように―「言説空間」を築きあげていくのである。（Butler 1990=1997：125-126）。

したがって、フーコーにとって、性的欲望の歴史は、言説の歴史である。欲望は、その言説空間の「生産・配分の構造」によって生産される。言説に内在する固有の記述的知、それらの言説に必要不可欠なもの、これらの言説が用いる策略、これらの言説の根底を貫き、支えるものであり、かつてそれらが運んでいるところの権力が、言説の語ることの根本的性格を決定するのである（Foucault 1976=1986：90）。さらに権力は、主体を生産し、それを表象する。権力は否定的なやり方で、個人の政治的な生き方を規定する。つまり、偶発的で撤回可能な選択によって政治構造にかかわっているにすぎない個人に対して、制限や禁止や規則や管理、なかんずく「保護」さえも与えることによって、その個人の政治的な生き方を規定していく。そのような構造で規定される主体は、その体制のなかで言説によって形成され、定義され、再生産されていく（Butler 1990=1999:20）。

1.2.3.禁止＝言説空間と自己のテクノロジー

「禁止」が精神分析や構造主義文化人類学によって「文化」への移行として説明されていくなかで、禁止にかんする諸理論は、「違反」をめぐって二つの問題を抱えているようにみえる。第一に、これらの諸理論は、違反を「脱歴史的かつ脱空間的なもの」として捉えている。あらゆる禁止の帰着点である近親相姦の禁止の場合をみるとそれは明らかになる。フロイトとレヴィ＝ストロースの議論のなかで、近親相姦タブーの対象となる「欲望」は、人間がもつ普遍的かつ本質的なものとして設定された。それによって、それまでは曖昧に扱われていた「許されるもの」と「禁じられるもの」の境界が明瞭な構造のなかに収められ、文化化へのプロセスのなかで禁止がもつ普遍的な性格を把握できるのようになったのである。

しかし同時にそのような文化化のプロセスは、違反をめぐる認識や感情、また禁止と違反をめぐる社会の慣例をも普遍的なものとして単純化している。デュルケムの「集団力」や「公的な非難」、フロイトの「内的な強制」や「タブー的良心」などの概念は、「違反」に対して行われる一つの集団

的行いであり、禁止の権威を補う装置であった。禁止をつうじてある「集団的アイデンティティ」を論じることができるのは、その禁止がどの共同体でも同じ形で作用するのではなく、各時代と空間によって異なるものや行為を禁じ、その違反に対しても異なる集団的行いを行うからである。

そもそも禁止がもつ重要な意味の一つは、「境界の標識」としてのものである。エドモンド・リーチが述べたように、あらゆる境界は、自然のままでは連続している切れ目のないところに切れ目をわざといれた「人口的な分断」であり、それが「聖なるもの」にせよ、「俗なるもの」にせよ、接触が禁止される「タブー」の対象となるのは、それ自体で「境界の標識」となるのだ（Leach　1976=1981：73-76）。つまり何を禁止の対象にするかというのは、フレイザーによって「迷信」として批判されるほど曖昧なものであるが、あるものを禁止の対象と化させていく過程、つまり「共同謀議」（Douglas 2003：14-33）[59]の過程がその共同体のアイデンティティを構成する過程なのである。しかし禁止の対象を普遍的かつ本質的なものに規定する場合、その対象がもつアイデンティティの標識はもちろん、禁止を維持させる違反をめぐる集団の意識や信念、感情までもが普遍的なものと説明されてしまい、ある特定の時代や空間における禁止とアイデンティティの問題を論じる可能性を閉じてしまうのである。

禁止による文化化のプロセスがもつもう一つの問題は、違反が禁止による文化化を損なう「脱文化的なもの」として位置づけられてしまうことである。すでにフロイトやレヴィ＝ストロースの議論で検討したように、人間が自然の状態から文化の状態、つまり文明社会に進入していく過程には、近親相姦への「欲望」に対する抑圧が優先する。抑圧によって欲望が昇華されることで、経済活動や外婚など、社会を文化的なものとして成り立たせる集団的実践が可能となるのである。欲望に対する抑圧つまり禁止の遵守がこの文化化の必須の条件となるのだ。しかしこの場合、禁止を構成するものであったはずの違反が、その文化化のプロセスのなかで、どこにどのように位置づけられるのかという問いは依然残される。禁止の「遵守と違反」を「自然と文化」という構造のなかで論じることによって、違反はそれ自体で非文化的なもの、自然あるいは野蛮の状態に存在するものとして残され、「禁止と違反の共存」を文化的領域のなかで捉えることは不可能になってしますのである。

しかし先述したように、違反をめぐる認識や感情が禁止を構成するのであれば、文化の形成においても、違反は、禁止とともにその構成要素として捉えねばならない。ジョルジュ・バタイユが述べているように、禁止の違反は、禁止と同様に規則に従っている。つまり違反とは、自由の問題ではない。バタイユによれば、頻繁に生じる違反によって禁止の不可侵の堅固さが損なわれるということはない。それどころか、そのように違反が生じるということは，禁止を完全なものにする事態としてつねに待望される機能を担う。つまり違反の意味は、厳格な処罰が伴うのではなく、「ある時期に、ある程度まで、それはやってもよい」ということである。違反は、禁止とともに「社会的生活」という一つの全体を形成しているのである（Bataille 1957=2004：104-105）。

したがって普遍的かつ本質的なものとしての欲望の想定を否定する「抑圧仮説」批判にもとづいたフーコーの禁止論を受け入れることによって、禁止の議論は、禁止と違反の共存を、その時代と空間における特殊な言説空間が生み出したものとして把握することが可能になる。つまり、どのような禁止の言説空間が生産され、そのなかでどのようなものが言説の対象として規定されるかをつ

うじて、その時代と空間のなかで形成された特定のアイデンティティを把握することができるのである。同時に、禁止に対する違反は、法を犯したという罪悪感、厳重な処罰をうけるという恐怖、公の批判を浴びるという不安などの感情と信念を生み出すものだけではなく、禁止の空間を構成するきわめて重要な要素となる。欲望という禁止の対象がその時代と空間における特殊な言説によって生産されたものとして捉えられることによって、その違反も禁止とともに文化化における実践として把握することができるのである。

したがって、禁止は、その普遍性と特殊性がともに作用することによって、国民（the Nation）を構築させる。共同体の境界を構築するために「なにかを禁止すること」が未開人の「野生の思考」以降の普遍的なものであるとするならば、その禁止によって生みだされる要素、つまり禁止の対象、禁止の方法、違反に対する集団的行い、禁止と違反をめぐる認識や感情などは、その共同体を一つの限られた政治共同体として想像させる（Anderson ［1983］2006＝2007：25）[60]特殊なものなのである。

以上で検討したように、フロイトとフーコーの議論は、禁止を論じるにあたって、ある片方だけを選択せねばならない二項対立的なものではない。むしろ二人は、共同体のアイデンティティを構築させる装置としての禁止を把握するための理論的観点とその枠組みをそれぞれ提供している。フーコーの議論がある境界の内部で作用する言説装置としての禁止がどのように遂行されていくのかを探求するための観点を示している一方で、フロイトは、その遂行の方法をより繊細に分析するための概念を提供する。禁止が、すでに検討したように、権力として作用する言説装置であるならば、「検閲」（cencorship）「排除」（repudiation）「否認」（negation）「抑圧」（repression）などの概念は、その禁止のなかで行われるより複雑な遂行方法なのである。これらの方法がどのように行われるのかという問題は、その共同体がもつ禁止の特殊性をあらわす重要な要素となるのだ。

このような文脈のもとで考えると、フランツ・ファノン、ホミ・バーバ、エドワード・サイード、ガヤトリ・スピヴァクらによって展開されたポストコロニアリズムの諸議論が、フロイトとフーコーを積極的かつ批判的に受け入れてきたのは偶然ではないだろう。たとえば『ポストコロニアル理性批判』で、フロイトからラカンまでの「排除」（repudiation）概念をつうじて今日の排除されたネイティヴ・インフォーマント[61]について論じているスピヴァクは、一方でフーコーの「生産する権力」の概念をつうじて、グローバル化する労働力市場のもとでディアスポラ的存在と化しつつある下層の女性たち、つまりネイティヴ・インフォーマントについて論じている。「支配者と被支配者」「西洋と非西洋」「白人と非白人」「北と南」「東と西」などなど、さまざまな境界を構築させ、また横断しながら作用する権力を暴露し、転覆しようとする理論的展開において、フロイトとフーコーの理論は、サイードがいうように、その本質を見きわめるうえで有効なものなのである[62]。

> 精神分析は与えられた行動を―家族という特殊的集団内で―理解することを目的とする。家族構造と家族構造は緊密な関係を保っている。ある国における権威の軍事化と集中化は自動的に家父権の増強をもたらす。ヨーロッパおよびいわゆる文明化されたないしは文明を与える国々においては、家族は国家の縮図である。家族環境を離れた子供は同じ掟、同じ原理、同じ

価値を見だす。家族生活と国家生活のあいだに不均衡がないのだ。(Fanon 1967＝1998：166-167)

したがって、「国民（Nation)」の形成過程における禁止の作用のメカニズムを明らかにするためには、「禁止」をめぐる理論的観点をポストコロニアリズム理論のなかで再検討し、そのなかで新たな分析の枠組みを組み立てる必要がある。「自分を認識するとは、つまるところ、痛ましい経験あるいは未解決の葛藤にかんする失われた記憶を、無意識の忘却から取り戻すことである」というフロイトと、「人間の自己理解への出発点は今日はじまるものであって、ある仮説的な歴史的時間の初めにはじまっている」というフーコー（Hutton 1988＝2004：200;215）は、それ自体で矛盾したものであるポストコロニアルな空間のなかで、複雑にせめぎあいながら、同時に相互のレンズ[63]となる。

第3節　境界侵犯、検閲、否認、ポストコロニアルな観点

1.3.1. ポストコロニアルな問題としての禁止

「文化」の概念は、政治的な意味においても、精神的な意味においても、つねに新たに「国境」を探し出し、保護していくと同時に、「われわれの特殊性はなにか」という問いを無数に投げかけねばならない「国民」の自我認識を反映する（Elias 1939=1996：108-109)。したがって国民構築における核心的な概念である文化は、つねにさまざまなアイデンティティ政治が展開される場となる。ナショナリストたちによる「一つの民族、一つの国家、一つの言語」というキャッチフレーズは、たんなる希望であり、現実を表すものではないが、同時にその希望は、クリフォード・ギアツによれば、デュルケムのいう「集団意識」を形成していく過程として理解することができる。人々の生活の方向においてもっとも大きな影響を及ぼすのは、議会のような公式的領域ではなく、「集団意識」という非公式的領域（Geertz 1973＝1998：370-371)、つまり「文化的なもの」だからである[64]。とくにギアツは、その過程が第三世界の独立新興国においてどのような意味を持つのかを的確に述べている。

> 独立を成し遂げるにつれ、外勢支配の終結、指導体制の創出、経済発展の企図、国民的統一感の維持などがどれだけ大変な政治的課業であるのかが明らかになった。しかしそれらの課業以外にももう一つの課業が追加された。それは、近代政府の諸制度から外国の匂いを除去することである。(Geertz 1973＝1998：370-373)

したがって、共同体において、外部との境界を築き、構成員の集団的意識や感情を形成させる機能を担う「禁止」は、独立新興国において、日常の生活と大衆文化、大衆の意識を貫いている外国（とくに植民者）の匂い[65]を除去し、国民を構築していく。しかし同時に共存する違反、つまり「境界侵犯」(border transgression）は、独立新興国においてはどのような意味をもつのであろうか。

また、その「境界侵犯」が存在するなかで「禁止」が作用するということは、どのようなことなのであろうか。ポストコロニアルな空間において作用する禁止のメカニズムとはどのようなものなのであろうか。とくにこの問題を、ポストコロニアリズム理論で共有されてきた「ポストコロニアルな観点」(the postcolonial perspective)[66]から探求することの意味とは何であろうか。

ホミ・バーバによれば、ポストコロニアルな観点は、低開発の社会学や「従属」理論の伝統とは一線を画する。分析のモードとしてこの視点は、第三世界と第一世界の関係を二項対立的構造のなかに位置づける民族主義的ないし「土着主義的」教育理論の修正を試みる[67]。同時に、植民地で起こる諸社会現象を同一なものとして説明しようとする試みに抵抗する。それはとかく対立的に捉えられるこれら両世界の接点に存在する、より複雑な文化的かつ政治的境界領域への認識を強いるのである。さらにポストコロニアルな観点は、文化共同体に対する共感と共謀の「リベラルな」感覚がもつ深刻な限界について、再考を促す。その主張は、文化的かつ政治的アイデンティティは他姓(alterity)のプロセスをつうじて形成されるというものである。そのなかで文化は、快楽、啓蒙あるいは解放をもたらすのと同じ程度に、生存と補充の―芸術と政治、過去と現在、公と私のはざまで―不快で不気味な営為となる(Bhabha 1994＝2005：292-296)。

ポストコロニアルな観点からすれば、ポストコロニアルな空間における「禁止」は、単純な脱植民地化の目標としてだけではなく、その混淆的なポストコロニアルな空間において、「生存の戦略」[68]としての文化を構成する一戦略として捉えることができる。民族としての属性や共同体の利益、あるいは文化的価値といった複数の主体にまたがる集団的体験は、複数の裂け目(interstices)において交渉される(Bhabha 1994=2005：2)。したがって「禁止」は、領土のいたるところで平坦で裂け目もなく同質的な国民性の空間を創出すると同時に、国家的儀礼、監視＝訓練、動員のために必要となる内的な区分と分割を創り出す(Appdurai 1996=2004：336)。それによって、「国民」[69]は「歴史的産物」(Renan ［1882］1887＝1997：48)としてつねに構築されつづけるのである。

バーバは、国民という概念をナラティヴの作用として捉え、混淆化(hybridization)を強調することによって、世界を自我と他者に区分する単純な二項対立的な構造を弱化させる。文化とは、本質的なものではなく、文化的に混淆的な要素の流入を緩和させる試みの結果なのである。したがって境界性は、特定のポストコロニアルな社会的空間で発見されるだけではなく、新しいアイデンティティを作りだす持続的な過程をその特徴とする(Huddart 2006＝2011：28-30)。したがって国民文化は、アーネスト・ゲルナーが指摘しているように、ナショナリズムがみずから描きだす自分の姿とは異なる。ナショナリズムが用いる文化的破片は、恣意的な歴史的発明品である(Gellner 1983：17)。

論文「国民の散種」(DissemiNation)[70]で、バーバは、国民らしさの文化的構築を社会性とテキスト性との連帯として理解しようとするその作業について次のように述べている。

> わたしが明らかにしたいのは、文化的同一化と言説における発話の構えをめぐる複雑な戦略である。この戦略は「民族」または「国民」の名において機能し、それらを一連の社会的文学的語りに内在する主体／主題とする。わたしは、政治単位が書き込まれていく際の時間的次元

を強調することによって、文化的勢力としての国民をめぐる議論にこれまで支配的であった歴史主義[71]を克服しようと思う。（中略）国民らしさが文化的生産と政治的投影に及ぼす語りと心理両面の影響力は、「国民」が語りの戦略として有するアンビヴァレンスからきている。（Bhabha 1994＝2005：292-296　下線引用者）

バーバは精神分析用語である「アンビヴァレンス」（ambivalence）[72]の概念を借用し、国民として構築されていく過程を分裂した（splitting）ものとして捉えている。アンビヴァレントな意味作用の体系をもつ国民−空間のなかで、国民は、二重の時間のなかで考えられる存在となる。国民は一方で、民族主義的教育の歴史的な「客体」（objects）であって、過去に構築された歴史的起源にもとづく権威を言説に付与する。だが他方では、意味作用の過程における「主体」（subjects）であり、この過程は、国民が以前にまたは原初から存在した痕跡を消し去って、彼らの同時代性という驚くべき生きた原理を証明しようとする。語りとしての国民が創出されるとき、「教育」（the pedagogical）における連続的で累積的な時間性と、「遂行」（the performative）[73]における反復し再帰する戦略とのあいだに裂け目が生じるのである。バーバは、この分裂の過程をつうじてこそ、近代社会のアンビヴァレントな国民が生み出されると主張する（Bhabha 1994＝2005：249-250）[74]。

ここで議論を再び「禁止」の方へ戻すと、バーバのいうアンビヴァレンスの概念は、フロイトとフーコーの禁止、つまり根源的な欲望を前提とする「抑圧する権力としての禁止」（教育的なもの）と欲望の起源を認めない「生産する権力としての禁止」（遂行的なもの）とのあいだで生じる矛盾を説明する手段となる。支配者の帝国的精神の痕跡を消し去ることによる「アイデンティティ構築の過程」（教育的なもの）と混淆的な文化の流入による「アイデンティティ喪失の過程」（遂行的なもの）はつねに葛藤・矛盾するものであるが[75]、その「ポストコロニアルなアイロニー」（Hutcheon 1989:161）[76]こそがポストコロニアルなアイデンティティの構築過程に作用する禁止の性格を表すものなのだ。つまり「抑圧する権力としての禁止」と「生産する権力としての禁止」は、ポストコロニアルなアイデンティティの構築過程においては、つねに葛藤・矛盾しながら共存するものなのである。そして主体は、その禁止を遵守することで成立するのではなく、「アイデンティティ構築の過程」と「アイデンティティ喪失の過程」が複雑に作用するなかで、「禁じられている事柄に関して自己の解読」（foucault 1988=2006：17）を強制されつづける。

1.3.2. 境界侵犯とアイデンティティ

ポストコロニアルな国民国家において、「独立直後」は、独立という自己創造ための幸福感で満ちた時期であると同時に、歴史的に課されたさまざまな期待を充足させねばならない、失敗に対する不安と恐怖で満ちた時代でもある（Leela 1998=1999：18）。古くて後進的な植民地システムを消し去り、先進的な発展を成し遂げる新たな国家を建設するという近代化の目標が、植民地からの精神的脱却を夢見る文化的目標と葛藤・矛盾しながら働くのである[77]。

その脱植民地化のプロセスにおいて、独立新興国が直面することになるもっとも深刻かつ困難な問題は、「他者」（異なる文化、国家、歴史、経験、伝統、人民、運命）との関係である（Said 1993

＝2004：136）[78]。民族の解放は、「抵抗」をつうじてを訴えられるが、それには、ポストコロニアルな国民国家が抱える「抵抗の悲劇」が共存するからだ。サイードによれば、「抵抗の悲劇」を生みだすのは、帝国文化によってすでに樹立されている諸形式、または少なくとも帝国文化の影響を受けるか、その帝国文化に侵食された諸形式を再発見し、利用せざるをえない状況である（Said 1993＝2004：408）。しかし同時に、それは、文化が根本的にもつ普遍的な性格でもある。あらゆるの文化の歴史は、文化の借用（borrowing）の歴史であり、したがって文化を、明確な所有権の問題として把握することはむずかしいからである。相違な文化のあいだにはあらゆる種類の専有（appropriation）と共同体験、相互依存が存在するからである。それが文化をめぐって作動する「普遍的な規範」（universal norm）でもあるのだ（Said 1993＝2004：421）。

したがって、ポストコロニアルな国民国家における他者（とくに支配者）との文化的関係の問題を、「支配」と「抵抗」とに完全に切り分けて位置づけることは困難なことである。「境界侵犯」という概念をめぐる諸議論が示しているように、あらゆる「境界」は、境界の侵犯までをも主な構成要素とするからだ。ピーター・ストリブラスとアロン・ホワイトは、『境界侵犯』のなかで、バフチンの「クラシカルな身体」を用いたイヴァノフの「グロテスクな身体」の概念をつうじて、ブルジョア社会の上下の象徴領域について論じている。「クラシカルな身体」が公式の上部文化に固有の形態一般を指している反面、「グロテスクな身体」は、異種混淆的かつ脱中心的で不純・汚穢な下部の他者であり、政治組織から除外され、社会存在として軽蔑されるものである。「境界侵犯」は、そのクラシカルとグロテスクとのあいだで起こる。それは、地理、肉体、集団と個人の主体性が交差する場の見取り図をつくることを意味する。そしてその「グロテスクな身体」は、境界線に居座る。そこは、社会や政治権力が交錯し仲介される領界であり、完全な外部でもなかれば、内部でもない。主体の形成における基本となる法則によって、この「排除されたもの」は、新たな欲望を生み出す。この欲望によってクラシカルとグロテクスとの関係が構築されつづける。境界侵犯する欲望によって生みだされる幻想と、現実の社会秩序における経済的・政治的矛盾とは、つねに深い関係にあるのだ(Stallybrass・White 1986=1995：17-43)。

> われわれが注目したいのは、社会的分類と心理的プロセスとが、相互に葛藤し絡みあいながら醸成されるような言説の場である。社会観念（イデオロギー）と個人的幻想が結びつくのも、この場をおいてほかにない。この領界の地勢図は、地理的、階級的、身体的それぞれレベルで排除を経ることによってできた地形、欲望と恐怖の生んだ輪郭をなぞれば見えてくる。文化における欲望と恐怖とは、互いが互いを生みあうかたちではてしなく再生産されるものだから。こうした転位の過程（displacement）には、一種の世俗的な魔術がつきまとう。排除の法則にしたがう魔術。(Stallybrass・White 1986=1995：42　下線引用者)

したがって絶対的な境界は存在しない。上で引用したように、「境界」は、その侵犯に対する禁止が遵守されることによって作りだされる空間ではなく、むしろ地理、肉体、集団と個人の主体性が交差するなかで、社会的分類と心理的プロセスとが相互に葛藤し絡みあいながら醸成される言説の

場である。つまり「アイデンティティ構築の過程」と「アイデンティティ喪失の過程」が複雑に作用するなかで欲望と恐怖とは互いが互いを生み、「境界」と「境界侵犯」をめぐる社会観念（イデオロギー）と個人的幻想の結合がなされる。「境界侵犯」がなされることによって「境界」が持つアンビヴァレントかつ混淆的性格は増すことになるが、それが境界そのものを破壊することはないのだ。

境界の構築は、すでにタブーに関する諸議論が明らかにしたように、構築しようとすること自体が意味と動機を生み出す。ポストコロニアルな国民国家においても、他者の文化の境界侵犯は、欲望と恐怖が生み出しつづける、サイードのいう「普遍的な規範」が作用する過程であるのだ。いいかえれば、それは「境界侵犯」がなされるだけでは、特定の国民国家におけるアイデンティティの構築過程を十分に把握しきれないことを意味する。したがって「境界侵犯」がポストコロニアルな問題を成り立たせるために注目すべきは、もう一つの次元、つまり「境界構築」のプロセスで作用する権力の問題にある。従属と独立とのあいだを移行していく過程において、誰がその禁止を命じるのかという問題は、ポストコロニアルの接頭辞「ポスト」(post)の意味を大きく左右するからだ。これは、「支配」と「抵抗」をめぐってなされたこれまでのポストコロニアル議論と密接に関連する。

したがって、被植民地主体自らによるポストコロニアルな禁止において、「境界侵犯」とは、「支配」と「抵抗」といった二項対立的な枠組みだけでは把握しきれないものである。それは単なる禁止の違反ではなく、さまざまな文化的産物を生みだす過程なのだ。「禁止」が「破片化した過去を経験した国家における共同の過去にもとづいた一つの集団的抵抗」[79]としての動機をもつということは否認できないが、その動機を、禁止の機能や作用、効果など、「禁止」のプロセス全体を決定づける唯一の条件として設定することはできないのだ。そもそも「境界侵犯」は、周縁性,曖昧さ,雑種性,多義性,テクスト/コンテクストなど、それ自体で複雑な意味を含む概念なのであり、境界を越えると同時に境界にとどまりつづける存在（本橋　2009：111-113）による象徴領域なのである。

被支配者が単一な総合体として支配者に抵抗するというポストコロニアルな言説は、逆説的にも、本質的優越性にもとづいた「支配者の統一性」を前提とする伝統的な植民地言説と同じ枠組みを共有することになる。そもそもバーバがアンビヴァレンスと混淆性の概念を提示したのは、伝統的な植民地言説における支配者から被支配者への植民地権力が「一方的な意図」でしか語られないことに対する拒否であった(Bhabha 1994：72)。バーバは、アンビヴァレンスの概念をつうじて植民地言説の内的一貫性を否定する植民地言説の内的矛盾を表出させるとともに、混淆性の概念をつうじて、植民地主体による統一性の構築を不可能なものにする「分裂」を強調した。それによって制限と許容をめぐる諸次元における被支配者による新しい抵抗の可能性を見つけ出そうとしたのである（パク　2003：226）。

バーバが植民権力として注目したのは、植民者による「禁止」である。被植民者のアンビヴァレントな「擬態」（mimicry）の可視性はつねに「禁止の場」で産出され、植民地言説の一形態となる。それは既知であり許されているものと、既知でありながら隠蔽されなければならないものが交わるところにある言説であり、行間に発せられ、それゆえ規則に反するとともに規則の内部にあるような言説である（Bhabha 1994＝2005：154)。

「禁止」と「擬態」に関するバーバの議論がもつ可能性は、「擬態」を「否認（disavowal）のプロセスであるような差異の表象として表れるもの」(Bhabha 1994＝2005：149）として捉えた点にある。つまり被植民者としての主体は、植民者の権威にたんに従うのではなく、アンビヴァレントな「擬態」による差異と欲望とズレをつうじてその権威に亀裂を生ずる。

> 植民地的模倣の事例はすべて、擬態のアンビヴァレンスによって生みだされた過剰またはずれが、言説に「裂け目を入れる」だけではなく、植民地的従属主体を「部分的」存在として固定する不確定性に変わってしまうような言説過程を共有している。ここで「部分的」とは、「不完全な」と「仮想の」という両方の意味をもつ。それはあたかも「植民地人」の表象が、支配の言説自体の内部においてなんらかの戦略的限界または抑止が生じてはじめて表れるかのようだ。植民地的領有が成功するためには不適切な客体の増殖が必要であり、これが領有の戦略的失敗を確実にする結果、擬態は類似であると同時に脅威ともなるのだ。(Bhabha 1994＝2005：150　下線引用者)

フロイトのいう「擬態の欲望」、つまりほんの少し見えるだけだが大きな差異を生ずる「擬態」の概念をつうじて、バーバは、「支配」と「従属」あるいは「支配」と「抵抗」といった二項対立な枠組みを分裂させる「差別的なアイデンティティ」[80]の可能性に注目した（Bhabha 1994＝2005：154-155)。アンビヴァレンスや混淆性という概念は、植民地主体がある同質性にもとづいて構築されていく過程を、分裂した（splitting）ものとして捉えさせるのである。バーバのこの「擬態」の議論は、「脱植民地化」と「近代化」という目標を同時にもつ独立新興国の戦略を把握するために、クリティカルに拡張させることができる。

独立新興国にとって近代化の過程が、グローバルな資本主義の秩序に編入し、システムの「規格化」[81]を強いられることを意味するなら、ほんの少し見えるだけだが大きな差異を生ずる「擬態」は、その近代化の強要に対する戦略として捉えることができる。しかしこの「擬態」の概念は、支配者の文化的強要への抵抗の可能性を提供しているものの、その枠組を「植民者」と「被植民者」に設定しているため、「被支配者」の戦略について十分に述べていないように思われる。禁止と許容を命じる側を外部の「支配者」に設定しているため、「擬態」による差異の抵抗が、植民者からの「禁止」に対するもの、つまり結局「植民者」と「被植民者」の枠組みのもとに限られてしまうのである。

しかし「脱植民地化」と「近代化」という目標を同時にもつ独立新興国において、外部の強力な他者は一つではない。それは旧植民者のような特定の国家でもあれば、アメリカのヘゲモニーのようなグローバルな力でもある。つまりそのような多様な他者との関係を築いていくのかで、「禁止」というのを、単なる他者による命令や検閲ではなく、独立新興国が国民を構築していくなかでの戦略として捉えることも可能なのだ。したがって、ポストコロニアルな国民国家で生じる、「国民構築」の過程としての禁止や禁じられた植民者の文化との重層的な葛藤と矛盾を把握するためには、「検閲官」の存在をより重層的に捉える必要がある。「完全に同じではない/完全に白くない」(Bhabha 1994

＝2005：158）といった曖昧な禁止の命令は、共同体の外部と内部に同時に存在しているのだ。

「検閲官の移行」ともいえるこの転換を、バーバのいう擬態の戦略のうえで考えた場合、きわめて大きな意味の転換が生じる。バーバの議論において擬態による差異の生成が外部による禁止に抵抗するための戦略であるとするならば、検閲官を内部においた「禁止の共同体」で行われる擬態による差異の生成は、その禁止を遂行するための戦略となりうるからだ。この点は、次節で詳述するが、ここで言う検察官とは、検閲を実施する政府機関のみならず、メディアや国民一人一人、つまり、共同体を構築していく諸要素のなかに絶えず生み出されるアクターを意味している。この検閲官の位置や検閲によるさまざまな産物こそが、「禁止」と「境界侵犯」だけでは把握しきれないポストコロニアルな国民国家における「禁止のメカニズム」を把握するための第三の要素なのである。したがって、国民構築のプロセスを構成するものとして「禁止」を把握するためには、ある行為や物が禁止の対象として規定される教育的な側面だけではなく、それらを禁止の対象と化しつづける過程そのものが、実際どのようなテクノロジーによって遂行されるのかを探求せねばならない。

1.3.3. 検閲のプロセスと否認する禁止

ポストコロニアルな空間における禁止は、たんなる支配者の命令によるものではなく、近代化と脱植民地化を同時に成し遂げねばならない国民構築の過程における重要なプロセスとして理解することができる。それは、上述したように、禁止を監視する検閲官そのものが多様であることを意味する。その「禁止」は、厳格な「法」として命令、管理、遵守されるのではなく、さまざまなテクノロジーによって構成され、遂行されるのである。

さらに、禁止による国民の構築は、上述したように、厳格な法的規制では不可能である。むしろその禁止は、「境界」と「境界侵犯」、「欲望」と「恐怖」、「法的権力」と「生産的権力」、「教育的側面」と「遂行的側面」[82]などの相反する諸要素の絡みあいによって構成される。これらの要素が共同体のなかで葛藤、矛盾するなかで、脱植民地化と近代化がせめぎ合うポストコロニアルな空間の主体が生産されるのである。とくにその境界をめぐる禁止は、「排除する禁止」と「否認する禁止」とに区分することができる。「排除する禁止」が法的規制による厳格な禁止の遂行と規定するならば、「否認する禁止」は、禁止の遂行のために境界侵犯のあり方を歪曲することである。この「否認」は、違反の共存にもかかわらず禁止の共同体を維持させるもっとも重要な要素であるが、この二つの禁止を貫きながら作用するのが「検閲」（cencorship）である。

「戦争と死に関する時評」で、フロイトは、国民国家における検閲の機能について言及している。フロイトによれば、諸民族それぞれの内部では、個々人に対して高い道徳的規範がかかげられ、個人が文明共同体に参与しようと欲するならば、この規範のもとに生活態度を律していかねばならない。とくに国家は、その市民に極度の従順と犠牲とを要求し、同時に、過度の秘密主義と報道や意見発表に対する検閲によって、市民を一種の禁治産者にしてしまう。フロイトは、このような検閲は、市民を知的に抑制し、あらゆる不利な状況やでたらめな不評に対して、気分的に参らせてしまうという。そして個々人は、愛国心の名のもとに個々の欲望を是認することを要求される（Freud 1915=1969：398-401）。これは国家による『政治的検閲』の典型である。

ゴールドスティーンによれば、国家の「政治的検閲」には恐怖が作用するが、その恐怖は政府が自国の国民に対して抱く恐怖である。その恐怖の高まりが検閲の規定に反映しており、その規定はとくに貧しいものが近づきやすいメディアの普及度と内容をコントロールするために計画される（Goldstein 1989＝2003：268）。つまり国家の政治的禁止は、狭い意味での政府の政治的利益と関連する。しかし禁止の言説空間において作用する恐怖は、「国家の文化的アイデンティティを脅かす不快で危険なものとして規定されるもの」である。他者との接触あるいは他者の文化に対する禁止の場合、その対象となるのは、境界の外側に位置する「政治的なもの」としての他者、つまり敵対者[83]とその文化なのである。

しかし主体に「検閲」[84]が作用するプロセスやその結果は、国家−市民といった単純な枠組みでは捉えきれない重層的なものである。とくにメディアは、検閲の結果がもっとも顕著にあらわれる場である。フロイトは「夢の検閲」の講義で、政治新聞を事例に、その検閲の機能について述べている。

> それは、どれでもいいから政治新聞を一部手にとってみられることです。本文のところおどころが抜け落ちていて、白紙のままになっているのが見られるでしょう。ご存知のとおり、それは新聞検閲のしわざなのです。この空白になった箇所には、検閲官の気に入らないことが書いてあった、そのためにそこが削除されたのです。みなさんは、そこが一番おもしろいところだったろう、「最高の箇所」だったろうに惜しいことをしたと思われるでしょう（Freud 1940＝1971：113[85]。

また『夢判断』では、文筆家の事例が登場する。

> 時の権力者に向かって不快な真実を告げなければならない政治的文筆家も似たような事情にある。文筆家は検閲を恐れなければならない。だから彼は自分の表現を和らげたり、歪曲したりする。文筆家は検閲の強弱に従って、攻撃のある種の形式だけは差し控えておくとか、直接にはいわずに暗喩するとか、さりげない偽装の背後に自分のいわんとすることの棘をかくすとかせざるをえない。（Freud [1900]1942＝1968：121）

これらの引用文で注目すべき点は、検閲の作用によって、隠蔽と修正が加えられたある結果が新聞や文学の誌上にあらわれるということである。それらの検閲の結果をフロイトは、「歪曲」（distortion）[86]と称する。検閲の働きによる「材料の脱漏」「変容」「編成変え」などの「歪曲」が行われるのである（Freud 1940＝1971：113-114）。ある夢の分析が難しいというのは、その象徴が常人におけるよりも強くはたらく検閲と、そこから結果する大がかりな歪曲のためである（Freud [1900]1942＝1968：308）。したがって、検閲を禁止の構成要素として捉える場合、「どのような傾向が検閲を加えるのか、またどのような傾向に対して検閲が加えられるのか」（Freud 1940＝1971：113-114）という問いは、その禁止の性格を決定づける重要な要素となる。検閲の結果である「歪曲」

のあり方をつうじて検閲の性格を理解し、それを特定の時代と空間における一つの「社会的なもの」として捉えることで、「法的規制」だけでは把握しきれない「禁止」のメカニズムのあり方が浮かび上がるのである。

「検閲」を「社会的なもの」として捉えるための重要なキーワードとなるのが、「良心」といった集団的意識と感情である。すでに本研究は、「禁止論」の系譜をつうじて、「タブー的良心」を違反に伴う結果に対する不安と恐怖の感情、つまり「集団意識」や「集団力」として把握した。「良心」は、フロイトの「ナルシシズム入門」でも述べられているように、その共同体のなかで構築される「社会的なもの」なのである。フロイトによれば、「良心」が自我理想の形成に作用するというのは、声によって媒介された両親の批判的影響によるものであって、さらに教育者や教師やその他周囲にいる無数の漠然とした多くの人びとが加わった結果である。良心という掟は、結局第一には良心の批判の、それについでは社会の批判の具体化されたものであり、はじめは外部からの禁止または妨害によって抑圧傾向が生じてくる際に反復される現象なのである（freud 1914=1969：127)。つまり「良心」は、検閲を作動させるもっとも重要な要素の一つとなるのだ。それは、ラプランシュとポンタリスによる「検閲」の定義でも示されている。

> 「検閲」は、隠蔽と修正といった「歪曲」とともに「抑圧」を引き起こす。<u>「良心」という無数の社会的非難が個々を抑圧するのである</u>。フロイトによれば、検閲は永続的機能であり、無意識系と前意識—意識系とを選択的に隔離するものであり、したがって「抑圧」の原因となる。その効果は、夢の場合のように、その機能が部分的に低下する時により明らかになる。（Laplanche・Pontalis　1967＝1977：99　下線引用者)。

したがって「良心」という「言説的なもの」がなにを抑圧の対象として批判するのかは、その禁止の性格を決定づけるもっとも重要な要素となる。そしてその「検閲」の作用によってどのような「歪曲」が生じ、どのような結果が生みだされたのかをつうじて、その「禁止」がどのようなプロセスをつうじてなにを生みだしたのかを把握することができるのである。つまり「排除」が境界の外に追い出すものに対する禁止の作用を理解する概念であるとするならば、検閲は、境界侵犯にもかかわらず「禁止」の作用を維持させる重要な方法といて機能するのだ。

フーコーは、「権力の表象」を構成するものの一つとして、禁じられているものの存在を否認する「検閲の論理」について述べている。

> この禁止は、三つの形態をとると想定されている。<u>それは許されていないと主張すること、それが言われるのを防ぐこと、それが存在するのを否定すること</u>、である。どう見ても両立させるのが難しい形態だ。しかしまさにそこに検閲のメカニズムの特徴となるはずの一種の連鎖的論理が想定されたのである。その論理は、存在しないもの、非合法なもの、言葉に表せぬものを、それぞれが他のものの原理であり結果であるような仕方で結び合わせるのだ。禁じられているものについて、それが現実の世界で廃絶されてしまうまでは語ってはならない。

(Foucault 1976=1986:110　下線引用者)

つまり「抑圧」は、国家による暴圧的抑圧だけではない。むしろそれは、「境界侵犯」の過程を隠蔽・歪曲することで、「禁止の共同体」を維持させる機能をも担う。つまり検閲のプロセスは、言説的なものであり、生産的なものでもある。法的なものとして禁止が「排除する禁止」であるとするならば、抑圧と歪曲などが働く「検閲のメカニズム」が作動するのは、「否認する禁止」なのである。

フロイトの抑圧された表象の内容や思考の内容は、それが否認されるという条件のもとでのみ、意識にまで到達することができる。否認の助けを借りて、一つの抑圧プロセスの結果を解消することができるが、抑圧されたものが表象された内容は、意識には到達しない。これによって、抑圧の本質的なものは存続しながら、抑圧されたものをいわば知的に承認することができるようになる (Freud 1925＝1996：296)。判断においてなにかを否認するというのは、根本的には「これは、わたしがもっとも抑圧したいことである」ということを意味する。否認によって、思考は抑圧の制約から自由になるのだ (Freud 1925＝1996：297)。

「否認」(disavowal) は、「禁止」の一つの形態として捉えられる。なにかを否認するかどうかの過程は、なにを「禁止」するかというプロセスでもあるからだ。フロイトによれば、判断機能は、基本的に二つの決定を下す。まずは「あるもの」に対して一つの特性を認めるか、拒否するかである。次に、ある表象が現実に存在するか否かを決定しなければならない。その判断が決定を下す特性とは、善いか悪いか、有益か有害かという特性である。その判断による「それをわたしのなかに入れる」「それをわたしのなかにいれない」の区別が内部と外部の境界を構築するのである (Freud 1925＝1996：297-298)。

しかし「否認」は、境界の外部に対する「排除」とは異なるプロセスをもつ。「否認」が作用するにあたって重要になってくるのは、「すでになかに存在するもの」であり、それをどのように知覚するかの問題だからである。フロイトによれば、判断機能は、さらに表象したものの現実存在について決定を下す。これは、「快感-自我」から発展してきた最終的な「現実-自我」の役割である。ここで問題なのは、なにか知覚したあるものを自我のなかに取り入れるかどうかではなく、自我のなかに表象として存在するものが、知覚 (現実) のなかで再び見いだされるかどうかである。フロイトはこれを「外部と内部の問題」という。非現実的なもの、表彰しただけもの、主観的なものは、「内部」だけのものである。一方の現実的なものは、「外部」に存在している。この段階では、そのものを必要に応じて自分のものにできるかどうかが重要であり、自我はこれを経験によって学ぶ。しかし表象において再生される知覚は、必ずしもその忠実な反復であるとは限らない。「省略」によって修正されたり、さまざまな「要素」の融合によって変化することもありうるからだ (Freud 1925＝1996：297-299)。

したがって、「否認」は、「排除」の次の段階ともいえる。自我のなかに取り込むプロセスと、自我から「排除」するプロセスは快感原則に従って行われるのであるが、「否認」を行う判断は、その目的に適った形で、このプロセスをさらに進めるものである。肯定は、自我との統一に対応するものであり、エロスに属する。否認は排除を引き継いだもので、破壊欲動に属する。判断の機能が実

行できるものとなるのは、否認の象徴（例えば日本語の「いいえ」）が作りだされ、これによって思考が抑圧されたものの結果からはじめて独立性を獲得し、同時に快感原則の強制からも開放されるのである（Freud 1925＝1996：300-301)。「取り入れる」と「排除する」の二項的対立による「境界」は、それ自体で抑圧として作用する。「否認」は、その無意識を承認する段階なのである。「否認」がどのように行われるかについては、スタリブラス・ホワイトの『境界侵犯』に登場する事例をつうじて理解することができる。

スタリブラス・ホワイトは、バフチンの「複数言語環境（ヘテログロシア）」、つまり異なる言語と世界観の緊張した対話状況（ダイアロジック）のモデルを文化の形成を説明する強力で有効なモデルとして述べている。このモデルによれば「祭の言説」は、文化形成の闘争の場に位置づけられるが、スタリブラス・ホワイトは、作家ベン・ジョンソン（Ben Jonson）の事例をつうじて、この「緊張したイデオロギー闘争」の場を説明している。ここで注目されたのは、「作家の権威（オーサーシップ）」を獲得するために行われたジョンソンの戦略である。「下劣なものによる汚染」に対して敏感な作家であったジョンソンは[87]、しかし彼は自分の「作家の権威（オーサーシップ）」が形成していく際に、ある根本的矛盾に直面することになる。大衆に喜ばれていた自分の作品「バーソロミューフェア」も、古典的な美意識からすればいくえにも汚染されたものだったため、ジョンソンは、自分が選んだ劇の主題が古典的美学から外れていることを反省せざるをえなかったのである。その矛盾のまえで、ジョンソンはある戦略をとるが、それが「否認」であった（Stallybrass・White 1986=1995：98-102)。

ジョンソンの戦略的に選択したこの「否認」とは、フロイトの概念である。フロイトによれば、抑圧された心象が意識のなかに入り込んでくる際に条件が一つあり、それは、その心象が拒否され、価値を否認されている場合に限る。つまり否認とは、フロイトの論文「否認」によれば、「抑圧されているものを認知する一種の方法」である。「否認」は、本来は抑圧を取り除くものではあるが、当然ながら抑圧されたものを受け入れることではない（Freud 1925＝1996：296)。

つまりジョンソンにとって「否認」は、「認知」の方法であった。彼は、芝居を出版する過程で、そのテキストを書き換えたり、新しい部分をつけくわえるなどして、劇場での上演を「隠蔽」する。つまり、ジョンソンは「否認」をつうじて、自分の舞台を劇場での上演から独立したもの、印刷されたテキストに置き換えたのである。それは結果的に、作家が庇護者を、観客を、共同創作者を、読者を否認することになった。そしてジョンソンは、否認しながら自分の芸術的媒体と劇場の観客とが混淆（ハイブリダイゼーション）することを認知した。劇場と祭の対極に自らのアイデンティティを構築したのである。（Stallybrass・White 1986=1995：98)。この事例が示しているように、「否認」は、現実をどのように知覚するかの問題であり、積極的に現実をつくり出すプロセスである。その現実が、何かを禁止している共同体なら、「否認」は、その現実を作り出し、維持させる。こうした意味で、「否認」

は、「検閲のメカニズム」を構成する重要な要素であり、「排除」とは異なる意味での「禁止」として規定することができる。

以上で検討した「検閲のメカニズム」と「否認」の概念は、厳重な処罰をつうじて厳格に遵守される法的禁止ではない禁止がどのように実施されるのかという問いの答えでもある。つまり許可・禁止というこの二つの領域の内部で、禁止されるものや許可されるものが正確に特定・規定される法（Foucault 2004＝2007：56）によってなされる「排除する禁止」が一つの軸にあるとするならば、もう一方の軸には、境界の標識に対する認識や違反に対する良心によって構成された特定の空間と時代の「検閲のメカニズム」が作動する「否認する禁止」がある。ポストコロニアルな空間において国民が新たに構築あるいは再構築されていく過程は、この二つの軸によって構成される「禁止の共同体」が、集団的に共有される「文化的国境」の標識として作用するのだ。したがって、境界の構築といった広義には普遍的なものである「禁止の共同体」は、同時に、特定の時代と空間における「社会的存在」[88]「感情の構造」[89]「社会的想像」[90]のような、共通の認識と経験と感情と信念を共有する場である。民族/国民は、境界の外側の敵対者の文化をめぐって築かれたこの禁止の言説空間が生産した認識や信念、感情、慣習と主体の気質をつうじて、「われわれはだれなのか」を確認し、自分のアイデンティティを想像していく。チャールズ・テイラーによる「社会的想像」が「共同で行われるさまざまな慣行を可能にし、広く共有される正当性の感覚を可能にする共通理解」であるならば（Taylor 2004=2011：320）、禁止の言説空間においてそのような慣行を可能にするのは、「禁止の共同体」の作用が生みだすさまざまな言説と実践、制度なのだ。

小括　「禁止の共同体」をめぐる分析枠組み

「タブー」以降の「禁止」の概念は、上述したように、きわめて複雑かつ曖昧なものである。したがってある特定の「禁止」について探求するためには、その禁止の性格を規定する諸次元と要素について構造的に設定せねばならない。それは、「禁止」をたんなる「法的なもの」ではなく、その違反と密接に関連しながら共同体のアイデンティティの構築過程を構成する重層的ものとして捉える本研究ではとくに重要なことである。したがって、まずは第1節から第3節まで検討した内容にもとづいて、「禁止」の性格を規定する各次元と要素をまとめたい。

「禁止」の性格は、①社会的動機、②検閲のプロセス、③違反への制裁の諸次元によって規定される。

第一の次元は「社会的動機」である。禁止がある共同体のなかで共有されるというのは、「その禁止に合理性を与える社会的動機はなにか」、つまり「なぜそれを禁止せねばならないのか」という問いを投げつづけることである。上述した「聖なる存在」と「俗なる存在」の区分すること、「欲望」を「根源的なもの」あるいは「生産されるもの」どちらかに設定すること、またレヴィ＝ストロースの「外婚」のように、禁止をある積極的な行為に関連させることなどは、まさに禁止に合理性を

与えるための「社会的動機」を設定するプロセスである。つまり、ある「禁止」がその共同体の社会的なものとして作動されつづけるためには、その「社会的動機」が集団的意識と感情を引き起こすものとして生産されつづけねばならないのだ。したがって「社会的動機」は、その時代と空間における特殊な「言説空間」ときわめて密接に関連する。

第二に、「検閲のプロセス」の次元がある。これは「禁止がどのように抑圧や強制を行うのか」の問題である。「禁止」は、「検閲のプロセス」がどのように作用するかによって、「排除」と「否認」に区分される。多くの場合「禁止」が動機として掲げるのは、その対象を消し去ることであるが、検閲の働きは、きわめて多様な結果として現れる。対象を完全に「排除」する「政治的検閲」もあれば、禁止の対象が「模倣」「材料の脱漏」「変容」「編成変え」などのかたちで存在するような、検閲が「否認」の方へ作用し、「隠蔽」「歪曲」を行う場合もある。ここには、「誰がその検閲主体なのか」も重要な要素となる。とくに「行政管理（ポリス）」による検閲と「社会的良心」にもとづいた自己検閲はそのもっとも代表的なものであるといえる。

禁止の性格を規定する第三の次元は、「違反への制裁」である。あらゆる禁止は、その違反に対する集団的認識や感情を重要な構成要素とするが、実際どのような制裁が行われるかは、そのケースによってまったく異なるかたちをとる。禁止の違反には、「厳重な処罰」から「公的な非難」「黙認」（許容ではないがその違反に処罰が与えられない）にいたるまでの制裁の差異が存在するのである。上述したデュルケムの「呪術的禁止」と「宗教的禁止」、フロイトの「法律的強制」と「自律的力」、フーコーの「法」と「権力」の諸概念の差異は、「違反」に対する「制裁」の差異によって生じる。

この三つ次元のなかでもとくに「禁止」の遂行過程を規定するのは、②検閲のプロセスと③違反への制裁の次元である。「排除」と「否認」、「処罰」「黙認」のあいだでどこに位置づけられるかによって、その性格を把握することができるのである。しかしその過程はつねに「社会的言説」とともに探求されねばならない。①社会的動機は、「検閲のプロセス」と「違反への制裁」による禁止の遂行過程のなかで言説的に生産され、「禁止」に合理性を与えるからのである。したがって、禁止の性格は、その次代と空間を貫通する歴史的文脈や諸条件との関係のなかで規定されることになる。ならば本研究の対象である「日本大衆文化禁止」を分析するためには、①社会的動機、②検閲のプロセス、③違反への制裁といったプロセスをいかなる特殊な諸要素とともに検討する必要がある。

まずは前述したように、60-80 年代における禁止をめぐる三つの歴史的条件、つまり①アメリカを中心とする冷戦的関係とグローバルな文化的規格化、②歴史的問題と経済的協力が共存した日韓のポストコロニアルな関係、③開発独裁政権による暴圧的統治と急速な近代化のなかでの国民の構築といった諸次元である。

韓国の特殊な状況の一つは、アメリカと日本といった二つの帝国が絶対的な影響をおよぼす他者として存在したことである。それはアメリカを中心とするグローバルな文化的規格化への編入とローカルでの脱植民地的文化政治（禁止）が葛藤、矛盾するかたちであらわれた。つまり独立新興国がもつ「脱植民地化」と「近代化」とのジレンマが、二つの帝国と絡み合うことでさらに複雑になったのである。その状況はメディアとテクノロジー、そしてメディア法などをつうじて顕著に現れ

た。

戦後・独立後の日韓関係は、そのアメリカを中心とした冷戦的ネットワーク、とくに東側と対立する反共共同体のなかで構築されたものであった。そのなかで「植民地の問題」が両国のあいだで十分に解決できないまま政治的・経済的関係が築かれ、そのなかで「文化領域」だけがきわめて曖昧な状態に置かれたのである。つまり「日本大衆文化禁止」の問題は、植民地問題の未解決の状況とアメリカを中心に規格化を追求した日韓の矛盾した関係のなかで扱わねばならない。

こうしたアメリカ、日本との関係のなかで急速な近代化を進めた韓国国内の次元でみると、「日本大衆文化禁止」は単純に国家によって命令され、管理されたものではない。それは、先行研究でも述べたように、「反共主義」による禁止との関係で明らかになる。同じく独立後の韓国において重要な禁止の社会的動機として作動したようにみえる反共主義と反日主義は、アメリカ、日本との関係や国内の政治的状況のなかで、とくに文化的にはまったく異なるかたちで作用したのである。

こうした歴史的諸条件は、カナダやアイルランドといった他の国家における文化越境との差異を生みだすものである。メディアをめぐるアイデンティティ構築と近代化のジレンマ、文化越境をめぐる危機感や恐怖、電波越境の拡散などがカナダとアイルランド、そして韓国を普遍的な側面であったとするならば、60–80 年代のメディアの普及過程におけるアメリカとの関係、二国間の歴史的関係や言語の問題、国内の政治的・経済的状況などは、特殊な側面として作用するのである。

このような歴史的条件のうえで、「日本大衆文化禁止」がどのように遂行されるのかを把握するために分析すべき諸次元は、①法制度、②メディア、③言説装置といった三つの空間である。これらの空間は、先述した禁止の性格を規定するプロセスが実際行われる場である。つまり、以下、本研究では、この①法制度、②メディア、③言説装置の諸空間において、①国家、②メディア、③大衆といった諸主体がどのように①社会的動機の獲得、②検閲のプロセス、③違反への制裁を行うのかを 60–80 年代の歴史的諸条件のもとで考察していく。このように、次元と要素、空間と主体を分析することで、「日本大衆文化禁止」の性格を浮き彫りにし、その「禁止」が数十年間作用することによって、いったい何が生み出されてきたのかを明らかにすることが、本研究の目的なのである。

「日本大衆文化禁止」は、法的規制によるものだけではない。脱植民地化と近代化のプロセスが生み出す葛藤と欲望のせめぎ合いのなかで、公的装置による動きだけでは把握しきれない、国民一人一人が自らに課す日常的な自己点検こそが、「何がいけないものであるのか」を実感のレベルで決定していくのである。受容と拒否、違反と否認を繰り返しながら、その内部に禁止の言説を生産しつづけることで生成されていく共同体意識、つまりここに「禁止の共同体」が立ち現れるのである。「禁止」をめぐる日常の諸実践が、いかに国民アイデンティティを生産し、「禁止の共同体」を形成していくのか、この点を、次章以降で具体的な事例分析をつうじて明らかにしていく。

注

[28] 「国民のナラティヴ」(national narrative)とは、「ナショナリズムの言説」とは異なる概念である。ホミ・バーバによれば、「ナショナリズム」という用語は歴史的に安着したものであるが、「ナラティヴ」によって構築される国民は、国家の利益や民族の特権などといった権威主義的な論理だけでは把握しきれないよりアンビヴァレントな空間である。つまり国民を、ナラティヴ作用の問題として捉えるのである。したがって「境界侵犯」は、それ自体で国民の構築過程なのである (Bhabha 1990＝2001：10-11).

[29]「ban」と「prohibition」の意味は、曖昧なものであるが、「ban」をより「法的なもの」として理解することができる。一般的には「import ban」「weapons ban」「smoking ban」のように使われる (『The Guardian』を参照))。したがって「日本大衆文化禁止」をたんなる公式的な輸入禁止として捉える場合、それは「ban」となる。反面、「prohibition」は、「タブー」からの系譜をもつ禁止にもっとも近いものである。実際英語版の「Totem and Taboo」では、フロイトの「タブー禁止」が「taboo prohibitin」に翻訳されている (Frued 1913＝2001：18)。筆者の論文の英語タイトルはすべて「ban」を使っているが、それは「公式的な輸入禁止」としての意味をあえて強調するためであった (金　2008；2009；2010；2011；2012 を参照)。しかし本研究のタイトルに入る「禁止」の場合は、「禁止の共同体」全体を意味するという意味で「prohibition」の意味を持つ.

[30] シームンズによれば、共同体の性格によって、またその禁じられた食べものが何かによって、「禁断の食べもの」に対する感情をその禁止が順守される方法も異なる。その禁止は、その共同体における「問題化される動物（または植物）に対する認識」「その動物の社会的かつ経済的役割」「人間と神の関係」「祭礼的な純粋性や不潔性などに関する問題」などを反映する。つまり「食べもの」に関する禁止はある意味普遍的なことである、その内容は各共同体の特殊性を表すのである (Simoons [1961]1994＝2005：418-427).

[31] 「類似」と「接触」は、呪術の基礎になる原理である。類似法則によって呪術師は対象を模倣することで望む結果を導き出せると推論する。一方接触法則によって呪術師はいちどある人と接触した物体をつうじて、その人が行なうすべての行為は影響を及ぼす。類似法則にもとづいた呪術は「同種呪術（Homoeopathic Magic）または「模倣呪術（Imitative Magic)、接触法則にもとづいた呪術は「感染呪術」と呼ばれる(Frazer 1922：83　ここの翻訳は韓国語版を参考にしている).

[32]例えば、異国からある訪問者が訪れる場合、境界の内側の人はもちろん、見知らぬ土地に入った人も、相互に恐怖を感じることになる。その人からすれば自分が魔の土地に踏み込んだように感じるからである(Frazer 1922＝2003：222)。その恐怖をつうじて、双方は自分のアイデンティティを確認するのである.

[33] メアリ・ダグラスによれば、共同体全体が一種の「共同謀議」を行なうことで初めて成立する。危険を伴う絶対的な汚物といったものはあり得ず、それを視る者の眼のなかに存在するにすぎないからである。なにを「秩序を侵す不浄なもの」として規定し、その汚物をどのように排除していくかということは、その共同体の構成員が自分の共同体に対して積極的に関与する行動となる (Douglas 2003：14-33).

[34] 主な批判の的となったのは、未開人の観念は子どもじみて不合理かつ迷信的なのだと述べるなど、未開人の社会を軽蔑しているということである (Douglas 2002=2009：77-78).

[35] 『社会学分業論』『自殺論』など、初期から中期にかけての著作では、基本的に当時のヨーロッパ社会が直接の研究対象となっていたが、その後デュルケムの関心は、その当時「もっとも原始的」であると信じられていたオーストラリアのアボリジニ社会に集中的にむけられるようになった。しかも同時に、分業や自殺といったそれまでの同時代的な主題とは異なって、さまざまな社会現象のなかでも、とくに宗教の問題が、彼の社会学思想の中核に位置するようになった (山崎　2001：4).

[36]『社会学的方法の基準』によると、個人意識は、孤独的なものとしての有機的―心理的存在の性質から結果しているのにたいし、集合意識は、複数のその種の存在が結びつくことによって生じる。集合の心性は、個々人の心性とは異なったものであり、それ固有の諸法則をもっている（Durkheim 1925=2010：32；208-209）.
[37]『宗教生活の原初形態』の冒頭で、デュルケムはフレイザーの研究について次のように線をひいている。「宗教が何であるかを探るには、まず宗教を何と解するのかを確定せねばならない。それでないと何も宗教的なものをもたない観念と行事との一体系を宗教と呼んだり、あるいは、その真の性質を認めないで宗教事実を放てきしてしまうおそれがある。比較宗教学が負うところの多い一学者フレイザー氏などはこのような戒心を払わなかったため、宗教生活の原初的萌芽を見出す信念と儀礼との深い宗教的な特色を認めることができなかったのである。」（Durkheim 1912a：49）.
[38] デュルケムによれば、この社会的存在は、人間の本性のなかに既製品として与えられるものでもなければ、この本性の自発的発展によってもたらされるものでもない。人間は、政治的権威に従属したり、道徳的規律を尊重したり、見を捧げたり、己を犠牲にしたりする傾向を、自発的には持ち合わせていない。ここで教育の重要性が強調されるのである（Durkheim 1925=2010：28）.
[39] この概念は、「慣習」と呼んでも大きな問題はないであろう。ウェーバーによれば、「「慣例」とは、「あるサークルの内部で効力を認められ、違反には非難が加えられるということで保証されている慣習」を指す概念で、「法」とは違って、「強制を行うスタッフ」 は存在しない秩序である（Weber 1922＝1972：55）.
[40] バタイユによれば、これこをタブーの本質である。タブーは、冷静さと理性の世界を可能にするのだが、しかしタブー自身、大体では恐怖の震えなのである。この震えは、知性にではなく完成に強く働きかける（Bataille 1957=2004：102）.
[41] 侵犯は、禁止とともに、「社会的生活」というべき一つの全体を形成する。侵犯は定期的に、頻繁に生じるが、しかしそのことによって禁止の不可侵な堅固さが損なわれるということはない。それどころか、そのように侵犯が生じることは、禁止を完全なものにする自体としていつも待望されている（Bataille 1957=2004：104）.
[42] フロイトの『戦争と死に関する時評』によると、人びとの良心は、道徳家のいうような、不屈の裁判官といったものではなく、本来「社会的不安」である（Freud 1915=1969：402）.
[43] 感情を昂揚するこのメカニズムは、さらに集団から発する他の 2,3 の影響によって促進されている。集団は無際限の力と打ち克ちがたい危険の印象を個人に与える。集団は、一瞬のあいだは人間社会全体を代表するものであって、その社会こそは人々がその刑罰をおそれ、そのために自分を抑制しているところの、権威を担っているのである(Freud 1921=1970：207）.
[44] この「無意識の欲望」の存在は、しかし一方では、禁止が担ってきた集団アイデンティティの形成に関する議論を、むしろ萎縮させているようにみえる。そもそも禁止が人類学的かつ社会学的研究の関心となった重要な理由は、禁止が集団のなかで成立するそのプロセスの曖昧さにあった。「なにが禁止の対象を不快で危険なものとして規定するのか」という問題は、それがもつ合理性や論理性と関係なく、それ自体で各集団のアイデンティティをあらわすものだったのである。つまりかつてフレイザーが「迷信」として表現し、偏見的視点として批判を浴びたその地点こそがデュルケムが「社会意識」として理論化していった禁止の核心だったのである。フロイトの理論は、その禁止の対象を「無意識の欲望」として捉えることによって、禁止による文化化のプロセスに合理化をあたえることはできたものの、各集団のアイデンティティをあらわす「タブー化」のプロセスを普遍的で単純なものにしていると同時に、その禁止の「違反」をめぐる議論を縮小させているのである。フロイトが「欲望」として埋めたその地点こそが、禁止をめぐって問いつづけねばならない地点なのではないだろうか.
[45] レヴィ＝ストロースは、近親相姦タブーを外婚の制度と関連づけて説明しようとする観点をデュルケムから引き継いでいる。レヴィ＝ストロースが退けているのは、外婚制と近親相姦タブーを同

一化したり、あるいは、文化の次元に属する特殊な社会的規則である外婚的な諸制度を、自然から文化への移行をしるすものである近親相姦タブーの起源とする説明であった（小田 2000：86）.

[46]近親相姦を禁止するといった親族の交換の規則は、生物学的な意味での女を社会的に従属的な女性にその姿を変えさせるメカニズムとして機能する。「生もの」つまり自然としてのセックスは、「禁止」という社会的装置をつうじて「調理されたもの」つまり「文化」になっていくのである（butler 1990＝1999：79-80）.

[47] 禁止を論じるにあたってレヴィ＝ストロースが注目したのは、タブーの起源そのものではない。レヴィ＝ストロースの研究で重要なのは、その近親相姦タブーが成立した後「内婚」と「外婚」を中心として構築された、より一般的な花嫁の交換体系の一部としてどのように利用されうるかという問題である(Turner・Maryansuki 2005=2010：93）.

[48] 『監獄の誕生』で、フーコーはその目標を「近代精神と新しい裁判権との相関的な歴史」(Foucault 1975＝1977：27)であると述べている.

[49] 「近代のエピステーメーのすべて―18 世紀末こと形成され、なおわれわれの知の実定的地盤として役だっているそれ、人間の独異の存在様態と人間を経験的に認識する可能性と成立せしめたそれ―このエピステーメーのすべては、言説(ディスクール)とその単調な統治の消滅、客体性の側への言説(ディスクール)の変位、そしてその多様な再出現とつながっているのである」(Foucault 1966=1974：408）.

[50] 行政管理をつうじて問われるのは、「個人を国家のための意味ある構成要素にするために、いかなる種類の政治技術が、そのような統治テクノロジーが、国家の方針(レゾン・デタ)という一般的枠組みのなかで、活動しはじめ、用いられ、発展してきたのか」という問いである（Foucault 1988＝2004b:248）.

[51]『狂気の歴史』でフーコーは、「正気と狂気」の区分も 18 世紀に組織されたものであると主張する。(Foucault 1961＝1975) を参照.

[52] 『Power/Knowledge』でフーコーは、人びとを権力に服従させるのは、たんなる禁止の力ではなく、権力を有効かつ肯定的なものにする知識と実践であると述べている（オ　1987：261）.

[53] 「ディスクール」（discours）という言葉は、もともとは演説、スピーチ、発言、談話などのことを指すが、フーコーの研究では、ある社会集団や社会関係に想定される「ものの言い方」や表現、論述を意味する（桜井 2003：194）.

[54] したがって言説とは、制度的な行いと、それに伴う言語である。諸言説は社会生活に自らを押しつけ、思考、語り、行いが可能であるものを産出する(Hunt・Wickham 1994=2007：12-13）.

[55] 語られたこと（言表）はそれ固有の秩序をもつ。言説は主体が自由に産出するのではなく、語られない領域を暗黙のかたちで排除しながら、一定の事柄が反復的に言語化されることで言説自身が自らを領域化する（遠藤　2006：44）.

[56]「快楽と権力は互いに互いを不定しない。両者は相反することがないのだ。互いに互いを追い回し、互いに馬乗りになって走り、さらに遠くへとたがいに相手を投げ送る。両者は、煽動と教唆の複雑で積極的なメカニズムに従って連鎖を構成するのである。」(Foucault 1976=1986：62）.

[57] 『性の歴史』の日本語版では、norme を「常態(ノルム)」として表記しているが、ここでは内田隆三の『ミシェル・フーコー』と『性の歴史』の韓国語版の翻訳、「規格」を採用した。「norme 」は「規範」あるいは「標準」という意味でもあるが、「normalization」が規格化の意味であるということで「規格」に訳した.

[58] フーコーは、フロイトが考えたような始原なるものはけっして存在しないと主張する。人間は日々新しい安定化で新たに自分自身をつくるとし、この過去への系譜学的系統を脱構築しようとす

る（Hutton 1988=2004：215）．

[59] メアリ・ダグラスによれは、禁止は、共同体全体が一種の「共同謀議」を行なうことで成立する。危険を伴う絶対的な汚物といったものは実は存在せず、それを視る者の眼のなかに存在するにすぎないからである。したがって、なにをその秩序を侵す不浄なものとして規定し、その汚物をどのように回避していくかということは、共同体の構成員が自分の共同体に対して積極的に関与する行動によって決定される（Douglas 2003：14-33）．

[60] もちろんこれはベネディクト・アンダーソンの表現を借りたものである。「国民は、限られたものとして想像される。その国境の向こうには他の国民がいるからである。いかなる国民もみずから人類全体と同一に想像することはない。」（Anderson ［1983］2006＝2007：25）．

[61]「法を超えたところにいる劣等品種」という意味で、スピヴァクのなかでは主に「南の女性」を指す（Spivak 1999＝2003：21−23）．

[62] サイードは、フーコーの言説概念について次のように述べている。「私は、ミシェル・フーコーの『知の考古学』および『監獄の誕生−監視と処罰』のなかで説明されている言説（ディスクール）概念の援用が、オリエンタリズムの本質を見極めるうえで有効だということに思い至った。つまり言説としてのオリエンタリズムを検討しないかぎり、啓蒙主義時代以降のヨーロッパ文化が、政治的・社会学的・軍事的・イデオロギー的・科学的に、また想像力によって、オリエントを管理したり、むしろオリエントを生産することさえした場合の、その巨大な組織的規律＝訓練というものを理解することは不可能なのである。」（Said 1978=1993：21−22）．

[63] この表現は、ポストコロニアリズムではなく、ジュディス・バトラーの研究に対して使われたものである。「バトラーは諸著書で、フーコーというレンズをとおして精神分析を読みとり、精神分析というレンズをとおしてフーコーを読む」（Salih 2002＝2007：27）．

[64] ギアツにとって文化研究の目的は、治療ではなく、社会的言説の分析である。社会的行為の象徴的次元―芸術、宗教、イデオロギー、科学、法、道徳性、常識―を考察するということは、実世界のジレンマから逃避し、脱感情化された領域にむかうのではなく、むしろそのジレンマのなかに駆けこむことである（Geertz 1973＝1998：42；47)。つまり文化は、ある「場所」の問題ではなく、拡張する文化的意味と実践の問題なのである（Barker 2004＝2009：119）．

[65]「パレク報告書（Parekh Report）」は、この「匂い」について次のように述べている。「国民文化から帝国的精神の痕跡を消してしまうこと、とくにイギリスの白人を優越な人種として考えることと関連する痕跡を消してしまうことは非常に難しいことである。このような精神状態は、日常の生活と大衆文化、大衆の意識をつらぬいている。これは投射された幻想と差異に対する恐れと他者に対する人種化されたステレオタイプのなかに生きている」（Huddart 2006=2011：216）．

[66] ポストコロニアリズムは、それ自体で「境界」を含む概念である。ポストコロニアリズム（post-colonialism）をめぐる長い論争の一つは、接頭辞「ポスト」（post）に関するものである。概念の枠組みとしての意味（beyond）と時代区分としての意味（after）を同時にもつ。その両義的意味は、第２次世界大戦後の第３世界の置かれた状況を表せている。つまりポスト植民という概念そのものの意味は植民地主義の終息以降の時代をしめすが（coming after）、第３世界の独立新興国が置かれた政治的かつ経済的状況は、新植民主義（neocolonialism）であるか帝国主義の持続であるということを語っているのである（リ 2003：24-28）．

[67]「混淆性」を中止するこのようなポストコロニアルな観点は、他の諸理論（ナショナリズムやマルクス主義など）から批判される的でもある。ポストコロニアリズムの「混淆性」に対する批判は、マルクス主義にもとづいた第三世界ナショナリズムによって提起されてきた。アイジャース・アマード（AIJAZ AHMAD）とアリフ・ダーリク（Arif Dirlik）のなどの諸論者は、西洋の理論的影響に

依存するポストコロニアリズムが歴史性にかけたまま、第3世界内部における社会的矛盾の問題を看過していると批判する。ナショナリズムの方からは、ポストコロニアリズムはポストモダニズムの養子になってしまっていることが、ポストモダニズムからすれば、脱ナショナリズムの時代に依然としてネーションといった近代的幻想に強迫観念をもっていることが不満なのである（リ 2003：45-49）.

[68] バーバによれば、生存の戦略（a strategy of survival）としての文化は、民族を超えるもの（transnational）であると同時に言語を超えるもの（translational）である。文化が民族を超えるのは、現代のポストコロニアル言説が文化的な置き換えの特殊な歴史に根ざしたものであるからだ（Bhabha 1994＝2005：291）.

[69]ネーションやナショナリズムに関する主要な理論を「原初主義」（primordialism）と「道具主義」（instrumentalism）あるいは「近代主義」（modernism）の二つに分類するのであれば、本研究の立場は後者に近いものになるだろう。ネーションとナショナリズムに関する多くの研究が訴えているように、ネーションの定義はきわめて困難なことである。吉野は、ネーションをめぐる論争を3つの分析次元に区分して提示している。なにがネーションを成立・存続させるかをめぐる第一の次元における「原初主義」（primordialis）と「境界主義」（boundary approach）、 ネーションがなぜ近代人の関心を集めるかに関する第二の次元における「表出主義」（expressivism）と「手段主義」（instrumentalism）、ネーション現象の一形態としてのナショナリズムの出現の説明をめぐり対立する第三の次元における「歴史主義」（historicism）と「近代主義」（modernism）がそれである（吉野 1997：24）。「原初主義」が、人間の共同体を構成する原初的で、客観的な紐帯、たとえば血縁的な類似性や地縁的な連帯によってネーションを規定するのに対し、「道具主義」あるいは「近代主義」は、言語あるいは意識の意義を重視し、ネーションという統一性が共同体による一種のによる一種の環境適応として創造されたものであると強調する（大澤 2007：71-72）.

[70] この論文は、バーバの代表的な著書『文化の場所』はもちろん、編集をつとめた『Nation and Narrative』にも掲載されている.

[71] 歴史主義によれば、近代的民族共同体は、統治者たちが、教会、皇帝にたいして自己領土の確定と領土内の中央集権化、文化の標準化などをつうじて主権を確立していく過程であり、その意味において13世紀からの競合しあう国民体系の産物である。この歴史的過程のなかで、国家は民族的色彩帯び、また18世紀の人民主権の普及に伴い、近代ナショナリズムは政治的・世俗的な統治者による国家支配のイデオロギーとして生まれたというのである（吉野　1997：30）.

[72] 「同一の対象への関係に、相反する傾向、態度および感情、とくに愛と憎しみが同時に存在すること」を意味するこの概念は、もともとフロイトがブロイラーから借用したものである（Laplanche・Pontalis　1967＝1977：494）.

[73] 日本語版では「performative」を「行動」と訳しているが、ここでは『Nation and Narrative』の韓国語版（2011）を参考にして、「遂行」と訳した.

[74] ポストコロニアリズムが具体的な文脈内での力学関係を看過し、「自我（西洋）／他者（非西洋）」という抽象化された関係性だけが議論の中心とすることによって、結局西洋に対する「対抗言説」だけがポストコロニアリズムの唯一の議論になってしまうという批判は、とくに90年代から活発化した。アメリカ、カナダ、オーストラリアのような白人定着植民地が第三世界と同じ枠組みのなかで扱われることはその代表的な事例である。こういった議論は、1989年に出版されたビル・アシュクロフト、ガレース・グリフィス、ヘレン・ティフィンの著書『The Empire Writes Back』に対する批判から活発化した。ここでポストコロニアリズムという用語は、「植民化の瞬間から現在にいたる帝国主義過程によって影響をうけたすべて」として規定されるが、このようなカテゴリーでは、ポストコロニアリズム（とくに文学の）がある具体的かつ歴史的文脈から発生したのではなく、欧米の膨張が本格化した「ルネサンス」以降の一般的状況のなかで発生したことになるという批判であった（キム 2003：98－99）.

[75] バーバは、『女の時間』の著者であるクリステヴァを引用している。「クリステヴァによると、国民の境界はつねに二重の時間制と向き合っている。一方には歴史の堆積作用によるアイデンティティ構成の過程（教育的なもの）。他方には文化的同一化という意味作用の過程おけるアイデンティティ喪失の過程（遂行的なもの）」(Bhabha 1994＝2005：260-261）.
[76] リンダ・ハッチェンは、このようなポストコロニアルな状況を逆説なポストモダニズムの状況で説明する。このアンビヴァレントな二重性と差異は、西洋の支配的な影響力の従属状態にありながら同時にそれにたいして抵抗せねばならない「ポストモダニズムの逆説的状況」を表せていると述べる。このようなアイロニーは、ハッチェンによれば、植民地支配からの独立後、「中心」の文化が「周縁」に強いられる際に生じる「二つの世界のあいだに存在する感覚」(the sense of being caught between two worlds）であると説明する(Hutcheon 1989:161-163）.
[77] ギアツは、インドネシアを事例に、近代化と国民文化とのあいだに存在する意見やイデオロギーの不一致が、「麻痺され、動かない不調和」を生みだすと指摘した(Geertz 1973＝1998：320）.
[78] エドワード・サイードは、その脱(反)植民地化（decolonizing）をめぐる諸議論を３つの次元でまとめている。①共同体の歴史を一貫した、統合的に捉える立場、つまり民族解放を訴える立場、②抵抗を単純な帝国主義に対するものとして捉えることなく、新たな人間の歴史を構想する対案としてみつめる立場、③分離的なナショナリズムから離れ、人間の共同体と人間の解放に対するより統合的な見解を志向する立場がそれである（Said 1993＝2004：418-421）.
[79] バーバの混淆性に対する批判も少なくない。エラーショーハットは、『notes on the post-colonial』で、混淆性の概念が、自ら自分の文化的混淆性をもつ、第１世界で活動する第３世界で活動する知識人によって使われていることに注目する。彼女は、バーバのようなポストコロニアリズム論者が「混淆的アイデンティティ」にあらわれる反本質主義的性格を強調しすぎた結果、コロニアリズムによる被支配者の共同体が「悲惨な破裂」を経験したことを感化していると批判する。彼女は、「破片化した過去」を経験した国家が独立後の「集団的抵抗」を行うためにはあらゆるかたちの「共同の過去」が重要であると主張する(パク　2003：243 から再引用）.
[80] バーバは、この「差別的なアイデンティティ」を「ほとんど同じだが白人ではない」と表現している。たとえば、「サルのような黒人」「嘘つきのアジア人」のようなものである（Bhabha 1994＝2005：154-155）.
[81] ここでいう「規格化」とは、フーコーによれば、禁止によって「正常なもの」と「異常なもの」を区別する管理体制の作用過程であり（Foucault 1976=1986：36)、ホルクハイマーとアドルノによるばm公的な規則や禁令の拘束力をも優にしのぐ「統一化」や「様式化」、「規格製品」の生産・消費過程である（Horkheimer・Adorno　1981＝1990：253-267)。つまりこの「規格化」は、大衆文化においては、メディアとテクノロジーなどといった資本主義の文化の普及としてのグローバル化を構成する重要な要素であり、ローカルな水準での禁止より上位に力なのである.
[82] この教育的側面と遂行的側面の関係は、「所有されるよりむしろ行使される」というフーコーの権力概念と関連して考えることができる。上述したように、その権力は一つの固有性ではなく、一つの戦略なのである（Foucault 1975=1977：30−52）.
[83] どのような他者の文化が禁止の対象となるかは、カール・シュミットのいう「政治的なもの」によって決定される。シュミットによれば、政治的な行動や動機の起因とされる区別とは、友・敵という区別である。この友・敵の区別は、道徳的なものにおける善・悪、美的なものにおける美・醜、経済的なものにおける利・害などの諸区別とは完全に分離され、そこには他者・異質者という敵に対する政治的な対立だけが存在する。政治的なものという現象は、ただ友・敵結束の現実的可能性と関連づけることによってのみ理解されるものであり、そこから政治的なものに対立する、どのような道徳的・美的・経済的評価がでてくるかは、どうでもよいことなのである（Schmitt 1932＝1970：10-30）.
[84] 「検閲」は、「無意識的欲望やそれから生じた形成物が、前意識−意識系に到達することを禁止す

る機能」という辞典的意味をもつ。検閲という術語は主としてフロイトの「第一局所論に」に関連した論文にみられる。検閲という言葉は、『夢判断』で発展し、そこでは検閲は、さまざまな歪曲の機構を説明するために提示されている（Laplanche・Pontalis 1967＝1977：99）.

[85] その検閲が作用するのは、印刷された文章のみではない。それをフロイトは、「それは、記者があらかじめ検閲に引っかかる箇所を予想して予防線をはり、その部分を穏やかに書いたり、あるいは変更を加えたて、書きたいと思っていたことを遠回しにほのめかすだけで我慢しているばあい」と説明する（Freud 1940＝1971：113）.

[86]「歪曲」の辞典的意味は、「夢の作用の相対的な結果で、潜在的思考が、そうと認知し難いような顕在物に変えられること」である。ラプランチェとポンタリスは、フランス語で訳している転換（transposition）は弱すぎるため、変化(alteration)という言葉は軽蔑的なニュアンスを持っているため退け、「歪曲」を提案したと述べている（Laplanche・Pontalis　1967＝1977：506）.

[87]「彼自身の立場は、否認すべきものを排除することで定義されうる。契約書のなかで、作家はまず、「スペインの悲劇」や「タイタス・アンドロニカス」といった昔の劇を誉める人びとを攻撃する。それは「罪のない真面目さからくる無知」のせいではあるけれど、「誤りであることはたしか」なのっだから」(Stallybrass・White 1986=1995：98）.

[88] 前述したように、禁止によって「個々人が構成している一つないしは諸々の集団を表現するところの観念、感情および慣習の一体系」つまり「集合意識（conscience collective)」[88]が構成されるとしたデュルケムの理論のなかで、「社会的存在」とは、宗教的信仰、道徳的信念や慣行、国民的伝統など、あらゆる種類の集合的意見によって構成される。集団の構成員である個人は、その総体としての「社会的存在」を、教育などを経て、内部に受け入れた者なのである(Durkheim 1925=2010：27-28）.

[89] レイモンド・ウィリアムズによれば、「感情の構造」、われわれの活動のなかでもっとも繊細(most delicate）で、もっとも不可解な（least tangible）部分で作動する。それは一つの時代の文化であり、すべての実際の共同体のなかで深層かつ広範囲に所有されるものである（Williams [1961] 2001: 64-65）.

[90] チャールズ・テイラーは、「社会的想像」（social imaginary）を、人が自分の社会的な実存について想像する方法、他の人たちと協調していく方法、人びとの想像力を働かせる方法、規範的な水準で想定される期待、その期待の下に潜むもっと深い水準の規範的な概念とイメージとして定義している。社会的想像は、ある特定の時期に特定の社会集団がよどみなく遂行できるような、境界内の集合的行為である（Taylor 2004=2011:31-34）.

第２章

「禁止」と「境界」

―独立後の韓国における冷戦的文化地図とメディア空間の形成―

はじめに

本章では、メディア・大衆文化の禁止と越境が共存した日韓の文化的関係を描き出すために、その背景となる独立後の韓国のメディア空間における文化地図を、アメリカを中心として冷戦的関係をつうじて検討していく。「脱植民地化」を主要な課題として形成しはじめた韓国のメディア空間において、「禁止」の対象であった日本大衆文化をめぐる欲望やまなざし、戦略の複雑な交錯は、「冷戦構造」という圧倒的条件と、「アメリカ」という絶対的他者が圧倒的な力として作用するなかで形成された。というのも、日本大衆文化の禁止と越境といった矛盾した現象を両立させた大きな条件の一つは、「冷戦構造」であったからである。本章では、それを「冷戦的メディア空間」と称し、その形成過程を「脱植民的メディア空間」との関係のなかで描いていく。

「脱植民的メディア空間」と「冷戦的メディア空間」は、開発独裁による発展主義といった強力なイデオロギーと交錯し、独立後の韓国の大衆文化と日常意識において一つの強固な抑圧として作用した。60–80 年代のあいだに存在したさまざまな欲望とまなざし、戦略は、まさにその抑圧が生み出したものであった。その一つの重要な要素であった日本大衆文化の越境は、旧植民地支配者でありながら近隣の大規模な政治体の文化的浸透であると同時に、近代化過程で経験したグローバルな規模のインターナショナルな「文化越境」の一現象でもあった。つまり日本大衆文化は、一方では恐怖と不安を抱えさせる敵対者の文化として認識されながら、他方では北朝鮮との体制競争に勝利し、憧れていたアメリカに近づくために必要な近代化の過程そのものでもあったのだ。

したがって韓国社会が禁止の言説空間をつうじて構築した日本との文化的境界の性格を把握するためには、植民者と旧植民者である日韓の関係だけではなく、冷戦構造のなかで構築されていったアメリカと北朝鮮とのあいだに存在した文化的国境との関係をも検討の対象にせねばならない。数十年間維持された日韓の文化的関係は、植民地の経験が生み出した単純かつ強固なものではなく、脱植民地化（Decolonization）とアメリカによって構築された冷戦構造（Americanization）、そして開発独裁が動員した発展主義（Modernization）の諸条件が複雑に作用するなかで流動的かつ重層的に構築されたからである。

以下、第１節では独立直後からアメリカの主導で形成されはじめた冷戦的メディア空間を中心に、アメリカと北朝鮮、日本とのあいだの文化的国境がどのように構築されていったのかを検討する。第２節では、アメリカの文化が米軍基地を中心に流入し、内在化されていく過程をつうじて、韓国

のメディア空間と都市空間形成過程を確認し、第３節では、そのような「冷戦的文化地図」における日本との文化的関係について検討し、「日本大衆文化の禁止と消費の共存」をめぐる歴史的条件を再考察する。

第１節　「解放空間」における冷戦的メディア空間の形成

1945 年の独立と同時に、韓国社会に絶大的な政治的・文化的影響をおよぼす「ヘゲモニー勢力」は、日本からアメリカへと急速に移行していった。とくに「冷戦体制」への編入は、その変化をさらに加速させた。ブルース・カミングスが指摘しているように、冷戦構造に編入されていった韓国は、ソ連、つまり共産主義に対する米軍による「最初の封鎖」が行なわれた国であった（Cumings 1983=1986：181)。1950 年に勃発した朝鮮戦争が示しているように、韓国は、共産主義陣営と自由主義陣営を二分するきわめて敵対的な政治・軍事・イデオロギー的対立が存在する、冷戦構造の最前線に配置されたのである。植民地体制から脱却することを最大の目標とするはずの「解放空間」において、国家の新たなシステムや周辺国との文化的国境の構築が、冷戦構造の秩序を最優先する形で展開されていったのである[91]。

こういった状況を象徴的に示したのは、1945 年から 1948 年まで 3 年間つづいたいわば「米軍政時代」の存在であった。1945 年の独立直後から、韓国の司法部、裁判所、国立警察といった、法と秩序の機構にかんする決定は、主に米軍によって下された。いわゆる「韓国化」で知られる政策が実施されはじめたのである。しかしこのような「韓国化」は、植民地時代における日本人の司法機関をそのまま韓国人に引きわたす作業にすぎなかった。米軍による占領が終了するまで、構造の根本的な変化あるいは植民地協力者出身の韓国人職員を交代することはなかったのである。それは、行政能力はもちろんのことであったが、なにより左翼に対して激しく反対する保守主義集団、ブルース・カミングスの表現を借りると、「妥当な韓国人」が他になかったからからでもあった。(Cumings 1983=1986：201；213-218）[92]。共産主義と北朝鮮に対する「封鎖」が最優先されるなかで、日本帝国のシステムからの完全たる脱却や植民地時代の残滓を完全に清算するという意味での「韓国化」は、アメリカとしては「反共」と課題に比べるとそれほど切実な課題ではなかったのである。それは、当時米軍政の政策における４大目標は、①保守陣営との提携、②警察力の強化、③韓国独自の軍隊創設、④左翼封鎖（ユン　1986：29）であったことからでもわかるだろう。

こういった冷戦構造は、放送をはじめ、独立後の韓国のメディア空間に対してもきわめて多大な影響を及ぼした。独立後の放送政策においてもっとも主要な課題の一つは、左翼を追い出し、反共主義のあらゆる色を放送から徹底的に抜き出すことであった。独立後、主導権を握ろうとした左翼と右翼の激しい対立の場であった放送は、米軍政による中央放送局の接収と共産主義に対する強力な「封鎖」政策によって、対韓宣伝政策の拠点としての役割を担いはじめていった。1945 年から中央放送局のプロデューサーとして放送活動をはじめたノ・ジョンパルの回顧録でもわかるように、当時の放送人にあたえられた重要な役割の一つは、左右の対立のなかで放送のシステムを整えてい

くことであった。

イ・ヘグ博士。彼は現存する放送人のなかでもっとも尊敬される元老の一人である。(中略)高く仰ぎ見られているのは、解放直後の混乱期に初代中央放送局長として努めながら、左翼政党の諸団体の放送局接収騒ぎを賢明に防ぎ、左右の極限的な対立のなかで中立を固く守りながら放送の基盤を整えたからである。(ノ　1995：25-26　下線引用者)

独立直後の韓国の放送は、朝鮮総督府の情報課の管理の下から米軍政の情報課の管理の下へと急速に転換されていった[93]。それは、アメリカの制度と価値の伝播をつうじて、強力なヘゲモニーの構築（ホ　2009：366）を試みた「韓国化」政策におけるもっとも重要な作業の一つであった。「日帝残滓の清算」「安全な占領」「民主主義の伝播」「４つの自由の保障」「公報媒体の活用」などの基本目標と方法にもとづいて立ち上げられた米軍政の対韓宣伝政策(キム　2011b:70)は、「VOA」(Voice of America）と「VUNC」(Voice of United Nations Command）の韓国語放送をつうじて韓国社会に対する直接的な影響力を拡大した。とくに「USIS」(在韓米国広報文化交流局)の放送であった「VOA」は、南北分断や朝鮮戦争などの決定的な瞬間に介入し、アメリカ政府のメッセージを伝播するなど、韓国社会の再編において多大な影響力を発揮した。そもそもUSISは、アメリカ政府の近代化企画と文化外交の両側面をつなぐ代表的な機構であった。したがって50年代韓国での主な活動は、近代化への誘導、いいかえれば、モデルとしてのアメリカ像を提示し、制度的かつ人的基盤を整えることであった（ホ　2009：367)。

とくに米軍政の「OCI」(Office of Civil Information）は、韓国政府による統制や検閲から自由な立場にあるVOAや中央放送局の放送を、韓国政府を圧迫する手段として利用した（ジャン　2011：64)。米軍政のOCIは、1947年4月、スチュアート・ハージに提出された「宣伝計画」(Propaganda Plan）によって設置された[94]。OCIは、短期的にはアメリカの対韓政策とアメリカ的な体制に対する韓国人の支持を仰ぐとともに、長期的には占領軍が韓国から撤収した以降にもアメリカに対する好意的な感情を抱かせるという、アメリカ式体制の優越性をめぐるさまざまな宣伝活動を実施した。OCIの宣伝活動が行なわれた主な場は「ラジオ放送」であった。「国連委員団」「戦犯裁判」「アメリカの韓国援助」「北朝鮮へのプロパガンダ」「韓国のスポーツ選手とオリンピック」などが扱われた主なテーマであった（パク　2009：40–42)。

独立直後の1945年9月にソウル中央放送局とその他10ヶ所の放送局の編成権が接収され、1946年3月から軍政庁公報部広報局の傘下におかれて以来、３年間米軍政の付属機関として整備された放送システムは、その後、数十年間の韓国の放送を牽引する一つのモデルとして作動した（キム　1995：28)。編成の概念と番組のフォーマットが米軍によって移植された。当時米軍は、15 分単位の時間区分法による番組編成と時間厳守を慫慂し、帯プログラムと週間単位のシリーズ番組を強化するようにした。公開番組や子供用のドラマ、討論番組などが新設されるなど、多数の番組フォーマットがこの時期に米軍によってその根を下ろした（ユン　1986：58)。

放送における米軍政の影響は、宣伝用の放送を伝播することだけにとどまらなかった。米軍政は、

放送検閲の主体でもあったからである。検閲の主な基準となったのは、いうまでもなく「アメリカの利益」であった。たとえばもっとも敏感な問題であった「信託統治」にかんする報道の場合、信託統治に反対する意見を放送することは許され、共産党の宣伝放送は徹底的に遮断された。とくに「放送局赤化事件」[95]や「ソ連代表演説法度事件」[96]などの事件以降、放送に対する検閲と統制はより強く行なわれていった。米軍政公報部による「ラジオ放送規則」と「放送ニュースの編集要項」はその内容を具体的な明記している（チェ・カン　2001：60-62；ノ　1995：134-136)。

＜ラジオ放送規則＞（1947年4月8日制定）

１　公衆の利益と便宜、そして公衆の関心に関わる正確な報道、公衆の必要のための発表であること。同時に真理と公正と正当な奉仕的堅持にもとづいて許・不許を決定する。
２　すべての発表は、個人、団体を問わずその報道統計あるいは意見の出所および責任者を明示すること。
３　上記の責任者は、発表された報道に対して本人の権限の範囲内で責任を負うことを認知すること。
４　自分の発表と重大性を強調するために、明確な事実あるいは真実性を証明できない事実を故意に虚偽報道してはならない。
５　明らかに中傷的あるいは穏当ではない種類または不必要な煽動の性格をもった発表は放送しないこと。
６　中傷的かつ謀略的で、わいせつかつ冒涜な発表は禁止する。
７　法令第55号にもとづいて、法的に登録していない政党の広告は発表しない。
８　放送時間上必要な場合、発表件数を制限する場合もあるが、公衆に有益で重用な事項に対しては制限しない。
９　軍政庁の行政に直接関連するすべての発表は、軍政庁関係当局が検討する。以上で発表された放送方針は、放送者の道徳によって決定される。

＜放送ニュースの編集要項＞

１　ニュースは客観的事実で新しい意味をもたねばならない。
２　ニュースは迅速かつ正確で、その編集は不偏不党・公平無事でなければならない。
３　いくら新しい意味をもつニュースであるとしても、それが社会に及ぼす影響を考慮し、軽佻浮薄あるいは社会風俗上充実敦厚の美風を害するものは編集に含まれてはいけない。
４　ニュースは、社会性と一般性をもたねばならない。
５　報道の自由には限界があるため、法律で禁止されたり、公共の利益を害するものは報道できないが、これが完全な自由を害することではない。
６ 報道文はだれが、なにを、いつ、どこで、なぜ、いかに、といった６つの要素を整えねばな

らない。
7　放送ニュースの言語は、口語体で、わかりやすく、簡潔なものでなければならない。
8　外来語と敬語の使用問題は研究されるべき課題である。[97]

上の規則と要項が示しているように、韓国の放送は、アメリカの検閲や統制による基準にもとづいてその性格が定められていった。「放送ニュースの編集要項」に出てくる「自由」という語も、徹底的に米軍政の立場や観点によって規定された概念であった[98]。それは、韓国のメディア空間における文化的国境も、韓国主導でつくり上げた基準ではなく、冷戦構造の秩序や米軍政による軍事、政治、イデオロギー的関係や基準によって築かれたということを意味する。こうした動きについて、多くの知識人は、韓国が新たな植民地時代を迎えたという懸念を示し、「保護」と「再建」を中心としたアメリカの対日政策を批判したが（キム　2007c：327）、「内なる他者」として占領軍のような役割を担っていたアメリカはもちろん、北朝鮮との文化的関係や日本との文化的関係もが、冷戦構造の秩序によって構築されていった。

米軍政による絶対的な管理を受けたのは放送だけではなかた。韓国の統治主体となった米軍政は、映画や新聞、雑誌などあらゆるメディアに対して「禁止」をつうじた排除施策を稼動させた。アメリカの理念と価値にもとづき、メディアに対する厳格な「法的禁止」が実施されたのである。

米軍政のOCIは、1946年に「映画に関する布告令」を発表し、左翼系列の映画制作を抑制し、民主主義の伝播を試みた。映画検閲の基準は民主主義と米軍政を害するか否かにあって、そのための方法として禁止と排除が行われた。上映を希望する映画は、公報部の事前検閲をつうじて許可を得ることになっており、それを守らない作品はすべて「不法」とされた。こういった映画界の状況そのものの変化は映画制作の一つの典型となり、韓国の映画制作は「禁じられていない領域」だけを扱うかたちで行なわれていった（ヨム　2008：443-445）。

新聞、雑誌においても、米軍政は、共産党系列の言論と進歩的民主主義を標榜した新聞や雑誌を廃刊させるなど、強力な統制を行なった。分断状態を維持したかたちで韓国だけのいわば「過渡政府」を樹立させた1947年6月以降も、共産主義と革新的民主主義に対しては、「言論弾圧」と呼んでもよいほどの攻撃的な言論統制を実施した（キム　1995：14-16）。またそのような言論統制の一方で、OCIによる宣伝活動が行われた。OCIは、315トンの刊行物の出版、65種類・770万部の雑誌の配布、70回にわたり830万部の「世界新報」の制作などをつうじて、積極的な反共産主義、反北朝鮮宣伝活動を行なった（キム　2011b：82）。つまり北朝鮮と共産主義に対する封鎖政策は、強力な統制・検閲と積極的な宣伝活動といった二つの柱によって構成されていたのである。

結果的に冷戦体制の最前線であった韓国は、戦後アメリカの「文化的冷戦」（Cultural Cold War）[99]がもっとも成功した国であった。それは、初期の占領期間（1945-46年）と積極的な宣伝活動期間（1947-48年）をつうじて、アメリカの政治、経済的かつ社会文化的影響力が拡大した結果であった。「反米主義」がある現象として台頭したのが80年代中盤であることを考えると、韓国は30年間、間世界のなかでも異例な「親米国家」だったのである（イ　2004：240）[100]。

こういったアメリカとの文化的関係とそのイメージは、「文化的冷戦」によって描き出された文化

地図、つまり「冷戦的文化地図」のうえで確立したものである。それは、アメリカに対する絶対的な依存は、冷戦構造における敵対者であった北朝鮮との軍事的緊張関係や政治的対立と同時進行のものであること意味する。前述したように、韓国とアメリカは、北朝鮮に対して、完全な「封鎖」戦略を実行した。そういった態度や戦略は、メディア空間において、共産主義に対する厳重かつ強力な統制と検閲のメカニズムとしてあらわれた。北朝鮮と共産主義は、メディア空間においては、徹底的に排除すべき「敵」であった。こうした共産主義に対する禁止をつうじた排除の方法は、1948年の韓国政府の樹立後にも再生産され、強化されていった（ヨム　2008：446）。とくに朝鮮戦争を経験することによって、反共主義的規律は、法制度はもちろん人びとの意識や感情の次元にまで深く根を下ろすようになり、強力な支配的イデオロギーと化していった。

北朝鮮と共産主義に対する封鎖が厳格かつ強力な戦略として存在する一方で、独立後の変化、つまり①米軍政の冷戦的統治システム、②反日主義による日本文化の排除、③旧植民者からアメリカへの文化的接触の変換などによって、50年代以降の韓国文化は、アメリカ文化の優越性と影響力のなかで新たに形成されていった（イ　2008a：11）。冷戦構造の秩序が、「友邦」（アメリカ）と「敵」（北朝鮮）といった鮮明な「文化地図」を描き出したのである。したがって後に述べるように、日本とのあいだにある文化的国境は、単純に反日主義による禁止・排除という説明では把握しきれない、きわめて複雑かつ曖昧なものであった。それは、植民地時代からの連続的な文脈を共有するものでもあったが、なにより「解放空間」が冷戦体制の秩序に急速に編入されていくなかで生み出された産物であった。アメリカが境界のなかに入れば入るほど、そして韓国が北朝鮮との体制競争に入れば入るほど、日本は、禁止・排除することのできない重要な他者として浮上していったからである。

北朝鮮や共産主義とのあらゆる関係が完全に封鎖され、法的禁止によって管理されるなかで、韓国にとって文化的関係を築くことが許される他者は、冷戦友邦であるアメリカと日本だけであった。つまりアメリカが公式的に境界の内側に存在しながら韓国のメディア空間そのものを形成させるほどの影響をおよぼす存在であったとすれば、脱植民地化の作業により公式的には禁止と排除の対象であった日本は、その一方でアメリカを中心とした冷戦友邦としてさまざまなかたちで文化的関係を築きはじめたのである。

第２節「内なる他者」としてのアメリカ

2.2.1. アメリカ的メディア・都市空間の形成

吉見俊哉が指摘しているように、戦間期からアメリカを身近な欲望の対象として消費していた東京や大阪などの大都市の日本人にとって、「日本的なもの」と「アメリカ的なもの」は、対立するものではなく、大衆文化や日常意識のレベルでは連続性を内包しているものであった。それは植民地時代から東京や大阪のモダニズムと同時代的なアメリカが日常の文化風景に入り込んでいたソウルでも、同じくいえることである（吉見 2002：9−16）。独立後になると、「アメリカ的なもの」はさらに直接的な経験と力として韓国の大衆文化や日常意識に入り込んでいった。アメリカの理念として

の民主主義と自由主義が疑問のない「知識」として受け入れられるなか（キム　2011a：126）、首都のソウルをはじめ、全国に建設された米軍基地を中心に、国境の内部空間に存在する境界を越えてくるアメリカ文化は、拒否するどころか交渉することすらできない絶対的な歴史的流れであった[101]。朝鮮戦争を経て、分断構造がさらに固着化していくなかで、そのような歴史的流れは、米軍放送(AFKN)や米８軍の慰問舞台、PX（Post Exchange）をめぐるブラック・マーケットなど、それまで経験したことのない新しいメディア空間と都市空間を生み出していった。

資料 2-1　当時新聞に掲載されたアメリカの映画[102]

アメリカは、食料と衣類を支援する国として、また教育とさまざまな機械設備を提供する物質的豊饒の国として認識された。とくに米軍をつうじて流れ込む大量のモノは、アメリカの具体的なイメージとなっていった。米軍部隊の消費行為に依存していた下層民から、アメリカ留学を出世の必須コースとして受け入れていた支配階層にいたるまで[103]、アメリカは、もっとも絶対的な文明化の範型として認識されたのである。そのなかでもハリウット映画は、アメリカそのものが展示・消費される空間として再編されていった首都ソウルにおいて、視覚的刺激をつうじてアメリカという近代を体験する空間であった（イ　2006：76-78）。共産主義と北朝鮮に対する厳格な禁止と排除による統制が作用するなかで、脱政治化・保守化された韓国の観客は、ソウルという都市空間とハリウッド映画とメディア空間をつうじて、アメリカ化を強く欲望しはじめたのである（ヨム　2008:449）。

韓国の大衆文化の形成においても、アメリカ、とくに米軍部隊から流入する文化的影響は、絶対的なものであった。経済的観点からしても米軍部隊は、韓国の国内経済に重要な要素であった。いわば「米軍ショー」で働く韓国人のミュージシャンやマネージャーたちに年間支払われた100万ドルという金額は、50年代における韓国の対外輸出額を上回るものであった。インフレーションに苦しんでいた韓国経済としては、「米軍ショー」は、ドルを獲得するための重要な手段だったのである（シン・ホ　2008 : 348）。米軍舞台出身で、もはや韓国の伝説のギターリストと呼ばれているシン・ジュンヒョンが自伝で述べているように、当時の「米軍ショー」は大手芸能事務所による芸能人の管理が行なわれるほど、体系的なエンターテインメント産業として管理されていた。

資料2-2　米８軍舞台で演奏する姿（左一番目がシン・ヒョンジュン）[104]

当時米８軍バンドは、アメリカ人エンターテインメント専門家に６ヶ月ごとにオーディションを受けねばならなかった。彼らはプログラム全体に点数をつけた。オーディションに落ちると、次のオーディションまで仕事ができなかった。（中略）当時は、ファヤン、20 世紀、ユニバーサルなとの大手芸能事務所軍隊に物流を納品するかたちで芸能人を供給した。会社ごとにショーグループとバンドなど 20 個以上の団体を率いていた。ショーグループはバンドと一緒にダンサーや歌手、コメディアンとマジーシャンなどさまざまな芸能人が混ざっているチームで、バンドは演奏だけを行なうチームであった。（シン　2006 : 77−78）

韓国におけるアメリカ的メディア・都市空間は、「米軍」を中心として形成された。米軍の援助が絶対的な物資供給源となるなかでアメリカの製品や生活文化が都市の消費文化を支配し、米軍部隊

を媒介とした大衆文化が急速に拡散した。とくに米軍部隊をめぐって形成されたヤミ経済の構造が失業の蔓延で苦しんでいた韓国社会の経済にとって大きな部分を占めるなかで、ハリウッド映画を上映する映画館は大衆の視覚的イメージをアメリカ的に再編させる絶対的な空間として消費された。つまり米軍の援助によって維持される経済構造や米軍の駐屯化で存在した戦後の政治経済的な状況が、消費産業構造の資本の流れとともに、韓国の都市空間をアメリカ中心に再編したのである。

そういった経験がもつ意味は、単純に外国の文化が流入するということだけではなく、韓国人の生活様式そのものを再編することであった（イ 2009：237-238）。植民地時代の生活様式は、さまざまな方法で処分され、新しい世界のシステムがつくりだしたフレームに合わせて新たに加工されていった（キム 2007c：312）。アメリカへの政治的・文化的同質化が日常生活の次元で展開されていったのである。とくに植民地時代のモダンカルチャーが日本化した西洋の近代的生活様式を複製したものであったとするならば、冷戦体制における新たな大衆文化は、アメリカの生活様式を直接模倣、移植したものであった（イ 2008b：394）。「日本帝国からアメリカ帝国へ」と再編されていく東アジアの秩序（ジョン 2009：107）は、韓国の文化領域に対しても絶対的かつ直接的に影響したのである[105]。

2.2.2. 米軍放送をめぐるメディア空間・都市空間・日常生活

上述したように、解放後の韓国社会でもっとも強力な文化的ヘゲモニーとして作用したのは、米軍基地を中心とした圧倒的なアメリカナイゼーションであった。３年間の米軍政をつうじてアメリカ方式の放送運営システムが導入され、アメリカ放送の技術と装備が放送の標準となり、アメリカの番組編成と政策原理が韓国放送の基盤となっていった（カン 1997：41）。とくにアメリカ的メディア・都市空間を象徴的にあらわす存在は、米軍への放送サービスを主な目的とする米軍放送、AFKN(American Forces Korea Network)[106]であった。グローバルな米軍放送ネットワーク「AFRTS」（Armed Forces Radio and Television Service）の支局の一つであるAFKNは、全国的ネットワークを構築し、1957年からテレビ放送を開始した。それは、50年代の反共産主義陣営におけるアメリカ放送システムの拡大であり、アメリカの軍事、政治、産業といったあらゆる分野を横断しながら形成した複合コミュニケーション・システムが反共産諸国の放送システムに浸透していく過程（Williams 2003：34-35）であった。

AFKNの母体は、1950年9月27日に送出を開始し、戦争に派兵された米軍および国連軍に情報と娯楽を提供した米軍ラジオであった。休戦後AFKNは、キーステーション・ベガボンドを龍山米８軍基地に移し、全国各地にネットワークまたは中継所を設置することでその放送範囲を拡大した。そして1957年9月15日にAFKN-TVが開局し、文化としてのアメリカはもちろん「テレビ」というメディアそのものに対する認識と経験を拡散させた（カン・ペク・チェ 2007：8；文化放送三十年史編纂委員会1992:254)。最初は単純に本国からフィルムを空輸し放映する程度に留まっていたが、1958年9月に米8軍の領内にラジオ及びテレビスタジオが開設され、簡単なプログラムは直接制作するシステムが整えられた。その放送目的として提示されたのは、①アメリカの政府の価値と国家的遺産及び伝統を理解させること、②アメリカの設立基盤になっている自由制度に害をあたえるイ

デオロギーから守らねばならない自由を認識させること、③共産主義の脅威を認知させること、個々の軍人に自分の責任と目的を明確に認識させることであった（アン　1985：15-16）。

資料2-3 米軍が制作したAFRTSのネットワーク図[107]

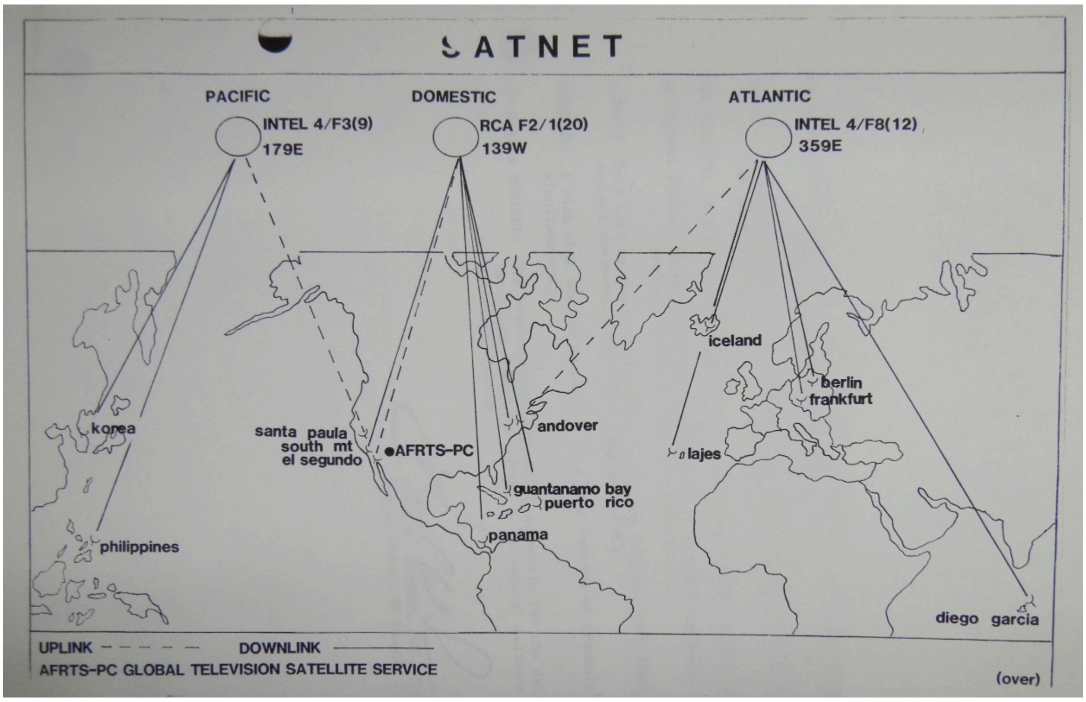

地上波の「チャンネル３」で放送されたAFKNは、韓国初のテレビ放送といわれるHLKZ-TV などの国内のテレビ放送はもちろん、メディアの普及過程そのものに多大な刺激と影響をあたえた[108]。AFKNは平日の午後6時から10時半まで放送し（週末は午後2時30分から）、アメリカの商業主義的大衆文化を大量に流入させた重要なチャンネルとして機能した（チェ　1986：150）。

とくにAFKN は、本来の目的である米軍向けの放送に留まらず、韓国の放送に対しても深く関与した。1956年開局の当時からHLKZ-TVのプロデューサーとして勤務し、後にKBS の初代編成局長を努めたチェ・ドクスは、当時を次のように振り返っている。

> AFKNは、頻繁にみましたよ。AFKNは、CBS、NBC、ABCの放送を集めて放送をしていたので。AFKNのひとと会うと、私は彼に‘You’re No.1 TV in the World’と言ったりしました。アメリカの三つの放送局のものを集めて放送をしたからね。それに映画も流していたし。AFKNはまさに最高の放送局でしたよ。テレビ番組をつくる人ならみんな、家で、会社で AFKN を視聴していました。「Lucky Strike Show」のような番組からアイデアを得たりしましたね。（放送文化振興会 2007：72）

資料 2-4　AFKN 放送局の構成員[109]

AFKN-TV は、レイモンド・ウィリアムが的確に表現したように、軍事的放送制度と一般的放送制度との曖昧な境界（Williams 2003：34-35）のうえで消費された。放送初期から米軍基地とともにアメリカの大衆文化が浸透する主なルートとして認識されていた AFKN は[110]、まもなく韓国人の生活における日常的メディアとして定着していく。AFKN のチャンネル設定がテレビの設置の常識として紹介され[111]、多くの人にとって AFKN は、ローカルな放送局として認識されていた。一方では国産のテレビ番組の過剰な「AFKN 化」を懸念する声もあったが[112]、「AFKN-TV が韓国の HLCK テレビ放送の開局に刺激を受け、プログラムを補強している」という記事が出るほど、韓国人にとって AFKN-TV は身近な存在であった。1962 年 5 月、一日のテレビ視聴時間にかんする視聴者世論調査によれば、AFKN-TV の視聴時間は 1 時間 22 分に及んでいた[113]。KBS-TV の視聴時間が 2 時間 49 分であったことを考えると、いくらチャンネルが二つしかなかったとしても、放送言語が英語であったことを考えるときわめて高い数字なのである。

AFKN-TV の放送内容は、毎日韓国の新聞で詳しく紹介された。大統領選挙やアカデミー賞授賞式、スポーツの試合など、アメリカ国内の政治、文化的イベントは、特別番組として編成、放送された。

駐韓米国放送局（AFKN）で 9 日 11 時から 5 時間にかけて美国の大統領選挙の全貌をテレビで放送する予定である。前例のないこのプログラムは、美国大統領の選挙の状況を網羅し、見せてくれるそうで、選挙の結果がでる次第すぐに放送されるという。（『京郷新聞』1960 年 11

月3日)

同時にAFKN-TVは、アメリカの政治的メッセージの窓口でもあった。5・16軍事クーデターが起きた1961年5月16日正午、「張勉政権を指示する。軍内部の秩序を維持するため、韓国軍3軍の参謀はその権限を行使せよ」という、実質的にクーデターに反対するカーター・マックグルーダー(Carter Magruder)米8軍司令官とマーシャル・グリーン(Marshall Green)駐韓代理大使の合同声明を発表したのも、AFKNとVUNCであった[114]。クーデター一年後の貨幣改革の際、米軍8軍の広報官がAFKNをつうじて、発表時間であった1962年6月9日22時より10分早くそれを発表したこともあった[115]。AFKNは、米軍基地をつうじた「電波越境」であると同時に、国内の地上波のテレビチャンネルとして位置づけられていたのである[116]。

こういったAFKN-TVの影響は、放送を開始した1956年から70-80年代にまで持続した。80年代にも、グラミー賞やアメリカンフットボールなど、韓国国内でも人気の高い番組の場合は、視聴者から直接要請の声が寄せられたり[117]、放映時期をめぐって韓国のテレビ放送とAFKNが調整を行うことが多々あった[118]。

> 駐韓米軍のAFKNは24時間の放送時間中、20時間以上をアメリカのポップミュージックを流している。ソウル光化門中心部にあるレコード屋では、米軍系統で、一週間に2百枚の新しいレコードが売れているそうだ。AFKNとともに米軍PXから流れたアメリカ国内のヒット曲が米軍と軍部隊の韓国人、洋夫人たちをつうじて流れた。「PX文化」という言葉がつくられ、アメリカのポップソングをコピーした安い海賊版レコードが出回っている。国内のテレビ放送でさえ、ポップソング化したアメリカ式歌謡が80%以上を占めている。(『東亜日報』1978年10月10日

米軍の「PX」をつうじて流入してきたアメリカのタバコやウィスキー、コーヒ、コカコーラのように、アメリカで流行っていた最新の音楽や映像が、AFKNをつうじて活発に越境していたのである。その「PX」をつうじた物流の流入も、韓国が外国の文化を正式に受け入れるまでは、依然韓国の都市空間や消費生活を構成する重要な要素としてありつづけた。独立後の深刻な文化資本の格差と外国の文化に対する厳格な制限を考えると、AFKN-TVは、一般の人びとにとってもっとも簡単に外国の先進的な大衆文化に接することのできる重要なメディアだったのである。

冷戦構造による東アジアの地政学的条件のうえで形成した韓国の文化地図は、アメリカによって描き出されたといっても過言ではない。反共主義と反日主義が韓国のナショナル・アイデンティティを規定するイデオロギーとして作用するなか、アメリカは、その接触が公式的に許された唯一の文化的窓口でもあった。AFKNのテレビ放送、ハリウッド映画、PXをつうじて流入したさまざまな文化的商品は、たんなる消費の対象ではなく、直接的な憧れの対象であると同時に、成し遂げるべき近代化の可視的な象徴であった。そのなかでアメリカの文化は、たんに国境を越えてくる外国の文化ではなく、メディア大衆文化の形成初期から内側に深く内在し、北朝鮮と共産主義圏文化に対す

る厳格な封鎖政策とともに、韓国のメディアと大衆文化を構成したもっとも強力な力として作動した。

独立以降の日本との文化的関係は、こういった「冷戦的文化地図」のうえで再構築されていった。その日韓の文化的関係をたんなる「日韓」だけの関係で捉えたり、日本大衆文化の消費を単純な植民者に対する欲望として理解することはできないだろう。日韓の文化的関係の背景には、「冷戦」といったより絶対的な構造と「アメリカ」といったより圧倒的な他者が存在していたからだ。

第３節　冷戦的文化地図における日本

2.3.1. 禁止すべき他者をめぐる矛盾

「日帝残滓の清算」という米軍政の対韓宣伝政策の基本目標が示しているように（キム　2011b：70）、独立後の韓国において旧植民者の日本は、禁止・排除すべき他者として認識されていた。日本の大衆文化を禁止すべき対象として規定し、関連した制度や言説、実践が登場したのは、「植民地以後」[119]と呼ばれる時間と空間であった。「反共主義」とともに「反日主義」を公式的な支配言説としていた初代大統領李承晩は、「倭色一掃」を一つのナショナルなスローガンとして掲げ、当時韓国各地に残されていた日本語の書籍やレコードから日本風の表現や習慣にいたるまで、日本と関連するあらゆるメディアと生活様式を削除と排除の対象と規定し、それらのに対する厳格な禁止措置を下した。植民地時代をとおして深く浸透し、日常生活に内在していた多様な日本の文化（イ　2008a：27-30）を、文化的帝国主義を象徴する「植民地残滓」として定義し、それらを除去・排除することによって文化的アイデンティティの構築作業を遂行しようとしたのである[120]。その作業は、大衆文化をつうじて日本の帝国主義が再び浸透することに対する反感や恐怖が作用した脱植民地化のプロセスであると同時に、植民地時代から共有してきた日本に対する文化的優越感と自尊心(ユ 2008：446)[121]を表出するためのナショナリスティックな文化政治として広まった。日本を「禁すべき他者」として認識することが韓国を脱植民地化において国民を想像するためのもっとも重要な作業だとするならば、日本の象徴である日本大衆文化に対する「法的禁止」がその具体的な方法として展開されていったのである。

しかし日本大衆文化に対するその禁止は、北朝鮮と共産主義圏文化に対する「法的禁止」とはまったく異なるかたちで変化していった。独立直後からさまざまな方法で植民地残滓を削除する作業が政府主導で全国的に行なわれていたのは事実であるが、「反日」は、「反共」のような完全たる封鎖と「反共法」や「国家保安法」のような法的措置をもった禁止によって表出できるものではなかったからである。そもそもそのような違いは、冷戦構造といった歴史的条件を考えると必然的なものであった。とくに多くの研究がすでに指摘しているように、政権確保のために米軍政が重用していた植民地協力者[122]をそのまま政府の主要人事として引き受けた李承晩や、自ら日本帝国陸軍出身であった朴正熙[123]にとって、「反日ナショナリズム」は、民族のアイデンティティを確立するという

意味以前に、自分たちの政権の正当性を確保するために必要なイデオロギーであった。「反日」「反共」ともに統治のための有効なイデオロギーではあったが、「反日」による禁止には、「反共」による禁止を命令するアメリカのような強力な検閲官は存在しなかったのだ。

そもそも冷戦構造のなかで「反共」と「反日」は根本的に矛盾していた。1947 年以降のアメリカの外交政策の目標が、「日本の経済的影響力の下に再び韓国を配置すること」であったことでわかるように、冷戦下の自由主義陣営の友邦であった日本の経済的影響力は、韓国とって過去のものではなく現在進行形のものであった。米軍政の対韓宣伝政策の一部であった「日帝残滓の清算」というある一定の課題を除けば、日韓関係は、アメリカの対アジア戦略においては、けっして分裂させることのできない重要な軸だったからである。さらに近代化の過程において避けられない条件であった日本経済への隷属を考えると（イ　2000：92-93）、日本は、北朝鮮のような禁止・排除すべき他者であったものの、実際韓国が属する地政学的秩序のなかでは、つねに緊密な政治的・経済的関係を維持せねばならない「友邦」であった。

このような歴史的文脈は、「日本大衆文化禁止」を単純に脱植民地化の作業として捉えてはならないことを示す。日本との文化的国境は、脱植民地化の作業がはじまった時点で、冷戦的文化地図のうえで複雑かつ曖昧なかたちで再構築されはじめたからである。法制度の水準においても、北朝鮮や共産主義文化に対する厳格な統制や検閲などとは対象的に、日本大衆文化に対する禁止は、具体的な法制度や政策が不在のまま、「言説」に依存したかたちで曖昧に作動していった。その転換点ともいえるのが、1965 年の日韓における国交の成立であった。

日韓の国交は、1965 年 6 月 22 日、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」を基本に、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が調印されることで成立した。それは、『韓日会談白書』にも明記されているように、アメリカの極東戦略や政権そのものの政治的目的を優先し、領土、歴史などをめぐる種々の未解決問題とそれらに対する韓国国内の激しい反対を押し切って進められたものであった。

> 韓日の国交正常化は、韓・米・日の三角関係の連帯を強化し、国際的な経済協力関係を促進させ、国家的には勝共統一のための自由経済体制の確立や経済的繁栄を果たす基礎になることは誰も否認することができない事実である。（大韓民国政府　1965：148）

しかしその一方で、朴正煕軍事政権は、国交正常化への反対の動きを抑えようとし、その一つとして大衆文化を利用した。「日本の文化的浸透を防ぐ」というスローガンを国家課題として掲げ、その具体的な諸対策を発表していったのである。「外国音盤の無秩序なる搬入と普及を禁止する新しい法律」「風俗を害する外国映画及び無秩序なショーなどの公演を禁止する映画法及び公演法の改正」「外国刊行物を統制する輸入業者の許可制」「外国新聞の国内刊行及び支社設置許可に対する承認制などの制度の整備」「テレビの映画に対する一般映画に準ずる使用許可」「無料公演および接客クラ

ブの公演に対する一般公演に準ずる規律」などの法律を次々と制定・改正したのも、日本大衆文化をふくむ大衆文化に対する管理を本格化していくためであった[124]。

同時に朴政権は、「日本の文化的浸透からナショナル・アイデンティティを守るのは、政府の行政力や法制上の力ではなく国民の精神的姿勢」[125]であるとし、国民の同意や助力を動員するとともに国家のレベルであらゆる日本大衆文化の浸透を阻止していくことを言明した。国交の正常化と同時に、「日本大衆文化禁止」が、日韓の文化的関係を象徴するかたちで取り上げられたのである。

> 繰り返して申しあげますと、民族の良心にしたがわないで、わたくしならびにわが政府が国家の利益およびより有利な条件をみずから放棄して、韓日国交の正常化を急ぐはずは絶対にありえないのであります。国民のみなさんは、そのように無能な政府、背信の政府を、みなさん自信の意志と手によって選出しなかったはずであるということを誇り、また自信と安心をもたれてよろしいかと思います。(朴　1970b : 66)

しかし国交正常化の数年も前に国交正常化反対デモにむけ緊急に発表された朴大統領自らの特別談話が示しているように、こうした動きは、国交正常化を憂慮する世論を安心させるための政権のジェスチャーにすぎないものであった。とくに当時、日本からのさまざまな文化越境の規模は、そのような政治的ジェスチャーで押さえられる程度をはるかに越える水準のものであった。文学、映画、ポピュラー音楽、放送などのメディア大衆文化や衣食住全般において、さまざまな日本文化が大量に浸透するなか[126]、1950 年代からすでに社会問題として注目されていた「密輸入」[127]は、朴政権によって「五大社会悪」として管理されるようになるほど深刻化していった[128]。

なによりそのなかで韓国政府は、日本大衆文化の浸透の問題について部分的に自律を与え、黙認しながら、その一方でその規範を国内の大衆文化に向けることで、服従的かつ従順な「国民」を動員しようとした。当時、発展主義、民族主義などを主な内容とする朴政権の支配言説は、下からの平等主義的圧力を吸収し、国家主義的に利用しようとした。大衆の欲求をすべて抑圧するのではなく、特定の方向へと噴出させ、大衆を同質的集団として呼びかけることで社会の民族化、大衆の国民化を追究していたのである(ファン　2004 : 515)。

実際、国交正常化後の「日韓」は、経済のみならず、あらゆる分野で交流が行われていた。さらに日本の資本による経済発展をつうじて政権の正統性を補完することはきわめて主要な課題としていたことを考えると[129]、日韓の文化的関係は、大衆文化の水準のみが例外的に排除されていたといえよう。1965 年の「国交正常化」において、「文化協定」が事実上不在であったことは、その状況を象徴的に物語っている。文化財にかんする協定はあったが、それ以外の文化領域にかんする議論や協定は不在のまま黙認されたのである。1978 年、政府内部で文化教育部から外務部長官に送られた「韓日文化交流方案」は、国家の水準でそれを認識していたことを示している。

> ①現在韓日両国間には韓日基本条約にもとづいて、大韓民国と日本間の文化財および文化協定(条約第 181 号)と合意議事録(条約第 182 号)が批准・発効されている。②上記のふたつ

の条約は、文化祭の変換問題を主題にしており、他国政府と締結した「文化協定」とはいえない。③日本は文化協定締結を希望しているが、わが文化の構造的脆弱性や国民の対日感情を考慮し、純粋芸術から段階的に交流していくという立場によって協定の締結が遅延している。[130]（下線引用者）

1979 年の駐日大使館の資料によれば、文化領域における日韓の関係や交流をめぐる問題は、60 年代末や 70 年代初めに開かれた「日韓閣僚会議」で日韓議員らの懇親会などで言及されたこと以外、政府の水準で議論されることはほとんどなかった。冷戦体制の維持と高度成長という目的を共有していた日韓において、「文化領域」の問題は、「日韓国交正常化」後も不在の状態に置かれていたのである。

前述したように、「日本大衆文化禁止」は、日韓をふくむ「ローカルな次元」では、外部の敵対者との境界を構築する過程、つまり近隣の大きな政治体によって文化的に吸収されてしまうことに対する「恐怖」[131]を共有する感情の構造が作用する、普遍的なアイデンティティ政治[132]であった。とくに危機感と嫌悪感、不安と恐怖など、日本大衆文化をめぐる認識や感情は、植民地の記憶と歴史・領土をめぐる戦後・独立後の日韓関係をめぐる認識や感情と接合しながら再生産されつづけた。つまり国民の構築を目的とする「日本大衆文化禁止」は、文化的国境をめぐる社会的想像として、解放後の韓国社会の構成員が遂行すべき境界内の「集合的行為」(Taylor 2004=2011：34) として認識されたのである。

しかしその一方で「ナショナルな次元」における「日本大衆文化禁止」は、「境界内」におけるさまざまな政治的・経済的・社会的条件の関係が、複雑かつ曖昧に作用する特殊な現象であった。とくに前述したような「冷戦的文化地図」と開発独裁政権の政治的正当性、近代化をめぐる韓国社会の態度と観点、戦略などを考えると、そもそもこうした「禁止」は、遵守することのできないものであった。李承晩政権によって部分的に実施されていた「法的禁止」[133]は、日韓国交正常化を転換点として姿を消し、「日本大衆文化禁止」はさらに曖昧なかたちで維持されるようになった。こうした「ローカルな次元」と「ナショナルな次元」とをつらぬく、「グローバルなもの」として作用したのが、アメリカによって越境するメディア・大衆文化であった。

2.3.2. 「アメリカ的なもの」と「日本的なもの」

独立後の韓国の大衆文化と日常意識においては、「植民地」と「冷戦」といった二重の近代的な抑圧のメカニズムが交錯し、衝突した。大衆は、身体のなかに刻まれていた日本化の痕跡を残しながら、同時に朝鮮戦争後の米軍政下でアメリカナイズしようとする欲望を強く表していた（イ 2008b : 388)。とくに日常生活の水準で、日本が享受していた「豊かな西洋式」の生活様式は、憧れの対象であったアメリカに近づくための現実的なモデルでもあった。アメリカが欲望はしても実現するにはあまりにも遠い存在であったとするならば、アメリカナイズした日本は、「参考」と「模倣」が可能な、実質的モデルとして存在していたのである（キム　2007b : 357)。

「アメリカ的なもの」と「日本的なもの」をめぐるこうした欲望とまなざし、戦略は、そのまま「冷戦的メディア空間」へと吸収されていった。反共主義/自由民主主義にもとづいた文化的検閲と訓育が大衆文化と日常意識を抑圧する「冷戦的メディア空間」のなかで、日本大衆文化は「アメリカ的なもの」とともにつねに欲望され、享受された。「冷戦的メディア空間」においては、日本は、旧植民者ではなく冷戦の友邦であり、日本大衆文化は、防ぐべき文化的帝国主義ではなく、アメリカに近づくための模倣すべき近代化モデルであった。「脱植民的メディア空間」においてもっとも主要な課題であった日本大衆文化に対する禁止と排除は、「冷戦的メディア空間」においては、優先的課題でもなければ、遵守可能な規範でもなかった。米軍基地を中心とした圧倒的なアメリカナイゼーションのなかで許されていたは、「冷戦構造」の秩序に服従する欲望とまなざし、戦略だけだったのである。

したがってアメリカと日本との関係が強調される冷戦構造の下で、経済成長と近代化をもっとも重要な国家的課題として掲げていた韓国において、日本大衆文化を「法的禁止」をつうじて厳格に排除する作業は、メディア空間の形成の軌跡と矛盾するものであった。そもそも日本の商品を扱うマーケットが形成されているなかで、大衆文化だけを特定して禁止することは不可能なことであった。大衆文化を含む日本の商品がそのマーケットをつうじてつねに活発に消費されていたのである。そのほとんどはブラック・マーケットで、衣服、文房具、宝石、化粧品、レコード、電卓、高級スカーフ、時計、テレビなどのさまざまな商品が米軍のPX や密輸船などをつうじて密輸され、消費されていたが、他方、百貨店などで日本製の商品が陳列されることもあった[134]。日本の新聞や雑誌などを販売する屋台や、日本の歌謡曲が流れる喫茶店などは、「解放空間」での「倭色一掃運動」が信じられないほど、日常的な都市空間の風景になっていった[135]。メディア空間においても、日本からの越境は著しい現象であった。1960 年に広報室放送管理局によって実施された初の全国放送世論調査では、日本のラジオ放送を聴く人が 7.3%を占めていた。それは 3.9%の AFKN や 2.3%の VOA よりも高い数字であった[136]。

こうした日本との文化的関係は、韓国のメディア産業の構造そのものと密接に関連するものであった。韓国のメディア産業は、アメリカから導入されたシステムに徹底的に依存するかたちで形成されたが、国家主導の開発主義的論理の下で積極的な「導入」が行なわれるなかで、日本からの技術的・物質的導入は、アメリカの影響とともに欠かせないものであった。映画においても、日本の影響は、構造的なものであった。50 年代韓国の映画市場はハリウッドの映画が支配していたが、その８割はアメリカの映画輸出業界のアジア市場進出戦略により、日本を経由して輸入されるものであった。そのなかでも流通の通路を主導したのは、日本の「不二貿易映画部」であった。「不二貿易」は、定期的に日本の映画雑誌「キネマ旬報」や日本の広告チラシ、ポスターなどを韓国の業者や映画担当官僚に送るなど、政界映画界の情報を韓国に提供する経路として重要な役割を果たした。したがって当時流入した映画情報は、そのほとんどが日本の観点をそのまま受け入れたものであった（イ　2010：93-94）。

資料 2-5 不二貿易映画部が配給した「地上最大のショー」の新聞広告[137]

第三世界における「近代化の尺度」として認識されていた「テレビ放送」においても、日本はアメリカとともに多大な影響をあたえた[138]。そもそも軍事クーデター直後、朴正煕がに進めたKBS の開局による本格的なテレビ放送の開始は、日本から輸入した受像機２万台を基盤としたものであった[139]。テレビ放送の開始が、軍事政権の政治的利益を目的に急いで進められたため、テレビ放送を構成するハードウェアやソフトウェア両方において、韓国の状況はきわめて貧弱な状態だった。とくに初期の韓国のバラエティ番組において、日本のバラエティ番組は、「米 8 軍」とともに多大な影響をおよぼした（放送委員会　2000：28)。後に詳しく述べることになるが、釜山に越境してくる日本のテレビの視聴は、社会的には問題化されるべき現象であったが、一方韓国のテレビ放送界においては、さまざまな角度からの影響を可能にしたものでもあった。

とくにソフトウェアとしての日本のテレビ放送の影響は、さまざまなかたちであらわれた。ポータブル VTR を整えた TBC-TV（東洋放送）が 1964 年に開局してからは、テレビドラマにおいてはすでに日本で試みられ、成功したスタイルを模倣する実験が行なわれた（放送委員会 2000：24)。当時放送現場ではプロデューサーが日本の NHK、TBS、日本テレビなどで制作過程を研修するのが一つのコースであるほど、日本のテレビ放送システムは重要な「学習の場」であった[140]。また「海底少年マリン」が MBC-TV の開局番組として放送されるなど、子ども番組においても日本の番組に対する依存度はきわめて高かいものであった（文化放送三十年史編纂委員会　1992：739)。つまり日本のテレビ放送は、ハードウェアとソフトウェアの両方を提供するものであると同時に、学習や模倣の対象だったのである。

日本大衆文化の越境を可能にするもう一つの重要なルートは、アメリカのメディアであった。日本の映画やアニメなど､国内放送では放送が禁止されていたプログラムが AFKN をつうじて放送されたのは、その代表的な事例であった。もちろんそれらに対して規制が行なわれることはなかった。韓国の日常生活に広く受容されてはいるものの、そもそも米軍へのサービスを目的としていたアメリカの放送に対して、下記の新聞記事で述べているように、韓国の政府が日本との関係を理由にプログラムに対する統制を行うことは不可能なことだったからである。

AFKN の深夜放送では、あまりの性的描写を理由にわが国ではその輸入が禁じられていた映画もすでにいくつか放映され、夏には日本の映画「羅生門」も公開された。駐韓国連軍用のテレビ放送であるため、その編成を問題化することはできない。このような状況を保護者たちが考慮し、慎重なチャンネル選択をつうじて AFKN のなかでも教育的価値がある優秀なプログラムだけを選んで視聴させるための知恵が必要である。(『京郷新聞』1974 年 12 月 11 日)

他方、韓国の地上波テレビ放送で多くの日本のアニメが「米国産」として放映されていたのは、「アメリカ的なもの」が獲得していた特殊な地位が、日本大衆文化の越境のルートとして間接的に利用された事例であった。

韓国テレビにおける子供番組は、荒唐無稽な冒険を素材とした米国産浪漫映画に圧倒されている。たとえば「マジンガーZ」「西部少年チャドリ」「遊星画面ピーター」(以上 MBC)「宇宙三銃士」「トルトリ探検隊」(以上 TBC) などがこの類型に属する[141]。(中略) 韓国の子供たちが米国漫画映画の主人公と自分を一致させながら現実との心理的距離を遠くすると、韓国の子供としての主体性を形成しにくいのである。(『中央日報』1975 年 10 月 18 日)

図式的に区分すれば、「アメリカ的なもの」の越境は、公的かつ公式的な空間における現象であり、「日本的なもの」の越境は、私的かつ非公式的な空間で起こる現象であった。しかしその二つの空間は、「冷戦的メディア空間」のなかではつねに交錯し、共通の経験と記憶として蓄積されるものであった。多くの韓国人にとって米軍 PX がディズニーランドのような存在であったように (キム 2008 : 132)、独裁政権の統制や抑圧を経験していた当時の若者たちにとって、公的・私的空間で経験するさまざまな文化越境は、「抑圧」によって生産されたさまざまな文化的産物をつうじて文化的欲望を投影させるものでもあった。

つまり韓国社会が「アメリカ的なもの」と「日本的なもの」をめぐって経験した相反する文化的関係は、その二つが交錯、矛盾するテレビ放送や PX、海賊版、音楽喫茶などの空間において、重層的な欲望とまなざし、戦略として破片化し、拡散した。60–80 年代の大衆文化や日常意識のなかで構築されていった文化的アイデンティティは、軍事政権によって抑圧された公共空間での経験や記憶だけでは捉えられない、きわめて複雑な経験や戦略のせめぎ合いの産物だったのである。

小括　屈折する欲望と転換する禁止

本章では、「日本大衆文化禁止」をめぐる「法制度」「メディア」「言説装置」の諸空間がどのような歴史的条件のもとで形成されたのかを、アメリカのヘゲモニーによる冷戦的文化地図、李承晩政権から朴正熙政権までの政治的局面、「日韓国交正常化」が象徴する日韓関係の構築、米軍文化、メ

ディアにおける近代化のプロセスのうえで検討した。

独立直後から広まった「日本大衆文化禁止」は、当初、国民構築のプロセスにおいてもっとも重要な手段であったといえよう。それは、植民地的欲望の象徴でもあった旧植民地支配者日本の大衆文化を、接触してはならない禁止の対象として規定し、罪悪感と危機感の感情を共有することで独立国としての文化的国境を構築しようとする普遍的なアイデンティティ政治だったのである。つまり、「日本大衆文化禁止」が「脱植民化作業」として、実施されはじめたのである。しかし同時に、この「脱植民地化作業」は、「冷戦体制」「近代化」と、きわめて複雑かつ矛盾する関係を築いていった。それは、「脱植民地化」において排除すべき他者として規定された日本との関係が「冷戦体制」と「近代化」の文脈においては、異なる関係となったことを意味する。

第一に、「冷戦構造」は、日本を協力すべき友邦として規定し、「排除のメカニズム」の対象から除外した。「友」と「敵」の厳格な区分から築かれた冷戦的文化地図において、「排除のメカニズム」が厳格に適用されのは「反共主義」による禁止であった。とくにアメリカの対アジア政策がその主な動機となった1965年の「日韓国交正常化」は、「日本大衆文化禁止」の性格を考えるうえで、大きな転換点となった。「日本大衆文化禁止」が集団的感情を刺激する「言説」として維持されてはいたものの、「検閲のプロセス」と「違反への制裁」を行う主体と、その具体的な手段（法制度）が曖昧になったからである。「日韓条約」に「文化協定」が事実上不在であったことからわかるように、日韓の曖昧な文化的関係と「日本大衆文化禁止」は、植民地時代から冷戦体制への急速な移行とそのなかで構築された諸関係が生み出したものであった。

第二に、「近代化」は、「脱植民地化」とともに独立後の韓国においてもっとも重要な課題であるがゆえに、日本との曖昧な文化的関係がより強固なものになったのである。アメリカを中心とする規格化として進められた韓国の近代化プロセスにおいて、日本からの技術的・物質的導入はきわめて重要な要素であった。とくにラジオやテレビ、映画、ポピュラー音楽など、あらゆる分野のメディア・文化産業がアメリカの直接的影響下で成長していくなかで、同じアメリカの影響を強く受けながら急成長した日本のメディア・大衆文化は、構造的な側面からも厳格に排除できる対象ではなかったし、むしろ積極的に参考にせねばならないモデル的存在であった。独立直後のいわば「解放空間」において積極的に「日本大衆文化禁止」を進めさせた「脱植民地化」という社会的動機が、「近代化」というより優先的な社会的動機と葛藤、矛盾することによって、「日本大衆文化禁止」は法的に排除すべきものではなくなっていたのである。

こうした「冷戦構造」と「近代化」のプロセスの下で、「法制度の不在」「メディアの境界侵犯」「言説装置」といった「日本大衆文化禁止」の構造が構築されていった。「反共主義」による禁止が、法制度をもつ行政管理（ポリス）による厳格な法的検閲と制裁が行われたこととは対照的に、法制度と行政管理（ポリス）が消極的に適用され、さまざまな日本の大衆文化が越境するなか、「言説」だけが「日本大衆文化禁止」の社会的動機を喚起させ、訴えつづけたのである。とくに注目すべき点は、「脱植民地化」といった社会的動機を支えた欲望、すなわち日本の大衆文化に対する欲望は、単純に支配者と

被支配者そのあいだにある欲望ではないということである。日本の大衆文化に対する欲望は、冷戦体制への再編過程におけるアメリカに対する欲望と近代化への欲望とが接合することで生み出されたものであった。つまり、それは、植民地経験だけに起因するものではなく、「冷戦構造」といった歴史的条件やアメリカを中心とする日本との曖昧なポストコロニアルな関係、そして国内の政治的状況や「近代化」のプロセスが複雑に絡み合うことによって、重層的に再生産されつづけるものだったのだ。したがって、「日本大衆文化禁止」の性格を、たんなる「脱植民地化」の作業として規定することはできない。なぜならその性格は、こうした複雑な構造のうえで越境し、消費されつづけた日本の大衆文化を禁止の対象とするためにどのような「社会的動機の獲得」と「検閲のプロセス」「違反への制裁」が遂行されたのかによって、つねにさまざまな形態で現れたからである。

注

[91] 1948 年の南北の単独政府樹立、1950－53 年の朝鮮戦争などは、朝鮮半島の冷戦体制の時期を区分させる重要な転換期である。そのような文脈は、「冷戦初期」(1945－49 年)、「冷戦確立期」(1949－55 年)、「冷戦安定期」(1955－68 年)、「冷戦動揺期」(1968 年以降)(丸川　2005：46)と区分される戦後日本とはやや異なるものである.

[92]これは韓国社会の性格を規定するきわめて重要は文脈である。キム・ドンチュンのような社会学者は、「現代韓国でみられる無規範の原型は、親日人事の再起用からみつけることができる」と主張する(キム　2000a：103).

[93] 米軍政は、その設置されると同時に朝鮮総督府の情報課を接収した。植民地支配のあいだ、朝鮮総督府の情報課は、新聞、ラジオ、映画などを事前検閲し、直接二つの週刊誌を刊行した。米軍政の報告書は、総督府の情報課と米軍政の情報課の違いについて「前者は主に検閲に集中し、後者は主に情報配布や公表に力を注いだ」と述べている(キム　2011b：71).

[94] 米軍政の対韓政策は、三段階として展開された。一つは 1945 年 8 月から 12 月末で、前述したように、司法占領統治体制を完成し、法と秩序の機構を整えた時期である。二つは、1946 年から 1947 年 6 月までで、この時期に米軍政は、左翼勢力を排除し、右翼単一の支配ブロックを形成した。最後は 1947 年 6 月から 1948 年 8 月までの期間で、このあいだ米軍政は、親米右翼勢力で過渡政府を構成し、反共分断政権を創出する作業を行なった。このなかで、米軍政は右翼のなかでも、自主的な政治勢力を排除し、分断構造を好む保守右派勢力を積極的に支援した(キム　1995：8-9)。OCI が活動をはじめたのは、この最後の時期にあたる.

[95] 南労党の党員が放送局に就職し、獲得した職員 23 名とともに右翼政党を妨害し、米軍政を非難するととみに、過渡政府を転覆させるための活動を行なったとされる事件(「放送局赤化事件関係者送庁」『東亜日報』1947 年 9 月 21 日を参照).

[96] 7 月 28 日南山で行なわれた公委促進人民大会でソ連側の代表首席シュティコフ将軍の演説を一方

的に解釈した報道がソウル中央放送局から放送されたことに対して、「虚位報道をそのまま専用放送宣伝し、民心を攪乱させ、秩序を乱した」とされ、放送局の３名の局員と某新聞社の編集局長と取材記者などがソウル高等検察庁で調査を受けた事件（「放送局事件拡大」『東亜日報』1947 年 8 月 7 日を参照）.

97 （チェ・カン 2011 : 60-61）を参照.

98 韓国において初期の「自由」の概念は、共産主義との対立のなかで、「アメリカの価値」として無批判的に移植された理念である（キム 2011a : 115-128）。それは、近年の韓国で「自由」が依然「理念的対立」の対象として扱われている背景となっているといえよう.

99「文化的冷戦」（Cultural Cold War）については（Armstrong 2003）を参照.

100 80 年代まで、韓国は世界でその由来がないといえるほど、反米感情の無風時代であった。80 年代中盤に世界的反米主義を論じる際も、韓国は議論の対象から外されていた。反米感情が台頭したきっかけは、1980 年 5 月の「光州事件」であった。民主化の局面で、反米運動は、韓国のアメリカ植民性をめぐる議論を中心に繰り広げられた（イ 2004 : 248）.

101 キャサリン・ムーンは、韓国を、「50 年代から 70 年代後半まで政治・経済・社会生活のほぼすべての側面が＜安保＞をめぐる利害によって決定された国家」として規定している（Moon 1997＝2002 : 37）。彼女が追究した「米軍基地売春」の問題が痛々しく示しているように、アメリカと韓国の密接な関係、とくに朝鮮戦争以降の高度の軍事的従属の関係は、独立後の韓国の形成・発展過程において絶対的な意味をもつ条件だったのである.

102 『京郷新聞』1960 年 10 月 18 日.

103 大学は、独立後アメリカとの関係が形成していくなかで、直接的にアメリカを模倣し、移植した代表的な「制度」であった。アメリカ留学の経験を中心にアメリカを媒介した制度的空間をつうじて流入したアメリカの文化が知識人/エリートの文化として定着し、韓国社会にアメリカナイゼーションとして作用した（イ 2009 : 238-239）.

104 （シン 2006 : 74）を参照.

105 ジョン・ジョンヒョンによれば、「日本帝国からアメリカ帝国へ」の再編は、たんなる生活習慣だけではなく、個々の世界観そのものの変化にまでつながるものであった。ジョンは、日本帝国の文化的ヘゲモニーの下で帝国的アイデンティティを形成しながら作家として履歴をはじめた小説家鄭飛石が、独立後、植民地時代の体制協力をめぐるアリバイを構成し、それをアメリカ化の文脈で再生産していく過程をつうじて独立後の文化変容を語っている（ジョン 2009）.

106 2001 年から「AFN Korea」に変更された.

107 NARA RG 330 Armed Forces Radio and Television Service Histories, Reports and Program Records 1942-1992, Box 31.

108 いつの、なにを韓国テレビ放送の起源としてみるかについては、さまざまな議論が展開されている。1956 年に開局し、火事による焼失や AFKN を借りての部分放送などを経験した後、短命に消えていった HLKZ については、「忘れられた記憶」あるいは本格的な放送とはいえない「歴史的実験」などで評価されてきたが、近年、HLKZ の設立過程や放送のあり方、放送史的意味について再照明されている。どちらの評価においても共とおして認識されているのは、HLKZ が「USIS」（在韓米国公報院）の多大な支援を受けていたことである。火事後、AFKN の施設を利用したのもその一つであるが、プログラム編成の側面においても、USIS はテレビ放送が維持されるためのもっとも重要な要素であった（カン・ペク・チェ 2007 を参照）。ソン・ジェグクは、放送技術の側面から次のようにまとめている。「わが放送は 1956 年 5 月 12 日に民間商業放送である HLKZ-TV が出力 100W、CH9 で放送を開始し、アメリカや日本などで標準方式として採択された走査線 525 本方式がわが国でも標準方式として定着した。当時テレビの受像機数は 200 台前後で、開局してから３年も経っていない 1959 年２月２日に火事で焼失、テレビ放送は、1957 年 9 月 15 日に開局した AFKN -TV の一部の時間を借り、持続されえた（ソン 1986 : 81）。1 日 30 分間放送されたこの韓国語放送は、KBS の開局を前に

して 1961 年 10 月 7 日に中断された（「AFKN 韓語放送 15 日（日）から廃止」『東亜日報』1961 年 10 月 7 日）.

[109] NARA RG330-AFRTS-Historical-Box 5 Armed Forces Radio and Television Service Press Brochure.

[110] 「8 月のディスク、淨化されていく大衆歌謡」『東亜日報』1961 年 8 月 15 日.

[111] 「TV」『毎日経済新聞』1972 年 8 月 18 日.

[112] 「ニュース解説は国内のもので、スタジオはキャバレの舞台ではない」『京郷新聞』1960 年 9 月 18 日.

[113] 「TV 誕生半年、その実体と視聴者の要望」『京郷新聞』1962 年 7 月 3 日.

[114] 朴正熙の妻、陸英修が当時この放送をみて驚いたという回顧もある。「5 月の第 3 線革命内助者（3)」『京郷新聞』1962 年 5 月 10 日.

[115] 「ソウルと各市では本日まで申告」『京郷新聞』1962 年 6 月 10 日.

[116] 朴正熙の妻陸英修の逝去の際も、AFKN は国内の放送と同様、ニュースと鎮魂曲だけを放送した。「国民葬終わるまで CM、娯楽、歌舞無くす」『京郷新聞』1974 年 8 月 17 日.

[117] 「多数の青少年たちが AFKN を視聴」『TV ガイド』1982 年 9 月 25 日；「同じ番組先に放送してはいけぬ」『TV ガイド』1984 年 3 月 31 日.

[118] 国内のテレビ政策の面でも AFKN はつねに考慮せねばならない存在であった。「AFKN のカラー放映比率が 50％を越えており、一部韓国人家庭でも視聴率が増加している。文公部は、現時点でカラーテレビの視聴現象は適切ではないという判断から、外務部をつうじてカラー放映比率を 30％に下げることを以前から非公式的に要請してきた」（「カラーテレビ放映減らすよう政府、AFKN に要請」『東亜日報』1978 年 2 月 24 日）.

[119] ここでいう「植民地以後」とは、時間的な意味だけではない。朝鮮戦争後の南北間体制においてネーションとステートを構成するにあたってもっとも強力に作用したのは、「植民地以後」という特定の心性構造であった。「植民地以後」は、集団的かつ個人的存在論とアイデンティティを土台に「感情と記憶」が構成されていく過程である（クォン　2009：249）.

[120] （キム　2003；ジョン　1999）を参照.

[121] 朴政権時代を中心に韓国社会の形成過程を論じているジョン・ジェホによると、一般の韓国人は近代以前まで朝鮮半島が日本列島より政治・文化的に優れていたが、朝鮮が西欧からの侵入に適切に対応できなかったため日本より劣るようになり、日本による植民地と化したと考えてきた。このような思考は朝鮮人の民族意識や主体性およびナショナリズム強化に大きく寄与した。つまり日本に対する文化的優越感と植民支配の経験が、「反日主義」を韓国ナショナリズムの重要な要素にしたという（ジョン　2002：130）.

[122] 米軍政にとって彼らは「相応しい韓国人」であった（Cumings 1983=1986：201）.

[123] 「朴大統領は，日本士官学校時代の同窓生が送ってきた日本酒をかえしながら，「その友誼には感謝するが，現在韓国の指導者として酒まで日本のものを飲むとすると，国民に対して，日本文物の浸透を防ぎ民族の自主性を守るように話す面目が立たないだろう」と述べた」（『朝鮮日報』1966 年 4 月 6 日）.

[124] 「韓日國交對備策成案」『東亜日報』1965 年 7 月 3 日.

[125] 『東亜日報』1965 年 8 月 17 日.

[126] 「日本文化の大量浸透、頭から相槌」『朝鮮日報』1965 年 3 月 11 日.

[127] 『朝鮮日報』1958 年 9 月 12 日.

[128] 『朝鮮日報』1965 年 1 月 1 日；1966 年 12 月 17 日；1967 年 7 月 22 日.

[129] （ジョン　2002：137；ソ　1995：47）を参照.

[130] 「韓国国家記録院」資料。文化教育部『韓日文化交流方案』(1978 年 8 月 30 日)。政文 750−1244.

[131] (Apadurai [1990] 1996 : 60 ; Smith 1991＝1998 : 28) を参照.
[132] モーレーとロビンソンは、「そのアイデンティティはなにか」ではなく、「そのアイデンティティの性格はどのようなものなのか」を問うべきであると主張する (Morley・Robins 1995＝1999: 47).
[133] 李承晩政権の「日本大衆文化禁止」を法的禁止と捉える理由は、日本大衆文化に対する検閲官としての「行政･監督機関(ポリス)」(Foucault 1976＝1986:32－34)や「強制を行うスタッフ」(Weber 1922＝1972 : 55)が存在していたからである.
[134] 日本製の靴が陳列されることが新聞紙上で批判されたりした(『朝鮮日報』1960 年 12 月 17 日).
[135] 「ブルースからロッカービリーまで」『東亜日報』1960 年 8 月 12 日.
[136] 1960 年現在全国のラジオ普及数台数は 78 万台であった（「５世帯に１台」『東亜日報』1960 年 5 月 11 日）.
[137] 『東亜日報』1955 年４月 27 日.
[138] (チョウ 2008 ; イム 2004) を参照.
[139] 「餘滴」『京郷新聞』1961 年 12 月 24 日.
[140] 「人気番組「OB グランドショー」を演出したチャ・ジェヨンは、日本の NHK、TBS で二ヶ月間制作過程を実習したショー界のベテランである。」「「ショーショーショー」の演出者ファン・ジョンテは、68 年から３年間年に一度一ヶ月間日本の NHK, NTV, TBS, NET, YTV などで技術訓練および政策過程に参与した」(キム [1971]2000 : 450‒452).
[141] 「西部少年チャドリ (荒野の少年イサム)」「遊星画面ピーター (遊星假面)」「宇宙三銃士 (ゼロテスター)」「トルトリ探検隊 (冒険ガボテン島)」: 括弧のなかは原作名.

第３章

「禁止」と「倭色」

—60–70 年代大衆文化における「倭色」の文化政治—

僕はアメリカ版ボール紙小説/ヒューマンダイジェストで英語を勉強し/海賊版レコードでさえ、消された禁止曲だけを愛唱した/僕の領土だった同時上映館の臭いと、ブルーライト・ヨコハマ/ちんぴら、学校の壁の穴と世運商街（セウンサンガ）のハコバン/僕はあらゆる違反を愛し、捨てられた侮蔑や隠語だけを愛した。 [142]

はじめに

「日本の文化あるいは生活様式を表す色調」[143]という辞典的意味をもつ「倭色」という概念は、「独立直後」以降の韓国社会の文化言説において、植民地時代の残滓を表象するキーワードとして扱われてきた。「日本」という他者を表象する記号として、ナショナル・アイデンティティを損なう外部の文化として認識された「倭色」のタブー化が慣習・伝統・法律の強制（Freud 1913=1969：170）を行っていく過程は、独立後の韓国においては、国民文化を侵食する「文化的他者」（もしくは敵）の存在を国境の向こうに想定し（Tomlinson 1991=1997:149）、文化的国境を構築していくアイデンティティ政治であった[144]。

「倭色」をめぐる韓国における諸議論が示しているように、そのメカニズムは、日韓の文化交流が公式化され、さまざまな日本の文化商品や生活様式が活発に消費されている現在においても、制度と言説、実践をめぐって、依然として解決すべき「いまここ」の問題として作用している。韓国著作権団体連合会第５代理事長であるイ・サンビョク氏のインタビューでわかるように、４回にわたる日本大衆文化の開放が実施されているなかでも、「倭色」は、依然曖昧な意味で取り残されているのである。

> 我が国のアイドルグループが日本の音楽市場で活躍している反面、日本の歌手の国内活動は制限されている。倭色を理由に行う押し出しは民族感情である。我が文化を維持していくためにも、日本の音楽を受け入れるべきだろう。（『ニューシス通信』2010 年 12 月 13 日　下線引用者）

しかし「倭色」を国家による抑圧の水準だけで捉える場合、その概念をめぐるさまざまな文脈や

意味を十分に理解しがたいだろう。なぜなら「倭色」をめぐる認識と感情は、独立直後から「植民地清算」を表象する概念として共有されてはいるものの、数十年間、さまざまな欲望やまなざし、戦略が投影された歴史的文脈のもと、文化産業や日常生活にいたるあらゆる水準で作用しているからである。したがって、倭色の問題を、韓国社会の文化的アイデンティティを構成する要素として把握するためには、国家の支配をめぐる空間的・共時的な議論からだけではなく、文化的変化という歴史的プロセス、とくに「モダニティのプロセス」(Tomlinson 1991=1997 : 202) のうえで検討する必要がある。

とくに、日本の大衆文化が幅広く消費される一方で韓国国内の大衆文化商品をめぐる倭色論争が共存するのは、「倭色」をめぐる「慣例」が、たんなる外部の文化に対する制限だけではなく、内部における社会的統御や集団的制約を担っているということを示している。したがって「倭色」をめぐる文化的変化のプロセスは、J-Pop や映画、バラエティ番組など、今日においても日本の大衆文化商品の流入が依然として部分的に制限されている「日本大衆文化禁止」の歴史的文脈、ひいては日本大衆文化に対する公式的な禁止と違反、黙認が公的領域と私的領域を問わず共存してきた「日本大衆文化の越境」の枠組み全体のなかで検討される必要がある[145]。そもそも「倭色」とはいかなるものなのであろうか。

そうした文脈のもと、本章では、日本大衆文化に対する国家、メディア、大衆の欲望やまなざし、戦略をつうじて、「倭色」をめぐる「検閲のプロセス」がどのように構築され、遂行されたのかを探る。それは、「排除のメカニズム」の側面からすれば数十年間にわたって禁止・違反・黙認された日本大衆文化の越境の問題を、「否認のメカニズム」の側面から再検討していくことを意味する。そのために、本章は、脱植民地化をナショナルなキャンペーンとして実施した「植民空間」や、50 年代から軍事独裁政権が樹立し、近代化を果たした 60-70 年代の韓国社会までの移行の過程に焦点をあてたい。すでに第 2 章で詳しく述べたように、この期間において、反日主義は、反共主義や開発主義とともに韓国社会のもっとも重要なイデオロギーとして利用されていた。その一方で日韓の国交が正常化され、韓国の大衆文化や文化産業を中心に日本の大衆文化を積極的に取り入れようとする動きが社会的に拡散していくなかで、「倭色」をめぐる文化政治はきわめて重層的に転換していったのである。とくに 60-70 年代は、「国家の支配」の水準だけではなく、「資本主義的モダニティ」(capitalist modernity) (Tomlinson 1991=1997:203) という新たな水準が浮上し、「国家」「資本」「大衆」が複雑な衝突、接合、矛盾するメカニズムが形成されはじめた時期でもあった。それまで植民地時代の残滓を外部に排除することで文化的国境を再構築しようとした「日本大衆文化禁止」は、より複雑かつ曖昧なかたちで重層化していった。

本章は、4 節で構成される。第 1 節では独立直後からの社会的言説と実践、制度をつうじて、「倭色」をめぐる歴史的文脈を検討する。第 2 節では、独立新興国の掲げる「脱植民地化」と「近代化」の二つの次元において、「倭色」がもつ複雑かつ曖昧な制度と実践を探究する。第 3 節は、「倭色」がもつアンビヴァレントな性格が、開発独裁政権による政治的検閲によって利用されていく過程を探っていく。小括では、「倭色」をめぐる諸現象を「日本大衆文化禁止」の問題としてまとめる。とくに「倭色」をめぐって起きた外部と内部との「転倒」に注目し、それが「禁止」としてもつ意味

を明らかにする。

第１節「文化的残滓」としての「倭色」

3.1.1. 独立直後と自己認識

日本という準帝国システムからアメリカという超帝国のアジア戦略を引き継いでいく第二次世界大戦後のプロセスのなかで(吉見　2002：10)、「独立直後」(colonial aftermath) の韓国は、植民主義と工業化、強大国の対立がつくりあげた政治、軍事、経済、社会的な力学の下にに立たされていた[146]。とくに当時「米国外交文書史料集」(FRUS) の的確な表現、「Bordering on Chaos」が示しているように[147]、独立とともに南北が分断され、東西の新たな冷戦体制に突入していく不安定かつ混沌とした地政学的状況のなかで、ナショナルな境界をどのように築いていくかという問題が、解決すべき主要な課題として問われていた。同時に文化的にも、脱植民地化を果たし、独立したナショナル・アイデンティティを構築する一方、冷戦構造のなかで新たな国際関係を築いていくことが要求されていた。

> 1950 年以前の段階では、国家的には混乱期に値するこの時期の公報政策は新しい政府の樹立とその定礎作業、共産侵略からの祖国の守護と戦渦の復旧に重点がおき、したがって滅共統一の行動的反共弘報がその主軸となっていた。(文化公報部　1979：3)

第２章で述べたように、アメリカと日本という新旧の帝国に対する欲望やまなざし、戦略は、韓国が文化的国境を構築していくなかで絶対的な前提となっていた。その両者からの文化流入とそれらに対する文化政治のメカニズムが、韓国の文化的アイデンティティを構築する制度や言説、慣習として蓄積されていった。もちろんそのふたつの他者に対する態度は、明らかに相反するものであった。そもそも独立と同時に冷戦構造の下に置かれていた韓国において、抗しがたい圧倒的な力としての「アメリカ＝駐屯軍」による直接的作用（吉見　2002：23）は、一方的な受容以外にいかなる交渉も許されないものであった。全世界をつうじてもっとも親米的な国家であった韓国において、反米意識は、1980 年の「光州民主化抗争」やレーガン政府による経済貿易圧力などをつうじて、はじめて表面化した[148]。むしろ「反共主義」をもっとも重要なイデオロギーとしてきた韓国において、反米意識は、それこそ厳格に禁じられたものであった。冷戦構造の下で、超帝国に対しては欲望だけが許され、憎悪のような感情はそれを抱くことすら禁じられていたのである。冷戦体制の奇妙な安定は、境界変容と侵犯が繰り広げられる空間を凍結させ、ナショナルな境界に疑えないリアリティをあたえた時代であった。国民の豊かさを保証する「成長の政治」をつうじて、ナショナルな文化とそのアイデンティティを戦後的に再編することになったのである（姜・吉見　2001：13)。

その一方で、帝国主義による直接的な支配をつうじて臣民 (Subaltern) への転落を経験することを強いた旧植民者でありながら、同時に冷戦構造のなかではもっとも近い「友邦」として位置づけ

られていた日本に対しては、より複雑なまなざしや戦略が存在した。とくに独立後も「アメリカ＝駐屯軍」による黙認と韓国政府の政治的欲望によって生き残った「植民地主義ブルジョワジー」（Fanon 1966＝1996：49）[149]による統治が展開しつづけていくなかで、「文化領域」のみが唯一「反日」に基づく文化政治の場として機能した。

「反共」とともに「反日」を公式的な支配言説としていた初代大統領李承晩[150]は、日韓条約会議での断固たる姿勢や「李承晩ライン」の公表などでわかるように、表面的には一貫して強固な反日政策を実施していた。しかし実際当時の脱植民地化の優先的課題とされていた植民地協力者の人的清算や植民支配システムの制度的清算に対してはきわめて消極的な姿勢を維持していた。実際、軍、警察、警察および司法部などの主な国家組織は米軍政時代（1945-48 年）をつうじてすでに日帝政府出身の韓国人によって引き継がれていた。李政権はそれを黙認しつつ、「反日」を政治イデオロギーとして利用したのである(Cummings 1981＝1986:185-236; キム 1999:152-153;ジョン 2002：132-134）[151]。

> キム・ジョンリョル/日帝時代日本陸軍士官学校に通う/日本陸軍飛行隊中隊長/飛行戦大将として/米海軍飛行隊と戦う/その空中戦で生き残る/解放になると/しばらく隠れていてから/国軍創設に現れる/向こうの丘から/こちらの岡へと/渡ってくる/勧告空軍初代参謀総長になる/過去の敵軍であった米軍と友だちになる/国連軍司令部韓国軍使節団団長/自由党政権/最後の国防部長官になる/夜は米大使館領事と会う/青丘洞問情官の家で酒をのむ。（コ 2006：43）

こうした歴史的文脈が生み出したさまざまな「余白」は、文化的領域における文化的アイデンティティの問題と結合する形で現れた。とくに軍事・政治・経済・文化といったあらゆる領域において絶対的な「アメリカ依存」が固着化していくなかで、自己認識としての「他者とのあいだに境界を築く作業」(Edensor 2002＝2008:69）は、「日本」との関係に集中されていった。米軍基地をつうじて流れ出る「アメリカ」が象徴的なものではなく、あくまでも「現実的なもの」として消費されていったとするならば(シン・ホ 2008：344)、日本を対象とする制限された文化的国境は、それこそ「国民意識」として構築されていったのである。

3.1.2. 倭色一掃運動と国民の構築

ほとんどの脱植民地国家が経験する「独立直後」がそうであるように、日本に対する文化的国境の構築作業は、植民地時代の残滓を追い出すことから行われはじめた。「植民地時代の残滓を清算し、ナショナル・アイデンティティを構築していくこと」を目的とし、「行政・管理機関（ポリス）」によって実施された「倭色一掃運動」は、その代表的なプロジェクトであった。独立後、新たな国民文化を構築していくなかで、倭色は、ナショナル・アイデンティティに対する「危険」「不純」「不吉」を表象するキーワードであった。民族運動と愛国運動の一環[152]として実施された「倭色一掃運動」は、植

民者の文化に対する排除や拒否、すなわち自己発見の過程として、好まない客を客間や控室から追い出し、玄関の敷居もまたがせない試み（Freud 1915=1970:82）として認識されたのである。

> 歌詞だけわが言葉に変えられた日本の歌が依然として町にあふれている。その中心的ものが軍国主義あるいはいわゆるブルース調の退廃主義的な歌詞と曲調がそのままあちらこちらで歌われている。こんなに哀れで恥ずかしいことはない。これに、文教部教化局では音楽教育に重点をおき、優雅で斬新な音楽を制定するために準備中であり、一方警務部では各劇場や喫茶、楽器屋などで必ず低俗な歌謡を一掃するよう、各管轄警察庁に指示し、厳重に取り締まることにした。（『東亜日報』1946 年 8 月 13 日）

> 各駅で発売している乗車券をみよ。乗車券の表面には、あの身震いしそうな日帝の毒牙を行史した「チョウセンソウトク」が無数に印刷されているのではないか。（『京郷新聞』1949 年 10 月 17 日）

それは、植民地時代をとおして身体に深く刻まれてしまった「日本化の痕跡」（イ　2008：388）を消し去っていく作業であった。植民地時代の看板や商標、民衆の日本語使用、レコードや映画などあらゆる日本の痕跡が「ナショナルなものの透明性を損なう要素」（Morley・Robins 1994＝1999：288）として撤去や削除の的となった[153]。

「倭色一掃」は、「植民地時代の習慣を迅速に投げ捨て、新しい国の百姓となる」[154]ための前提となる作業として認識された。そのなかでも、大衆文化の各分野では体系的な規制が試みられた。「映画及び演劇検閲に関する脚本に関する件」（1955 年）「映画検閲要項」（1955 年）「外画政策方向提示」（1955 年）「映画検閲基準初案」（1955 年）「外画輸入に関する臨時措置法案」（1955 年 1）「国産レコードの制作および外国輸入レコードに対するレコード検閲基準」（1955 年）など、「検閲」にかんする法令による反日主義的検閲や、出版物、映画、レコードの輸入統制、密輸によって流通されていた書籍、商品の押収などが実施されたのである。

とくに映画にかんしては「日本の作品の模作、倭色の映画化、日本語、日本の衣装や風俗の映画化」に対する厳格な禁止が実施された。1958 年文教部が「韓国映画作家協会」に送った通告文の 13 の項目のうち第 1 項目は「倭色」にかんする内容であった（イ　2009：416-424）。

> 一　日本の作品を模作または剽窃してはいけないのはもちろん民族正気を高揚するための已むに已まれず場合を除いて、倭色の映画化をしてはいけない
> （1）民族正気を高揚するための場合でも、一節以上の日本語使用を禁じる。
> （2）日本の衣装と風俗の映画化はきわめて慎まねばならない。
> （3）倭音歌曲の効果録音を禁じる。[155]

李承晩政権は、大統領自ら「日本製品の市場氾濫を防ぐべく、失敗した場合は内務部当局者を処罰する」と宣言するなど[156]、政府や警察、市当局による積極的な規制を行おうとした。「日本の風景および風俗」「服装」「日本国旗」「日本語」などが倭色の定義に用いられた[157]。

> 倭色一掃奨励＝日帝からの解放七周年となるいま、日常用語と商街の標札などの日語の残滓が残っており、一大恥なので、官民合同で民族精神浄化運動に協調せよ。−1952 年「8・15 光復節記念行事」要項。(『京郷新聞』1952 年 8 月 12 日)

資料 3-1　1956 年新聞に掲載された花札の広告[158]

「独立直後」というきわめて混沌とした政局のなかで、ナショナリズム言説は、脆弱な「国家性」(stateness)を確立するためのもっとも有効な道具として扱われた。とくに「民族」の側面において、その「民族的正当性」を疑われていた李政権は、政権の正当性を確立し、体制順応的でかつ愛国的な「国民」をつくりあげるための言説装置として、反共と反日が絶妙に結合したナショナリズム言説を積極的に利用した。分断国家の政府として樹立し、植民地協力者を国家の核心的勢力として登用した「原罪」がその背景にあった（イム　2000：198-199)。

同時に政権の正当性に関わる厳格な行政として実施された「倭色一掃運動」は、「主権の権威ある儀式や国家の大規模な装置」(Hunt・Wickham 1994=2007：33) を整備していく作業としての性格をももつものであった。「脱植民地化」を、脱植民地運動の核心にある文化的目標、つまり植民地体制のすべての圧力に対抗し、共同体の感覚と共同体の実体を救出し回復する努力 (Said 1993=2005:407) として理解するならば、初代政権の文化政策は、「脱植民地化」の時代的課題とされていた実質的かつ政治的実践を除いたまま、ナショナル・アイデンティティの同一性だけを強調したもの（キム 2001:46) だったのである。

資料 3-2 独立直後倭色一掃にかんする新聞記事[159]

抹殺하자! 日本色音樂
低俗歌謠一掃를 警察當局에 通牒

したがって独立後の韓国における文化政治のキーワードである「倭色」がもつ重層的な意味は、たんなる行政機関による統治技法、つまり「法的規制」の次元だけでは把握しきれない。「日本大衆文化を禁止せねばならない」というナショナルな課題が新たに生み出した複雑なまなざしや感情はもちろん、実践の水準で存在したさまざまな文化的産物のなかに存在しているのだ。「倭色」は、民族の純潔性や国家の正当性を獲得する、つまりネーションを想像するために必要な記号である反面、モダニティへの欲望を刺激する文化的経験でもあったからである。

第２節　「倭色」をめぐる「脱植民地化」と「近代化」の矛盾

3.2.1. 「文化的侵略」としての倭色

「倭色」の意味が重層的に変容されはじめたのは、60 年代、とくに 1965 年の「日韓条約」前後のことであった。50 年代まで厳格な行政によって実施されていた「倭色一掃運動」をつうじて植民地時代の残滓としての習慣や大衆文化を示していた「倭色」の意味は、60 年代に入り、新たに浸透する日本の商品や大衆文化にまで広がっていった。日本の雑誌や小説、歌謡などはもちろん、味の素、醤油などの食料品から、時計、扇風機、焜炉、冷蔵庫、カメラ、テレビなどの電気製品に至るまで、あらゆる「日本製」が百貨店、自由市場、南大門市場で消費されはじめたのである[160]。60 年代は、いわば「クルクリジュク」(꿀꿀이죽)[161]と米製ガムで象徴される戦争と貧困の記憶を残した 50 年代を駆け抜けてはいるものの、依然として一人当たりの GNP100 ドル前後の「貧困の時代」であった。モダニティの象徴である百貨店で日本製の靴を履き、日本の商品の買い物をする風景[162]は、経済成長以前の韓国社会が抱えていた極端な格差を端的に表す現象であった。

とくに深刻な社会問題と化したのは、衣服、文房具、宝石、化粧品、レコード、ピアノ、パチンコなどの密輸問題であった[163]。

> 国家と民族をむしばむ一部売国的密輸業者が外来奢侈品を多量に輸入している。業者の所行が不当であることはいうまでもないが、外来産品を好評し、国産品を蔑視する国民も外国的覚醒が必要である。どの百貨店に行ってみても国産品は数少なく外来商品だけが陳列されており、実に情けない。商人たちによると、日製密輸品が飛ぶように売れていて品が足りないくらいだという。実に情けない。(『京郷新聞』1960年6月17日)

密輸問題は、1961年、クーデターによって政権を握った朴正熙が直前の民主党政権[164]を批判し、クーデターの正当性を訴える一方法として利用するほど、深刻な問題として認識されていた。クーデターので政権を奪い取った軍は、その一週間後、新聞の社説をつうじて改革せねばならない社会風潮の代表的な事例として密輸を取り上げている。

> 過去、われわれは友好国の援助で赤字予算を補填していながらも、一部国民のあいだではとんでもない奢侈と虚栄の風潮が流行していた。外国産洋服を着て、外国産化粧品を使い、外国産タバコを吸うことが一つの処世だと誤った作風が慢性的に広がり、社会を痼疾化した。もちろんこれは、国民全般にわたる病弊ではなかった。都市に蝟集し、…謀略を職業にする者とその悪流、腐敗した政客と悪質官僚などが支配する弊風であった。(『東亜日報』1961年5月23日)

しかし日本との外交的関係を築くことをつうじて、経済開発とそれによる政権の正当性の確立を試みた軍事政権としては、反日ナショナリズムを統治理念の一つとして利用はしたものの、初代政権の「倭色一掃運動」のような積極的な禁止装置を行うことまでは至らなかった。日本大衆文化の越境に対しても、厳格な行政を行うことはなかったのである。そのような状況のなかで、政府が文化的な流れを黙認していることに対する不満や新しい文化の流れとしての「日本文化ブーム」に対する懸念が、ナショナル・アイデンティティをめぐる一つの言説として構成されていった。健全な文化享受と生産主体としての中産層集団の拡大が早急の課題として捉えられ、「下品な日本文化の氾濫」「文化的従属」「弁別力のない貧困な文化的趣向」などが、当時の韓国の文化的趣向を語るにあたってもっとも深刻な問題として取り上げられた(キム　2007b：348)。旧帝国による暴圧的な文化政策への記憶と莫大な資本による「文化的侵略」に対する恐怖をめぐる社会的言説が、「日韓条約」の前後につくられた異常な社会的雰囲気のなかで浮上しはじめたのである。

その一方で文化批評の場で「色情文化」として批判されるなど、倭色文化をめぐる諸言説がさまざまなかたちで生産されていった。とくに大衆文化そのものに対して批判的な観点を堅持していた多くの知識人によって、「倭色論」は「日本」に対する否定的な他者イメージと「大衆文化」に対する軽蔑的な態度と視線が接合されるかたちで展開された。「日本の低俗な大衆文化がメディアをつうじて植民地を経験していない若者世代まで誘惑し、ナショナル・アイデンティティを損なっている」

[165]という論理であった。

しかし倭色文化に対する叱咤、日本の資本流入がもたらす結果に対する憂慮、消費主義と享楽主義に対する批判が相次ぐなかでも、「大衆」の実際の身体、感覚、欲求は、知識人たちのそのような批判とは異なる形で働いていった（キム　2007b：359)。「倭色言説」が広がるなかでも、当時の日本大衆文化は、日常生活にまで深く浸透していった。日本の新聞や雑誌、一般図書の消費は徐々に増え、日本の歌を流す喫茶店や日本料亭などの流行は、ソウルでは見慣れた風景となっていった[166]。日本大衆文化にかんする言説が肯定的なイメージとして消費されることが問題化されることもあった[167]。

しかし「倭色」をめぐる否定的な諸言説や日本の大衆文化に対する消費を、単純に独立直後からつづく一つの「日本大衆文化禁止」として単純に説明することはできない。1965年を前後に「日本大衆文化禁止」の性格を重層化していったというのは、その「禁止」を要求する声そのものが複雑に変容していったということでもあるからだ。その代表的事例が、「日本商品ボイコット」である。大学生や市民団体を中心に拡大した「日本商品ボイコット」は、「日韓国交正常化」を成立させようとする朴正熙政権の対日態度に対する反発であるがゆえに、当時の日本商品の消費を主導する高級官僚[168]や植民地協力者勢力、つまりファノン的な意味での「植民地主義ブルジョワジー」に対する反発でもあった。「日本大衆文化」の否定性に対する知識人と大衆の態度が異なったかたちであらわれたように、その禁止を要求する理由や観点も立場によってまったく異なるものだったのである。50年代までの「日本大衆文化禁止」が、政府という検閲官や法的規制によって遂行されたのに対し、60年代以降は、「日本大衆文化」に対する重層化した欲望とともに、それを監視し、検閲する主体も曖昧になっていた。「日本商品ボイコット」という現象が物語っているのは、「日本大衆文化」の越境の実態を監視し、告発し、検閲する主体が、政府の次元にとどまらずより多重化したということであった。

> 1965 年、延世大学断食闘争委員会は日本の経済的侵略を封鎖するための「日本商品不買運動」を国民的運動化することを決意した。委員会は、国民としての主体性を失い、日本の企業を追従する財閥や祖国の日本の商品市場化に挑んでいる悪質親日派らを糾弾し、六つの項目の目標をたて、日本製をはじめとする外来贅沢品排撃運動を拡大することを決定した。（『朝鮮日報』1965 年 6 月 30 日）

つまり「日本商品ボイコット」が示しているように、「ナショナル・アイデンティティ」の問題と直結する問題であった倭色や日本大衆文化の消費の問題は、「同一化」されたナショナルな物語として把握しがたい問題である。①「倭色」と「ネーションの純潔」とを対比させるナショナリズムの言説と、②「倭色」が浸透し、都市空間を構成していくことを批判する社会的言説、③低俗な大衆文化の拡散を懸念する文化論的言説を、「旧帝国による文化的侵略」にたいする認識と感情を国民構築の重要な要素として設定する「禁止」を構成するものとして統合するのは不可能なのである。

しかし過去の記憶と現在の不安、未来への恐怖を刺激するそれらの言説は、異なる主体と異なる

経験について語っているという点で、すでに50年代までの、それ自体で脱植民地化を象徴していた「倭色言説」に亀裂を生じさせた。植民地経験の記憶が鮮明に残されているなかで、「倭色」の浸透と拡散が帝国主義の残滓であると同時に、更なる「文化的侵略」として問題化されるということは、それまでの厳格な「法的禁止」には存在しなかった新たな主体や欲望が生み出されたということを意味するのである。

ならば、60年代からの日本大衆文化の越境は、戦後の日本が享受していた豊かな西洋式生活様式と欧米から受け入れた新たなメディア・大衆文化をめぐる以前とは異なるかたちの韓国社会の欲望（キム　2007b : 357 ; ソ　2009 : 245）が作動する問題として捉えることができる。当時「日本大衆文化禁止」をめぐる諸言説のなかで、倭色文化や日本製の商品が「阿片」に例えられたのも[169]、当時韓国社会が抱いていたその「欲望」を鋭く感じ取っていたからであるだろう。

> 今日の韓国で日本的なものと米国的なものを比較する場合、過去の長い時間と現実の地理的かつ言語的条件から、日本的なものの方が陰性的ではあるものの根強く刻まれている反面、米国的なものは、たとえそれが陽性的で外形的には優勢にみえ、生活の面で浸透しはじめてはいても、文化的な面においてはそれほど根を下ろしていないといえよう。(『思想界』137号1964年8月)

日本大衆文化は、禁止言説を生産する政治的領域では接触が禁じられた「危険な客」であったが、実際大衆文化をめぐるシステムが働く経済的かつ文化的領域においては、きわめて複雑なまなざしや欲望が重層的に投影される対象であった。韓国社会で日本大衆文化に対する「禁止」とともに、その「越境」がつねに共存していた根底には、発展と近代化の象徴の尺度である資本主義の文化やそれが生み出すモダニティに対する欲望が強く作動していたのだ。政治・経済的環境が激変し、近代化のプロセスが本格化されていくなかで、独立後から植民地時代の「文化的残滓」として認識されていた「倭色」に、たんなる「脱植民地化」の側面だけでは捉えきれない「文化的侵略」としての重層的な意味があたえられはじめたのである。とくに60年代に形成されはじめた「文化産業」の領域においては、禁止と越境の共存をめぐる「倭色言説」のありようがより複雑になっていった。

3.2.2. 資本主義の文化としての倭色

「増産・輸出・建設」をスローガンに、①日帝植民地奴隷根性の清算、②貧困からの解放、③健全な民主主義の再建を三大課題として進めた軍事政権は（朴　1970 : 2）、クーデター政権が抱える政治的脆弱性を、経済成長を達成することで克服しようとしていた。「重農政策」「輸出第一主義」「工業立国」「技術開発」「所得増大」「農工併進」「貯蓄倍加」「率先納税」などの経済開発標語（朴 1970b: 111）がしめしているように、朴政権の開発政策のモデルは「日本」であった。1962年、日本の経済企画庁を模倣し、経済企画院を設立したのもその一例である。経済企画院は、経済開発計画を主導、支援するうえで重要な役割を果たした。当時経済官僚は、日本の軍部または植民地官僚の制度のもとで教育を受けた、日本式の行政モデルにも非常に慣れていた集団で構成された（キム

1999：164）

こうした社会的雰囲気のなかで、資本主義の文化として浸透した日本大衆文化が「文化的侵略」として問題化されはじめた。1960年代は、アメリカが日本の旧植民地諸国を日本中心の地域的貿易ネットワークに本格的に統合させはじめた時期であった。この目的を達成するために、アメリカ政府は、韓国と台湾が日本の植民地主義の過去を乗り越え、日本の貿易と投資に対し門戸を開くことを積極的に奨励した。それは、日本がアメリカの覇権下で、経済的後背地を何のコストも支払わずに獲得したことを意味した（Arrighi 1994=2009:516-517）。「日韓国交正常化」がそういったアメリカの圧力を背負って推進されていくなかで、日本の「海外市場開拓」に対する恐怖と不安は、当時の韓国の脆弱な経済状況においてもっとも現実的なものとして認識された[170]。とくに日本企業の相次ぐ進出や積極的な活動に対する恐怖と不安は、19世紀後半に経験した経済浸透の記憶と重なるかたちで語られた[171]。

> 現在我が国で活躍している日本の大手企業をみると、（中略）、三井物産、三井商社、九紅飯田、池商商事、住友昭二、伊藤忠商事、日綿実業、東洋棉花、安宅産業などの貿易関連商社をはじめ、經濟發展五ケ年計畫に直・間接的に関わっている日立製作所（三陟火力、金星社）、日産自動車（セナラ自動車：特許料五十万四千弗）、新三菱鉱業（大日工業）、日綿実業（衣岩水力）、いすず自動車（シバル自動車、韓国機械）、三菱電気（ソムジンガン水力）、東芝電気（春川水力）、広島建設・日本工栄・東洋レイオン（韓国ナイロン）などと、非計画事業に関与している本田技研（起亜産業）、雪印乳業（三岡油脂）、東洋高圧、富士通信、大洋漁業、日本運輸、新潟鐵工所などがある。（中略）日本の資本と技術が我が国の経済に浸透している分包度は、非常に広い範囲である。（『思想界』123号1963年7月）

文化政策の水準においても、日本大衆文化の本格的な浸透が強く懸念された。「公演法」（1961年制定）「放送法」（1963年制定）「映画法」（1966年制定）「音盤に関する法律」（1967年制定）など、大半のメディア関連法制度が60年代に制定された事実が示唆しているように[172]、60年代は、韓国の文化産業や文化政策の「胎動期」ともいえるきわめて脆弱な状態にあった。とくに産業的資源や法制度、政策が整っていない状況で資本とともに浸透してくる日本の大衆文化については、それこそ「大規模の政治体とくに近隣の政治体によって文化的に吸収されてしまうことに対する恐怖」（Appadurai　1990＝2004：67−68）を象徴するものとして語られていた。

> われわれは、依然として日本が広い意味での侵略国になる可能性が消滅されたとは見ていない。経済と文化両面で日本の東亜経済帝国「円経済圏」の形成と色情的で低俗な文化攻勢をつうじて過去侵略していた地域で追慕仰合を換気させていくことはほぼ間違いない。（『思想界』133号1964年4月）

しかしシステムの不在は、そのまま日本大衆文化の越境に対する対応の不在としてあらわれた。

つまり「文学・映画・音楽・放送などの各部分や衣食住全般における日本文化の大量浸透」[173]に対する批判的議論は存在していたが、日本商品の広告がそのまま新聞に掲載されるなど、「倭色」の越境に対する実質的対応をするためのシステムは不在だったのである。その広告の浸透は、資本主義市場が形成されていない韓国においては、「大量生産」「大量消費」のシステムを前提とした日本産業の「新市場開拓」を象徴する現象として認識された[174]。経済発展への意欲が高まるなかで「倭色」は、たんなる植民地の残滓だけではなくて、「資本主義」といった、追いつづけねばならない目標に関連する恐怖と憧れの対象となっていったのである。

日本レコードの複写問題は、韓国が国際著作権協会に加入していないため、取り締りを行う法規がないが、文化民族としての良心と国際道義上非常に恥ずかしいことなので謹むことを願うばかりである。また4・19以前の倭色歌謡取り締りは治安局で独自的に行ってきた問題だっただけに、文教部では関与していない。4・19以降取り締りが緩くなっているようだが、このような問題は文化政策的な面で再検討されるべきであると思う。(『東亜日報』1960年11月2日　下線引用者)

そのような状況は、とくにメディアをつうじて直接的に現れた。数少ない国内の文化産業が複写と模倣のかたちで日本大衆文化を流通させたのである。「鍵」「太陽の季節」「人間の条件」「挽歌」など、早くから流行り出した日本の小説の流入が加速化し、一つの市場を形成していった[175]。喫茶店やダンスホールでは「上を向いて歩こう」「無情の夢」「アカシアの雨がやむとき」などの日本の流行歌が流れた[176]。1965年以前は、「4・19革命によって迎えた解放感」[177]が生み出した風景とも言われていたが、そういった日本大衆文化の流入といわば日本大衆文化のブームは、韓国の文化産業の形成形態そのものの重要な部分を占めるものであった。日本大衆文化の越境に対し、実質的かつ行政的システムを整えていなかった国家は、50年代とは異なる態度を表した。公報部長官が「正当でかつ合理的なものなら、それが日本のものであっても取り入れるべきであるが、低俗な日本のものはとくに排撃するべきである」と述べ[178]、国会では全面的な禁止ではなく「倭色の除去」だけを強調するなど[179]、当時「日韓国交正常化」を迎えている政府の態度は「前向きな姿勢」とも「黙認」ともいえるような曖昧なものだったのである。そしてその曖昧な態度による余白は、日本大衆文化の浸透にかんするジャーナリズムを中心とする社会的言説によって埋められていった。行政機関による制度的検閲官（国家）が不在であるなか、以前から存在して言説が日本大衆文化の越境を監視し、「禁止」の遵守を監視する検閲官として登場するようになったのである。

「ぞうり」を履いて「主婦之友」を読みながら倭食店で「おでん」を食べ、日本の観点による「ニュース」解説をテレビで聞き、日産「ダットサン」のセナラに乗ってドライブをし、茶房によって「アカシアの雨がやむとき」を聴き、家に帰ったら日製の布団をかけて日本の小説を読みながら眠ると・・・韓国の「魂」は遠からず日本化されるかもしれない。その流行歌の歌詞通り（アカシアの雨にうたれてこのまま死んでしまいたい）、この民族はこのまま死んで

しまいたいときが来るかもしれない。(『東亜日報』1964 年 2 月 6 日)

したがって「倭色」の問題も、事実上当時の韓国の文化産業や政策のシステムでは対応できないものであった。倭色は、それまでのナショナル・アイデンティティのフレームや国家の行政だけでは捉えきれない「資本主義のシステム」とともに越境していたからである。たんなる日韓間の文化越境ではなく、アメリカの文化産業を通すというまったく異なる次元における「メディアの普及」の問題として浮上したのだ。

映画輸入の問題は、その代表的事例であった。1962 年、4 年間保留されていたアメリカ「MGM」制作 (56 年) の映画「八月十五夜の茶屋」(The Teahouse of the August Moon)の「輸入推薦」は、映画界において一大事件として受け入れられた。ダニエル・マン監督、マーロン・ブランドとグレン・フォード、京マチ子主演のこの映画は、沖縄を舞台に駐屯米軍と日本の芸者との物語を描いているため、李政権下では、「濃厚な倭色」を理由に映画倫理全国委員会によって返戻されていたからである。映画界は、輸入推薦を下した公報部に対して「倭色映画国内上映の可能性とそれによる国産映画の萎縮」を理由に抗議を行った[180]。上映が予定されていた「大韓劇場」は、1956 年にアメリカの「20 世紀フォックスフィルム」が設計し、1900 席という、当時としては最大の規模を誇る韓国を代表するところであった。そのような場所で日本の風習、つまり「倭色」が全面に現れる映画が上映されるということは、それまでの「倭色」に対する公式的な方針を全面的に否定する一つの象徴的な事件だったのである。

資料 3-3「大韓劇場」にかけられた「八月十五夜の茶屋」の看板[181]

それはまさに「倭色のジレンマ」であった。「公報部がジレンマに落ちいってしまった」[182]という

懸念が示しているように、輸入推薦後、「上映許可」をめぐって国産映画の製作者や外国映画業界が激しく対立するなかで、政府は当惑を隠せなかった。ある作品が「倭色」というレッテルを貼られても、その作品がアメリカ製作の大衆文化である限り、その輸入を規制する規準自体は存在していなかったのである。かろうじて「ケース・バイ・ケースで、各内容に合わせて対応していく」という方針を決めた公報部に対して「二律背反」という映画界の批判が相次ぐなか[183]、結局「八月十五夜の茶屋」は、1963 年 8 月に正式な上映許可を得ることとなった。以降、日本の風習を素材としたアメリカ映画の輸入や国内映画の製作が増えていくなど、「倭色」は、事実上「法的規制」が不可能な状況のなかで禁止しつづけねばならない厄介なものとなっていった。

着物を着ている京マチ子の姿が「大韓劇場」の大型看板に描かれている風景は、当時韓国社会に相当な衝撃と混乱をあたえたように思われる。資本主義の文化として流入してくる「倭色」を前に、韓国社会は、被植民者の感情だけでは対応できない新たな秩序が迫ってきていることを実感していた。朴大統領は「日韓条約」直後の談話で、「倭色」や日本大衆文化の問題について「今後重要とされるのは、政府の行政力や法制上の力ではなく、国民の精神的姿勢である」と強調しているが[184]、その発言が逆説的に示しているように、当時韓国には、文化産業や文化政策の論理の上で、日本大衆文化の越境や倭色問題に対応できる法制度やシステムは存在しなかった。同時にその発言は、それまで国家が厳格な行政によって実施していた日本大衆文化の越境問題を、個人の水準に曖昧に転嫁したという点で、「日本大衆文化禁止」においては、一つの転換ともいえるものであった。日本大衆文化の越境が個人の責任問題となったことで、それまで国家の主導で行われていた「法的規制」が言説的なものへと転換していったからである。

そのような劇的な変化は、経済成長や文化産業の形成とともに本格的に浮上する海賊版や剽窃、模倣などの問題として顕著にあらわれた。「倭色」の問題は、文化産業の領域において禁止と違反の二項対立ではなく、より複雑かつ曖昧な方法によって扱われ、それが韓国の大衆文化産業における一つの慣例的な集団的行動を築いていった。第 5 章で詳しく述べることになるが、人物の名前や服装を書き換え、制作会社や生産国を隠すなど、倭色を除去する方法で、アニメ、マンガなどさまざまな日本大衆文化が消費されていったのは、「日本大衆文化禁止」を遂行するための「否認のメカニズム」が作動した結果であった。

以上で検討してきたように、「倭色」は、独立直後からの「文化的残滓」として、また近代化における「文化的侵略」として規定されたきわめて曖昧な語であった。社会的言説のなかではつねに禁止の対象とされていたが、同時にモダニティのプロセスのなかで倭色に対する禁止は事実上実施することのできない構造的な問題を抱えていた。しかしそのような状況が「日本大衆文化禁止」そのものの危機を意味することではけっしてなかった。むしろ、日本大衆文化が越境をめぐるさまざまな経験をつうじて生み出される認識と感情が、倭色の否定性をより深く内面化させていった。後に検討することになるが、「否認のメカニズム」による検閲と抑圧、歪曲などの行いがまさにそのような機能を担っていったのである。つまり、資本主義の文化としての日本大衆文化がさまざまなかたちで越境するなかでも、「倭色」をめぐる認識と感情をつうじて「ネーション」を想像し、日本との文化的国境を構築するプロセスは、強固に維持されていったのだ。

第３節「規律」としての倭色

「日本大衆文化問題」において、1965年の「日韓国交正常化」がもたらしたもっとも明らかな変化は、「倭色一掃運動」というスローガンが廃棄されたことであった。日韓両国の外交的関係が成立するという新たな局面を迎えていくなかで、政府が公式的なナショナル・キャンペーンとして行なっていた「倭色一掃運動」を持続することは事実上不可能なことだったのである[185]。しかしそれが日本大衆文化の流入を公式化することに結びつくことはなかった。経済的領域においてとくに活発な交流が進められていく反面、文化的領域においては、以前からのさまざまな問題がそのまま取り残されていたのである。「日韓国交正常化」において文化の問題が事実上排除されていたことについては、第2章ですでに述べている。

日本大衆文化の問題は、朴政権としては最初から解決不可能な課題であったといっても過言ではないだろう。軍事政権の政治的正当性を獲得するために経済的奇跡を成し遂げねばならないという深刻な政治的負担を抱えていた朴政権にとって、「日韓国交正常化」は、開発資金の動員による経済成長を可視化させた重要な転換点であった。しかし同時にそれは、「植民地時代清算」という政治的かつ文化的課題を軽視することによって、政権の支持基盤を決定的に弱体化させた契機でもあった[186]。したがって、「日韓会談」の拙速な調印や批准に対する各界からの反発がおさまらないなかで、文化領域においては、慎重でかつ曖昧な姿勢を堅持しつづけていかざるを得なかった[187]。

もちろん「日韓国交正常化」の直後、「日韓第一次定期閣僚会議」で日本映画の上映輸入問題が議論されるなど、日韓の文化的関係について朴政権が前向きな姿勢をとることもあった。しかし日本の映画の輸入を許可する方針を示した結果、世論の激しい反発を受け、結局撤回したことからわかるように[188]、「親日政権」[189]というレッテルに多大な負担を抱えていた朴政権としては、積極的な政策を展開することはなかったのである。またそのような動きは、1965年以降の「日本大衆文化禁止」が、国家権力による「法的禁止」ではないということを裏付けるものであった。「4.19革命」以降の自由化の動きのなかで徐々に越境しはじめた日本大衆文化に対する社会的雰囲気が「日韓国交正常化」以降急速に悪化したからである[190]。

> 政府が韓日間の文化人の交流、日本映画の国内上映など文化交流を検討しているということは、(中略)、現政権の政治、経済、文化分野など全般にわたる、隷属された日本偏重性を改めてあらわせた破廉恥な行為である。(『中央日報』1967年8月11日)

実際、植民地時代、満州軍官学校を卒業し、日本陸軍士官学校を経て満州国軍歩兵第八団の少尉だった過去（姜・玄　2010：16）をもつ朴正煕は、日本に対する強い親しみと憧れを抱いていたという。彼の人生と価値観の究極的目標は、韓国社会で共有されていた公式的な欲望（アメリカ）とは違って、「日本」だったのである。その朴政権の「祖国近代化」政策の大半は、日本の近代化を模倣したものであった（カン　2004a:125)。

朴大統領は、ウェスタン映画とサムライ映画が非常に好きだった。（中略）日本映画の輸入が今と同じく禁忌だった当時、日本に派遣されていた中央情報部要員らは、見ごたえのある映画を選定し外交パウチ（行嚢）をつうじて青瓦臺に送るのが重要な任務の一つだった。元中央情報部幹部 C 氏は、「日本で勤務していた頃、サムライ映画または明治維新前後を素材とした映画、テレビドラマはほぼ全部集めて故国に送っていた」と回顧した。（中略）そして朴大統領の息子は「父は年に一度だけ、夏休みの時鎮海の別荘で鑑賞されていました」と述べている。（『中央日報』1992 年 9 月 25 日）

「親日政権」というレッテルから逃れられなかった軍事政権は、その一方で、「民族的民主主義」「民族中興」「韓国的民主主義」「民族主体性」「自律経済」「自主国防」「国籍ある教育」など、長期集権（1961-1979）をとおして国家と民族を示す記号を著しく強調しつづけた政府でもあった。南北分断という歴史的条件によってそれまでタブー視されていた「民族主義」という概念を積極的に用い、「日韓国交正常化」はもちろん、開発独裁によるさまざまな政策を正当化していった（ジョン 1998 : 89）。「われわれは民族中興の使命をにない、この地に生まれた」という文句ではじまる「国民教育憲章」（1968年宣布）は、その象徴的なものであった。

全文三百九十字に要約表現されたこの憲章は、すでにわれわれ国民の誰もが共感し、その必要性を切実に感じてきた全国民倫理の支柱であり、われわれが全力をそそいでおこなうべき国民教化の指標であります。（中略）政府と国会と国民が強力一致して憲章をつくり、今日ここに宣布するにいたったのであります。（朴　1970b : 103）

そもそも 60 年代の朴政権は、開発主義的動員と反共主義的動員をつうじて、受動的かつ能動的同意の維持や再生産を試みた（チョウ　2010 : 249）。そのなかで「民族主義」は、実は「分断国家」という歴史的条件や「反共主義」というイデオロギーと矛盾する、利用しがたい問題であった。「民族主義」は、軍事政権がもっていたジレンマと矛盾を解決し、「祖国近代化」の言説とともに政権の正当性を確立し、国民を訓育・動員していく重要な材料として用いられた。

そのなかで「倭色」は、日本大衆文化を規定するのではなく、国内の大衆文化を統制する手段として扱われはじめた。境界の外部にあるものに対する抑圧が不可能な状況のなかで、内部のものに対する検閲を行うという、まさに「境界の転倒」が起きたのである。

それは大衆音楽をつうじてあらわれた。「日韓条約」前後、軍事政権は、日韓国交正常化に反対する市民社会の抵抗を、高度な国家統制のメカニズムを利用して強権的に弾圧した（ユ 1999 : 47）。「日韓条約」が批准された 1965 年から実施されはじめた「音楽放送」の審議は、文化的領域におけるその弾圧を示すものであった。1961 年の軍事クーデター後、各倫理委員会が続々と設立されるなか、1962 年に設立された「韓国放送倫理委員会」は、1965 年から専門的な分野に対する公定な審議を標榜した「歌謡諮問委員会」を設置し、音楽放送に対して広範な審議を行いはじめたのだ（ムン 2004:17-18）。

60年代から指定されはじめた膨大な「禁止曲」リストが示しているように、「倭色」は、「政治的検閲」による「政治的禁止」[191]の理屈として利用された。1965年3月の第一号をはじめ、1981年9月までの26年間に「放送禁止」となった国内の歌謡曲は、総787曲であった。そのうち、倭色（247曲）、日本曲剽窃（46曲）、倭色および日本曲剽窃（2曲）、日本語（1曲）など、「倭色」と関連した理由で禁止された曲は、247曲に及んだ[192]。とくに1964年に発表され、1966年まで空前の人気を誇った「ドンベクアガシ」（동백아가씨）の禁止は、全国に多大な衝撃をあたえた。それは、「ドンベクアガシ」をはじめ186曲の禁止曲が1987年の民主化以降「文化解禁」という措置によって解禁されたことが示しているように、日韓関係や日本大衆文化に対する文化政治だけではなく、「倭色」を「政治的検閲」の手段として利用した出来事であった。

> 政権が大衆的なトロット歌謡の禁止処分という衝撃的な事件を社会的世論集めの道具として利用しただろう。すなわち日韓条約に対する世論の反対が激しくなるにつれ、政権側では自分たちが国益のために日韓国交正常化を行ったということを大衆向けに説得力ありげにみせる必要があり、当時もっとも人気のあった大衆歌謡「ドンベクアガシ」（一年で百万枚販売を突破していた）を、これ見よがしに倭色のレッテルを貼って禁止することによって自分たちは民族的であるという点を強調しようとしたのだろう。（イ　1998：177）

> 「ドンベクアガシ」が禁止された理由は「倭色歌謡」の匂いがするということだが、誰より日本のことが好きで、日本の将校出身でありながら青瓦臺では日本の侍映画を楽しむというパク・ジョンヒが、例の曲らを「倭色風」を理由に禁止するというのは、逆説の極致をあらわす。一方でパク・ジョンヒが「ドンベクアガシ」を愛唱しつづけたという伝言は、そのコメディーのような二重性をあらわすばかりである。（イ　2000：136）

つまり当時「ドンベクアガシ」に対する禁止は、「日韓条約」に対する国民の反発を抑えると同時に、政権がもっていた「親日」のイメージを刷新するために行った「象徴操作」[193]の一つとして理解することができる。そしてそれが可能だったのは、「倭色」をめぐる「慣例」が、「社会的学習」（Steiner　1950=1970：188）として共同体のなかで遂行され、共有されていたからであろう。1978年、政府内の報告書で、文化教育部は、「電波力が強く、日本の色彩の濃い文化芸術に対する開放は、民族主体意識の阻害、退廃性文化の助長、文化の不体制の喪失などの副作用を招くと述べている[194]。「倭色」に対するそのような規定は、「ラジオでは日本の曲が禁止されるが、そのレコードはレコード屋で自由に販売される矛盾した風景」[195]が日常化していくなかで、作りだされたものである。そのような定義によって構築された「倭色」のイメージは、韓国の大衆文化における一つの「規律」として内面化されていったのだ。

しかし、「倭色」を用いた国内音楽に対する検閲と禁止は、「法的禁止」としての「日本大衆文化禁止」が完全に崩壊したことを意味する現象でもあった。「法的禁止」が前提とし、抑圧の対象とするのは、日本大衆文化に対する欲望である。しかし実際、存在していた日本大衆文化の越境に対して

は「黙認」の態度を保ちながら、一方で曖昧な理由に国内の大衆文化を検閲、抑圧していくプロセスのなかに、「法的禁止」が前提とする欲望は存在しない。なにが倭色なのか、なにが禁止の「適正」な対象なのかといった問題が重要なのではなく、「倭色」をめぐる認識と感情を用いて検閲と抑圧を行い、さらにその行いをつうじて認識と感情を再生産していくことが、「倭色検閲」が生み出した結果なのだ。つまり「倭色検閲」は、許容と禁止の境界線がが曖昧な基準によって確立する言説的なものであったが、その目的は必ず日本大衆文化を排除することではなかった。日本大衆文化が活発に越境する一方で、韓国大衆文化が検閲によって排除されるという「転倒」が発生したことでもわかるように、「倭色検閲」は、国民動員における主要な方法として作用した。

小括 「許容」と「禁止」の境界線としての倭色

本章では、独立直後から「植民地の残滓」を象徴する語であった「倭色」が、近代化のプロセスのなかでどのように定義・消費・利用されていったのかをつうじて、「日本大衆文化禁止」の遂行過程の変化について検討した。解放空間において倭色は、残された日本の大衆文化そのものを直接的に指す言葉であった。しかしメディアと技術の普及が加速し、アメリカの大衆文化とともにさまざまなルートをつうじて浸透する日本の大衆文化すべてを、「倭色」として規定するのはそもそも不可能なことであった。本章は、60 年代を転換点にし、その「倭色」をめぐる変化が、「日本大衆文化禁止」にどのような変化を与えたのかを明らかにした。

第一に、あるものを「倭色」として規定するのは、「日本大衆文化禁止」において、許容と禁止のあいだに境界線を確立することであった。それは「何が倭色なのか」という明確な基準を適用した結果ではなく、「何が倭色として認識されるのか」を言説的に構成していく過程であった。

第二に、「倭色」の言説的な構成過程は、日本大衆文化に対する「検閲のメカニズム」を大きく変化させた。この曖昧かつ流動的な言葉が許容と禁止の境界になることによって、検閲の対象は日本の大衆文化全体ではなくなった。

第三に、「倭色」の規定による許容と禁止の基準は、「日本大衆文化禁止」の水準ではなく、韓国国内の大衆文化に対する法的検閲と国民動員のメカニズムとして利用された。

以上の内容を、「日本大衆文化禁止」の観点からまとめると、解放空間や 50 年代にかけて作動していた日本大衆文化をめぐる「排除のメカニズム」は、この「倭色」という言説空間を中心に、「否認のメカニズム」へと転換していった。さまざまな日本大衆文化が越境するなかで、「倭色」が検閲の対象になることによって、その「倭色」に対する除去、隠蔽、修正、すなわち「歪曲」をつうじて、日本大衆文化による境界侵犯を否認することが可能になった。「倭色」による検閲の基準からすると、あるものが「日本の大衆文化であるか否か」より、「倭色として規定されたか否か」のほうがより重要な基準になるのだ。

このような変化によって、国家とメディアはそれぞれの立場で「禁止」のメカニズムを動員することが可能になった。「倭色」を用いた国内の大衆文化に対する検閲が、国家による「政治的動員」

であったとするならば、国籍の隠蔽、翻訳、模倣、修正などの歪曲をつうじて日本大衆文化を流入させたのは、メディアによる「経済的動員」であったといえよう。つまりアメリカによるメディアの普及、文化産業の形成、日韓国交の正常化などが展開され、日本大衆文化の越境を法的に規制することが不可能な状態のなかで、日本大衆文化の否定性を象徴する「倭色」が言説的に構成されていくことによって、日本の大衆文化は「否認のメカニズム」をつうじて越境するようになったのである。

こうした「倭色」を問題化する言説空間と、歪曲をつうじて越境する日本大衆文化は、結局「日本大衆文化禁止」を言説的なものとして強固にしていく効果を孕んだといえよう。「越境に対する問題化」と「歪曲による越境」は、相互を補完するかたちで「禁止」を遂行したからである。そのなかで問題の焦点となるのは、倭色を消費するもの、つまり「欲望する主体」であった。第4章では、そのような「日本大衆文化禁止」の重層的な遂行過程を、テレビ文化の形成過程を中心に明らかにする。

注

142 ユ・ハの詩「セウン商店街キッズの恋３」からの引用（ユ・ハ：1995：104-105）.

143 『標準国語大辞典』国立国語院（http://korean.go.kr）.

144 そのような「タブー」が社会的に「学習」（Steiner 1950=1970：188）されていく過程は、実際社会で深く作用する規範を体現していくといういみで、「慣例的」（conventional）（Williams 1961：137）であるといえよう。その慣例は，それを注入する集団的価値，権利や義務，すなわち「愛国主義」「忠誠」「使命」「正々堂々さ」「団結心」などと関連し，かなり不特定かつ曖昧な傾向（Hobsbawm 1983＝2004: 35）をもつ.

145（金 2008；2010；ホン 2005；ジョン 1999）を参照.

146 ブルース・カミングスは、独立直前（1943年）から朝鮮戦争直後（1953年）のあいだを、「民族分断と南北の対立が形成された試練の時期」としている（Cumings 1997＝2003：261）韓国の3年間の「解放空間」については第3章を参照.

147 「Foreign Relations of the United States 1948」VolumeⅥ The Far East and Australasia, United States Government Printing Office, Washington: 1974.

148 1980年代半ば、世界的反米主義を論じている諸研究においても、反米感情の無風地帯であった韓国は論外であった。しかし1980年5月光州民主化抗争の悲劇を期に、反米感情が知識人と大学生を中心に巻き起こりはじめ、韓国のアメリカ植民性をめぐるさまざまな議論と運動が展開された（イ 2004：248）.

149 ファノンによれば、植民地体制の末期に権力を握る民族ブルジョワジーは、後進ブルジョワジーである。その民族ブルジョワジーは産業指導者の心理ではなく、商売人（仲介業者）の心理を持っている（Fanon 1966＝1996：144）.

150李大統領は、上海臨時政府大統領の経験とアメリカで独立運動を展開した抗日闘士のイメージを

利用し政権を握り、以後利用しつづけた（ジョン　2002：132）.
[151]解放後韓国の米軍政に渡されたアメリカ政府からの指示は、戦後日本に対して行った政策とは対照的に、「法と秩序を再確立せよ」という、きわめて単純なものであった。その結果、米軍政によって復元された強力な国家機構が、1945年から1948年のあいだ急速に成長した市民社会を抑圧しながら成長した（キム　1999：153）.
[152]「倭色一掃に韓国青年会300人動員」『朝鮮日報』1946年8月29日.
[153]「倭色を一掃しよう」『東亜日報』1949年3月10日、「家庭のものは返還。倭色レコードの過度な押収」「『朝鮮日報』1952年9月5日.
[154]「倭色をなくそう」『東亜日報』1948年10月14日.
[155]「文教部が韓国映画製作作家協会に送った通告文」『京鄕新聞』1959年3月12日.
[156]「日製品不法輸入を厳禁」『朝鮮日報』1954年3月29日.
[157] 1958年、文教部は貿易業者などをつうじて流入する日本のカレンダーを規制するために、「倭色カレンダー」を、「日本の風景および風俗の絵または写真」「倭服を着た人物の写真または絵」「日本の起源年号及び祝祭日が掲載されたもの」「日本国旗が表示されたもの」「日本語が入っているもの」「その他、反共反日の国策に違背する傾向が濃厚なもの」などと、倭色定義した「抑制規定」を設け、規制を行った（「倭色流入防止、文教部・逓信部で」『東亜日報』1958年11月28日）.
[158]「広告」『京鄕新聞』1956年10月29日.
[159]「抹殺しよう！日本色音楽」『東亜日報』1946年8月13日.
[160]『京鄕新聞』1960年12月28日、『東亜日報』1965年7月6日、『京鄕新聞』1965年7月7日。
[161]「食べ残された食材を入れてつくったお粥」という辞典的意味をもつ造語（『標準国語大辞典』国立国語院）。貧困期、米軍基地から捨てられたものが食料として流通されていた。日本でいう「残飯シチュー」（吉見［1987］2008：272）.
[162]「女性時論：日本の靴を履かねばならないのか」『朝鮮日報』1960年12月27日.
[163]「国を滅ぼす密輸入」『朝鮮日報』1958年9月12日、「外來品排撃」『京鄕新聞』1961年12月25日、「外來品郵送密輸」『東亜日報』1962年11月20日.
[164] 60年「4。19革命」後から61年「5・16軍事クーデタ」までの政権.
[165]「文化的植民地化の防備‐日本の色情文化を防げよ」『思想界』133号1964年4月.
[166]「日本的と美国的‐解放20年の文化的主体意識の反省」『思想界』137号1964年8月.
[167]「茶房にまず訪れた和色」『思想界』148号　1965年7月.
[168]「市民会館で日本商品排撃公聴会」『朝鮮日報』1965年7月8日.
[169]「文化的植民地化の防備‐日本の色情文化を防げよ」『思想界』133号1964年4月；カン　2004：30.
[170]「日本資本可畏論」『思想界』133号1964年4月.
[171]「日本商品広告の浸透」『思想界』122号1963年6月.
[172] 文化公報部1970『文化公報30年』.
[173]「日本文化の大量浸透」『朝鮮日報』1965年3月11日.
[174]「日本商品広告の浸透」『思想界』122号　1963年6月.
[175]「新共和国誕生前と后（8）倭色ブーム」『京鄕新聞』1960年12月28日.
[176]「1963年の座標」『京鄕新聞』1963年12月28日.
[177]「茶房にまず訪れた和色」『思想界』148号　1965年7月；「新共和国誕生前と后（8）倭色ブーム」『京鄕新聞』1960年12月28日.
[178]「日本トラブル（6）広がる倭色ムード」『京鄕新聞』1964年2月6日.
[179]『第40回国会外務委員会会議録』第6号、国会事務処、1961年1月31日.
[180]「倭色映画輸入推薦にトラブル」『京鄕新聞』1962年11月6日.
[181]「倭色映画輸入推薦にトラブル」『京鄕新聞』1962年11月6日.

[182] 「<日本色彩>外画規準作成」『東亜日報』1962 年 11 月 9 日.
[183] 「日本色彩と映画界」『東亜日報』1963 年 1 月 28 日.
[184] 「批准の後に来るもの（2）主体性確立」『東亜日報』1965 年 8 月 17 日.
[185]「日韓関係、このままでいいのか（1）日本の両面外交」『東亜日報』1977 年 5 月 4 日.
[186] （キム　1999：159；高崎 1996：185；チョウ　2010：70）を参照.
[187] 尹健次によれば、「日韓国交正常化」に対する日本社会の認識は高くなかった。それは、南北両方との関係によるものでもあれば、日韓条約がもつ植民地時代からの連続性を把握していなかったからでもあった（尹　2008：254）.
[188] 「議題別妥結内容」『中央日報』1967 年 8 月 11 日；『中央日報』「日映画上映許可」1966 年 5 月 4 日.
[189] 韓国における「親日」という語は、日本で使われている「親日」とはまったく異なる意味をもつ。韓国の文脈で「親日」あるいは「親日派」は、植民地時代に日本帝国主義に協力した人を指す意味で使われている。そのため本章ではなるべく「親日」という語より「植民地協力者」という表現を用いているが、「親日政権」の場合は、朴政権政権をめぐって使われている固有の表現であるため、そのまま表記している.
[190] 実際 1964 年には、日本と第 3 国が合同制作した映画や興行用の日本文化映画の輸入が実施されはじめていた（「韓国国家記録院」資料。文化教育部『韓日文化交流方案』1978 年 8 月 30 日政文 750−1244）.
[191] 「政治的禁止」の構成する要素の一つは、「自国の国民に対する国家の恐怖」である（Goldstein 1989＝2003：268）.
[192] 放送審議委員会，1981，『放送禁止歌謡曲目一覧』から再構成.
[193] 「顕忠祠の聖域化とドンベクアガシ禁止の事情」『ハンギョレ新聞』2005 年 2 月 2 日.
[194] 「韓国国家記録院」資料。文化教育部『韓日文化交流方案』（1978 年 8 月 30 日）政文 750−1244.
[195] 「マスコミ各分野の倫委代表者」『中央日報』1967 年 8 月 1 日.

第4章

「禁止」と「越境」

—釜山のメディア・都市空間の形成と日本のテレビ放送の「電波越境」—

いつか私は、釜山に行って、あなたの国のサムライ映画をテレビでみたことがあります。そのときテレビをみていた人びとはあなたの国による植民地時代に少年期を送ったひたちで、下駄を履いた武士が刀をうつたびに、部屋のなかの雰囲気がだんだん哀愁的で退廃的だったあの40代に戻ったような、そんな感情を抱いたのです。[196]

はじめに

韓国における放送形成の歴史は「流入の歴史」であった。

植民地時代、日本帝国の宣伝の道具として導入され、独立後、米軍の占領期をつうじて再組織化されていった韓国の放送（パク　2000：96）は、1948 年の建国後も、「冷戦構造」といった特殊な歴史的条件のなかで、制度、システム、技術、放送理念、コンテンツなど、放送を構成するあらゆる要素において、日本とアメリカの絶対的影響を受けた。しかしその流入をたんなる一方的な影響として把握することでは、多くのことを見逃すことになるだろう。放送をめぐる数々の利害関係や戦略、他者に対する複雑なまなざし、様々な水準における文化的経験などがその流入の過程に存在しつづけ、韓国放送の性格をあらわす一つの「放送文化」を形成したからである。つまり韓国のメディア空間の形成における「流入」の意味を論じるためには、その導入を、一方的な方向性[197]をもつ、外部からの単純な文化フローとしてではなく、政治、経済、社会、文化的水準が相互作用する重層的な文化的現象（Barker　1997＝2001：52）として扱う必要がある。

とくに旧植民者である日本の放送に対する態度やまなざしは、きわめて複雑なものであった。国家、とくに高度経済成長を主導した朴正熙政権にとって、放送は、政権の政治的道具だけではなく、近代化の尺度でもあった。国内の放送産業の形成・発展過程において、日本の放送システムは積極的に導入すべき「先進的モデル」として受け入れられた。しかしその一方で日本の放送のコンテンツは「倭色文化」、つまりナショナル・アイデンティティを損なう排除すべき「禁止」の対象として認識された。それはもちろん日本の映画、ポピュラー音楽、マンガなどのあらゆる日本大衆文化の流入を禁止していた独立後の韓国社会の文脈のうえで理解することができよう。しかし前述したように、60 年代以降の「日本大衆文化禁止」は、日韓（米）関係や近代化のプロセスのなかで、50年代までとは異なるかたちで維持、作用していった。それは、「脱植民地化」と「近代化」といった二つの重要な国家的課題が、日本のメディア・大衆文化の流入をめぐってつねに矛盾、交錯した結

果であった。

したがって、韓国の放送において日本の影響はどのようなものだったのかという問いは、韓国の放送文化の性格そのものを把握するという意味だけではなく、「排除」から「否認」へと移行していった「日本大衆文化禁止」の性格を理解する意味をももつ。独立新興国として経験した「脱植民地化」と「近代化」の間の矛盾と葛藤は、放送文化の形成過程のなかで具体的にどのような形で現れたのだろうか。そして、その過程は社会的変化によって、どのように変容し、どのような文化的産物を生み出したのだろうか。このような問いに答えを出すためには、いわば「公式的導入」過程を視野にいれながら、これまで十分に語られていない「非公式的領域」の諸経験に光をあてる必要があろう。

「公式的領域」においては、韓国の放送は、放送技術や番組コンテンツの導入、人的交流などといった、いわゆる「放送交流」の形で日本の放送システムを積極的に受け入れた。1957 年 6 月に、日本の「NHK 放送文化研究所」をモデルにして設立された「放送文化研究室」が NHK や AFKN（駐韓米軍放送）などの番組を分析し、その制作形式を導入していたことや（オ　1995：80）、1968 年に NHK と KBS の間で組織された「日韓放送専門委員会」をつうじて技術協力、人的交流、共同研究、資料提供などが行われていたことは（韓国放送 70 年史編纂委員会　1997：564）、その代表的事例であった[198]。

しかしその一方で日本の放送は、「公式的領域」を通さずに浸透し、多大な影響をおよぼした。それをもっとも顕著に表した現象が「電波越境」（spill-over）である。序章で検討したアイルランド—イギリス間、カナダ—アメリカ間などの他の地域の事例でもわかるように、「電波越境」は、越境する情報・放送への国家の監視・規制の権利をめぐる先進国と発展途上国の間の様々なせめぎ合い（Roach 1993:35-36）を生み出す、メディアの普及過程においてはある意味普遍的な文化現象として理解することができる。しかし、その越境する電波は、特定の先進的な国民経済や文化に基盤をおきながらも、まさにその全体の目的がもはや国境による制約を受けないため（Hall　1999：51）、「どのような国家間関係なのか」という特殊性によって、そのあり方は大きく変わる。つまり、アイルランドとイギリス間とカナダとアメリカ間、そして日本と韓国間の電波越境が多くの共通した諸経験を作りだすことは確かであるが、他方では、その国家間がもつ歴史的文脈やその時間と空間をつらぬくグローバルとローカルの力学によって、まったく異なる認識や感情、経験を生み出すのだ。

韓国においても、日本からの「電波越境」は、公式的領域と非公式的領域を横断しながら、多くの特殊な言説と実践、制度を生み出してきた。「電波越境」の問題が公式的な領域で本格的に論じられはじめたのは、1980 年代のことであった。1986 年 12 月「NHK 衛星試験放送」が二つのチャンネルに拡充して以降（日本放送出版会編　1990：382）、政府による法規制が不可能な状態にあるなか、小型衛星受信施設で電波を受信することが可能になり（キム　1992：43）、日本の放送を視聴する家庭が急速に増加したのである。その後、衛星による NHK 放送は、すでにアメリカの大衆文化流入のチャンネルとして機能していた AFKN（キム　1985：1）とともに、国内に多大な影響をおよぼす外国のメディアとして注目され、社会問題として議論された。アカデミックな領域においてその浸透

の状況、社会的影響、プログラムの内容などにかんする研究がなされはじめたのも、80 年代のことであった[199]。

しかし韓国と日本との間にはもう一つの「電波越境」がそれ以前、つまり独立後の放送形成の過程から存在していた。1950 年代から日本と地理的に近い釜山(ブサン)を中心とした南海岸には、九州地方からの電波が届いていたのである。韓国の放送がその形を整えていないなかで、越境してくる日本の放送は多くの人びとにとって経験したことのない新しい文化的経験であると同時に、防がねばならない「文化的浸透」として問題化された。その複雑なまなざしが共存するなかで、放送制作の現場だけではなく、日常生活の水準においても日本の放送は重要な位置を占めはじめていったのである。

本章では、独立後の韓国・釜山における日本の放送の「電波越境」の影響とそれをめぐる韓国社会のまなざしと態度、戦略の文化的意味を歴史的に検討し、その「電波越境」が生み出した歴史的産物が「日本大衆文化禁止」においてどのような意味をもつのかを考察する。

とくにラジオの時代からテレビの時代へと転換していった 60-80 年代を中心に、日本からの「電波越境」をめぐってどのような態度やまなざし、戦略、文化的経験が存在していたのかを、新聞や放送・映画関連定期刊行物、放送社史、放送関連史料、放送関連口述資料、政府の報告書、国会会議録、釜山での現地調査の結果[200]などの検討をつうじて探究していきたい。それは先進資本主義社会から移植されると同時に、内部の多様な社会的要因が影響をおよぼすなかで定着していく第三世界の放送の形成過程（Katz・Wedell 1977 : 65）を「電波越境」という現象から考察するという意味をもつ。

本章は４節からなる。まず第１節では独立後の釜山におけるメディア空間の形成において、日本の電波がおよぼした影響を、韓国の放送局の設立の過程のなかで検討する。第２節では釜山のメディア・都市空間のなかで日本からの電波越境をめぐってどのような経験がなされていたのかを検討する。釜山において日本のテレビ放送の視聴は、「日本のテレビ文化圏」といわれるほど日常的なものであった。そのなかにおけるさまざまな経験にかんする資料をつうじて、そのあり方を描き出す。第３節では、こういった日本からの電波越境を、日本大衆文化をめぐる社会的な言説空間のなかで検討する。最後に小括では、それらの結果を「否認のメカニズム」の側面からまとめる。

第１節　「日本」と「電波越境」をめぐる釜山の歴史的文脈

4.1.1. 境界的空間としての釜山

独立から5年も経たないうちに勃発した朝鮮戦争が集団的認識と感情を支配した韓国の50年代は、移行の時代であり、混沌の時代であった。階級と民族の葛藤、分断された国家の建設、戦争への動員と民間人の虐殺などのような極端な混乱の状況が、日常の次元で顕在化していった（キム 2007a : 286）。韓国の国家と政治、社会を構造化したもっとも重要な出発点であった戦争（キム 2000a : 43） は、その構造のみならず韓国人の心性（メンタリティ）にまで圧倒的な影響をおよぼしたのである（カン 2004 : 345）。

釜山は、そのなかでもきわめて特殊な状況に置かれていた都市である。とくにソウルの陥落によって臨時首都として機能した朝鮮戦争中の経験は、釜山という都市のあり方を大きく転換させる背景となった。全国各地から集まってきた避難民で人口が百万人を超え、世界一の人口密度による住宅難、貧困層の増加などの深刻な都市問題を抱えるなか、飲み屋やダンスホールなどで賑わう繁華街の風景がその一方にあった（カン　2004：187)。戦争の直接的被害を受けていないことで、あらゆる基盤がそのまま温存されたことが、他の都市とは異なる釜山の性格を構成したのである。

また日本の好景気の影響を間接的に受けるなど、地理的な特殊性をも抱えていた釜山は（パク　1993：22)、圧倒的に高い密輸検挙率からもわかるように[201]、外国からの文化交通の窓口としても機能した。国外内からヒトやモノが集まっていた釜山で、密輸された日本のラジオ、雑誌などを手に入れることはそう難しいことではなかった（放送文化振興会　2007b：37-39)。釜山を経由地とする日本からの密輸は、米軍PXを経由する密輸とともに二つの主なルートであった。日本製の化粧品、奢侈品、薬品、生活必須品が日常的に消費されるのもちろん、日本製の避妊薬が釜山の百貨店で陳列されることもあったという[202]。

そもそも釜山は、日本との特殊な歴史的関係を築いてきた都市であった。1876年の開港以降、移住してきた日本人社会の成長とともに近代的外形を整え、徐々に植民都市化していった釜山は、植民地時代をつうじて全国屈指の商工業都市へと成長した（ホン　2004：44)。「Little Japan」とも呼ばれていた日本人社会は、その独特な釜山文化（チェ　2004：130）を示すものであった。植民地時代における釜山の都市文化は、独立後、「日本帝国の残滓が残されつづける代表的な都市」として問題化されるほど、日本の影響を著しく表していた[203]。

> 解放後3年、われわれは日本帝国の垢を完全に洗い流しているのだろうか。釜山地域では、日本語を混ぜないと簡単が意思の疎通もむずかしいと感じるぐらいだ。ソウルでも、商店街では「浪花節」が流れている。(中略)「倭色」の残滓が残っている現象は、精神的には依然として日本人の手中にいる者が残っているということを示すのである。(「朝鮮日報」1948年8月15日)

植民地時代であった1936年に韓国初の地方放送局が設立されたことをはじめ、釜山は、放送史的にもきわめて重要な位置を占めてきた。とくに朝鮮戦争のあいだは、釜山放送局が「大韓民国中央放送局」として中央放送の機能を担い（釜山文化放送　2009：16)、その放送機能の移転とともに、全国の放送関係者や文化人を含む各分野の人びとが釜山に集結した（ノ　1995：183)。全国が戦争による多大な被害に襲われているなか、他の地域では経験することのできない特殊な出来事（放送文化振興会　2007b：33）が、釜山という都市空間を構成していったのである。

したがって釜山は一つの「境界的な空間」であるといえる。その境界が意味するのは、日本と韓国とのあいだだけではない。植民地朝鮮と独立後の韓国とのあいだ、戦争があたえた被害と特需とのあいだ、そして周縁としてのソウルという中心とのあいだなど、さまざまな境界が釜山という都市空間で交錯した。この「境界的な空間」に、もっとも境界的な現象として存在したのが日本から

の「電波越境」であった。

4.1.2. ラジオ放送の越境と釜山のメディア空間

50年代、電波越境によって最初に釜山にやってきたのは、日本のラジオ放送であった。地理的に近い九州地方からのラジオ放送が、制度による規制なく釜山を含む南海岸に届いていたのである。とくに1951年に開局した「ラジオ九州」(RKB) と1954年に開局した「九州朝日放送」(KBC) などの商業ラジオ放送は、釜山のメディア・都市空間に影響をあたえた（パク　1993：21)。日本のラジオが国民の精神生活に悪影響をあたえることを憂慮し、日本の電波から国民の健全な民族文化を保護するための対案を求める声が上がるほど、その影響力は相当なものであった。釜山は、日本の商業放送の「電波越境」の被害をもっとも大きく受けている地域として指摘された（釜山文化放送 2009：19)。1959年4月に韓国初の民間商業放送である「釜山文化放送」(MBC) が開局するが、その背景には、日本の商業ラジオ放送に対する「危機感」とその対案としての国内の民間商業放送に対する「期待感」が働いていた。韓国の民間商業放送の歴史は、日本からの「電波越境」を抜きには説明できないのである。

実際、日本の商業ラジオ放送の「電波越境」は、「釜山文化放送」(MBC) の設立の直接的な動機となっていた。それは、日本の商業ラジオそのものが与えた影響と、日本の商業ラジオをめぐる釜山の経験が蓄積された結果であった。『釜山文化放送50年史』は、「釜山文化放送」の設立の名分を次の三つで述べている。

> ①韓国に浸透してくる日本商業放送の電波を牽制するためには、それに対応できる健全な民間商業放送の設立が必要であった。それは事業的側面を超え、国家的かつ時代的懸案であった。
> ②釜山地方は、日本商業放送の影響で、民間放送に対する一般の聴取者の理解が国内のどの地域よりも高い水準にある。したがって、民間放送を設立した場合、釜山地域の産業発展とともに企業として成長する可能性が高かった。
> ③すべての文化活動が中央に偏重している状況で、地域文化を活性化する契機になりえた。[204]

さらに初代社長のキム・サンヨンは、日本からの「電波越境」を、「釜山文化放送」の設立背景と創業理念の中心的な理由としてとりあげている。

> 日本が自分たちの民間放送電波をつうじて巧妙な商業宣伝を発射することによって、わが国民の一部が彼らの放送をつうじて無意識に商業宣伝に眩惑されている。我々は民族的見地から、日本の商業放送に対決できるわが国初の画期的民放の創業をむかえている。（釜山文化放送 2009：27.）

しかしキムが語る「民族的見地」は、「釜山文化放送」設立の半分の動機であった。実際、釜山の人びとが日本の商業ラジオ放送に聴きなれていた当時の状況こそが、国内の民間商業放送の商業的

成功を測る判断材料であったからである。「電波越境」の脅威が高ければ高いほど、同時に商業放送の可能性も高まったのである。

キム・サンヨンに「釜山文化放送」の設立を勧誘し、同業者として直接参与したジョン・ファンオクは、その商業的可能性にいち早く着目した人物であった。自らが植民地時代、「朝鮮放送協会」の職員出身の放送技術者で、釜山で長年ラジオ、電蓄などを扱っていたジョンにとって、NHK よりもはるかに開放的かつ大衆的であった商業ラジオ放送がもつプログラムの多彩さと広告は新鮮な衝撃だったという（パク　1993:21; 釜山文化放送　2009:19）。韓国初のテレビ放送であった「HLKZ」の放送部長をはじめ、KBS の副社長、MBC の社長などを務め、韓国テレビ放送の先駆者ともいえるチェ・チャンボンは、当時の「釜山文化放送」の開局について次のように述べている。

> 彼らが釜山文化放送を開局したときに、「なぜはじめたのか」と聞いてみたら、日本の放送が多く届いていて（中略）「九州朝日」と「ラジオ九州」などで番組が一つ終わるたびに広告が相次いで出てくるのを聴いて、「これは商売になるな」と…だからはじめたんだとね。（放送文化振興会　2007a：118）

「釜山文化放送」による広告は、韓国の放送と広告の歴史においても一つの起源となるものであった。当時は、新聞、雑誌のみが宣伝媒体であると認識されていた時期であった。「電波越境」は「放送広告」という概念そのものをあたえたのである[205]。「韓国の放送はアメリカと日本の放送システムを導入することによって、複数の私企業的な放送局による競争体制や広告を唯一の輸入源とする商業放送体系を備えた」[206]という放送史的評価は、このような経験にもとづいたものであろう。

社会的批判の的であった「電波越境」は、しかし韓国の放送関係者にとって、もっとも重要な学習対象であった。当時釜山の放送界に勤めていた人びとは、日本のラジオ放送を聴くことを重要な日課としていたのである。1958 年の政府の広報室の事務分担票によれば、放送管理局管理課の分担業務の一つは、「外国放送聴取及び研究」であった[207]。釜山でみられる日本の放送は、その重要な材料であった。その「外国放送聴取及び研究」の業務を担当したジョン・スンイルによれば、数十年間韓国で人気を集めている番組「のど自慢」[208]は、50 年代、「朝鮮戦争中、日本 NHK で毎週日曜日ニュース番組の後に放送されていたものを釜山で聞き、55 年からはじめた番組」であった（イム　2004：48 から再引用）。

1962 年の KBS-TV 開局要員であったファン・ジョンテのように、日本のラジオをつうじて日本語を学習し、外国放送にかんする理解を高めた人は少なくなかった[209]。釜山 KBS を経て釜山 MBC の報道部長や TBC の駐日特派員などを歴任したジョン・ウンドクは、そのような放送人たちの慣行について次のように述べている。

> 日本の放送を聴いていましたからね。午後三時には「九州毎日放送」で火曜パレード、「九州朝日放送」では漫談が放送されていて、（中略）放送時間をほとんど覚えるぐらいでしたよ。NHK では何が、のふうに。（放送文化振興会　2007b：77–78）

釜山 MBC の設立の例が示しているように、釜山における日本のラジオ放送の「電波越境」は、韓国の放送史においてきわめて重要な転換をあたえるものであった。商業放送としてのイメージを強調していた釜山 MBC の開局初期の放送は、広告の形式から放送局の組織、営業の放送にいたるまで、あらゆる内容が日本の商業的民営放送を模倣したものであった（チェ・ハン　2004：104)。その日本からの「電波越境」の影響は、韓国のテレビ放送の時代が幕を開けた 1961 年以降、より深刻な現象として問題化されはじめた。日本の放送の視聴が釜山の特殊なメディア・都市空間を構成すると同時に、その内容が学習、模倣されることによって韓国放送全体に多大な影響を及ぼしたのである。近代化の尺度として、開発軍事政権による政治的手段として発展していく韓国の放送にとって、日本からの電波越境は、「文化的浸透」として批判されると同時に、アメリカの放送とともに重要なモデルとして受容されていた。

第２節　「日本のテレビ文化圏」の形成

4.2.1. 電波越境と韓国のテレビ放送

韓国のテレビ放送が本格的にはじまったのは 60 年代のことであった。5・16 軍事クーデターで政権を握った朴正熙政権が、1961 年 12 月 24 日に KBS を設立して以来、60 年代だけで 9 局の民間テレビ局が設立された。朴正熙政権は 50 年代まで代表的な弘報手段であった刊行物と映画とともに、放送を政府の弘報手段として用いた（文化公報部　1979：46)。軍事政権の初の民間人長官（文化広報部）として KBS の開局を主導したオ・ジェギョンが回顧するように、KBS の開局はクーデター政権の宣伝手段だったのである。

> 彼ら（軍事政権：引用者）は私に強力な広報行政を期待していましたが、私はそう思いませんでした。弘報は直接的攻撃より間接的接近の方が効果的です。どうすれば軍事革命を国民革命に昇華させるかを研究したところ、メディアとしてもっとも新しくて強力なテレビ局を創設することにしたのです。（オ　2003：171-172 下線引用者）

そして KBS は、3 ヶ月の準備を経て 1961 年 12 月 24 日に試験放送を、12 月 31 日に正式放送を開始した。映画のフィルムを中心とした臨時放送を経て、ニュース、映画、ドラマ、バラエティなどのプログラムが整えた一日 4 時間の正規放送が開始されたのは、半年後の 1962 年 6 月 15 日のことである（ノ 1995：458)。そういった初期の韓国のテレビ放送の形成過程は、政治的目的が優先された、まさに「植民地時代を経験し、独自的な近代化能力を整えていない第三世界における放送の導入過程」（チョウ　2008：257-258）そのものであった。テレビ放送のシステムを整えていく段階から、制度や運営の方式、社会的使用の形態など、テレビ放送を構成するあらゆる要素を日本とアメリカに依存していたのである（放送文化振興会　2005：1)。

日本の放送の「電波越境」は、このテレビの時代においてさらに多大な影響をおよぼしていった。1962年9月、対馬厳原に130メートル、出力300ワットの電波塔が設置されることによって、長崎、福岡などからNHK、NBC、RKB、KBCの電波が届き、釜山や南部の海岸地域が日本のテレビ放送の視聴圏内に入るようになったのである。1962年の時点で5、6百台のテレビ受像機が一般家庭に設置されていると推定されていた釜山では、受像機の販売数や販売価格が電波塔設置の以前より急増するなど、すでに「日本テレビブーム」あるいは「電波の無防備状態」といわれるほど日本のテレビの視聴が拡散していた[210]。このような状況に対して、ヤン・チャンウ慶尚南道都知事や警察局長らが「民族正気を保護するためにも一般のテレビ視聴者は自粛すべき」と訴えることもあったが[211]、受像機は一年間で約1千8百台にまで増加した[212]。まだ全国的なテレビ受像機の普及数が3万台程度にすぎない時期で、国産のテレビが本格的に生産される前であった[213]。

> 問題は急なテンポで国民生活に入り込む日本「ブーム」である。朝早くから夜遅くまで興味津々な倭色歌謡と開放映画などを視聴する際、大人もそうだが、子どもに及ぼす影響はどうなのだろうか。国民文化の醇化を高唱する第2世教育を考えると、想像するだけで悲しい事である。現実的に日本のテレビブームが第2世代ににじむ副作用はすでに社会問題化しているようだ。（中略）南部地方に染み込む日本「ブーム」を拒むためには、住民たちの自粛も求められれば、国営テレビ放送が視聴されるような条件を整えられなけれななならないだろう。（『京郷新聞』1963年3月27日）

資料4-2　釜山のテレビ画面に映された日本のテレビ番組[214]

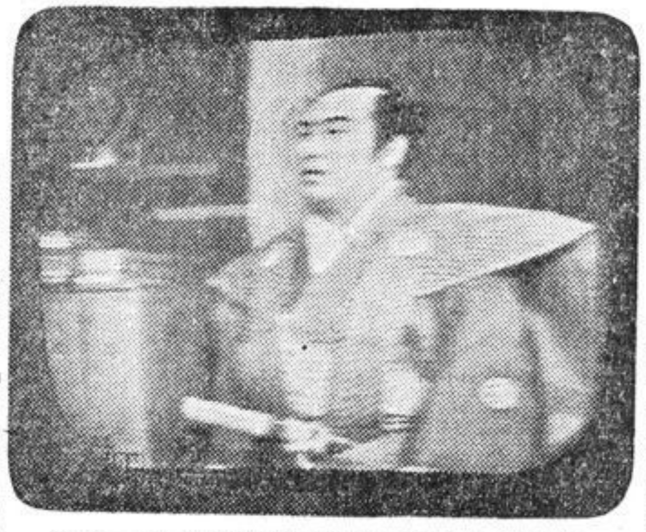

<「스크린」에 선명하게나타난「사무라이」의모습>

1961年KBSの釜山放送局長であったノ・ジョンパルの回顧によれば、当時文化広報部長官からは次のような指示があったという。

> 釜山は今わが領土ではない状態である。日本の放送が浸透し、各家庭で日本の放送に耳を澄ましている現実を、わが領土だとはいえないのだ。貴方が釜山に行って釜山をわが領土に取り戻してほしい！（ノ　1995：374）

1964年の東京オリンピックは、釜山における「電波越境」の影響力をさらに拡散させたイベントであった。釜山をはじめ馬山、忠武、鎭海、蔚山などの南部海岸の諸都市では、テレビの品切れ現象が続出し、東京オリンピックを視聴するため、わざわざ釜山地域のホテルに遠征をするソウルや他の地域の富裕層もいた[215]。大会期間中も釜山市は、テレビを設置した喫茶店やホテルなどに集まってオリンピック中継を視聴する人びとで大いに混雑していた[216]。朴大統領が日本のテレビを視聴したことが記事化されることもあった。

> 国連戦没将兵追念式に参席するため 23 日釜山を訪れた朴大統領は、この日の夕方宿泊先のドンレ観光ホテル 510 号室で玄海灘を渡って越境してくる日本のテレビの映像機の前で視聴。しかし5分あまりのあいだわが選手が日本に敗する実況中継放送をみていた朴大統領は、期待が失望に変わると最後まで一言も言わず、非常に残念な表情で席をたったという。（『京鄕新聞』1964年10月24日）

こういった「日本テレビブーム」は、ラジオ時代における「釜山文化放送」の設立のように、釜山におけるテレビ放送の開始を加速化させる原因になった。東京オリンピックが開催された 1964年12月7日に民営商業テレビ放送局としてD－TV（後のTBC－TV）が放送を開始したのである。国営放送のKBS－TVが釜山に中継所を設置したのが1968年であることを考えると、TBC－TVの放送開始は異例のはやさであった。さまざまな問題にも関わらず、約一ヶ月で放送許可を得られたのは[217]、当時許可が下されたチャンネルが、NHKが受信できるチャンネル「7」であったことでもわかるように[218]、「日本の電波を防ぐ」ことを目的としていたからであった。D-TV だけではなく、釜山で開始された国内のテレビ放送にとって日本のテレビ放送の電波越境は、放送開始の時点からすでにテレビ局開局の重要な条件であった。

資料4-3 1981年のチャンネル状況[219]

CH	2	5	7	9	11	13	UHF24
放送局	AFKN（米）	KBS1（韓）	KBS2（韓） NHK（日）	KBS1（韓）	MBC（韓） NBC（日）	NHK教育(日)	KBS3（韓）

『釜山文化放送70年史』によれば、1970年のMBC釜山テレビ局の開局も、NHKや「NET」など、公共放送と民間放送を問わず多数の日本のテレビ放送が釜山で受信されていた日本の放送の電波越境がその名分の一つであった。(釜山文化放送　2009：65)。当時の文化放送技術局長によれば、当時日本からの電波越境を防ぐことは、放送システムの出力方式そのものにも多大な影響をおよぼした。

> 開局当時、釜山文化TV放送のチャンネルは12であった。ラジオがそうであったように、当時釜山と慶尚南道地域に対する日本のテレビ放送の越境が無防備状態で行なわれており、その日本の放送がチャンネル7、9、11、13から流れた。われわれはそれらの日本のチャンネルを避けて12チャンネルにしたのであった。当時日本は垂直で電波を流していたため、われわれも垂直で許可が出た。徐々に出力を増強させていくところで1971年11月30日に周波数を変えるよういわれた。日本が垂直なのでわれわれが水平に変えて電波越境を防げ、ということであった。垂直で入ってくる電波は水平で対応すると弱くなるからである。当時民間のテレビ放送は東洋テレビ（TBS、D-TVの後身）が唯一で、それだけで日本の民間放送の電波独占を防ぐには力不足であった。当時テレビは富裕層だけにある貴重な財産で、町の子どもたちはみなかけつけてテレビを視聴し、日本の歌を歌った。若者は日本のファッションをマネし、日本のファッションが釜山を経由し、ソウルで流行ることもあった。したがって文化放送テレビの開局は過去ラジオ局の開局同様、日本放送をつうじての文化的蚕食を止めるという大きな意味を持っていた。(釜山文化放送　2009：60)

しかし同時に「電波越境」は、日本の技術を受け入れる窓口でもあった。日本から電波を受信する形で行われた1968年の「メキシコ五輪」中継はその一例であった。NHKの協力を得て、対馬からのNHKの電波を「釜山中継所」(1968年4月設立）のマイクロウェーブシステムで受信し、それをソウルに送信する形で全国放送したのである（韓国放送70年史編纂委員会　1997：438-458）[220]。つまり、テレビ時代に突入してからは、釜山への「電波越境」による日本の放送の影響は、釜山に留まらなかったのである。とくにその影響は、中央つまりソウルのテレビ放送の制作システムにまで及んだ。ソウルにある各放送局が活発に日本の放送を模倣、剽窃しはじめたのである。

60年代の形成期を経てKBS、MBC、TBCの３社体制を整えた韓国のテレビ放送は、激しい視聴率競争が繰り広げられるなかで、積極的に日本のテレビ番組を模倣、剽窃、導入した。かつて日本で大宅壮一の「一億総白痴化」論の動機となった「何でもやりまショウ」をはじめ、日本テレビの「踊って歌って大合戦」のようなバラエティ番組ががテレビ放送初期から問題化され、連続ドラマのなかには社会的批判によって番組が中断されることまであった（チェ　1985：369)。KBSの第一期プロデューサーであったカン・ヒョンドゥが述べているように、アメリカの放送システムを直接受け入れながら形成されはじめた韓国の放送は、釜山に越境してくる日本のドラマやバラエティを翻訳、模倣することによって徐々に「日本化」していったのである（放送文化振興会　2007d：28）[221]。

それは、韓国の放送が日本からの「電波越境」をたんなる文化的侵略として捉えただけではなく、むしろ積極的に利用する対象として認識していたことを意味する。

1969年「MBC-TV」の開局直後、MBCの編成、制作チームは、釜山で受信される日本のNHKと民放テレビの一週間分のプログラムをすべてモニターし、そのアイデアをそのまま模倣した。テレビ広告でも、ソウルから派遣された担当者が釜山のホテルに泊まりながら、九州からのテレビ放送をモニターし、その内容をソウルに搬入したりした(パク　1993:69)。そういった放送制作のいわば「慣行」は、当時からすでに「テレビ番組のフォーマットがほとんど日本からのもので、構成や進行がすべて日本的なものを志向している」[222]と批判されていた。当時の模倣と剽窃の慣行は、今日においても韓国のテレビ放送の「原罪」ともいわれるほど（キム　2003：207)、韓国テレビ放送の性格を構成する重要な要素の一つとなった。

> 最近AFKN-TVを視聴する人の数が急速に増えている。英語の解読ができる人だけではなく、英語になれていない人までもAFKNにチャンネルを変えるということは、わがテレビに飽きてしまった人の数が急増しているということを意味する。それだけではなく、釜山、鎭海、蔚山、馬山などの海岸地方では「日本のテレビ文化圏」が形成されたといっても過言ではないほど、多くの人が日本テレビを視聴している。（中略）政府は日本のテレビの電波をジャミング（Jamming）している。しかしUHF放送がないわが国としては日本のUHF放送を防ぐことはできず、またわれわれは昼の放送をしないため、昼に放送される日本のテレビについては束手無策である。(『京郷新聞』1979年2月6日)

日本のテレビ放送の電波越境の影響は、三つの側面でまとめることができる。第一に、日本のテレビ放送は、釜山地域のテレビ放送局の開局を加速化させた。「日本の電波を防ぐ」ことが、釜山で開局したあらゆる放送局におけるもっとも重要な目的であった。第二に、テレビの黎明期において、テレビ文化そのものに対する理解と認識を普及させた。国内のテレビ局の開局は日本の電波を防ぐという目的にもかかわらず、釜山市民が日本のテレビ放送をつうじてテレビというメディアを理解する契機をあたえ、テレビ文化を定着しやすくしてきたことは否定できない。第三に、電波越境は、直接的視聴が可能であったため、模倣と翻訳などをつうじて中央のテレビ放送の制作システムに多大な影響をおよぼした。60年代以降の国内のテレビ放送の激しい商業的競争のなかで、電波越境の影響によって国内のテレビ放送の日本化が急速に展開していったのである。

4.2.2.日本のテレビをめぐる日常生活

1973年4月21日に開催された韓国新聞学研究発表会では、1971年10月から実施された「日本のテレビが釜山地方市民に及ぼした影響」にかんする研究結果が発表された。その調査によれば、19時から21時までのゴールデンアワーに日本のテレビを視聴する人は22%におよんでおり、そのなかには日本語能力を持っていないひとが50%を占めていた。「主にゴールデンアワーにニュースと大型バラエティが放送されるため、視聴者が多く、政府の弘報活動にも直接的な影響を及ぼしているだけではなく、広告宣伝が市民の密輸品購買心理を大きく刺激している」[223]という分析でもわかるように、日本のテレビの視聴は、日常生活における資本主義文化の享受そのものとなっていたの

である。

日本大衆文化は、釜山の都市空間においては日常的な文化であった。上野の「アメ横」にあたる釜山の「カントン市場」(富平(ブピョン)市場)[224]では、下関から密輸された商品が活発に消費されているなど、釜山は日本の大衆文化流入の窓口でもあった。そういった動きは1965年の「日韓国交正常化」を前後にしてより活発になっていった。

> 韓日協定の発効後一か月になる最近、国際港都市である釜山には日本月刊誌や新聞などが浸みこみ、市内の繁華街で販売されており、市内一部の料亭、飲食店、喫茶店などはいわゆる「日本式」に装飾または構造変更している。(中略) これに在釜山日本人が各自の結束のための社会団体を構成するなど、事実上「日本風」がすでに釜山に上陸し、市内全体に広がっている。(『中央日報』1966年1月13日)。

TBC-TVが釜山市民を対象に世論調査を実施した1967年の時点で、日本の放送を視聴していると答えた人びとはすでに19.6%に上っていた[225]。釜山の古書店街で数十年間日本の書籍、雑誌などを取り扱ってきたベ・スンハン氏は、60年代「電波越境」の経験を次のように述べている。

> マンガ、放送など日本の大衆文化に対する規制はあることは知っていました。国民精神が緩んでしまうことを朴正熙大統領は心配したのだと思います。しかし我々は、生きるために(日本の書籍を:著者) こっそり持ち込んだり、または面白いからテレビもみたり…テレビって面白いじゃないですか。アンテナーを軒下につけて…あの時はそういうふうにしていましたよ。(中略) よくみていましたね。NHK放送、福岡放送、大阪放送…あの時は日本の電波技術がはるかに早かったから。釜山は近いからね。(中略) だからお金持っている家庭はみんな日本のテレビを持っていましたよ。[226]

つまり当時釜山にすむ多くの人びとにとって日本の放送は、届く電波にただ接するという水準を超え、積極的に楽しむ余暇でもあった。1964年「東京オリンピック」が日本のテレビブームの立役者者であったように、オリンピック中継は、釜山でも重要なメディア経験であったという。

> とくにスポーツ中継を日本の放送が多く放映したから… (中略) とくに60年代のアジア大会とオリンピックでは、韓国選手の活躍をみるために、アンテナーをつけて…みんなそれをみながら涙したりしていました。(中略) カントン市場に人びとが集まって東京オリンピックをみていましたね。鮮明な映像をみるたびに、アンテナー、フジ社のアンテナーをつけて…あれはすごかったね。[227]

テレビ文化が本格的に拡散した70-80年代に入ると、テレビ受像機の急速な増加とともに、日本

の放送はより日常的な大衆文化として受容された。1980 年のカラーテレビ放送開始前だったにもかかわらず、カラーテレビの消費が急速に広まっていったのは、AFKN-TV や日本のテレビ放送を視聴するためであった[228]。1975 年の釜山市文化公報室の調査によると、当時カラーテレビ受像機の普及数は 4 万台に達していた。売買金額も、前年まで一台 38－50 万ウォンだった価格が、一台 120－150 万ウォンまで上昇するほど、その需要は急速に増加した。

資料 4-4 日本のテレビ番組を視聴する釜山のある家庭の様子[229]

釜山に居住していた日本人にとっても、海外の都市である釜山で日本の放送が視聴できるというのはきわめて特殊な経験であると同時に、日常生活の一部であった。1975 年に開校した「釜山日本人学校」の『学校要覧』によると、開校したその年から「電波越境」による日本のテレビ放送が実際授業で活用されていた[230]。海外にある日本人学校で日本のテレビ放送が視聴できるのは釜山校だけであった[231]。

> 釜山市は人口約 300 万人、ソウルについで大韓民国第二の都市である。日本の対馬まで約 50km、日本のテレビが視聴できる近い外国都市である。日本に近いこともあって、他の日本人学校では見ることのできない TV 視聴ができ、大いに活用している。(釜山日本人学校　1981：14；19)

資料 4-5 視聴覚教育中の釜山日本人学校教室[232]

このように、釜山に越境する日本のテレビ放送の電波は、韓国のテレビ産業の形成に多大な影響をおよぼすと同時に、他の都市とは異なるメディア・都市空間を形成させた。多くの日本人が居住していた植民地時代からの連続的文脈、朝鮮戦争の経験、密輸によるブラック・マーケットの形成、国内のラジオ・テレビ産業に対するさまざまな影響などは、釜山がもつ歴史的かつ地理的条件によって生み出されたものであった。釜山をめぐる諸現象は、「日本大衆文化禁止」の文脈においてもきわめて大きな意味をもっていた。日本の放送の電波越境をはじめ、雑誌、書籍、ポピュラー音楽、ビデオ、カラオケなどのあらゆる日本大衆文化が流入し、釜山における一つの日常的なメディア文化と化したのである。

第３節 ジャミング（Jamming）をめぐる技術と法制度

上述したように、韓国のテレビ放送が形成されていくなかで、釜山は、もっとも例外的な「境界空間」として機能した。日本大衆文化が日常的に消費される状況が、日本大衆文化を禁止しようという動きと葛藤・矛盾しながら成長していったのである。そのアンビヴァレンスさは、二つの側面から捉えることができる。一つは、電波越境を防ぐための法制度が、当時の韓国には事実上不在であるかあるいはきわめて曖昧な状態であったという点である。二つは、一方ではナショナル・アイデンティティを損なう「文化的侵略」として捉えられていた電波越境が、他方では韓国のテレビ文化の「成長の動力」となっていたことである。ラジオ放送時代からはじまった釜山地域の放送社設立の過程や越境する放送コンテンツをめぐるさまざまな動きがそれを示しているのは、すでに述べたとおりである。

その二つの側面を貫通する要素が、「技術」であった。一つ目の次元では、日本からの電波越境に

対するジャミング（Jamming）の戦略と法制度の不在が日常生活の積極的な受容と絡みあっていたのであり、二つ目の次元では、「放送テクノロジー」に対する欲望が放送をイデオロギー装置として認識する観点と衝突・矛盾したのである。対応可能な法制度が不在である対象としての「技術」と、近代化のために利用すべき対象としての「技術」がそこには存在していたのだ。電波の送出方式やチャンネルの配分、テレビ受像機の普及など、技術は、「電波越境」の問題を複雑なものにさせるもっとも重要な要素の一つであった。

1964年にTBCをはじめ、1967年にKBS、1970年にMBCと、つぎつぎと釜山のテレビ放送を開始されていくなかで、もっとも重要な問題の一つは、放送送出方式であった。当初TBCは「垂直偏波」方式を使用していたが、それは日本の電波が同じ方式をつうじて越境していたためであった。結局放送三局は、1972年に放送出力をあわせると同時に、偏波方式も「水平偏波」に統一させた。また各局のチャンネルを日本のテレビが映る同じチャンネルに合わせた。日本の放送の試聴を韓国の方へ誘導することが目的であった（ソン　1995：137）。

しかし1972年以降も、韓国の放送より日本の放送を視聴する傾向は広まりつづけた[233]。偏波方式を「水平偏波」方式に統一させて日本からの電波越境を防ごうとした措置は、５千ウォン程度の垂直アンテナーの設置によって簡単に変えられた[234]。日本製のカラーテレビが普及されることによって、日本のテレビの視聴文化はますます拡散していった。むしろ1973年のオイルショックで国内放送の昼間放送が中止されることによって[235]、カラーテレビが具備された釜山の各ホテルの客室で国内放送のない午後の時間帯に日本のテレビを視聴するのは、一つのブームになるほどであった[236]。

資料4-1　日本放送視聴のため住宅街に設置されているアンテナー[237]

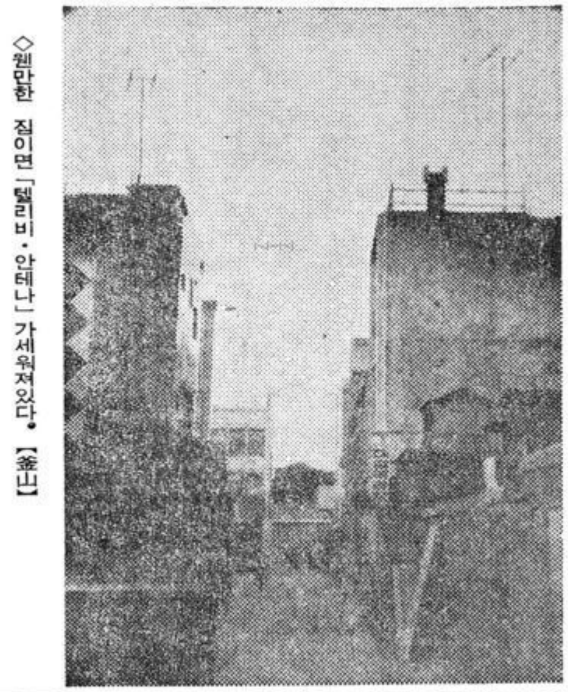

1968 年 2 月の釜山放送局長と公報部法務官とのあいだに文書による質疑応答は、テレビ受像機に対する法制度の不在を明確に示している。釜山放送局長からの質疑は、「チャンネル機部分を改造しない限り韓国国内のテレビ視聴が不可能な日本のテレビ受像機を所有している者に対して、登録と視聴料の徴収をするべきか」にかんするものであったその問いに対して、公報部法務官は次のように回答している。

> 質疑に示されている日本製品のテレビ受像機は、チャンネル機部分を改造することで国営テレビの視聴が可能であるとしても、その改造作業が国内で容易にできるし、そのテレビ受像機を所有している者は一応国営テレビ放送を試聴すると思われるため、その登録をしない理由はないと思われる。(中略) 視聴料を聴取すべきである。チャンネル機会像について免税を与える理由や実益がないと思われる。[238]

正式な手続きを踏まず、つまり不法的に搬入された日本のテレビ受像機に税金を賦課するという公報部の判断は、ハードウェアとソフトウェアを問わず、当時日本から越境するあらゆるものに対して十分な法制度が不在であったことを象徴的に示しているものであった。したがって、先述した偏波方式の事例でもわかるように、日本からの電波越境をめぐる技術的かつ法制度的矛盾は、電波越境にによる日本のテレビ文化の拡散を可能にしたもっとも大きな条件の一つだったのである。そういった技術的かつ法制度的矛盾のうえで、テレビ放送をつうじて政権の政治的利用を試みた「国家」とテレビをつうじて商業的利益を求めていた「放送社」、そして日常の生活様式としてテレビ文化を消費していた「大衆」の欲望が絡みあい、争いあったのである。

そのような衝突と矛盾を抱えていた「電波越境」は、したがってつねに「言説」として問題化された。日本のテレビ文化の越境による「ナショナル・アイデンティティ」の侵害がその主な主張であった[239]。日本の放送は、政治、経済的側面だけではなく国民の生活習慣にまで影響をおよぼす「文化的浸透」(Williams ([1974]2003：36-37) として警戒する言説が生産されつづけたのである。60−80 年代の韓国が「鉄拳統治」を行った軍事独裁政権の下に置かれていたことを考えると、その言説に対する依存は、日本からの文化越境の問題に対する韓国社会の状況や態度、そして戦略を示しているともいえるだろう。

釜山の「電波越境」問題は、朴正熙政権が政権を奪った 1961 年の「5・16 軍事クーデター」直後から問題化されはじめた。1961 年の国政監査で、「日本の放送の聴取者が多く、密輸品が市場に出回っているなど、革命政府施策への協力状態がよくない」と指摘されたのである[240]。国民文化の次元では、「電波越境」による日本のテレビ放送の視聴は、もちろん映画、歌謡、マンガなど、あらゆる日本大衆文化の流入を禁止していた当時の社会的規範に反する現象として認識されていた。しかし軍事政権による統治が 11 年目を迎えた 1971 年にも、当時国務総理であったキム・ジョンピルは日本大衆文化の問題について次のように指摘している。

> 最近我々の周辺では外来風潮を無分別に受け入れ、固有の伝統文化を損ない、贅沢と退廃を

助長しています。とくに放送は電波媒体という特性を持って各家庭に深く染み込み、国民個々人に強力な精神的影響をあたえています。[241]

つまり「電波越境」の状況について、政府の水準で電波越境の状況を充分に把握はしていたものの、実際の法制度的対策を備えていないなかで、結局一般の市民を「不視聴運動」に動員するなど、国民としての良心に訴える戦略を展開していった。釜山の電波越境の状況について、1971年国会の「文教公報委員会」会議で行なわれた次の質疑応答は、そのジレンマを明確に示している。

キム・ソンドゥ（国会議員）:「厳原中継所により、釜山地域一帯のすべてが可聴地域のなかに入っていますが、もちろん国民的立場としてはそのようなものをみないでほしいと思います。釜山に行ってみたら、事実上テレビ文化においては韓国のテレビはみずに、居間のなかまで日本のテレビが入り込んでいる事実をみることができました。これもまた韓国にあたえる日本文化の影響圏として問題になると思われますが、これに対する対策をきかせてください。」
ユン・ジュヨン（文化公報部長官）:「日本のテレビが釜山、慶尚南道をふくむ南海岸一帯に侵入することに対する対策をお聞きしましたが、ご存じのように、わが国の南海岸と日本とは距離的に近く、また対馬は釜山から肉眼でもみえる近距離に位置しています。（中略）それだけではなく、わが国は国際電信連合に加入しているため、電波を妨害することが不可能な実状に置かれています。問題は国民が民族の主体意識を高めて日本テレビの視聴を自制するように指導、啓蒙する方法がなによりも重要だと思われます。来年は今年よりわれわれの民族的な主体意識を強化するために啓蒙活動をつづけていき、またわれわれ独自のテレビ「プログラム」の内容を充実にしていくつもりです。」[242]（下線引用者）

そして1975年、韓国政府は、四つの「電波越境対策」を発表した。その内容は、①この地域のテレビ受信アンテナーを現在の垂直方式から水平方式に改造すること、②「KBS-TV」の出力を高め、日本のテレビ電波に対抗させること、③学校、放送関連業者及び地域コミュニティをつうじて「日本のテレビ不視聴運動」を展開すること、④テレビ販売業者及び電気製品店などの陳列品によるカラーテレビ受信行為を禁じると同時に不正なカラーテレビの取引を強力に取り締まることであった[243]。しかし上で検討したように、政府のそのような措置にもかかわらず、日本からの電波越境をめぐる経験は釜山のメディア・都市空間を構成する要素としてますます拡散していった。

こういった韓国政府の態度は、事実上「黙認」あるいは「放棄」と捉えることもできよう。国内の激しい反発を招きながら進めた「日韓国交正常化」の成立過程でわかるように、当時、韓国政府の対日政策や姿勢はきわめて曖昧なものであった。「日韓国交正常化」を一年前に迎えた1964年、「在日韓国人の財産搬入」と「日本商社税金逋脱」が、「資本潜入」や「経済的間接侵略」として野党によって政治問題化されたが、政府は「たとえ密輸であってもわれわれにとって利益になれば許可する」と答えている[244]。大衆文化においても、さまざまな流入の状況について認知していたことを考えると、政府がテレビをはじめ日本大衆文化の越境に対して厳格な抑圧を行う主体として機能

したとはいいがたいのである。

そのなかで釜山における日本大衆文化の流入にかんする議論は、日本のテレビ放送を中心に、雑誌、書籍、ポピュラー音楽などの流入の状況を問題化し、釜山市民自ら拒否するよう訴えるかたちで展開されていった。その問題化は、政府による勧告、ジャーナリズムの批判、放送関係者や視聴者による告白あるいは告発など、さまざまなかたちで行なわれた。つまり禁止の言説によって違反の実体が明かされ、その違反によってさらに禁止の言説が強化されていったのである。下記の高校生の投稿のように、そのような告白あるいは告発が一般市民によって行われることもあった。

> 釜山の全地域は、7-8 年前から約 4 万台に推定される日本テレビ放送視聴用アンテナーが森をつくっている。この 4 万台のテレビは、昼間の視聴時間が長く国産の白黒テレビより 3-4 倍多い電力を消耗する日本製のカラーテレビが半分を占めているため、莫大な電力を消費する。わが市民が行なっている節電運動の効果を、倭色風にひたっている一部富裕層が消してしまっているのである。真に自粛を求める。(『東亜日報』1979 年 7 月 27 日)

80 年代に突入してからも、釜山市による「日本のテレビ不視聴運動」「特殊アンテナー撤去運動」などの啓蒙運動が実施されたが[245]、「釜山地域の日本のテレビの視聴に対する統制は失敗した」[246]と指摘されたように、日本の放送の「電波越境」に対する規制がその成果をあげることはなかった。そのような状況は、下の釜山市の関係者の発言でわかるように、当時の市の公務員や放送関係者によって十分に認識されていることであった。

> 日本の放送を視聴してはいけないという、日本の放送受信用のアンテナーの設置を禁止する法律の条項がないため、市民の意識に訴えて日本の放送を視聴しないようにするしかない。(『東亜日報』1984 年 10 月 22 日)

むしろ「NHK 衛星試験放送」が実施された 80 年代からは、日本の放送の「電波越境」は「直接衛星放送」による放送の視聴に拡大し、ますますその規制がむずかしい状況になっていた。釜山市の統計によると、釜山市内における日本のテレビアンテナーの数は、1981 年 6 月現在 1 万百 55 ヶ所で、一般住宅が 68%、アパートが 26%、ホテルが 2.6%、企業体が 1.5%を占めていた[247]。

こういった状況は、新聞や雑誌、放送審議などを中心に活発に問題化された。その方法はさまざまなで、市民の声を引用するかたちのものもあれば、大学教授などの専門化のコメント、ルポや番組批評のようなかたちのものもあった。

> 釜山の住民チョウ・ソンレ氏は、「わがテレビが放送されない昼間の時間帯に日本のテレビをみます。もっと面白いですよ。天気予報のような番組は、韓国のものとは比べ物にならないくらい正確で。天気のよい日は韓国のテレビより鮮明に映るから」と、日本のテレビをみる理由を語った。(中略)「家庭教師の禁止措置後 KBS 第 3 テレビ(教育テレビ:引用者)のために

テレビを買ってあげたら、夜遅くまで寝ないで日本のテレビをみるのである」と女子高２年生の親であるカン・ジンテ氏は心配する。カン氏によれば娘が必ずみる番組は「11PM」だという。（『東亜日報』1981 年７月７日）

日本の文学、音楽、映画、放送などを倭色として軽蔑しながらもわが国のテレビ番組は日本類があまりにも多い。現在テレビ番組のなかで日本のものと類似したものは、KBS の「独占女性の９時」「KBS 特輯」「KBS 指定席」MBC の「今日の料理」「ニュースセンター」など。これらの番組は、日本の「NHK 月曜特輯」「夜の指定席」「独占男性の時間」などにその根をもっているもの。過去の番組のなかにも、「歌謡オリンピック」「クイズ百人に聞きましょう」「走りながら考える」「土曜日だ全員出発」など、形式とタイトルが類似した番組が多かった。（『東亜日報』1982 年１月 12 日）

電波越境による日本のテレビの視聴が日常化していたため、釜山の市民は、そのメディア空間の矛盾した構造を詳しく認識していた。ソウルの子どもたちが「科学忍者隊ガッチャマン」を「イーグル５兄弟」という日本の国籍を消した韓国バージョンで視聴していたこととは対象的に、釜山の子どもたちにとっては、「イーグル５兄弟」は午後５時にテレビで放送される日本のアニメであった。釜山は、日本と韓国のあいだだけではなく、ソウル（中心）とのあいだにおいてもきわめて特殊な性格をもつ「境界的空間」だったのである。

それはたんなる国籍の変更だけではなく、国内の放送が日本の番組を模倣していた状況に対する認識をも含むものであった。市民のなかには、「日本のテレビ番組を模倣している国内の放送をみるのは結局日本の放送をみるのと同じ事なので、釜山市民の日本のテレビ視聴に対して規制を行なおうとすることが納得できない」という意見を表するものも少なくなかった[248]。つまり日本からの電波越境に対する①政府の法制度が不在であるなかで、②国内の放送がそれを積極的に利用し、③大衆は日常的にそれを享受する、というメディア空間の構造的問題が認識されたうえで、④電波越境の悪影響を訴える「禁止言説」が生産されるというパターンが釜山の電波越境をめぐって作りだされたのである。その結果、その「禁止言説」によって「禁じられた電波と接触する市民の行為」だけが強調され、釜山という都市の性格、つまり「つねに違反が行われる場所」というイメージを生み出した。さまざまな矛盾が絡み合う構造的問題が、個々の行為を問題化する新たな問題の次元を生み出したのである。

小括　二つの境界侵犯と否認のメカニズム

本章では、釜山における日本の放送の電波越境をめぐる制度と実践、言説のあり方を韓国のテレビ放送の形成過程とともに探ることで、日本大衆文化の越境が及ぼした影響とそれに対する「日本大衆文化禁止」の作動のプロセスについて検討した。その内容は、次のようにまとめることができ

る。
第一に、釜山における日本の放送の電波越境は、文化的浸透に対する危機感と商業放送の可能性に対する期待感を同時に与えながら、とくに技術やコンテンツの面で、韓国のテレビ放送に多大な影響を及ぼした。
第二に、日本の放送の電波越境は、さまざまな方法をつうじて積極的に消費され、釜山の日常生活の一つとなっていた。
第三に、釜山における日本の放送の電波越境に対して、法制度や技術の双方において、韓国には対応できる装置や手段が整えられておらず、日本の放送の視聴を問題化する社会的言説のみが存在した。
この三つの点からすれば、序章で検討したカナダやアイルランドの事例と比べても、釜山の経験はある意味普遍的な電波越境のあり方だといえよう。放送のシステムが形成されていく段階において、電波越境による技術とコンテンツの流入は、法制度の不在、メディアの境界侵犯、個々の積極的な消費やそれをめぐるナショナリズム言説の訴えなどが共存しながら、結局国内の放送制度や放送産業のシステムを大きく変化させるのである。
しかし釜山での電波越境は、その越境が二つの境界のうえに存在するという点にその特殊性がある。二つの境界というのは、一つは日本と釜山、つまり日本と韓国とのあいだの境界であり、もう一つは釜山とソウルのあいだの境界である。前者の越境が釜山の地理的・文化的特殊性にもとづく境界的メディア・都市空間を構築したとするならば、後者の越境、つまりソウルの放送局三社が釜山に越境してくる日本の放送を模倣、翻訳、剽窃し、放送コンテンツとして活用したのは、検閲のプロセスが作動した全く異なる意味の境界侵犯だったのである。その違いは、視聴される放送コンテンツの性格によって顕著になる。釜山で視聴していた日本の放送が、誰もが日本のものだと認知できるオリジナルそのものだったのに対し、ソウルの中央放送をつうじて全国の家庭で視聴されていたコンテンツは、さまざまな歪曲をつうじて日本の国籍が隠蔽されたまま韓国のものとして認知され、消費された、禁止による否認のメカニズムが作用した結果だったのである。
第５章では、日本のアニメの放送を中心に、韓国のメディア空間における日本大衆文化に対する否認のメカニズムの作用をより詳しく検討する。

注

196 チェ・インフンの短編小説「なにか忘れてはいませんか」から引用（チェ 2002：219）.

197 ここでいう一方的な方向性とは、二つの意味をもつ。一つは、第一世界から第三世界へのメディア普及、もう一つは、旧植民者による文化的支配である。序章でも述べたように、本研究は、その二つの次元がもう一つの次元、つまりナショナルな境界内のまなざしや戦略と葛藤、矛盾、接合するという観点を強調する.

198 「KBS 放送センター」の建設に対する技術協力。2）「日韓放送技術セミナー」開催、3）KBS に対する NHK のカラーテレビに関する資料提供、4）放送要因訓練の協調（韓国放送 70 年史編纂委員会　1997：564）.

199 （アン　1990；キム　1992；チェ　1992）を参照.

200 釜山での調査は、2009 年 7 月から 8 月にかけて行われた。釜山 MBC、釜山 KBS、釜山日報、釜山日本人学校、寶水洞の古書店街などを訪問し、資料収集とインタビュー調査を行った.

201 大韓民国内務部統計局の『1960 年度大韓民国統計年鑑』によると、1954-59 年のあいだ、釜山を含む慶尚南道の検挙件数は 439 件、金額は 475, 021, 540 圜で、2 位の 全羅南道（56 件、111, 439, 810 圜）と比べても遥かに高いのがわかる.

202 「日本避妊薬品百貨店で陳列」『京郷新聞』1954 年 12 月 10 日.

203 「倭色の残滓は依然残っている」『朝鮮日報』1948 年 8 月 15 日.

204 釜山文化放送　2009：20.

205 『放送』1965 年 4 月 11 日.

206 「放送は言論なのか―放送の現実診断」『月刊放送』1971 年 5 月.

207 広報室「事務分担票」1958 年 1 月.

208 いまも『KBS』をつうじて『全国歌自慢』（전국노래자랑）というタイトルで放送されている.

209 放送文化振興会　2007c：11.

210 夕方放送される侍物をマネしたとされる子どもが死亡する事件もあった「テレビブームに蝕む日本風潮」『京郷新聞』1962 年 10 月 22 日）.

211「釜山で日本テレビブーム」『京郷新聞』1962 年 10 月 22 日；「日本テレビブーム」『東亜日報』1963 年 9 月 4 日.

212「テレビブームに蝕む日本風潮」『京郷新聞』1962 年 10 月 22 日.

213 翌年の 1963 年から集計された記録によれば、1963 年の普及数は 34,774 台であった（ソン　1985：11）。金星社によってテレビ受像機が生産、市販されはじめたのは 1966 年 8 月 1 日のことである（ソン　1995：137）.

214「日本テレビブーム」『東亜日報』1963 年 9 月 4 日.

215「日本テレビブーム」『京郷新聞』1964 年 1 月 5 日.

216「釜山にテレビブーム」『東亜日報』1964 年 10 月 11 日.

217 放送文化振興会　2007c：11.

218 結果的に、日本のテレビ視聴になれていた受像機の所有者たちの強力な反対により、周波数を 7 から 9 に変更して開局した。変更されたのはチャンネルだけではなかった。放送機材を外国から導入することができず国内で組み立てて製作したため、出力などが当初の計画より顕著に落ちてしまい、結局映像出力 500W、音響出力 250W で放送が開始された。呼出符号も HLKE であった。（韓国放送 70 年史編纂委員会　1997：395）.

219 「釜山、日本 TV 視聴多い」『東亜日報』1981 年 7 月 7 日の内容にもとづいて再構成した.

220 音声は、現地に派遣された韓国の中継チームが国際電話回線をつうじて送信、ラジオ中継の形で

送られた。つまり映像は日本、音声は韓国といういわゆる「日韓合作」の形だったのである（韓国放送70年史編纂委員会　1997：438）.

[221] 出張や休暇などで釜山を訪れて日本の番組を視聴するのが一般的な方法であった（放送文化振興会　2007d：28）.

[222] 『朝鮮日報』1974年6月30日.

[223] 調査を実施した高麗大学のユン・ヨン教授。「釜山に日TV視聴率高い」『東亜日報』1973年4月23日.

[224] 「カントン市場」という別名は、米軍基地から流出された缶詰が多く流通したことから由来したという.

[225] 『中央日報』1967年8月26日.

[226] このインタビューは2009年8月7日、ベ氏が経営する釜山の古書店「ワールド書店」で行われた.

[227] 当時東京オリンピックの様子は、韓国では一日遅れて放送されていた。直接中継することができないKBSがNHKとの契約でフィルムを提供してもらう形であった（『放送』1964年10月21日）。

[228] カラーテレビは1980年12月1日に実験放送が実施され、1981年1月1日に正規放送が開始された（ソン　1985：1）.

[229] 「南TVで日本映像が流行」『東亜日報』1974年1月17日.

[230] 釜山日本人学校, 1981, 昭和56年度『学校要覧』: 3.

[231] 釜山日本人学校, 1984, 昭和59年度『学校要覧』。この内容は、1978年の大島幸夫のルポ『ドキュメント日韓ルート』でも確認することができる。「釜山市街地から、北東へ約15キロの民楽洞に釜山日本人学校がある。釜山は日本のテレビ電波が受信できる。NHK総合テレビと同教育テレビ、それと民放の長崎放送がはいるそうだ。‘韓国テレビは白黒で、言葉も理解できない。せっかく日本のテレビがみられるところに住んでいるのだからと、76年1月からNHK教育テレビを視聴覚教育の一環に取り入れることにしたわけです。ここは、日本のテレビを授業に活用している海外で唯一の日本人学校でもあるんですね。’と大岩校長は説明した。」（大島 1978：165-166）.

[232] 釜山日本人学校, 1984,昭和59年度『学校要覧』: 10.

[233] 「釜山、馬山、蔚山などでカラーテレビ規制」「『朝鮮日報』1975年11月6日.

[234] 「南部地方に日本映像拡散」『東亜日報』1月17日.

[235] 『朝鮮日報』1975年1月23日.

[236] 『朝鮮日報』1975年1月23日.

[237] 『京郷新聞』1964年1月15日.

[238] 「国家記録院」資料。1968年2月26日「テレビ受像機の登録および視聴料徴収に関する質疑・回答」広報部企画1761-2123.

[239] 『中央日報』1978年8月14日；『中央日報』1984年1月20日.

[240] 「市場には密輸品氾濫」『京郷新聞』1961年11月17日.

[241] 『月間放送』1971年11月第1巻第6号.

[242] 大韓民国国会, 1971,『第78回文教公報委員会会議録』第9号：14.

[243] 「釜山、馬山、蔚山などでカラーテレビ規制」『朝鮮日報』1975年11月6日.

[244] 「日本トラブル（1）僑胞財産搬入」『東亜日報』1964年1月30日.

[245] 「日テレビ不視聴運動」『朝鮮日報』1980年7月5日；「日テレビ不視聴運動釜山」『京郷新聞』1980年7月4日；「アンテナー不法設置有線放送も取り締まる」『朝鮮日報』1984年3月1日.

[246] 『中央日報』1984年1月20日.

[247] 「日本の影（2）釜山港のTV汚染」『京郷新聞』1981年8月12日.

[248] 「日本の風が吹く (3) ―釜山のお茶の間で演歌が流れる」『東亜日報』1984年10 月22日.

第５章

「禁止」と「メディア」

―70–80 年代テレビ放送における日本のアニメの越境―

われわれは過去を思い出すのではない/過去という固定観念を思い出す/ドンナム・シャープ白黒テレビの鉄人 28 号/宇宙の王子パッピー[249]*、そしてパク・ジョンヒ/その 70 年代の客観的相関物/僕のすぎ去った夢からはなぜ古いマンガの匂いがするのだろう？*[250]

はじめに

60–80 年代のテレビは、「脱植民地化」と「近代化」とのあいだのアンビヴァレントな力学がもっとも活発に作用した空間であった。「日本大衆文化禁止」からすれば、「禁止」の性格を表すさまざまな文化的産物をつくり出した空間であった。とくに注目すべき点は、「日本大衆文化」がテレビをつうじてどのように越境したのかである。地上波のテレビ放送は、その性格上、釜山における電波越境のように直接的な境界侵犯が行われる空間ではなかった。釜山におけるテレビ文化が日本からの越境を日常的に経験する「境界空間」であったとするならば、ソウルを中心とするテレビ放送は、より複雑かつ曖昧な境界によってつくりだされていった。釜山の子どもたちが視聴していた日本の「科学忍者隊ガッチャマン」を、ソウルの子どもたちが国産の「イーグル５兄弟」として試聴するまで、「日本大衆文化禁止」を維持させる境界と禁止のテクノロジーが作用していたのだ。サッカーの日韓戦で、オリジナルと同じメロディの「鉄腕アトム」や「マジンガーZ」の韓国語主題歌を、韓国の応援歌として歌うといった経験や、90 年代以降その真実が知らされてからの感情と記憶の分裂と混沌を含む集団的罪悪感は、その重層的な境界侵犯や「否認」の作動なしでは起こりえなかったであろう。

しかし「日本大衆文化禁止」をめぐるテレビのアンビヴァレントな性格は、60–80 年代の開発独裁期をつうじて形成されたテレビそのものの性格を表すものでもあった。軍事政権によって創られたテレビ放送は、国家の政治的イデオロギー装置として機能することはもちろん、同時に高度成長と近代化のプロセスのなかでもっとも発展した資本主義文化の場として機能するが求められた。韓国版の「マジンガーＺ」は、この二つの課題の葛藤や矛盾が「否認」のテクノロジーをつうじてあらわれた文化的産物だったのである。

本章では、60–80 年代の地上波テレビ放送を中心に、日韓の境界だけではなく、境界空間とのあいだの境界がどのように構築されていったのかを、その境界侵犯のプロセスをつうじて検討する。

とくにその境界侵犯のプロセスを「検閲」と「否認」が作用したものとして捉え、その境界侵犯を構成するあらゆる制度や実践、言説を究極的には「日本大衆文化禁止」を遂行する「否認のメカニズム」として把握することを試みる。まず第１節では、韓国のメディアに対して権威主義政権のもっとも厳しい統制が行なわれていた 60–80 年代に樹立されたメディア・文化政策を中心に、テレビ放送や「日本大衆文化禁止」をめぐる法制度を検討する。第２節では、日本のテレビアニメをめぐる新聞と放送の役割をつうじて、「日本大衆文化禁止」を構成するメディア産業とメディア言説がどのように葛藤し、矛盾していたのかを明らかにする。第３節では、「日本大衆文化禁止」の違反としてつねに「問題化」されていた日本のアニメの放送が、どのような構造のうえに存在していたのかをつうじて、政策や産業、言説が複雑かつ曖昧に絡みあっていた過程を探る。小括では、公式的なメディア空間における日本大衆文化の越境を、「否認のメカニズム」として検討することによって「日本大衆文化禁止」の性格について考察したい。

第１節　メディア文化政策と「日本大衆文化禁止」

5.1.1. 開発独裁とメディア・文化政策

1960–80 年代の韓国社会のメディア文化政策においては、ベネディクト・アンダーソンのいう「公定ナショナリズム」（official nationalism）[251]が典型的な形で機能した。60 年代、朴正熙政権の下で「公報政策」とともに本格的に展開されはじめたメディア文化政策は、ナショナルなものの性格や内容を定義・規定しながら、政権の体制維持と密接に関連する政治的イデオロギーの表現方式として作用し、国民の意識と情緒に意識的・無意識的に多大な影響をおよぼした。つまりメディアは、政権維持や大衆動員を目的とした広報や教育の手段として積極的に作用されたのである（オ 1998：122）。軍事政権としての政治的正当性の限界を「民族文化」をつうじて埋めようとしたのである[252]。しかしその文化政策は、「殖民地時代の法令をそのまま受け継ぎ、文化芸術を振興・奨励するよりはむしろ規制・統制することに重点を置いたもの」であった（キム・パク　1998：301）[253]

したがって軍事政権の手段として登場したテレビ放送をはじめとする韓国のメディアは、こういった「ナショナリズム」にもとづいた国家的管理と育成の対象であった。「民族・国家」「ナショナル・アイデンティティ」「愛国主義」などは、メディアが従わねばならない政治的・文化的要素だったのである（チョウ　2009：218）。祖国近代化の尺度であるラジオ、テレビなどの新しいメディアの普及を国家的水準で支援した朴政権は、そのように普及されたメディアをもとに、大衆弘報の手段として活用した。公報施策がつねに強調していたのも、健全な国民気風に反する低俗かつ退廃的な大衆文化に対して厳しい検閲や統制を行なう一方で、伝統文化を保護し、外来文化の模倣から脱皮するなど、「新聞、放送、映画などの大衆メディアの公共的機能を強化」することであった（文化公報部　1979：81-90）。「文化公報部」のの際、朴正熙の致謝は、メディアに対する政権の態度を露骨に表している。

> 文化芸術が大衆化時代に入り、その暢達が「マス・コミュニケーション」と不可分の関係にある今日の文化行政が、これまで公報と文化両方に二元化されていた非能率性から脱皮し、新たな民族文化の価値体系をたち直せると同時に、それを積極的にサポートする強力な行政を発揮できる統一された体系を整えたことは、民族文化の発展のために画期的なことと言えましょう。（中略）あらゆる「マス・コミュニケーション」に従事する言論人と文化芸術人たちも、政府の新たな施政の方針を理解し、社会的責任をみんなで分け合う自覚のうえで健全な社会気風を造成するに先立つことをお願いするしだいです。（文化公報部 1979：446　下線引用者）

しかしその一方で、資本の成長とメディアの普及をつうじて大衆消費社会に進入しはじめた1970年代の韓国社会において、大衆文化は、商品化された商業主義的性格を強く帯びはじめていた。とくにテレビ受像機の全国的普及によって、国内の全人口が単一の消費文化の影響下に置かれるようになり、テレビ放送は、量と質ともに支配的な位置を確保するようになっていた（カン　1994:246）。産業化や資本主義への急速な移行のなかで、大衆文化の生産・流通・消費の構造的基盤が完成されていったのである。

そのなかでも国家の政治的利益がもっとも露骨に投影されていたメディアは、1961年のクーデター以来、朴政権が多大な関心を抱いていたテレビ放送であった。テレビ放送については、1962 年、「放送の公共性とその秩序及び品位を自律的に維持すること」を目的として発足した「韓国放送倫理委員会」が、1963 年制定された「放送法」にもとづき、規制の役割を担っていた。「韓国放送倫理委員会」は1979年まで16年間、放送局に対する制裁6,903件、関係者に対する制裁238件、注意・是正・勧告 1,759 件、放送禁止歌謡決定 1,172 件、放送禁止広告決定 1,493 件、再審処理 41件、陳情処理 156 件、テレビ広告放送物審議 10,930 件、テレビ外画台本及び外国録画物審議 272件など、総計22,184件の膨大な量の審議を行った（文化公報部　1979：208-209）。このような状況のなかで、テレビ放送が国家の指針に対して反対意思を表明することはほぼ不可能であった。1970年代に完成された韓国のテレビ放送網は、国家権力の政治的配慮の産物だったからである。

1971年、文化公報部長官であったユン・ジュヨンは、①民族文化の伝承発展、②外来文化の無分別な導入防止、③大衆歌謡の外国語歌詞使用抑制、④低俗・低質番組の排除を放送の目標として掲げ、放送が要求されるあり方について次のように述べている。

> 映像が主になるテレビ・映画の場合、新聞・雑誌などの印刷媒体とちがって文字や言語が十分に解読できない子供層にも多く見られる。彼ら（子供たち）に対する影響力は絶対的で事態の如何によってはほぼ決定的な悪影響を幼い胸のなかに深く埋めてしまう結果になりかねない。しかし最近の一部放送で扱っている番組の内容をみると、幼稚で頽廃的な低俗番組、外来風潮に盲従し、故意に事実を歪曲し虚構的な内容に脚色演出するのみならず、悪意的かつ作為的な誇張・表現が現れており、低質以上の反文化、反社会、反道徳的な偏見が日々深刻になっていくことに対して、志のある者にとっては懸念を抑えることができないのである。（『月間放送』1971年7-8月号第1巻3号）

しかし報道・社会教養番組ではない娯楽番組に限っては、国家の要求と放送の利害が対立せざるを得ない状況に置かれていた。国家の要求に対して放送側の対応は、比較的消極的な協力にとどまっていたのである[254]。とくに国営放送であった KBS が公営化されることによって激しく展開されていた放送局３社の視聴率競争は、放送の編成や制作にも多大な影響をあたえ、テレビ放送の商業性を高める主な条件となっていた(ジョン・チャン　2000：87)。つまり、1970 年代は、政府の「権威主義的文化政策」とメディアの「商業主義」が共存し、相互に緊張関係をもつ時代へと進む時期であった。官制文化や官僚的権威主義によるマスメディアに対する統制と退廃的な商業的大衆文化が共存しながら拡散していったのである（イ　1984：257)。

同じく軍事クーデターによって政権を奪った全斗煥政権が統治した 80 年代においても、国家はマスメディアを積極的に動員しようとした。80 年の言論統廃合措置をつうじて新聞 14 社、通信社１社、放送局２社を廃合させるなど、厳しい報道検閲統制を行なった全政権は、その一方では性に対する映画検閲を緩和し、プロスポーツを次々と発足させるなど、いわば「3S (Sex, Screen, Sports) 政策」(カン　2003b：54)ともいわれる文化の脱政治化政策を実施した。「国内の言論の問題は、中央情報部ではなく文化公報部が担当・推進し、文化公報部は高度の政治感覚にもった、各分野に造詣の深い優秀で能力のある要員を確保せよ」(キム　1989：161-162）という全斗煥の指示が示しているように、メディア文化の領域は徹底的に政治的感覚によって扱われた。

全政権は、第５共和国の憲法第８条に「國者は伝統文化の継承発展と民族文化の暢達に努力すべきである」とし、「文化暢達と文化発展のための政策的努力」を国家の義務として規定することによって、文化に対する国家の統制を法的に行なおうとした。下記は、第５共和国の４代国政指標である「教育確信と文化暢達」における４つの政策目標であるが、その内容は、事実上、前政権であった朴政権によって打ち立てられた「第二次文藝文芸中興５ヶ年計画」の目標とほぼ同じものであった(ク　1998：4)。

①創造的文化力量を引き上げ、わが文化の先進化を成し遂げる。
②文化的成果を地域間、階層間、世代間に公平に分配し、文化の民主化を図る。
③民族史観を正しく定立させ、文化伝統を啓発し、民族思想を宣揚することで文化的正体性（文化的アイデンティティ：引用者）を確立する。
④文化的主体性の基礎の上に多様な世界文化との均衡ある交流を拡大し、世界の中の韓国文化の位置を確固にすることでわが文化の国際化を果たす。[255]

60−80 年代の文化政策における「民族文化」の概念が、「伝統文化」に限られていたのは、貧弱な政治的正当性をもった両軍事政権が、南北分断の状況のうえで強力な反共イデオロギーを政治的に利用することによって、「民族」の意味を縮小させていたからであった。全斗煥政権の文化政策においては、とくに 1980 年の光州事件における暴力的鎮圧が決定的な要因として作用した。というのも、政府に対して闘争する側においても、「民族」や「民族文化」がもっとも重要なキャッチフレーズだったからである（ク　1998：6)。つまり分断の状態と脱植民地化作業、近代化プロセスが絡みあう

開発独裁時代において、「民族」という語は、それ自体で葛藤と矛盾の場だったのである[256]。

60-80 年代におけるメディア・文化政策は、①民族文化を強調した文化政策、②メディアに対する厳格な規制、③商業主義に対する黙認などの要素によって構成されていた。「日本大衆文化禁止」の問題は、その三つの要素を曖昧に貫きとおしていたといえよう。民族文化を強調する文化政策からすれば、日本の大衆文化は厳しい規制の対象となるはずであったが、その一方にあるメディアの商業主義に対する黙認は、日本大衆文化のさまざまな流入を可能にしたのである。抑圧的な文化政策と商業的なメディア文化のなかで、「法的禁止」としての「日本大衆文化」は、作動しなかったのである。

とくにテレビ放送は、開局当時から民族固有の情緒と伝統文化を保護・維持・拡大させる戦略的拠点として存在した。南北の問題を排除したナショナリズムと反共・反北主義を、国家的イデオロギーとして昇格させた権威主義政権の下で、テレビ放送はその国民国家によってくだされたナショナリズムをもっとも重要な精神的柱とせざるを得なかったのである。しかし同時に、激しい競争体制のなかで極端な商業主義をも強くあらわせた。そのナショナリズムとポピュリズムは、一見矛盾するようにみえるが、じつは矛盾するのではなく「文化の大衆化」という同じ軌跡を共にするものであった（チョウ　2008：219-220）。

5.1.2. 制度としての「禁止」の再検討

前述したように、「共通の血縁感情や規則意識に根ざした忠誠」（Wallerstein・Hopkins　1996：23）が極端に強調されていた独立後の韓国の国家形成期において、植民地支配者であった日本帝国の痕跡を消し去ろうとした「日本大衆文化禁止」は、もっとも重要な当面の課題として全国的に繰り広げられていた。そのなかで、レコード、雑誌、小説など、戦前からすでに日常生活のなかで受容されていた日本大衆文化は、日本文化の否定性を指す語「倭色」の象徴的な存在として認識され、「倭色一掃」運動の名で追放されはじめた。「日本帝国の残滓」を指摘する声が相次ぐなかで、市内の日本語看板の「撤去」や喫茶店でかけられる日本レコードや本屋の日本語書籍に対する「取り締まり」などが行われていたのである。

独立直後から 50 年代まで、「日本大衆文化禁止」は、「倭色一掃による精神的解放」という韓国社会共通の目標のための一つの方法として、比較的厳格に実施されていた[257]。しかし 1965 年、アメリカを中心とした対アジア政策のもと、「日韓国交正常化」が妥結されるなかで、「日本大衆文化禁止」にかんする議論そのものが排除されることによって、新たな転換期を迎えることになる。「日韓条約」を「朴政権の政治的目的による拙速条約」として反対する声が高まるなかで、「反日言説」は、「権威主義政権の反民族性に反対する勢力の言説」となりつつあったのである（ジョン　2002：134）。

そのなかで、日韓国交正常化に反対する一つの方法として「日本商品不買運動」が全国的に広がった。しかしそれは、当時日本商品がどれほど多く消費されていたのかを逆説的に示しているともいえよう。当時米軍基地を通す形で密輸される外国商品の６割はいわば「日製」[258]であった[259]。つまり 1960 年代の韓国社会には、「日帝残滓清算」という社会的スローガンと「日本ブーム」という社会的現象が同時に存在していたのである。そして日本大衆文化は、戦争直後の「倭色一掃」運動

同様、「日帝残滓清算」運動が広がるなかで、「日韓条約」の議題から排除される形で新たに禁じられた。したがって「日本大衆文化禁止」を論じるにあたって、1965年の新たな「禁止」はきわめて重要な意味を持つのである。政治的利害関係[260]を優先し、日本との国交正常化を行った韓国政府としては、排除はしたものの、日本大衆文化の流入に対して政策的な規制を実施することはより難しくなるなか、「日本大衆文化禁止」は、法的なものとしての禁止ではなく、言説的なものとしての禁止によって遂行されはじめたのである。

ならば、「日本大衆文化禁止」において、その曖昧な法制度とはいかなるものだったのであろうか。そしてその論理的根拠とはいかなるものだったのであろうか。政府が日本との「国交正常化」を行い、日本大衆文化の部分的流入に積極的に挑んでいたところで、法制度があったとしても実際その効力はきわめて疑わしいところがあった。たとえば「日本大衆文化禁止法」のような、「日本」を明示した具体的な法制度が不在であるなかで、あくまでも間接的な形で、その基準が示されていたのである。

まず、1961年に制定された「公演法」の第19条の2は、「外国公演物の公演制限」にかんする項目で、「国民情緒を害する恐れがある、公序良俗に違背する外国の公演物を公演することはできない」と明示している。「外国刊行物輸入配布に関する法律」(1973年制定)第7条には、「公安または風俗を害する恐れがあると認められる外国刊行物」という項目がある。つまりこれらの項目は、「日本」という国名は明示されていないものの、日本大衆文化を禁止することに対する、「論理的根拠」になり得るような内容になっている。また「放送法」(1963年制定)の場合、「倫理規定」(第5条)という項目のなかに「民族の主体性涵養」「民族文化の創造的開発」「児童及び青少年の先導」「家庭生活の純潔」などにかんする項目が含まれている。その他にも、「外国」を明示していないということでより間接的ではあるが、「映画法」(1966年制定)の第13条、「音盤に関する法律」(1967年制定)の第10条などが、「国憲紊乱」「国民情緒」「社会秩序」「国民精神」などを禁止の根拠にしている。しかし「日本」という国名を明示していない法令が、実際「日本大衆文化禁止」の実施にどこまで影響力をもっていたのだろうか。

次の事例は、当時の法制度が「日本大衆文化禁止」に対して実質的な効力をもっていなかったことを示している。1968年の慶尚南道知事から公報部への質疑資料では、「公報部の検閲を受けていない日本領事館提供の文化映画を文化院で一般の住民に公開上映することの許可」にかんする内容が述べられている。それに対して公報部の法務官は次のように述べている。

> 映画法第11条第2項および第3項にもとづいて、あらゆる映画はその上映の前に公報部長官の検閲を受けねばならず、同規定は、強制規定としてどのような例外もあってはいけない。したがって、貴問の場合、その上映が不可であると思われるため、即その具体的な事項を通報すること。[261]

つまりその日本の映画の上映の許可が出なかった理由は、それが日本の映画だからではなく、検閲を受けていなかったことであった。「日本大衆文化」を明示していない大衆文化法制度では、「日

本大衆文化」に対する直接的な規制は不可能だったことがこの事例から読み取れる。広告メディアにおいても、屋外広告物に「味の素との技術提携」などという明記に対して「民族性を損なう」[262]ものとして制限できるかという内務部の質疑に対しても、文公部からは「当部所管の法令のなかにはそれに規制を行える法的根拠がない」という回答があった。60年代から大衆文化関連法制度が次々と制定されたが、「日本大衆文化」または日本のイメージを規制するための法制度は、事実上不在の状態であったのである。

したがって法制度の側面からみると、「日本大衆文化禁止」はきわめて曖昧な法的根拠をもつ社会的規範であったといえよう。「日韓国交正常化」の翌年となる1966年、朴大統領は、日本大衆文化にかんして「韓日国交正常化以降、レコード、雑誌など日本文化の侵入を国民自ら防がねばならない」[263]と述べている。つまり大統領自ら日韓条約の採決を「国家の発展と民族の栄光のための画期的な転換点」[264]と評価し、政府が日本大衆文化の流入の交渉に挑んでいるなかで、「日本大衆文化禁止」は国家レベルではなく、「個人のレベル」での義務と責任によるものとして強調されていったのである。

実際その「禁止」には、強制的な法的装置でもなければ、実際その違反は違法でもなかった。とくに注目すべき点は、それに対して直接的な強制を行う機関、つまり「スタッフ」あるいは「行政・管理機関（ポリス）」が存在していなかったことである。当時は、韓国が二つの「国際著作権法」条約、つまり「UCC」(Universal Copyright Convention)や「ベルン条約」どちらにも加入していない時期であったため、国際法による規制範囲の外側に置かれており、「日本大衆文化禁止」の問題をめぐって国際法的規制が作動することはなかった。

そういった状況のなかで、「禁止」を作動させたのは、禁止の侵犯を問題化する「諸言説」であった。「日本大衆文化禁止」を主張する議論は、①民族アイデンティティ論、②反日国民感情論、③子供・青少年保護論、④国内文化産業保護論と、大きく四つにまとめることができるが、大衆文化法令における禁止項目もその四つの論理と結びつけて考えることができる。つまり「日本大衆文化禁止」は、60年代以降、遵守のための直接的かつ厳格な規制を行う「法的禁止」によって遂行されたのでなく、日本大衆文化の境界侵犯がつねに存在するなかで、それを問題化する諸言説によって遂行されていった。しかし、その境界侵犯もたんなる「禁止の違反」ではなかった。日本のアニメやマンガが韓国のテレビ放送や少年雑誌をつうじて消費される過程は、日本大衆文化の直接的な境界越境ではなく、「日本大衆文化禁止」を維持させるかたちで修正・変更、つまり歪曲されたものだったからである。

第2節　日本のアニメと韓国のテレビ放送

5.2.1. 境界侵犯と否認のメカニズム

1970 年代の韓国社会においてもっとも重要なメディアは、いうまでもなく「テレビ」であった。

1968 年に 12 万台にすぎなかったテレビ受像機の普及台数は、その後、政府の積極的な普及政策によって飛躍的に増加し、5 年後の 1973 年には 120 万台、そして 1978 年には 500 万台を突破した（放送文化振興会研究報告書　2005 : 14）。それとともに、子供たちの関心もマンガからテレビの方に移行しはじめ[265]、1975 年には家庭内でのチャンネル選択権を子供がもつ家庭が全体の半分を占めるようになった[266]。

「鉄腕アトム」や「タイガーマスク」などの数々のアニメは、その新しいテレビ放送が生み出した代表的な児童・少年文化であった。ここで注目すべきは、それらのアニメ番組が、作品の背景や主人公の名前などを変更することで、「倭色を消す」ことを試みていたことである。第一に行われたのは、「国籍の変更」であった。次の新聞記事が示しているように、当時多数の作品が米国産あるいは韓国アニメとして紹介された。

> TBC（東洋放送）は毎週水曜日 7 時から新しい漫画映画[267]「タイガーマスク」を放送する。（中略）トム少年の成功話は子供たちに知恵と勇気をあたえてくれるだろう。（『中央日報』1971 年 2 月 17 日　下線引用者）

1980 年代のプロサッカーチーム、「ポハン・アトムズ」のマスコットになるほど韓国で愛されていた「鉄腕アトム」の場合、韓国産作品として紹介された代表的なものであった。そしてサッカー日韓戦で応援歌として歌われた、誰もが韓国産アニメだと思っていた「マジンガーZ」は、実は最初、米国産の作品として紹介されていたのである。

> MBC-TV は 11 日から空想科学漫画映画「マジンガーZ」を放映する。「アメリカン・ピクチャー社」制作のこの作品は、子供たちに興味と知恵をあたえる宇宙科学を素材とした教学的な映画である。（『中央日報』1975 年 8 月 7 日）。

資料 5-1「マジンガーZ」を米国産として紹介した新聞の記事[268]

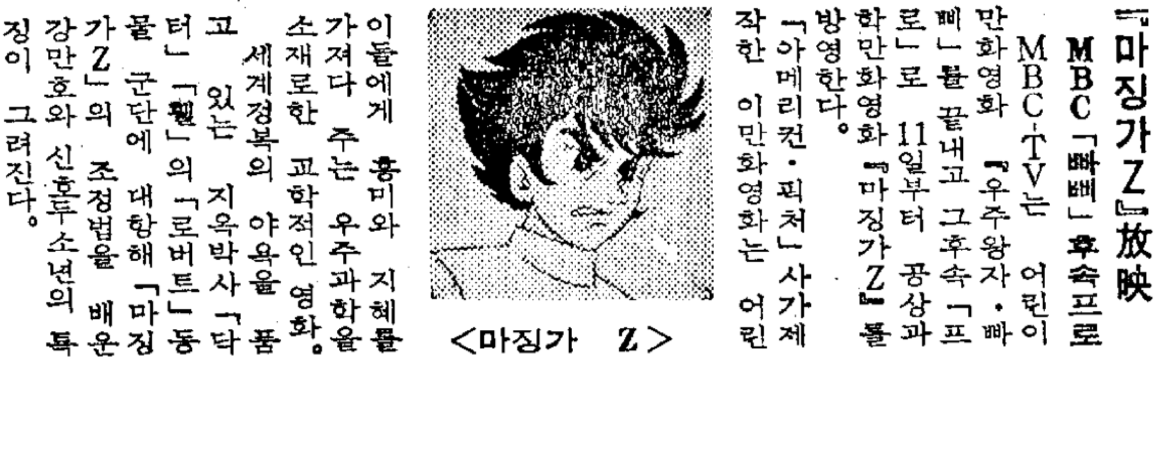

『마징가Z』放映

MBC「빠삐」후속프로

MBC-TV는 어린이 만화영화 『우주왕자·빠삐』를 끝내고 그 후속「프로」로 11일부터 공상과학만화영화 『마징가Z』를 방영한다.

「아메리컨·픽처」사가 제작한 이 만화영화는 어린이들에게 흥미와 지혜를 가져다 주는 우주과학을 소재로한 교학적인 영화.

세계정복의 야욕을 품고 있는 지옥박사「닥터」「헬」의「로버트」동물군단에 대항해「마징가Z」의 조정법을 배운 강만호와 신호루소년의 특징이 그려진다.

<마징가 Z>

当時「マジンガーZ」の人気は、国内で SF アニメ・ブームを巻き起こしたほどのものであった[269]。MBC の『三十周年社史』でも、当時の「マジンガーZ」の放送状況について次のように紹介している。

　旋風的な人気を集めた「マジンガーZ」は、1975 年に始まったアニメで子どもたちの人気を独占した。セドリのおじいさんが創った「マジンガーZ」は、人がロボットの頭のなかに入って操縦するのが特徴で、セドリの優れた操縦と高度の技術が悪の象徴であるヘル博士のロボット軍人を打ち破って痛快感をあたえてくれた。(文化放送三十年史編纂委員会 1992：738)

「国籍の変更」とともに使われた重要な方法は、積極的な「翻訳」であった。「マジンガーZ」の場合、「兜甲児」というオリジナル版の主人公の名前は「セドリ」という韓国語の名前に変えられた。このような翻訳作業は、「マジンガーZ」の場合のように、米国産として紹介された作品であっても、その変えられた名前などによって「韓国産」として認知させる効果を及ぼした。「マジンガーＺ応援歌」の事例が示しているように、米国産として紹介されたこの作品を、大衆は「韓国産」のアニメとして認知していたのである[270]。主題歌の場合、曲のメロディはそのままにし、歌詞だけを翻訳したことも多々あった。音楽評論家であるイ・ヨンミは、当時の経験について次のように述べている。

　幼い頃、『黄金バット』の主題歌と関連して興味深い経験があった。ある日、『黄金バット』の放送時間に会わせて兄、妹と一緒にテレビの前に並んで座っていた。主題歌がながれて、広告が出てからアニメがはじまるのだが、あれ？、かっこいいイントロの後に流れる主題歌が日本語の歌詞であった。おそらく主題歌のテープを間違ってかけてしまったようだった。放送局では、この大の放送事故で大騒ぎになっていただろう。日本語を理解できないわれわれとしては、その日本語の歌詞がどのぐらいわが言葉の歌詞と一致しているのかわからなかったが、‘シルバーバトン’という単語を明確に聞き取れたし（シルバーバトンは黄金バットがつかう武器である)、同じ歌詞を二度繰り返す‘オディオディ’という独特な歌詞のところも何か単語を二度繰り返したことをみると、ほとんど日本語の歌詞をそのまま翻訳しているだろうと推測した。(イ　2002：135-136.)

実際「黄金バット」の韓国版の主題歌は、同じメロディに歌詞のみを翻訳したかたちで放送された。その内容も日本版と同じものであった。「黄金バット」以外にも「キャンディ・キャンディ」「マジンガーZ」「科学忍者隊ガッチャマン」「鉄腕アトム」『銀河鉄道 999』など、多数の作品のなかでオリジナル版と同じメロディの主題歌が使われた。

資料 5-3「黄金バット」主題歌の歌詞

韓国版の歌詞	日本語版の歌詞
황금박쥐	黄金バット
어디 어디 어디에서 오느냐 황금박쥐	どこ、どこ、どこからくるのか黄金バット
빛나는 해골은 정의의 용사다	かがやくドクロは正義の味方
힘차게 날으는 실버바톤	ヒューッと風切るシルバーバトン
우주 괴물을 전멸시켜라	うちゅうのかいぶつやっつけろ
어디 어디 어디에서 오느냐 황금박쥐	どこ、どこ、どこからくるのか黄金バット
박쥐만이 알고 있다	こうもりだけが 知っている

日本のアニメが紹介される過程において興味深いのは、その評価の転換である。「子供たちに興味と知恵をあたえる宇宙科学を素材とした教学的な」ものとして紹介された「マジンガーZ」の場合、米国産あるいは韓国産として紹介される際には肯定的な評価が下されていたが、1970 年代中盤からその「国籍」が一つ一つ暴露されつつあるなかで、その「子供に夢と希望をあたえる」アニメは、その国籍とともに「倭色の低質文化」の代表として捉えられはじめたのである。そして当時の日本の「国籍」問題は、政府レベルでも認知されたものであった。日本のアニメについて、次第に放送審議、批評、国会での議論などの場で認識されはじめたのである。

1976 年度の『放送倫理審議評価書』の「子供番組編成現況」には、「魔法使いサリー」「海底少年マリン」などのアニメが、海外純情マンガ、海外空想科学マンガとして述べられている。また、国会文化公報委員会で、「子ども番組時間帯のマンガがほとんど日本、外国のものである」ことが指摘されることもあった。外国文化に対する規制の動きが、子ども向けの番組に拡大され、それまで死角として放置されていた外国制作の子ども向け番組を、国内制作物に代替していく方案が放送倫理委員会の座談会の議題として上がることもあった[271]。1980 年には「放送協会」が「放送プログラム自律浄化指針」をつうじて「子ども向けの空想アニメはその放映を中止する」という指針を下したこともあった（放送文化振興 2005：77）。次は、1976 年 11 月に韓国国会で開かれた「国会予算決算特別委員会」質疑応答の内容である。

宋孝淳[ソンヒョスン](国会議員)：今のテレビ放送では、午後 6 時から 7 時まで子供向けの番組を流しているが、そこに出てくる漫画映画すべてが日本のもので、画像はそのままにして音声だけ韓国語に変えている。（中略）明日からでもすぐにやめていただきたい！

~~金聖鎮[キムソンジン](文化公報部長官)~~：子供の時間帯に日本のマンガが放映されているとおっしゃいましたが、この問題については放送倫理委員会による徹底的な取り締まりを行い、そのようなことが起きないように措置します。[272]

しかし下の表が示しているように、国会で文化公報部の長官が放送の中止を断言したにもかかわ

らず、1970 年代中盤以降テレビアニメ放映において、日本のアニメは圧倒的な比率を占めつづけていた。これは、当時のテレビ放送という新しいメディアが、どれほど積極的に日本大衆文化を受け入れていたのかを示すと同時に、マスメディアの商業主義が国家の権威主義的規制の影響力を上回っていたということを示しているともいえよう。

資料 5-4　放映された海外アニメの国籍分類

	MBC	KBS	TBC	日本のアニメの比率
1975	日：5 米：1	日：3 米：1	日：3 米：1	76%
1976	日：5 米：1	日：0 米：0	日：3 米：1 ヨ：1	80%
1977	日：7 米：3	日：0 米：0	日：3 米：1 ヨ：1	68%
1978	日：5 米：2	日：1 米：1	日：3 米：1	70%
1979	日：7 米：2	日：1 米：2	日：3 米：1	63%
1980	日：7 米：2	日：3 米：1	日：10 米：3	76%
1981	日：7 米：3	日：3 米：1	日：10 米：2	76%
1982	日：9 米：1	日：3 米：2	日：7 米：1	82%
1983	日：9 米：2	日：7 米：2	日：5 米：2	71%
1984	日：5 米：3	日：7 米：3	日：2 米：2 ヨ：1	61%
1985	日：4 米：4	日：7 米：1	日：5 米：3 ヨ：1	64%
1986	日：6 米：2 ヨ：1	日：5 米：2	日：12 米：1	79%

（注）『朝鮮日報』と『中央日報』の番組表にもとづいて作成。

60-70年代、KBSのテレビ制作課長（1961年）や副社長兼放送総局長（1973年）などを努めたチェ・チャンボンは、当時の日本のアニメの放送について次のように述べている。

> 日本のアニメを購入する際、その国籍については認知していたよ。販売代行が都合に合わせてアメリカの名前を使ったりしたことも知っていて・・・視聴率が上がるからね。日本のアニメを放送するにあたって放送局のなかでの大きな制限はなかったね。競争も激しかったし、一人でも多くの人がみてくれるものであれば何でも放送したいのがプロデューサーの立場だった。（放送文化振興会　2007a：417-418）。[273]

つまりテレビ放送は「日本大衆文化禁止」の構造において積極的な「流入するメディア」として機能した。そしてすでに上述したように、日本のアニメの放映に対する直接的な法的規制は存在しなかったのである。

1980 年代には、アニメ問題において「日本」という国籍が徐々にはっきりと語られはじめた。外

国番組が子供番組の半分以上を占めているなかで、「鉄腕アトム」「速水ペルシャ」「キャンディ・キャンディ」「魔法のプリンセスミンキーモモ」などの日本のアニメは、子供たちからきわめて高い人気を集めていた[274]。

資料 5-5　1981 年「TV ガイド」の番組紹介[275]

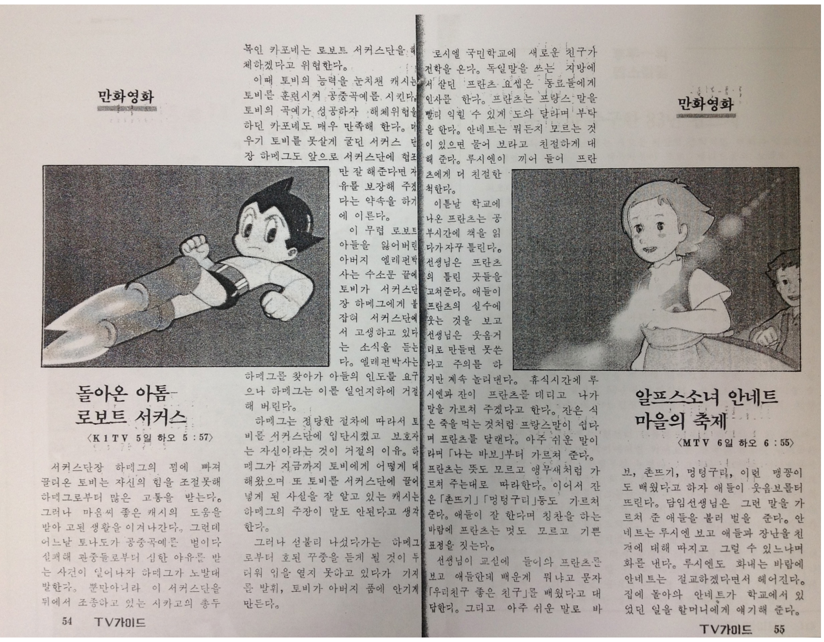

만화영화

돌아온 아톰-
로보트 서커스

〈K 1 T V 5일 하오 5 : 57〉

서커스단장 하메그의 꾐에 빠져 끌려온 토비는 자신의 힘을 조절못해 하메그로부터 많은 고통을 받는다. 그러나 마음씨 좋은 캐시의 도움을 받아 고된 생활을 이겨나간다. 그런데 어느날 토나도가 공중곡예를 벌이다 실패해 관중들로부터 심한 야유를 받는 사건이 일어나자 하메그가 노발대발한다. 뿐만아니라 이 서커스단을 뒤에서 조종하고 있는 시카고의 총두목인 카포네는 로보트 서커스단을 해체하겠다고 위협한다.

이때 토비의 능력을 눈치챈 캐시는 토비를 훈련시켜 공중곡예를 시킨다. 토비의 곡예가 성공하자 해체위협을 하던 카포네도 매우 만족해 한다. 더우기 토비를 못살게 굴던 서커스 단장 하메그도 앞으로 서커스단에 협조만 잘 해준다면 자유를 보장해 주겠다는 약속을 하기에 이른다.

이 무렵 로보트 아들을 잃어버린 아버지 엘레펀박사는 수소문 끝에 토비가 서커스단장 하메그에게 붙잡혀 서커스단에서 고생하고 있다는 소식을 듣는다. 엘레펀박사는 하메그를 찾아가 아들의 인도를 요구으나 하메그는 이를 일언지하에 거절해 버린다.

하메그는 정당한 절차에 따라서 토비를 서커스단에 입단시켰고 보호자는 자신이라는 것이 거절의 이유。하메그가 지금까지 토비에게 어떻게 대해왔으며 또 토비를 서커스단에 끌어넣게 된 사실을 잘 알고 있는 캐시는 하메그의 주장이 말도 안된다고 생각한다。

그러나 섣불리 나섰다가는 하메그로부터 호된 꾸중을 듣게 될 것이 두려워 입을 열지 못하고 있다가 기지를 발휘, 토비가 아버지 품에 안기게 만든다。

54　TV가이드

로시엘 국민학교에 새로운 친구가 전학을 온다。독일말을 쓰는 지방에서 살던 프란츠 요셉은 동료들에게 인사를 한다。프란츠는 프랑스 말을 빨리 익힐 수 있게 도와 달라며 부탁을 한다。안네트는 뭐든지 모르는 것이 있으면 물어 보라고 친절하게 대해 준다。루시엔이 끼어 들어 프란츠에게 더 친절한 척한다。

이튿날 학교에 나온 프란츠는 공부시간에 책을 읽다가 자꾸 틀린다。선생님은 프란츠의 틀린 곳들을 고쳐준다。애들이 프란츠의 실수에 웃는 것을 보고 선생님은 웃음거리로 만들면 못쓴다고 주의를 하지만 계속 놀려댄다。휴식시간에 루시엔과 잔이 프란츠를 데리고 나가 말을 가르쳐 주겠다고 한다。잔은 식은 죽을 먹는 것처럼 프랑스말이 쉽다며 프란츠를 달랜다。아주 쉬운 말이라며 「나는 바보」부터 가르쳐 준다。프란츠는 뜻도 모르고 앵무새처럼 가르쳐 주는대로 따라한다。이어서 잔은 「촌뜨기」「멍텅구리」등도 가르쳐 준다。애들이 잘 한다며 칭찬을 하는 바람에 프란츠는 멋도 모르고 기쁜 표정을 짓는다。

선생님이 교실에 들어와 프란츠를 보고 애들한테 배운게 뭐냐고 묻자 「우리친구 좋은 친구」를 배웠다고 대답한다。그리고 아주 쉬운 말로 바보, 촌뜨기, 멍텅구리, 이런 맹꽁이도 배웠다고 하자 애들이 웃음보를터뜨린다。담임선생님은 그런 말을 가르쳐 준 애들을 불러 벌을 준다。안네트는 루시엔 보고 애들과 장난을 친것에 대해 따지고 그럴 수 있느냐며 화를 낸다。루시엔도 화내는 바람에 안네트는 절교하겠다면서 헤어진다。집에 돌아와 안네트가 학교에서 있었던 일을 할머니에게 얘기해 준다。

만화영화

알프스소녀 안네트
마을의 축제

〈M T V 6일 하오 6 : 55〉

TV가이드　55

とくに大衆消費社会に進入した 80 年代からは、アニメだけではなく、マンガやファッション雑誌、ポップスにいたるまで、韓国の子供、青少年のあいだでは日本大衆文化が幅広くブームを巻き起こしていた[276]。そうした状況なかで、『放送審議』の誌上でも日本のアニメの問題が扱われた。

> 問題点が多いのは子ども用漫画映画だった．国籍や情緒的な面で不透明なイメージを出していた映画として「銀河鉄道 999」と「千年女王」がある。「銀河鉄道 999」の場合、宇宙時代に合わせた空想科学映画の範疇だとはいうが、生半可な人生哲学や主人公の「チョルイ」や「メーテル」との関係などが曖昧に処理されており、「千年女王」の場合は、もっと甚だしく、日本の伝説を素材とした作品だと噂されたため、結局途中下車されてしまった。(『放送審議』1983 年 11 月：20)

しかし、放送批評の水準では日本のアニメの問題が批判的に扱かわれつづける一方で、そうした批判が実際の審議のレベルで実現することはほとんどなかった。つまり国籍を知らないままに行われた日本のアニメの「越境」を可能にしたのは、国家の権威主義とメディアの商業主義が共生かつ対立するなかでその「禁止」が帯びた曖昧な性格であった。

5.2.2. 「日韓」のアニメ産業システム

1968年7月17日、ソウルのK劇場の前は30メートルの子どもたちの行列で賑わっていた。約1千7百枚のチケットは、朝8時20分にすでに完売された。それは、テレビアニメ「黄金バット」の劇場版が公開された初日の風景であった[277]。

大ヒットアニメ「黄金バット」は、TBC-TVによる最初のアニメとして紹介されたが、それは日本との合同制作した事実上「日本産」であった。より正確にいえば、劇場版の広告で制作社名がTBCと「第一動画」になっているように、「下請け形式」のかたちで制作された作品であった。「日韓国交正常化」後、森川信英監督が韓国に派遣され、韓国の労働力とともに4年間の共同作業をつうじて「黄金バット」と「妖怪人間」をつくり上げたのである。「第一動画」とは日本側の会社のことで、「第一動画」で企画、シナリオ、ストーリーボードの作業を行い、韓国のTBC（東洋放送）の動画制作部で作画作業を行うというプロセスが整えられたのである。1967年、両国の「黄金バット」は各自異なる登場人物の名前をあたえられて放送された（ソ　2009：86-88）。

資料5-6　「黄金バット」の劇場版の新聞広告[278]

ストーリー構成と演出などあらゆる面で日本産であった「黄金バット」が韓国のTBCで放送されることが可能だったのは、こういった「下請け構造」による制作過程があったからであった。TBCの初代編成局長を勤めたチェ・ドクスは「黄金バット」について次のように述べている。

最初のアニメを作ったのはTBC-TVでした。「黄金バット」がそれです。作画をしたのをセルというのですが、私がそのセルをもって大阪テレビに行ったのである。その次には「妖怪人間」を。そのアニメを作っていたチームが解散して韓国アニメの基本となっていきました。東洋テレビ（TBC）のアニメ、動画部というんですけど、その役割は大きかったですね。イ・ビョンチョル会長（サムスンの初代会長：引用者）のアイデアからはじまったし。（放送文化振興会 2007e：246）

チェが述べているように、TBCの動画部はすぐに解体され、「黄金バット」のような制作システムが維持されることはなかったが、「下請け構造」による日本のアニメの輸入は日本のアニメの放送において一つの重要なルートとして作用した。法整備が行なわれていないなか、「第三国配給社」を経由する方法と「下請け構造」をつうじて流入する方法などが定着していったのである。

したがって、日本のテレビアニメの放送を「日本大衆文化禁止」に対する「違反」として捉えてしまうのは妥当なのだろうか。「法的禁止」の側面からすれば、それは明確な違反であるが、事実上「法的禁止」を作動させる法制度が不在であるなかで、翻訳・脚色された日本のアニメは「日本大衆文化禁止」を遂行する「否認のメカニズム」による産物なのではないだろうか。「想禁止」を遂行するにあたって重要な目標がその禁止を維持させることであるならば、「第三国経由配給」や「下請け構造」どちらにしても、日本のアニメはつねに日本産ではないものとして越境していたからである。

上で述べたように、当時のテレビ放送は、権力の正当性を人為的に維持する宣伝および象徴捏造の手段や成長の促進のためのエージェントでありながら、商業的なメディアとして国民的娯楽の提供や脱政治化・脱イデオロギー化の機能を果たした。とくに編成の側面においては資本が主導権をもっており、国家とメディアの「並列的二元構造」の形成を可能にしていたのである（チョウ 1994：44－46）。そのなかで日本のアニメの放送を可能にさせた欲望は、その立場によってそれぞれ異なるものであった。その諸欲望が葛藤し、矛盾するなかで、「日本大衆文化」をそれこそ違反しない方法、つまり「日本大衆文化禁止」の違反を「否認」する方法で、「マジンガーＺ」が越境したのである。

第３節　検閲の作用と言説空間の構造

5.3.1. 禁止言説の生産プロセス

そのような「境界侵犯」のプロセスのなかで、検閲の機能を果たしたのは、「メディア言説」であった。新聞メディアを中心とした「メディア言説」は、日本大衆文化の否定性を生産しながら、それとの接触に対する「社会的良心」を拡散させていったのである。「新聞」は、その「言説」を活発に生産するメディアであった。

韓国の国家形成期において、国家のナショナリズム宣伝の重要な手段であった新聞は、「反日言説」においても積極的にその役割を担っていた。独立直後、「長い間抑圧されていた結果だとはいえ、一

日でも早く反省し、倭色を一掃するべき」[279]と「倭色一掃」を促しているのをはじめ、倭色が残されている状況を厳しく批判したのも新聞であった[280]。とくに「日韓国交正常化」を前後にして日本大衆文化の越境か活発になっていくなかで、新聞記事は、当時の雰囲気を「日本ブーム」とし、日本からの文化を「帝国主義の再来」を懸念した。

> 一時期流行歌謡界で起こっていた「日本ブーム」が、再び出版界から現れはじめた。新聞、単行本はもちろん密輸入された桃色雑誌まで、あらゆる日本の出版物が氾濫している。(中略)韓日条約を目前にして、洪水のように入ってくる日本文化によって、わが文化の主体性が弱化されてしまう恐れがある。(『朝鮮日報』1963 年 12 月 3 日)

しかし当時の韓国政府は、「日韓国交正常化」以後、日本大衆文化の問題について、きわめて曖昧な態度を堅持した。日韓条約の妥結の過程で排除されていた文化の問題は、少なからず外交の場で扱われはじめていた。1967 年の「第 1 次日韓閣僚会議」で日本映画の輸入問題が取り上げられ、韓国政府が「文化映画に限って好意的に検討する」[281]と発表したのをはじめ、「貿易会談」[282]「日韓協力委員会」[283]などのテーブルでも、日本映画の輸入問題が重要案件としてあつかわれたのである。実際「羅生門」などの日本の映画が、「アジア映画祭」[284]「日本映画感想会」などをとおして公開される一方で[285]、1967 年にイ・チュンソン公報部長官が「日本の文化映画を、一般人には公開しない条件で輸入を許可する」と述べるなど[286]、「日本大衆文化」の問題は「禁止」の状態が維持するなかでさまざまなかたちで注目されていた。

しかし新聞は、「日本映画鑑賞会」を「日本映画上陸作戦の斥候兵」と表現するなど、当時増加しつつあった日本映画の公開に警戒と批判の視線を向けていた。つまりいわゆる「日本ブーム」の現象とそれに対する韓国政府の黙認、そして日韓政府による日本映画の部分的輸入の動きに対して、「膨大に浸透している淫乱・頽廃的な倭色文化が国内文化産業を蚕食しており、子供と青少年に悪影響をあたえている」という批判的言説を生産しつづけた。

1971 年の「韓国マンガの実態調査報告書」は、「審査を受けたマンガのなかには、韓国の国旗をつけている日本のスポーツ選手が出てくるものもある」[287]と指摘しているが、これは前述したように、日本のマンガの国籍を変える過程で起きた出来事であった。1970 年代に入ると、多くの日本大衆文化商品が、その国籍が隠されたまま本格的に流入されはじめたのである。それは 1960 年代以降急速な経済成長とともに拡大した文化市場が生み出した新しい文脈における「越境」であった。つまり大衆文化市場の急成長は「日本大衆文化禁止」においてきわめて重要な意味を持つ要素なのである。新聞は、法制度の不在のなか、文化市場の成長とともに越境してくる日本大衆文化が「禁止」を違反させない検閲官としての役割を担ったいたのである。

当時新聞が問題化していた日本大衆文化の越境は、小説、マンガ、歌謡、アニメなど、あらゆるジャンルにわたるものであった。そのなかでも韓国のテレビで放送される日本のアニメについて新聞の批判がはじまるきっかけとなったのは、1970 年の「悟空の大冒険」の放送であった。当時 KBS で放送された「悟空の大冒険」は、新聞の報道により「日本の虫プロダクションとフジテレビ放送会

社が共同制作した、わが国ではじめて一般に公開される日本製のフィルム」と、その国籍がはじめて明かされたものであった[288]。新聞メディアは、たんなる日本のアニメにかんする否定性を強調するだけではなく、「日本大衆文化禁止」における政府の曖昧な態度に対しても問題化した。

> この作品は、純日本製の映画。当初KBS はこの映画が日本製であることを明かすつもりはなかったが、問題になると「孫悟空は外国輸出を目標とするもので、日本の匂いがまったくなく、子どものための健全な作品」と解明した。(中略) 文公部が日本映画輸入はもちろん、日本映画鑑賞会さえ許可しない現時点で、文公部の傘下期間であるKBS が日本のものを放映するというのは、政府施策の矛盾であるだけではなく、今後他の民間商業放送に事実上日本の映画を取り入れる道を開いてあげるという点に大きな問題がある。国営放送が、国民の税金をつかって童心にまで日本色を植えるのかという抗議とともに、テレビ映画をめぐる当局の曖昧な制作は批判せざるをえない。(『東亜日報』1970 年4 月22 日)

資料5-7 韓国の新聞で紹介された「孫悟空の大冒険」[289]

日本で制作され、アメリカなどの第三国をつうじて輸入され、韓国産として翻訳された作品のことを、新聞メディアは「国籍不明」と呼び、子どもの情緒を害する低俗なものとして批判した[290]。しかしその国籍にかんする情報は、記事によって異なっていた。1971 年現在3 大放送局から放送されていたアニメは、KBS が「鉄人28 号」「バットマン」などの7 作品、TBC が「黄金バット」「鉄腕アトム」などの7 作品、MBC が「ジャングル大帝」「遊星少年パピイ」などの4 作品で、そのほとんどが日本のアニメで埋められていたが、「その大半がアメリカの作品であるが、日本で保税加工され

たので事実上日本のもの」と述べている記事もあった[291]。その一方では「西部少年チャドリ」「ヘチの冒険」「宇宙三銃士」などの作品を事例に、「アメリカの映画社をつうじて間接輸入された日本製のアニメ」の国籍を見きわめる方法として、「場人物の動作がどこか不自由で、韓国名がついていたら、間違いなく日本のものである」と指摘している記事もあった[292]。

> 韓国テレビにおける子供番組は、荒唐無稽な冒険を素材とした米国産浪漫映画に圧倒されている。たとえば「マジンガーZ」「西部少年チャドリ」「遊星画面ピーター」（以上MBC）「宇宙三銃士」「トルトリ探検隊」（以上TBC）などがこのような類型に属する。（中略）韓国の子供たちが米国漫画映画の主人公と自分を一致させながら現実との心理的距離を遠くすると、韓国の子供としての主体性を形成することは難しいのである。（『中央日報』1975年10月18日）

日本のアニメの放送をめぐる新聞の批判は、①日本製の氾濫と子どもに対する悪影響、②低俗な大衆文化の害悪、③国内コンテンツの不在などの内容で構成されていた。

> 次の世代の主人公」であり「国の花」である子供たちのための子供番組の編成および内容が誠意も中身もないということである。また子供たちの参与精神や創造力を育つ創作童謡曲または遊びの番組が足りないなか、海外から入れてきた人形劇や外画があまりにも重い比重になっているのではないか。子どもの参与精神や想像力を育てるような番組は少なく、外国から輸入した人形劇や外画が重い比重を占めている。（『中央日報』1975年3月14日）

韓国が大衆消費社会に突入しはじめた80年代にも、そういったかたちの放送はますます増加し、専門家、放送審議の水準では問題化されていたものの、さらに活発化していった。

> 日本の文化を無分別的に受け入れ、韓国を日本のようにしてしまう今日の指導層は深く反省せねばならない。とくに言論機関の責任は重い。1980年初頭から日本放送の模倣は深刻だった。子供の漫画映画「ケクリワンヌ二」「キャンディ」「マリンボーイ」「アトム」「タイガーマスク」などはすべて日本制作物である。（『放送審議』1986年9月号：23）

このように繰り返される「日本のアニメ批判」は、「子どもたちがつねに粗悪かつ低俗な文化に接触している」というテレビ文化批評の一つのフレームをつくっていった。日本大衆文化の流通、剽窃・模倣に対する批判が、急速に商業化されていく国内大衆文化の低質化という側面で論じられたのである。そもそも権威主義による統治がつづき、社会に対する多様な声が不在であるなかで、日本大衆文化の越境に対して多様な監視・告発・批判が行われはじめたのは、韓国社会で「市民団体」が活性化された1990年代以降のことであった。つまり、1970年代の「日本大衆文化禁止」において、その「境界侵犯」に対して積極的に批判の声を出していたのは、新聞メディア以外には存在しなかったのである。

いいかえれば、新聞は、「境界侵犯」を指摘し、公論化する空間であった。政府がその越境を認知しながらも曖昧な態度を堅持するなかで、新聞だけが電波越境や日本のテレビ番組の模倣・剽窃、国籍を変えたテレビアニメの放送など、韓国社会で一つの日常的大衆文化と化していく「日本大衆文化」を問題化したのである。そういった新聞による問題化は、境界侵犯をつねに公論化させることによって「日本大衆文化禁止」の存在そのものを社会的に確認・換気させ、「違反」に対する覚醒を呼び起こす機能をになっていた。商業的な文化産業として成長していたテレビが日本大衆文化の積極的な導入を行なう反面、新聞は、「日本大衆文化禁止」の根拠の公論化や日本大衆文化との接触が導く否定的な効果にかんする知識を生産するメディアとして機能していた。

5.3.2. 産業とジャーナリズムの交錯

前述したように、「日本大衆文化禁止」において、テレビは「境界侵犯を行うメディア」として、新聞は「境界侵犯を問題化するメディア」として機能した。しかしここで次のような疑問を持たざるを得ない。その二つが共存していたということは、どのような意味をもつのであろうか。新聞の監視と告発は、なぜテレビの日本のアニメ放映に直接的な影響をあたえなかったのであろうか。新聞は、なぜ日本のアニメの境界侵犯のプロセスを監視・告発・批判しながらも、その一方では日本のアニメの番組紹介を単開始つづけていたのであろうか。そしてなによりも、「新聞＝境界侵犯を問題化するメディア」「テレビ＝境界侵犯を行うメディア」といった、一見きれいにまとまるこの枠組みは、果たして妥当なのであろうか。このここで、1971 年にまで遡ってみよう。次の記事は、日本のアニメの放映を批判したものである。

> 最近、低質漫画は除かれ、新しい漫画や漫画映画が興味や問題意識をあたえており、漫画映画のファンは大人の世代にまで広がっている。とくに TBC-TV の「タイガーマスク」は子供よりもむしろ大人から好まれるぐらい。「タイガーマスク」は「少年中央」にも連載され、広く読まれている。(『中央日報』1971 年 8 月 10 日)

また、1974 年には次のような番組紹介が掲載されている。

> TBC ラジオの「少年劇場」は、8 月 1 日から「少年中央」の人気マンガ「太陽を打て」(태양을 쳐라)をラジオドラマ化して放送する。「太陽を打て」は、天才野球選手「チャン・ウン(장웅)」の執念と闘志、痛快なゲームシーンを再現している。(『中央日報』1974 年 7 月 29 日)

一つはテレビ放送、もう一つはラジオ放送にかんする番組紹介であるこの二つの記事には、三つの共通点がある。一つは、放送局が TBC であること、もう一つは、紹介されていた作品「タイガーマスク」や「太陽を打て」[293]が、少年中央という少年雑誌に連載されたものであるということ、そして最後に TBC と少年中央、そしてこの記事を掲載している中央日報は、同一の所有主、つまり「三星(サンスン)」グループを母企業としていたのである。

1960年後半から次々と創刊された少年雑誌は、1970年代、主な児童文化メディアとしてその影響力を発揮していた。そのなかでも有力紙であった「セソニョン」(새소년/1964年創刊)、「少年中央」(소년중앙/1968年創刊)、「オッケドンム」(어깨동무/1967年創刊)は、激しい競争関係を組んでいた。そして日本マンガは、テレビアニメ同様、その競争においてもっとも重要なコンテンツとして、①韓国のマンガ家がすべてを描写して自分の名前をつける、②そのままコピーしたものに仮想の韓国マンガ家の名前をつける、などの方法で掲載されており、海賊版を除くほとんどの発行がこの三つの少年雑誌によるものであったといっても過言ではない。そしてその競争関係の一つの軸であった「少年中央」は、「中央日報」の姉妹誌だったのである。

> ボクシングマンガでは少年中央の付録だった「ハリケーン」(「明日のジョー」の韓国題名：引用者)が圧巻だった。それが日本のマンガであるとは夢にも思わなかったが、本当にすごく面白かった。(中略)同じく少年中央の付録でありながら同時にアニメとしても人気があったレスリングマンガタイガーマスクを外すことはできない。内容も内容だったが、「四角のジャングルのなかから今日も雨風が吹きつける」という主題歌の、あの切なさとは！(イ 2000：78-79)

資料5-8　『中央日報』の番組紹介(左)、『少年中央』の付録(中央)、『少年中央』の表紙(右)

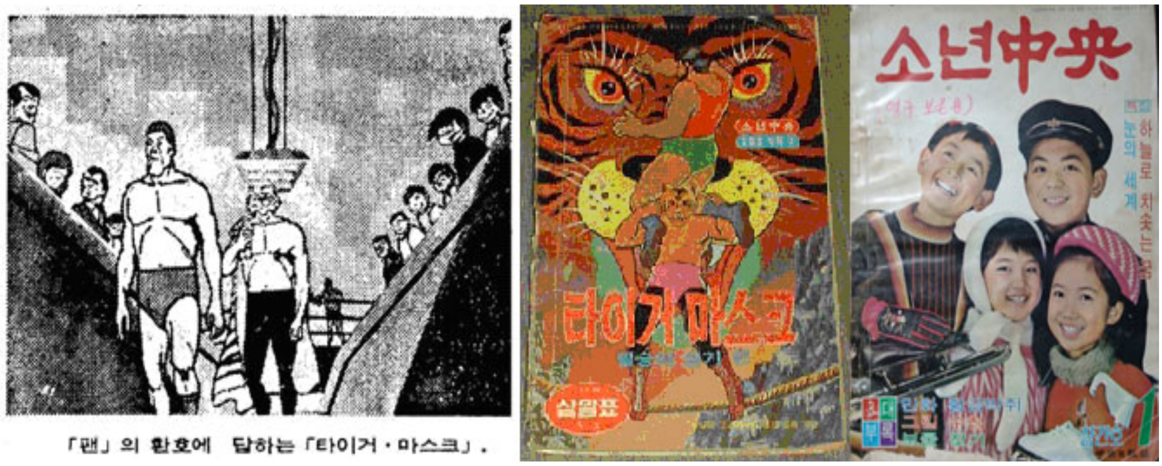

それらの日本のマンガは、その服装や物語の舞台となる背景に登場するいわゆる「倭色」を消し、韓国的なものに「脚色」されるかたちで消費された。下の表でわかるように、当時多数の日本のマンガが少年雑誌や文庫版を中心に韓国のものとして翻訳され、流通されていたのだが、そのマンガ業界で使われていた方法がテレビアニメにおいても適用されていたのである[294]。

資料5-2　70年代に韓国のマンガとして発行された日本のマンガ[295]

韓国語題名	韓国人作家名	原作名	原作の作家名
바벨 2 세	김동명	バビル2世	横山光輝
유리의 성	정영숙	ガラスの城	わたなべ まさこ
서부소년 차돌이	유석산	荒野の少年イサム	川崎のぼる
철인 다이모스	신종환	ダイモス	横山光輝
오뚝이 대행진	윤동원	１．２．３．と４．５．ロク	ちばてつや
인형의 무덤	정영숙	人形の墓	美内すずえ
샤넬의 향기	황수진	シャネル No.5	わたなべ まさこ
은발의 아리사	황수진	銀色の髪の亜里沙	和田慎二

このような日本のマンガの流通に対して、『朝鮮日報』は次のように批判している。

> マンガの83%が不良なものだということが明らかになった。これらのマンガは、侍物、頽廃的な恋物語など日本のマンガをそのまま模倣あるいは翻訳したものである。仮想のマンガ家が描写する日本のマンガが氾濫している事態を収拾するために、国民的な対策が要求される。（『朝鮮日報』1976年11月6日）

つまり、当時の「新聞」が日本大衆文化の流入について監視・告発・批判の役割を果たしていたのは確かであるが、その「新聞」と「放送」の役割を相反的なものとして単純に説明することはけっして成立しがたいのである。

その背景には、1970年代の韓国社会における複合メディア企業がもつ特殊な構造という文脈が存在していた。これまでの諸研究が明らかにしているように、当時の韓国のメディア産業は、特定の企業に集中される「大企業化」やそれによる新聞と放送の「交差所有」をその特徴としていた（チョウ　1994；ジュ　1993；パク　1993）。とくに三星（サンスン）グループを中心とした中央日報、TBC（東洋放送）を含む複合企業化は、その代表的事例として評価されている。三星（サンスン）は、1960年代から、新聞・テレビ・ラジオという三つのメディアを統合・経営しはじめるが、それは三星（サンスン）自らの計画によるものであると同時に（パク　1993：49）、与党側に近いメディアの再生産システムを構築し、利用するという政府の政治的目的によるものでもあった。とくにそれは、財閥の放送所有、メディアの交差所有、再許可の基準などが法的に規定されていない状況で行われていた（チョウ　1994：38）。そのようなメディア産業の構造は、メディア間の相互批判の機能が失われ、メディアが所有主の市場支配の強化や保護のために利用されると同時に、極端な商業主義に陥没されてしまうという理由から、1970年代韓国のメディア産業構造におけるもっとも深刻な問題点として指摘されてきた。

新聞とテレビを含む当時の主流メディアは、そのような韓国の特殊な文脈のなかで、日本大衆文

化の境界侵犯に対する監視と告発、批判、つまり「検閲」の役割を担う一方で、その「日本大衆文化」をめぐる経済的利害関係の当事者として機能していたのである。つまり、明確な命令権力や強制を行うスタッフの不在という状況のなかで、メディアは、境界侵犯を行うと同時に検閲するというきわめてアンビヴァレントな役割を担っていたのだ。そのようなメディアの矛盾した役割は、「日本大衆文化禁止」そのものから生み出されたものであった。「法制度」が不在となるなかで、境界侵犯と検閲両方に関係しながらその「禁止」を強化・維持させる「否認のメカニズム」の機構として働いたのである。

小括　禁止/違反の境界と否定のテクノロジー

本章では、日本大衆文化に対する禁止と越境をめぐるさまざまな経験のなかで、もっとも象徴的な事例として語られてきた70–80年代日本のアニメの地上波放送について、文化政策とメディア関連法、そしてテレビ放送産業とメディア言説をつうじて検討し、そのなかで「日本大衆文化禁止」がどのように作動していたのかを探求した。その内容をメディアと国家、言説空間に区分してまとめると次のようになる。

第一に、日本のアニメ放送は、アメリカなどの第三国を経由するか、韓国が日本のアニメ制作の下請け作業を担うことで、韓国社会にもたらされた。その際、日本の作品であることは隠蔽され、脚色、翻訳、修正といった作業が施された。そのため、人々は自分たちが視聴するアニメが日本のものであることを知ることはなかった。

第二に、強力な民族文化政策をつうじて国民に対する統制と動員の文化政治を行なっていた独裁政権は、当然、日本のアニメが韓国国内に流通していることを認識していた。しかし、政策の水準で厳格な検閲や規制を実施することはなく、日本の大衆文化に対する国民一人一人の自己検閲の実践に依存していた。

第三に、ジャーナリズムや学界を中心とした言説空間では、日本のアニメのもつ暴力性あるいは退廃性と子どもへの悪影響が問題化されたが、こうした議論は、これまで隠蔽されてきたアニメの国籍（日本製のアニメであること）が明らかになってはじめて展開されたのだった。

本章では、とくに日本のアニメが放送される過程において相反する役割を担っていた新聞と放送に注目した。「日本大衆文化禁止」を「排除のメカニズム」として捉えると、テレビ放送は積極的に禁止を違反するメディアとして、新聞は、その「違反」をつねに問題化し、厳格な「排除」を要求するメディアとして規定することができる。しかし、脚色、翻訳、修正などの歪曲、すなわち検閲のプロセスをつうじて行われていた日本のアニメの放送において、新聞を含むジャーナリズムが「違反」を問題化したのは、その国籍が認知された瞬間からであった。「否認のメカニズム」が作動するあいだは、むしろ隠蔽された国籍を公の場で認定していた。このメディアのアンビヴァレントな役割が70–80年代をつうじて反復されていたことを考えると、国家だけはなく、メディアが保っていたアンビヴァレンスをも、日本大衆文化をめぐる「否認のメカニズム」の作動を可能にした重要な

要素として捉えねばならないのである。

　こうした文化政策と文化産業のあいだの「国家」、ジャーナリズムと産業のあいだにおける「メディア」、許容と禁止のあいだの「言説」のあり方は、それこそ脱植民地化と近代化とのジレンマが生み出したポストコロニアルなアンビヴァレンスであるといえよう。そして「否認のメカニズム」をつうじて越境していた日本のアニメをめぐる諸経験は、それらのアンビヴァレントな空間がさらに重層的に絡み合うことによって生み出されたものなのである。

注

[249]当時韓国の地上波テレビでは、禁止されていた日本のアニメが放映されていた(金　2008を参照)。この誌のなかの「宇宙の王子パッピー」のオリジナル・タイトルは「遊星少年パピイ」である.

[250] ユ・ハの詩「ジャズ7」の引用（ユ・ハ 1995：104-105）.

[251] ベネディクト・アンダーソンによれば、「公定ナショナリズム」とは、共同体が国民的に想像されるようになるにしたがって、その周辺においやられるか、そこから排除されるかの脅威に直面した支配集団が、予防措置として採用する戦略である。国家統制下の初等義務教育、国家の組織する宣伝活動、国史の編纂、軍国主義、政府と国民が一体であることの際限なき肯定」がその主な戦略となる(Anderson　2006＝2007：165-166）.

[252] 実際に朴正熙政権は、1968年に「文化公報部」を発足させ、体系的な伝統文化政策を推進する一方で、1964年3億6千万ウォンだった政府の文化・芸術部門予算を、1968に11億1千万ウォン、1972年には35億4千万ウォンに大幅に増額するなど文化政策に政治的な力を注いだ.

[253] 1972年、朴政権による維新独裁がはじまったその翌年に発表された「民族中興宣言」は、60-70年代の文化政策がもつ国民動員的性格を象徴的に表している。「われわれは、民族中興の歴史的転換期において、新しい文化創造の使命を通感する。一つの民族の運命を決定付ける根源的力は、その民族の芸術的・文化的創造力である。芸術が創造力を失った瞬間、民族は沈滞してしまい、文化の自主性を取り戻した時、国は興るであろう。われわれは、末永く残る遺産を開発し、民族的正当性を受け継ぎながら、今日の新しい文化を造り上げる。盲目的復古傾向を警戒し、分別のない模倣行為を退け、浅薄な退廃思潮を一掃することで、確固たる伝統のなかでわが芸術の花を咲かせ、わが文化を強い主体性の元に根付かせる」文化公報部 1979『文化公報三十年』：450.

[254] チョウ・ハンジェによれば、当時国家権力は放送社の蓄積を政治的に利用しようとした。政治的次元における自律性を全くもっていなかったテレビ資本側にとってこのような要求は拒否できないものであったしかし資本側は市場戦略と排他的に作用しない範囲内で積極的に応じようとした。市場戦略を抑圧した場合は、消極的に応じるか元の自分にもどろうとする傾向をみせていた。そのような傾向は、損失を挽回するために、部分的に加速化することもあった(チョウ　1994：239）.

[255] キム 1987「80年代文化政策の発展像」『月刊文化芸術』.

[256] 光州事件を、「民主化を求める人びとのデモに対して「司法の過程」がこれをうまく矯正しえなかったことに端を発した抗争である」と定義している真鍋は、光州事件によるナショナリズムの対

立を「国民国家ナショナリズム―民族ナショナリズム」として区分している（真鍋　2010：47）.
[257] これまでの多くの先行研究が示しているように、日本大衆文化に関する政策は、1990 年代以降の「解放」計画とともに立てられたものであった。（ジョン　1999）を参照.
[258] 「米製」「日製」という語は、韓国で米国産、日本産の製品を指すものとして使われている.
[259] 『朝鮮日報』1965 年 7 月 8 日.
[260] 韓国政府 1965『韓日条約白書』: 148 を参照.
[261] 「国家記録院」資料。1968 年 7 月 16 日。「日本文化映画上映に関する質疑」法務官企画 1740-8748。
[262] 日本の商標は、密輸や技術提携の問題だけではなく、倭色広告として問題化されることも多々あった。食生活のなかに浸透していた「味の素」はその代表的なものであった（「氾濫（2）商品『東亜日報』1965 年 7 月 6 日；「国威損傷論出る」『東亜日報』1970 年 3 月 14 日；「広告 60 年代世態 60 年」『東亜日報』1980 年 4 月 1 日.
[263] 『中央日報』1966 年 1 月 21 日.
[264] 『朝鮮日報』1966 年 1 月 1 日.
[265] 『朝鮮日報』1970 年 5 月 8 日.
[266] 『中央日報』1975 年 4 月 26 日.
[267] 当時は「アニメ」という表現が存在しなかったため、「漫画映画」「漫画」「映画」などの用語が使われていた。本章では、引用に限ってそれらの用語をそのまま翻訳している.
[268] 「マジンガーZ 放映」『中央日報』、1975 年 8 月 7 日.
[269] 「SF 漫画映画、韓国でも本格制作」『京郷新聞』1976 年 3 月 2 日.
[270] 1975 年の『放送倫理』は日本のアニメを「空想科学物」「童話物」「探検・冒険物」「西部劇物」などで分け、「戦争を素材にしているものが多い」「リアリティに欠けている」「外来語の乱用」「暴力的言語使用」などを指摘しているが、その国籍については言及していない。（「子どもプログラムの現状と性向分析」『放送倫理』1975 年 8 月号：472）.
[271] 大韓民国国会文公委会議録 1978 年 10 月 20 日.
[272] 大韓民国国会事務庁（1976）『第九代予算決算特別委員会会議録』.
[273] このインタビューの内容は、放送文化振興会の支援による『解放以降韓国放送の形成に関する口述資料』のプロジェクトに参加し、直接行ったものである.
[274] 『放送審議』1985 年 6 月号.
[275] 「漫画映画」『TV ガイド』1981 年 8 月 15 日.
[276] 『中央日報』1984 年 7 月 9 日；『中央日報』1985 年 6 月 29 日.
[277] 「入試廃止初の休日劇場街賑やか」『京郷新聞』1968 年 7 月 18 日.
[278] 1968 年 7 月 8 日『京郷新聞』.
[279] 『朝鮮日報』1946 年 1 月 29 日.
[280] 「倭色、依然多い。学校、官庁、警察にも」『朝鮮日報』1947 年 3 月 21 日；「倭色一掃はいつ？当局の徹底的な取り締まりが至急」『朝鮮日報』1946 年 4 月 9 日.
[281] 『中央日報』1967 年 8 月 11 日.
[282] 『中央日報』1970 年 6 月 24 日.
[283] 『中央日報』1970 年 4 月 21 日.
[284] 「韓国では、一般観客向けに、日本映画が上映されることはない。日本映画製作者連盟によれば、こういうことである。‘戦後、正規には、日本映画は韓国で一度も商業上映されてないはずです。76 年 6 月、釜山で開かれたアジア映画祭のようなときには、邦画各社から作品が出て、小規模の上映されてますし、その他、映画関係者だけの特別鑑賞用として、年に 2，3 本送られてますけどね。ことしも、外務省経由で、東映の『トラック野郎・御意見無用』と日活の『襟裳岬』が送られた、というぐあいに―。韓国の輸入規制は国内映画産業を保護するため、というのですが、実際は、日本映画をつうじて、国民がなにかとモノをしってしまうのが、こわいんじゃないでしょうかね’」（大

島　1978：182–183）.
[285] 『朝鮮日報』1969 年 11 月 2 日.
[286] 『朝鮮日報』1967 年 8 月 5 日.
[287] 『中央日報』1971 年 6 月 16 日.
[288] 「天然色漫画映画＜孫悟空の大冒険＞」『京郷新聞』1970 年 4 月 16 日.
[289] 「童心に日本色汚染、KBS-TV 日本製マンガ放映」『東亜日報』1970 年 4 月 22 日.
[290] 「演芸、歌謡などポンチャク風拡散」『京郷新聞』1971 年 1 月 29 日；「童心蝕むテレビプログラム、子どもに不道徳攻勢」『京郷新聞』1971 年 5 月 4 日.
[291] 「TV 子ども番組孟浪な漫画映画一色」『東亜日報』1971 年 9 月 17 日.
[292] 『中央日報』1975 年 4 月 5 日.
[293] 原作名は『巨人の星』である.
[294]夏目によれば、韓国、台湾など旧植民地からのマンガ版権契約申し込みが多かったこともあり、日本の出版社側は、被植民地意識からくる反日感情を刺激することを考慮し、現地マンガ雑誌に現地作家を起用することを条件としたという（夏目 2003：181–182）.
[295] 70 年代もっとも高い人気を集めたオムンガクの「クローバー文庫」をとおして紹介された日本のマンガの一部である.

第6章

「禁止」と「グローバル」

−80 年代韓国のメディア空間におけるグローバルとローカルの力学−

エレベーターのガールたち…80 年代に大型の百貨店が立てられるまで、韓国人は一度もそういった類型の人間に接したことがない。日本の百貨店ビデオを見て習えってよ。これが生々しい個客サービスの現場だ。習え。サービス時代の始まりだから。[296]

はじめに

開発独裁期における韓国のメディア産業は、権威主義政権による政治的検閲につねに統制されながらも、その一方では極端な商業主義的性格を表しながら急速に成長した。とくに政治的に「光州事件」とともにはじまった 80 年代は、本格的な大衆消費社会に突入した時期でもあった。カラーテレビやビデオ、ビデオゲームなどの新しいメディアが導入され、大企業が本格的に文化産業に進出する一方で、公式/非公式に関係なく、消費主義と享楽主義が文化に対する政治的統制と共存していた。高度成長政策とともに中間層が拡大し、10 代の若者が新たな消費者層として登場したのもこの時期であった。こういった変化は、メディア・大衆文化においては、「海賊版」市場の拡大としてあらわれた。ビデオやゲーム、カセット・テープの不法的流通や消費が、新たなメディア・都市空間を構成したのである。その海賊版の市場は、「法制度の不在」とともに成長した韓国の資本主義的大衆文化の性格を象徴的に示すものでもあった。

それまで市場保護主義の性格を強くあらわしていた韓国のメディア・大衆文化においても、文化産業の規模が急速に拡大していくにつれ、「文化開放」といった新たな歴史的流れがさまざまなかたちで葛藤と矛盾を引き起こした。ソウル・オリンピックや民主化による社会的雰囲気の変化はもちろん、「文化市場開放」に対するアメリカの要求が拒否できない圧力として作用するなど、それまでの文化政策や産業システムのままでは対応できない「グローバルな力」に立ち向かうようになったのである。そのなかでも、「ハリウッド映画の直配」や「万国著作権条約加入」などは、メディア産業の秩序そのものを揺るがす決定的な出来事であった。韓国のメディア・大衆文化がグローバルな法制度や流通システムの影響下に置かれることによって、それまで国内の事情によって展開されていた文化政策や文化産業をその新たな基準に合わせねばならなくなったからである。したがって 80 年代の「文化開放」は、韓国のメディア・大衆文化がいわば「90 年代的なもの」へと移行していくもっとも重要な転換点として捉えることができる。

本章では、「日本大衆文化禁止」をこの「文化開放」の歴史的文脈のうえで検討する。日本大衆文

化は、「文化開放」のあらゆる過程のなかでもっとも重要な事項の一つとして存在していた。ビデオや書籍、カセット・テープなどの海賊版市場の大半は日本のコンテンツで占められ、著作権の問題は、日本大衆文化の輸入の問題と直接的に関連するかたちで捉えられていた。なにより、文化市場が開放され、国際的な法制度の基準が国内のメディア・大衆文化の秩序に適用されていくなかで、そもそも外国に対する「文化保護」を理由に外国文化の輸入を制限しようとする試みであると同時に、国民構築を目的とする国内の文化政治として存在していた「日本大衆文化禁止」そのものに対して根本的な変化が要求されていた。本章はその二つの変化、つまり「文化開放」のプロセスと「日本大衆文化禁止」のメカニズムの葛藤と矛盾をつうじて、「日本大衆文化禁止」がグローバルとローカルな諸次元の力学とどのように絡みあい、せめぎあったのかを明らかにしたい。

本章は4節からなる。まず第1節では、80年代に新たに導入されたメディアを中心に拡散した「海賊版」としての日本大衆文化の境界侵犯のあり方を探る。それは、①法制度の不在、②メディアの境界侵犯、③言説空間といった三つの次元がこの新たなメディアや消費層、文化的環境の変化のなかでせめぎあっていく過程である。第2節では、アメリカによる文化開放の圧力、とくに「万国著作権条約」加入にいたるまでの過程を60–70年代からの歴史的文脈のうえで検討し、その過程における「法的なもの」としての禁止と「言説的なもの」としての禁止の変容を探る。第3節では、そのような「文化開放」による「文化地図」の再編と政策・産業システムの変化のなかで、日本大衆文化をめぐるタブー的言説空間がどのように変化したのかを検討する。小括では、グローバル化によるメディア空間の再編のなかで変化した「日本大衆文化禁止」のあり方を再確認したうえで、その過程を理論的に考察する。

第1節　ビデオの普及と「海賊版」としての日本大衆文化

6. 1. 1. 大衆消費社会への進入と日本ブーム

80年代は、文化領域に対する権力の統制が極端なまで行なわれた時期であった。とくに全斗煥政権による1980年の「言論統廃合」とともに船出した「公営放送」システムのなかで、放送は、事実上、物理的強制によって政府の弘報手段として機能した。そのような暴力的抑制は、メディア・大衆文化全般を統制するものとして作用した。70年代以降に維持されていた事前・事後検閲はもちろん、文化とは直接関連のない公安関連の法的措置が、文化芸術を抑圧する手段として活用された。しかしその一方で、「内需市場」の強引な拡大によって文化産業全般に投入された独占資本の利益が急速に増加していった[297]。つまり80年代の文化産業は、政府の暴力的抑圧と資本の独占的利益の双方によって統制されていたのである。

同時に80年代は、高度成長を経て大衆消費社会に本格的に移行した時期でもあった。消費主義あるいは享楽主義といわれる商業文化が新たな諸メディアとともに登場し、そのなかで日本大衆文化もさまざまなかたちで流入されていった。とくにウォークマンやビデオ、ビデオゲームなどの新たなメディアは、「海賊版」というかたちで、日本大衆文化の境界侵犯を日常的文化として拡散させた。

地上波テレビが公的なメディアとして、基本的に放送倫理委員会や放送審議による統制管理の対象となっていたのとは対照的に、これらの新たなメディアは事実上、国内の法制度では統制が不可能であった。とくに80年代は、新しい中間層の家庭が登場し、国民社会において重要な政治・経済・文化的役割を担った時代（白石　2007：66-67）でもあった。ビデオやウォークマンの普及や10代の若者の消費層の登場（キム　2003：155）は、まさにその中間層家族の登場[298]と文脈を共有するものだったのである。

ビデオやオーディオ、ウォークマンなどの複製メディアの普及は、1970年代までの比較的閉鎖的で一方向的かつ受動的な文化消費のパターンそのものに多大な影響を及ぼした。海賊版音盤を販売する街頭の風景は、社会問題と化していくなかで増加し、都市空間の一部となっていった[299]。その動きはすでに70年代後半からはじまったもので、一度取締りが行なわれると、ビクターレコードやコロンビアレコードなどのラベルを貼った数万枚のカセット・テープが押収された[300]。当時韓国音盤協会の集計によれば、不正・不法音盤の摘発数は78年118件、79年397件で、79年だけでもすでに40万枚以上の海賊版音盤が押収されていた[301]。しかし当時の「著作権」や「音盤に関する法律」などの法制度では、これらの不法音盤に対応することは不可能であった。80年からは「音盤法」の改正案による不法音盤に対する規制が強化されたが[302]、音盤市場の流通秩序を変化させることはできなかった[303]。

そのなかでも日本のポピュラー音楽を録音した海賊版音盤の人気は非常に高かった。当時街頭で販売されるカセット・テープのなかで、日本のポップスを複製したものの値段（3千ー5千ウォン）は、アメリカのポップスを複製したものの（3百ー7百ウォン）の10倍に及んでいた[304]。その背景には、若者を中心とした日本のポピュラー音楽のブームがあった。とくにそのブームは、日本式のカラオケで日本の歌謡曲を歌っていた既成世代ではなく、大学生や高校生などの若者を中心に広がった新たな現象であった。新村や忠武路などの大学街や繁華街では近藤真彦、西城秀樹、松田聖子など最新のポップスを流す喫茶が流行りはじめた[305]。映画雑誌『スクリーン』の調査によれば、記者が訪れたソウルの音楽喫茶14個のうち、半分以上が日本のポップスを流していたという。そのようなブームは、海賊版のマーケットと緊密に連携していた。海賊版カセット・テープの値段は、6百ウォン前後から3千円前後へと爆発的に上昇した[306]。

そういった若者層による日本ブームは、新しい消費文化を求める動きの一つとして捉えることができる。「女子高校の一組60人のうち35人が日本の雑誌を愛読している」という1985年の新聞記事が示しているように[307]、翻訳・脚色されていない直接越境してきた日本のメディアは、海外の新しいトレンドの情報源であった。10–20代の若者たちは、その「国籍」を認知したうえで国内の統制を受けない日本の文化商品を積極的に受け入れていった。

資料 6-1 80 年代、10-20 代のあいだで流行した日本の雑誌[308]

しかし 80 年代の日本大衆文化ブームは、若者層だけに限った現象ではなかった。若者層が音楽喫茶で近藤真彦の「ギンギラギンにさりげなく」を聴いているあいだ、若者層の新たな消費文化を問題化していた親世代はカラオケでいしだあゆみ「ブルーライト・ヨコハマ」を歌っていた。カラー放送を開始たテレビ放送では、「荒唐無稽な空想アニメの放映禁止措置」の宣言にもかかわらず[309]、依然として多数の日本のアニメが国籍を隠したまま放映されており[310]、「Non-no」「アンアン」のような若者向けのファッション誌以外にも「文藝春秋」「主婦と生活」などの雑誌が活発に消費されていた[311]。つまり「消費」が新たなキーワードとなっていた 80 年代の韓国社会において、日本大衆文化の境界侵犯は、それまで蓄積されていたあらゆるかたちの実践が絡み合いながら行われたのである。

6.1.2. ビデオの普及と境界侵犯の変容

新しいメディアは、社会のなかでまったく新しいもののままでは認識不可能であるため、その生成には、それまでに存在した事象が反映している。新しいメディアは、既存のメディアの延長上において捉えられ、意味付与され、社会的に共有されていくのである（水越　1993：271-272）。ビデオという新しいメディアを「日本大衆文化禁止」の側面で考える場合、その普及の過程や利用のされ方は、技術的にも、文化社会的にも、釜山の電波越境テレビの延長上で把握することができる。そしてさらにその背景には、ビデオが普及するグローバルな次元の文脈が作用している。

アメリカの専門家たちによって通信衛星、有線テレビとともに「テクノロジーのトロイカ」とも呼ばれたビデオは、既存の公共性が強調される既存のメディアとは区別されるメディアとしてさまざまな大衆文化を流し、ビデオは、「日米のエレクトロニクス帝国主義」というアルマンド・マテラ

ルトの表現が示しているように、70-80 年代の文化帝国主義議論を構成する重要なメディアでもあった[312]。そもそもビデオの普及とそれをめぐる諸問題は、韓国だけではなく、世界的な規模で起きた現象であった。ビデオの拡散が、政治、文化、理念および社会階層間の障壁を超越し、急速になされるなかで、不法ビデオの流通に関連した法的・経済的問題と、淫乱・低質ビデオの氾濫に関連した社会・文化的問題が深刻化していった。

ビデオをめぐる制度的葛藤は、先進国においても共通の問題であったが、とくに、①テレビ放送に対する政府の政治的介入や運営、②テレビ放送チャンネルの限定、③娯楽用マスメディアの多様性の欠如、④公共の文化余暇施設の不足、⑤海賊版市場の拡散などの構造的特徴をもつ後進国においては、ビデオの普及の急速な増加によるさまざまな問題が生じた。とくに外国から流入するビデオテープに対する制度と実践との葛藤は多大なものであった。受容者の積極的な消費と政府の消極的対処が絡みあい、新しいビデオ文化の浸透に対する責任が空白状態になっている一方で、文化帝国主義批判が浮上し、アメリカなどの他の先進国からは、後進国の不法ビデオの流通状況による財政的損失を強調する議論が活発化していったのである（ジョン　1990：63)。

70 年代中盤に紹介されたホームビデオは、アメリカやヨーロッパ、日本などでは、①テレビ番組を録画して後で視聴する、②家庭のライブラリーを構築する、③貸出あるいは購入した映画や音楽ビデオなどを便利に楽しむメディアとして規定されたが、その後、第三世界諸国においては録画テープの視聴を主な目的とするメディアとして普及した。つまり欧米からプログラムの輸入が中心的効果となったのである。その過程は、メディア帝国主義批判の論争を巻き起したが、マーク・レヴィーとベリー・ガンターが指摘しているように、その一方にあるオーディエンスの積極的な消費や解読の面においても極めて多大な変化をひき起こした(Levy and Gunter 1988:1-4)。

とくにラテンアメリカやアジアなど、第三世界の特徴は、国民国家と文化の生産/消費システムの構築がほぼ同時に行われたことである。テレビをはじめとするマスメディアの世界的普及がそのまま第三世界諸国における社会文化的問題に直結したのである。アルマンド・マテラルトをはじめとするメディア研究者らが「ラテン・映像空間（Latin Audio-Visual Space)」におけるマスメディアをナショナル・アイデンティティの問題として注目してきたのは、そこには、メディアのグローバルな普及過程との連続的な文脈が存在するからである(Schlesinger 1991：147)。「社会的統合」と「経済成長」を優先的目標とする第三世界諸国において、メディアは、集団コミュニケーションの効果的な結合より、むしろ西欧の個人化した多元的文化を流入させる状況をつくりだすことで、アイデンティティの問題は生産しつづけたのである。したがってビデオなどの新しいメディアによるさまざまな流通・消費の過程に対しても、エヴェレット・ロジャスが主張しているように、けっしてそれをオーディエンスだけの問題として「個人非難」(individual-blame) してはいけない。政治経済的な下部構造が脆弱な諸国家においては､政府および主導システムの制度的欠陥(system-blame)がより根本的な問題だからである[313]。

韓国においてビデオというメディアが市場に正式に導入されたのは、カラーテレビの放送が開始された 1980 年の前後のことであった。1979 年、大宇、三星、金星などの大企業による初の国産 VTR が生産されるなか、1981 年 9 月には５つのいわば「ビデオ・プロダクション」が文化広報部に登録

され[314]、ビデオの制作や劇場版映画の複写、販売などを担いはじめたのがその出発点であった。それまでは日本のビデオデッキが輸入され、90 万ウォン台の高い値段で流通されていた[315]。

しかしビデオは、唯一のビデオ専門雑誌「月刊ビデオ」の創刊号[316]で述べられているように、その登場に対する当初の期待とは正反対に、普及が開始される段階から「陰性的かつ退廃的なメディア」として問題化されはじめた。ビデオ・プロダクションによるソフトの複写や販売、駐屯米軍と外国観光客による外国のビデオソフトの国内搬入などによって、非公式的な海賊版市場が拡大し、性的かつ暴力的な映画ソフトが氾濫しはじめたのである[317]。とくにビデオが「家電」として各家庭に普及されるまでのビデオをめぐるさまざまな風景は、60 年代の街頭テレビがそうであったように、都市空間における新たな文化現象であった。明洞、忠武路、南大門など、ソウル市内の繁華街にあるレストランや料亭はもちろん、喫茶店やサウナの休憩室にまでビデオが設置され、米軍 PX や海外旅行者によって搬入された日本の映画や釜山で録画された日本のテレビ番組が上映されたのである[318]。こういった海賊版ビデオをめぐる経験は、普及の段階からビデオに対する認識を固着される一つの原因でもあった。

> われわれは草創期からビデオに関する誤った認識が広がり、ビデオを生活文化の媒体として利用するより娯楽的手段に転落させてしまった。ビデオといえばすぐ低質、桃色映画を連想するぐらい、毒キノコみたいに陰地で染む、どこか隠密で密かなところで鑑賞するものだと勘違いしている。(『月刊ビデオ』1985 年 4 月創刊号)

①国家の戦略産業としての生産向上と内需の創出、②開放化における海外の映画製作会社をめぐる加熱な版権競争、③初期段階の不法複写ビデオの流通などを主な特徴にして急速な大衆化を果たした韓国のビデオ産業(ジョン　1990 : 68)において、もっとも重要なコンテンツは外国のソフト、とくに日本の映画やアニメであった。釜山に越境してくる日本のテレビ番組がこのビデオテープに録画され、ソウルなどの都市で流通されることもあった[319]。その日本のテレビ・ビデオの流通は、日本大衆文化をめぐる釜山の特殊な経験を全国で体験することのできる普遍的な文化にしたのだ。

> 釜山で視聴できる日本のテレビはわが国のテレビに大きな影響を及ぼしている。たまに日本のものと同じフォーマットのプログラムが放映されたりもする。ビデオテープにコピーされた日本のテレビバラエティーが出回ったりもする。最近急速に増えている都市中心街のビデオテープ商店には日本のテレビプログラムの複写版が多い。現在公式的には日本の映画や歌謡ディスク、ビデオテープなどは、韓国の市場で流通が禁じられている。しかし現実はちがう。ビデオテープ商店の商品のうち、ほぼ 50%程度が日本制作の芸能ものである。そのほとんどは釜山の方で録画されたものの複写版である。(『東亜日報』1981 年 7 月 7 日)

釜山における電波越境のように、したがってそれまで国籍が隠されたまま流通されていた日本大衆文化の国籍がビデオによって明かされはじめたのもこの時期のことであった。子供たちが韓国語

に翻訳された「マジンガーZ」の主題歌を歌っていた1970年代まで風景は、オリジナル版を録画したビデオに接した子どもたちが日本語でその同じメロディを歌うという新たな風景と共存するようになった。

> 先月ソウル市のある私立小学校で行われた運動会で、ひとりの生徒が日本語で応援歌を歌いだすと、大勢の生徒たちが日本語の歌を合唱し、教師はもちろん運動会をみにきていた父母らを唖然とさせた。この学生は家のVTRでみた日本のアニメ「マジンガーZ」の主題歌を歌ったのだが、驚くことにこれを歌いだすと他の生徒たちも原語そのもので一緒に歌い、突然日本語の歌が流れたのである。（中略）ソウル中区小公洞地下商店街のSビデオ店で販売している子ども漫画映画のテープは、20個中16個が日本語版で、「マリンボーイ」「宇宙少年アトム」「アラジンと魔法のレンプ」など子どもたちによく求められるものであった。・・・江南区狎鴎亭洞Bビデオ店でも「イーグル5兄弟」「マジンガーZ」「ロボットシグマ」など、日本のテレビで放映されたことのある宇宙空想漫画映画を子ども用に備えている。（『朝鮮日報』1981年6月26日）（下線引用者）

ビデオにかんする社会的関心が本格的に現れはじめたのは、ビデオデッキの普及量が5-60万台まで増加した80年代中盤のことであった。80年代中盤には、ビデオを貸与、販売するショップはソウルだけで400ヶ所に及び、81年に5ヶ所だったビデオ・プロダクションは33ヶ所まで増加した。「月刊ビデオ」（1985年4月創刊）、「月刊スクリーン」（1984年3月創刊）などのビデオ専門雑誌あるいはビデオを積極的に扱う雑誌が創刊されたのもこの時期であった[320]。これらの専門雑誌は、80年代をとおして既存の新聞とともにビデオのヤミ市場での流通や消費を問題化する役割を担った。

> ビデオの登場によって自由に複製が可能になったことは、お茶の間にテレビだけが置かれていた時代とは著しく異なる形の「テレビ文化」をつくり出した。ビデオ・プロダクションによるソフトの複写・販売が活発に行われたのはもちろん、外国のビデオソフトが国内に駐屯している米軍や外国観光客などの個人によって流入することも、ビデオの登場によって現れた現象であった。その結果、非公式な、いわば海賊版市場が拡大し性的かつ暴力的な映画ソフトなどが氾濫するようになった。（『月刊スクリーン』1984年11月号）

しかし唯一のビデオ専門雑誌として創刊された「月刊ビデオ」の諸記事が著しく示しているように、メディアによる「問題化」は、きわめてアンビヴァレントな性格をもっていた。創刊当時から「月刊ビデオ」は日本のソフトの氾濫にかんするルポ形式の記事を掲載しつづけたが、その一方では、自ら積極的に日本のソフトを雑誌のコンテンツとして活用した。90%に及ぶ日本のアニメビデオの流通を批判しながら同時に「推薦ビデオコーナー」などで日本のアニメソフトを紹介することもあれば[321]、アメリカや日本のポルノビデオが米軍のPXなどをつうじて密輸、流通される現状を批判しながら[322]、日本のAVビデオを、ヌード写真を含んだAV女優の詳しい情報ともに紹介するこ

ともあった。

> ビデオ王国日本でポルノ・テープが全盛期を迎えることで、いわば「ビデオ・スター」が脚光を浴びている。10 代後半から 20 代前半までの若い女の子たちが大胆なポーズで登場するのだが、さすがセックスの王国ぶりを見せてくれている。(『月刊ビデオ』1986 年 5 月号)

また下の図でわかるように、ビデオシステムの情報にかんする記事の場合、日本のコンテンツをそのまま使う場合も多々あった。ビデオ雑誌は、ビデオ文化を批判しながらも同時にビデオ産業を露骨に広報する手段として存在していたのである。

資料 6-2 「月刊ビデオ」で紹介されるビデオ編集関連記事[323]

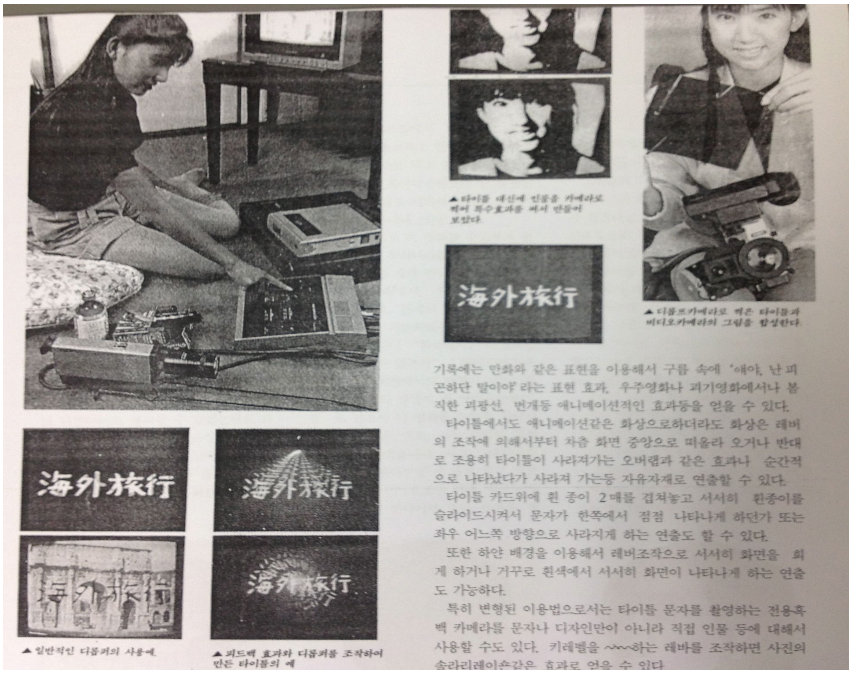

このようにビデオが 80 年代における消費主義と享楽主義、または低俗かつ退廃的な外国文化の窓口の象徴として消費されていく背景には、ビデオ産業がもつ構造的な問題が存在していた。1982 年、全斗煥政権は、先端技術を集中的に育成するという方針の下に、VTR の特別消費税を 40%から 4%まで大幅に下げ、30 万ウォン代のビデオデッキの生産を可能にした[324]。三星、金星などの財閥企業がビデオ産業に参戦し、市場を拡大させた背景には、政府の政策的支援があったのである。そのような文脈のうえで韓国のビデオデッキ産業は、89 年に世界ビデオ生産量の 9%を占めるまで成長した（ウォン・チェ・ナム・パク 1990：126)。公演倫理委員会の調査によれば、カラーテレビの普及率が 83.2%、ビデオの普及率が 18.1%におよんでいた 89 年には[325]、ビデオを鑑賞する人口が映画館の観客より 7 倍まで増加していた[326]。

しかしそういったビデオ産業のハードウェア的成長とは対照的に、ソフトウェアとしてのビデオ産業の規模は、質と量ともにきわめて貧弱なものであった。ビデオソフトを制作するための国内のシステムが劣っていたため、その空白がアメリカと日本の海外のコンテンツを中心とした不法ビデオによって埋められるようになったのだ。韓国政府が発行する「青少年白書」によれば、1986 年に確認された不法ビデオだけでも５万１千４百点に及んでいた[327]。さらに 1987 年には国内ビデオテープの国内販売量である年間 500 万枚のうち、8 割以上が暴力、退廃、淫乱、わいせつな不法ビデオであると報告されている[328]。その過程は、後進国におけるビデオ普及をめぐるジレンマを顕著に表すものであった。

①ビデオが出現したとき、一部の特権層だけが所有できる高額の個人メディアとして認識され、ヤミの市場を背景とする急速な海外からのビデオテープが広く流通される。

②初期のビデオ利用者は政治、経済的集団に限られているため、少数の人びとによるビデオ受容を最初から統制することは容易ではない。

③一部政治的混乱がつづく国家では、娯楽用のビデオの利用を放置することによって一般国民の政治的関心を弱化させるという権力集団の計画が作用する。

④不法ビデオの流通構造を徹底的に取り締り、ビデオテープの厳格な審査と検閲を寿行するための実際の制度的装置が整えていない。（ジョン　1990：63）

消費主義と享楽主義が拡散した 80 年代の韓国のメディア空間において、日本大衆文化がビデオをつうじて流通・消費された過程は、①法制度の不在、②メディアの境界侵犯、③言説装置の構築といった「日本大衆文化禁止」の性格を象徴的に表す現象であった。とくに日本大衆文化に対する否定的なイメージは、この「海賊版」としてのメディア文化に対する否定的な認識と絡み合うかたちで禁止の言説空間のなかで語られた。60−70 年代から釜山のメディア・都市空間を構成した電波越境が、ビデオという新しいメディアをつうじてソウルで経験されるようになったのである。それは、ソウルという都市空間が境界空間としての性格を強くもつようになったことを意味すると同時に、「日本大衆文化禁止」を遂行した「否認のメカニズム」のあり方が根本的に変化せざるをえなくなったことを意味した。グローバルに流通される大衆文化のより直接的な消費を可能にしたビデオの普及によって日本大衆文化も直接的に消費されるようになり、「翻訳」や「脚色」「修正」などの「歪曲」が課されていたそれまでの境界侵犯のあり方が根本的に変化するようになったのである。ビデオは、電波越境がそうであったように、境界空間を拡張させると同時に自ら境界空間として普及されていったのだ。

第２節　グローバル・システムへの編入と「禁止」

6. 2. 1. 著作権問題としての「日本大衆文化禁止」

1960 年代以降、急速な経済成長による短期間での近代化を経験していた韓国社会は、70 年代、資本の成長やメディアの普及をつうじて大衆消費社会に進入した。そのなかで文化産業は、韓国資本主義の外資依存的特殊性や国家権力の文化政策の影響が深く刻まれる形(チョウ　1992:172)で形成された。とくに韓国の大衆文化は、公式的かつ露骨にアメリカ文化志向的な性格(イ　1984 : 277)を表していた。それは当時アメリカに対する軍事、政治、経済的依存の文脈で論じることもできるが、アメリカへのそうした過剰な模倣と同一化は、なによりも過去の植民地支配に対する敵対や憎悪が原因となった、日本からの離反によるもの(ユ　1998 : 446)であったことをも理解する必要がある。

しかし前述したように、「日本産」の大衆文化の輸入・配布が許可を得ることができないなかで[329]、アニメ、マンガ、ポピュラー音楽などの大衆文化は、模写、密輸、剽窃、複製、国籍の変更などのさまざまな方法によって消費されていった。とくにそのような流入は不可視化された海賊版市場のみならず、テレビ放送、出版などの公式的な場において日本大衆文化の消費・流通を拡散させた。その状況は、政府の水準で認知はされていたものの、「国民意識」を言及する以外に具体的な対策がなされることはなかった。

政府関係者が日本の大衆文化の流入を認識していた 1970 年代と同じく、1980 年代にも国会と政府機関の水準でこの問題が論じられていた。1982 年の「国会文教公報委員会」で「文教公報部」の長官李振羲（イ・ジンヒ）は、当時日韓のあいだで重要な問題と浮上した歴史教科書問題を言及しながら次のように述べている。

> 日本の歴史小説や文芸作品、大衆マンガが事実上多く氾濫しています。このようなことは今回の事件（歴史教科書問題 : 著者）を契機としてわが文公部の権限が許される限り整備をする努力をいたします。（中略）議員が指摘された通りマンガをつうじてなどのさまざまな形態で入ってくる可能性がありますが、それに対しても我々は徹底的に注意、また注目をし、それらが我々の国民意識を衰えさせることのないよう、措置を講じていきたい。（大韓民国国会　1982 : 97）

いうまでもなく、当時流入していた日本の大衆文化は「著作物」であった。それは、「日本大衆文化禁止」というこの特殊な現象において考慮されるべき水準と要素が、日韓の歴史的経験による民族感情の問題だけではないということを意味する。実際日韓のあいだには「著作権」をめぐる摩擦が存在しなかったわけではない。1981 年に日本の小説「なんとなく、クリスタル」が四つの出版社から海賊版として出版されていたことに対して「河出書房新社」が抗議する一方で[330]、1984 年にはチョー・ヨンピルのヒット曲「釜山港へ帰れ」の作曲家が日本のレコード会社や日本音楽著作権協会に対し印税の未支給を問題化するなど[331]、著作権の問題は、日韓のあいだの文化市場が成長していくにつれて看過することのできない重要な要素として浮上していた[332]。

独立後の韓国における初の著作権法は、1899 年の日本の著作権法を模する形で、1957 年に制定

された(ジョン　1993：106；ハン　1994：33−34)[333]。その後、著作権法は30年間も改定されることなく維持されたものの、実際は全75ヵ条をめぐって、さまざまな議論が制定直後から活発になされていた。そのなかでも議論の争点となったのは、外国人著作物にかんする唯一の条項であった「著作権法」第46条における「国際著作物」にかんする内容であった。

「著作権法」(法律第432号) 第2章第46条 (外国人著作権)：外国人の著作権に関しては、条約に別段の規定がある場合を除き、本法の規定を適用する。但、著作権保護に関する条約に規定がない場合、国内においてはじめてその著作物を発行した者に限って本法の保護をうける。(文化公報部　1979：640)

この条項が示しているように、当時の著作権法は、外国人著作権の問題について事実上排除していた。社会的認識においても、「著作権とは、著作者が自分の著作物上でもっている一切の人格的・財産的権利を意味する (著作権法第7条)」という著作権の意味自体を、 国内の出版物を中心に理解する程度にとどまっていた。

われわれの貧弱な出版事情からして国際条約を堂々と結べないのは理解できるとしても、少なくとも国内作家の作品だけは尊重する気風が醸成されねばならない。(『朝鮮日報』1962年3月27日)

しかしその一方では、著作権法にかんする実質的論争もはじまっており、「外国人著作権問題」を中心とした法令の改定や万国著作権条約加入にかんする問題が提起された。1961年の「文化教育部著作権関係者会議」後、朝鮮日報の紙上で行われた「論争」は、それを端的に表しているといえよう。当時会議に参加していた郭少晋(カクソジン)は、「世界著作権条約加入の必要性」というタイトルで、①国際的威信の確立、②出版業の企業家による良書出版の促進、③翻訳者の権益保護の三つを理由に法令の改定や万国著作権条約加入の必要性を3日にわたって主張した[334]。

それに対し、「出版協同組合」は、2日間のコラムをつうじて「これは出版だけではなく新聞・雑誌・放送・音楽・演劇・映画など文化全般をめぐる重大な問題である」と述べ、①条約加入後国内産業が打撃を受けざるを得ないことや、②条約加入の問題はあくまでも自国の自由な選択権であるということ主張した[335]。そして「海賊版の氾濫による国家威信の墜落」[336]を警告した「威信論」と「万国著作権条約加入による膨大な損失」[337]を強調した「経済的利益論」が、「国益優先」といった枠のなかで展開された。

1970年代に入ると、「文化公報部」の長官が万国著作権条約加入を直接的に言及し[338]、著作権にかんする「国際シンポジウム」が開かれるなど[339]、その議論はますます活発になっていった。そして「韓米商工長官会談」でアメリカ側が著作権保護を正式に要請するなど[340]、外国の圧力が強まりはじめた1970年代中盤、韓国政府は「外国著作物出版登録制」や「著作隣接権の新設」などの内容を含む「著作権法改定案」を準備していた。結局改定は実現しなかったものの、一連の論議や試み

は、国内の著作権問題を解決するとともに、万国著作権条約に加入することなく国内の行政措置によって外国人著作権を保護し、国際的圧力を弱めるためのものとなったことは確かである[341]。急速な産業化や資本主義への移行を経験していた韓国社会において、国際著作権は、その歴史的流れに伴う問題として浮上したのである。

つまり 1988 年オリンピック開催[342]、グローバル経済への進入などに挑む韓国政府としては、国際著作権問題は、海賊版を輸出する国家というイメージから脱却するために解決せねばならない問題であった[343]。これは 1960 年代につづいた「威信論」の延長線とも理解できるだろう。しかしなによりもこの問題は、「経済的利益」の側面でその劇的な変化をこうむることとなった。

6.2.2. グローバルな法制度とローカルな文化禁止の力学

1980 年代、巨額の財政赤字および貿易赤字に苦しむなかで、レーガン新政権は、米国産業の利潤率を回復し、国内や海外市場で競争力を保つという経済目標をかかげていた(McCormick 1992 : 360-361)。そして著作権を含む知的所有権は、その「レーガノミックス」の主な戦略の一つでもあった。当時多くのアジア諸国はいわば「グローバル・ネットワーク」の外部に置かれていたが、アメリカ政府は、その国際的規範を受け入れていない諸国に対しては「両者間交渉」などの方法で自国に有利な市場状況をつくりあげた。そのような「知的所有権に対する貿易志向的アプローチ」というアメリカの戦略は、「ウルグアイ・ラウンド」を前後としてより明らかになった(ジョン 1998 : 244)。

「レーガノミックス」の絶頂期(McCormick 1992 : 363)ともいわれる 1984 年は、韓国の著作権法問題にとって、大きな転換となった年であった(ハン 1992 : 35)。1983 年の「第一次韓米工業所有権会談」で韓国社会による自国の商標、特許、著作権などの知的所有権侵害を指摘したアメリカ政府は[344]、1984 年に入ると、「第 3 次韓米経済協議会」「第 11 次韓米通商長官会談」「商業長官会談」などをつうじて「金融・保険・映画などサービス部門の開放や特許・商標および著作権に対する保護措置を行うこと」を積極的に要請した[345]。

そのような直接的圧力に対して韓国政府は、対外的には著作権法改定や万国著作権条約加入に向かっている姿勢をみせながら、国内では世論、とくに文化産業界を意識しながら徐々に議論を広めていった。したがって 1984 年を基点に、著作権法をめぐる議論は量的、質的ともに大きな変化を経験することとなった。基本的に 1960 年代からの「威信論」対「経済的利益論」といった論理の枠はそのまま維持されるなかで、万国著作権条約加入後の予想被害規模が数値化され、比較的有利な条約の選択を求める現実論が台頭するなど[346]、その内容は以前に比べてより具体的なものになっていった[347]。

そのなかでアメリカは、1985 年 3 月、既存の条件にソフトウェアを追加し、「GPS」(一般特恵関税制度)の実行日である 1987 年 7 月 1 日までに知的所有権の保護措置が行われない場合、GPS における韓国の利益を減らすと警告する一方[348]、韓国を含む 10 ヵ国[349]を「模造品国家」として規定すると通報した[350]。そして 10 月、レーガン政府は韓国の知的所有権侵害に対して「スーパー301 条」[351]を発効することを発表するにいたった。この「スーパー301 条」は、まさに「知的所有権に対する貿

易志向的アプローチ」というアメリカの戦略の象徴的条項であり、それは、この条項が提示された時点ですでに韓国政府がアメリカ側の要求を受け入れざるをえなくなっていたことを意味した。結局これによって韓国政府は、「韓米通商交渉」をつうじて、①1986 年 4 月までに外国人著作権保護のための著作権法改定案を国会に上程、②立法措置後 1987 年から施行、③1988 年までに万国著作権条約に加入するといった内容に同意した[352]。

それ以降、出版界を中心とした国内のはげしい反発にもかかわらず[353]、1986 年 8 月の「韓米通商交渉」で、韓国政府は、①1986 年 9 月の「万国著作権条約」加入、②アメリカの著作物に対する 1977 年からの遡及（10 年）に合意した[354]。そして 1986 年 10 月 20 日、政府は次のような提案の理由に基づき、「著作権法改定法律案」を国会に提案し、外国人著作権の保護にかんする内容を改定した。

> 「改定著作権法」第 3 条（外国人の著作物）——①外国人の著作物はわが国が加入または締結した条約によって保護される。②わが国に常時居住する外国人（わが国に主な事務所をもっている外国法人を含む。以下、この条で同一）の著作物と最初わが国で発効された外国人の著作物（外国で発行された日から 30 日以内にわが国で発行された著作物を含む）は第 1 項の規定にもかかわらず本法によって保護される。③第 1 項および第 2 項の規定のよって保護される外国人の著作物でも、相手の国でわが国国民の著作物を保護しない場合は、それに対応し条約および本法による保護を制限することができる。（大韓民国国会　1986：545）

したがって「万国著作権条約」に加入した 1987 年 10 月 1 日を期して、「万国著作権条約」加入国の著作物は、韓国国内で保護されることとなった。当時量的、質的ともに画期的な変化を経験していた韓国の大衆文化産業は、「著作権法改定」や「万国著作権条約」加入によってまったく新しいシステムの構築、つまり文化産業自体の再認識や再構築を行わざるをえない状況に直面することになったのである。

「万国著作権条約」への加入によって、それまで韓国社会における「公共の利益」（Foucault　1976＝1986：32－35）が最善の目標として設定されていた「国際著作権法」の問題は、根本的な変化を迎えた。国際的水準の法的効力が発生したからである。それは、ナショナル・アイデンティティの保護、国内文化産業の育成などの「利益」が考慮されるべき重要な要素であった「日本大衆文化禁止」の問題にも同じく多大な変化が訪れることを意味した。

1989 年、市民団体、出版関係者などの激しい反発のなかで、「三国志」や「ドラゴンボール」「北斗の拳」などのマンガが直接契約を結んで出版、連載された[355]。口頭による契約ではあったものの、日本マンガの出版としては初の版権契約であった[356]。

資料 6-3 日本複写マンガ出版社別発行状況（1987－1990）[357]

	版権契約マンガ			複写マンガ			計
	児童用	成人用	計	児童用	成人用	計	
1987					10	10	10
1988					134	134	134
1989	1	1	2		34	34	36
1990	2		2	18		18	20
計	3 種	1 種	4 種	18 種	178 種	196 種	200 種

それは、1998 年の「第一次日本大衆文化開放宣言」を 10 年も前にして、すでに禁止の解除が部分的に行なわれはじめたことを意味する。1987 年「万国著作権条約」に加入し、アメリカの要求を全面的に受け入れた韓国としては、この時点で外国人著作物に対する政策的な実践を行わざるをえなくなっていたのである。

出版界に非常状態だ。昨年 7 月韓米間の著作権交渉が妥結され、今年 7 月 1 日から改定著作権法が発効されることを契機に、外国出版界から無断転載を禁じる警告が迫ってきている。（『中央日報』1987 年 1 月 13 日）

日本でベストセラーになって上位にランクされている本が、一か月もたたないうちに翻訳されている例はめずらしくないのが現状だ。また、韓国における輸入図書の国別の構成比をみると、日本が 53.8%、アメリカ 29.2%、イギリス 4.5%、西ドイツ 2.2%などとなっているが、日本の比率が相当高い。ともあれ韓国の著作権条約加入によって、日本の著作権者、出版社に翻訳権の使用料が入ってくることになる。その金額がどれぐらいになるかどうかは推計でしかないが約 5 百億ウォン（91 億円）から 940 億ウォン（171 億円）になるという。いま、韓国出版界は大きな波に洗われているといえよう。（『読売新聞』1987 年 10 月 5 日）

アメリカとの交渉が妥結された 1 ヵ月後、EC 委員会は、「もし私たちが差別されることになる場合、それに適切な対応措置を行わざるを得ない」と[358]、アメリカと同じ水準の市場開放や知的所有権保護を要求した。そして 1987 年 2 月には、日本政府が非公式文書をつうじてアメリカと同じ条件、つまり 10 年遡及適用を含む著作権保護措置を要求した[359]。日本国内の議論においても、韓国の「万国著作権条約」加入は一つの転機となったといえよう。

韓国は昨年の 7 月に新著作権法が実施されまして、「万国著作権条約」にも加盟いたしました。「万国著作権条約」は遡及いたしませんので、10 月 1 日以降に演奏された日本人の作品につきましては使用料の撤収が当然行われるべきでありますけども、ご存知のとおり、とにかく韓国では放送とか一般の公演では日本の音楽は演奏禁止になっております。（中略）しかも隣

国であるということを考えると、その友好関係を発展させるという点から全く異常な状態がつづいているわけでございまして、私どもは、こういうことも何とか政治の力でこのような規制が早く解かれることを強く望んでおります。(日本国会　1988：2)

日本にとって韓国の「万国著作権条約」加入は、「お互い保護関係をもつこと」(日本国会　1986：11)を意味した。それまでは韓国との関係を考慮し、積極的に触れることができなかった日本の大衆文化の輸入問題などに関しても、「国際著作権」問題の水準であつかうことができるようになったからである。ローカルな水準、つまり日韓両国の関係のなかで作動していた「慣例」が、グローバルな水準の「法」、つまり多国的関係によって変化しはじめたのだ。したがって日本としては、「禁止」という複雑で曖昧な部分に触れることなく、直接日本の大衆文化の輸入問題を語ることができるようになった。

「日本大衆文化禁止」と「国際著作権」のあいだのジレンマは、構造的問題に直接関連していた。「万国著作権条約」加入後、韓国のマンガ市場は事実上開放されているにもかかわらず、正式な審議を行えない状態であった。審議を行った場合、事実上「日本大衆文化禁止」の解除、つまり開放を認めることになるからである。

そして「合法的な版権契約によって翻訳・出版されているマンガに対して事前審議を行うべきである」[360]という意見を正式に提起した「韓国刊行物倫理委員会」は、1991年から外国マンガに対する「事前審議制度」を実施、「Dr.スランプ」など、正式に輸入された3種45巻の日本マンガに対する審議を行い、販売を許可した。マンガ作家団体などの反発をよび、一ヶ月で保留されたものの、それは初の正式輸入であった(文化体育部 1994：170)。

自由出版化と国際著作権法の発効などにより、無断複写が国際的問題をひき起こす可能性が出てくるなかで、各出版社が法的経路をつうじて日本マンガの輸入を模索する一方、一部の出版社は依然として無断複写したマンガを流通させている状況である。(韓国刊行物倫理委員会　1991：27)

このような「韓国刊行物倫理委員会」の決定(事前審議：引用者)は、最近の出版自由化政策に便乗した一部のマンガ出版人が日本など外国の淫乱・暴力マンガを無分別に複写出版し、青少年の情緒に悪影響をあたえているだけではなく、外国との著作権紛争まで起こるなど、深刻な問題をひき起こしているという判断によるものである。(『中央日報』1991年2月24日)

そして1992年、集英社とソウル文化社間の初の正式版権契約によってマンガ「ドラゴンボール」が出版された(文化体育部 1994：48)。また放送委員会は1991年に改定された放送法に基づき、1992年7月1日からテレビアニメや海外からの放送物に対する審議を施行した(韓国放送委員会 1992：1−2)。日本の「文化協定」妥結要求が拒否されるなど[361]、「禁止」の体制が慣例的には維持されつづけるなかで、公式的なものとしての「禁止」が部分的に解除されはじめたのである。読売新聞の記

事でも述べられているように、万国著作権条約は、日本にとってもアジア市場に対する本格的進出の契機となった。

> さまざまなメディアを統合するような形で拡大しているマンガは、国境をも越える。東南アジアでは、かなり前から日本マンガが海賊版として出回っていたが最近、韓国、台湾が前後して万国著作権条約国となり、日本の出版社と提携して、マンガ雑誌を続々と創刊した。(『読売新聞』1993 年 12 月 4 日)

このような新たな動きのなか、1987 年に改定された著作権法は、1993 年 12 月、「ウルグアイ・ラウンド」(UR) の「知的所有権分野協定」(TRIPS) を受容するために再び改定された (ハン 1992：45)。「ウルグアイ・ラウンド」がベルヌ条約水準の著作権保護を規定しているため[362]、韓国は「万国著作権条約」や「ベルヌ条約」両方の基準に対応せねばならなくなったのである。日本で韓国における日本の大衆文化の流入実態が、問題化されはじめたのは、著作権問題によって、この問題がナショナリズムではなく産業の次元で浮かび上がったからである。

> 日本のテレビ局の海外商品権を管理する米国の代理店から、このほど韓国のテレビ局に、「日本の番組を模倣している。著作権料として 3 万ドルを払え」との文書が舞い込み、韓国で“モノマネ番組”が問題になっている。韓国テレビが外国番組を模倣しがちなのは周知の事実だが、外国から抗議が寄せられたのは初めて。ナショナリズムがとびきり強い反面、外国のものを無造作に模倣しがちな面もある韓国。今回の問題は、本格的な国際化時代を迎えたこの国の、新たな課題をはからずも示したものといえそうだ。(『読売新聞』1993 年 2 月 3 日)

「万国著作権条約」の発効は、日韓の文化フローを日韓間の文化越境の問題ではなく、グローバルな規範の下で制御させはじめた。もちろん「歴史的記憶としての日本」という重要な要素を考慮に入れると、単純な図式でまとめることはできないが、このグローバルな法制度がローカルな慣例に実質的な変化を及ぼしたことは否定できないだろう。そしてそれは、「日本大衆文化禁止」といったきわめて特殊な現象が、日韓関係の産物のみならず、グローバル化の過程におけるローカルな歴史的条件であったことを意味するともいえるのではないだろうか。

6.2.3. 著作権問題と「日米韓」の文化的関係

東アジアのグローバル化や文化的アイデンティティをより具体的かつ歴史的に考察するためには、さまざまな段階に至るグローバルな膨張の「全体方向」(Hall 1991＝1999:54) を理解せねばならない。それは、生産者と消費者間の関係性のなかできわめて複雑かつ多様な形態で現れる「文化的グローバル化」の過程を、「拡散」(diffusion) だけではなく、それに至る「賦課」(imposition) や「模倣」(emulation)、つまり相互作用の様式の側面から理解することを意味する (Held・McGrew・Goldblatt・Perraton 1999＝2002:330)。

90 年代以前の韓国における「日本大衆文化禁止」という現象がもつ意味は、そのような文脈で説明することができよう。とくに本章は、1945 年の独立後形成・維持された「日本大衆文化禁止」が厳格な法制度的規範ではなく、流入に対する批判や禁止の宣言などによって曖昧に遵守されていたことに着目した。日本の大衆文化に対する慣例的規範が韓国の大衆文化をめぐる制度、実践、言説においてきわめて重要な歴史的条件として作動していたからである。

なにより日本の大衆文化をめぐるさまざまな現象は、韓国社会において「歴史的記憶としての日本」と「文化的経験としての日本」がいかに激しく衝突しつづけていたのかを象徴的に示すものであった。そもそも「日本大衆文化禁止」は、過去の植民者の文化を拒否・排除することによって、文化的アイデンティティを構築するというナショナル・プロジェクトとして形成された。その禁止が、さまざまな利害によって違反され、実際日本の大衆文化が日常生活の水準で幅広く消費されていたにもかかわらず、相変わらず遵守すべき規範として維持されていたことは、日韓関係という歴史的文脈なしでは説明しきれないのである。

つまり「著作権」の問題が介入する過程は、そのようなローカルな特殊性のうえで形成・維持されていた「禁止／越境」が、グローバルな秩序によって劇的に転換していく過程であった。韓国政府がアメリカ政府の強力な圧力によって「万国著作権条約」へ加入したことは、日本の著作物に対してもその条約を適用せざるを得ないことを意味した。日本側としても、それは「日本大衆文化問題」に対してより積極的に対応する一つのきっかけとなった。とくにそれまで認識はしていたものの、実質的には対応していなかった「禁止／越境」の問題についても、直接的に「禁止」を問題化することなく著作物の保護の側面からのアプローチが可能になったのである。

こうした変化は、それまで「禁止」を可能にした日韓関係というローカルな特殊性が、グローバルな秩序においては実質的効力をもつことができなくなり、「日本大衆文化禁止」においても大きな転換が訪れたことを意味した。実際、韓国政府は、「万国著作権条約」加入直後から日本のマンガやテレビアニメに対する事前審議を行なうなど、部分的に限って実質的な輸入措置を行ないはじめた。「日本大衆文化禁止」の解除に対する韓国社会の抵抗感は依然として強く存在していたが、同時に、「万国著作権条約」といった新たな規範をも遵守せねばならなくなったのである。

80 年代、「著作権法」の問題の浮上は、「日本大衆文化禁止」の問題においては、日韓関係という歴史的文脈によって生み出されたローカルな現象と、アメリカを介して導入されたグローバルな規範とが衝突したものであった。本章が検討してきたこうした事態は、さまざまな政治的・経済的・社会的な文脈や戦略が複雑に交差するなかで析出してされてきたものであり、なによりもそれは、独立後の韓国の文化的領域の形成において日本とアメリカという二つの外部がいかに重要な歴史的条件として作動してきたのかを示しているのだ。

第３節　「文化地図」の再編と「日本大衆文化禁止」

ソウル・オリンピックの直後であった 1988 年 9 月、韓国ソウルのある映画館で突然の「蛇騒動」

が起きた。上映館のなかに二匹の蛇が出現したのであった。その蛇を運び入れさせたのは二人の映画監督で、アメリカ UIP 社の映画の直配上映を反対するために行なったと供述したという[363]。この事件は、オリンピックや民主化を期に、時代的な流れとして進められていた文化市場の「開放」に対する国内業界の反応を象徴的に示すものであった。80 年代中盤まで海外メディアから「隠遁の国(hermit kingdom)[364]とも呼ばれていた韓国の大衆文化業界にとって、「万国著作権条約」加入による著作権法の改正やハリウッド映画の直接輸入などのいわゆる「文化開放」は、国内のメディア文化産業の根幹を揺るがすきわめて衝撃的な出来事として受け止められたのである。80 年代は、サスキア・サッセンによれば、全世界的にも第 2 次世界大戦後から 70 年代のあいだに構築されたものからグローバル化への転回点であった。グローバルなレジームのナショナルな領域への参入は、脱ナショナル化の特定の形態に基礎を置き、それをさらに強化した。サッセンは、その指標を、ナショナルな国家の内部の編成転換と述べている（Sassen 2006=2011： 31-36)。韓国においても、30 年間にわたる軍事独裁政権期および発展国家期が幕を下ろし、文化開放と民主化の時代が幕を開けた 80 年代は、まさに激しい編成転換が展開されたグローバル化への転回点だったのである。

とくに 80 年代後半は、周知の通り、ソ連と東欧諸国の崩壊によって冷戦構造の解体がはじまった時期であった。それは韓国においても、東アジア諸国とのあいだで築いていたそれまでの文化地図が根本的に変化することを意味した。共産主義全陣営に対する「封鎖」政策の対象が「北朝鮮」だけに限られることになったからである。オリンピックを前後に実施されたソ連と東ヨーロッパに対する文化開放の流れは、独立後はじめて台頭した「反米感情」とともに、韓国の文化的国境の変化を象徴する現象であった。それまで封鎖の対象であったソ連と中国の放送がテレビで流れるようになったのは[365]、まさに画期的なものとして受け入れられた。

> 最近我が新政府は、これまで固く閉じていた諸国家に対しても、かんぬきを広く開いている。すでに映画館では、ソ連、中華人民共和国の作品が上映され、日本のサムライ映画の看板ももうすぐ上がりそうだ。(『放送文化』1989 年 1 月）

こういった 80 年代における「文化地図」の変化は、日本大衆文化との関係にも多大な変化をあたえた。映画市場の開放、オリンピック、民主化、冷戦崩壊などによる「文化開放」が加速するなかで、「万国著作権条約」加入後の著作権法の改正によって日本の著作物に対して国際条約の基準を適用することになったのはもちろん、日本の BS 衛星受信アンテナーをつうじて日本のテレビを視聴する家庭が 15 万世帯を超えるほど[366]、活発になっていく日本大衆文化の流入の状況について、政府とメディア業界の積極的な動きや活発な社会的議論が台頭したのである。

「万国著作権条約」加入直後から日本のマンガやテレビアニメに対する事前審議を含め、実質的な輸入措置を行ないはじめた韓国政府は、大衆文化の交流にかんする日韓の政府間の交渉が報道されるなか[367]、映画の輸入問題を中心に「日本大衆文化開放」の問題を公的に扱いはじめた。1989 年、盧泰愚大統領が産経新聞とのインタビューで「近い将来に日本の映画、音楽など大衆文化に対する禁止装置を解除する」[368]と宣言したことをはじめ、「開放」について肯定的な意志を示す政府と国会

からの発言が相次いだのである。

> 文化的交流の次元でみれば、日本の映画もいつかは開放すべきである。しかし国民感情と過去両国間の関係を考えるとすべてを一気に開放することはできない。漸進的に、たとえば純粋文系作品から一般の映画まで開放できるように努力すべきである。いつかは克服せねばならない問題であることを考えると、日本の映画をいつまでも防ぐことはむずかいいだろう。(『スクリーン』1989年2月)

当時の雰囲気は、非常に前向きなものであった。イ・オリョン文化部長官が「UR」(ウルグアイ・ラウンド)と関係なく、日本の映画に対する国内市場開放は不可避だ」との宣言に近い談話を発表し[369]、文化部の芸術振興局長が、日本衛星放送視聴ブームについて「自然な現象であるため規制する気はない」と述べるなど[370]、政府は「開放」を前提にたうえで、その具体的な方法についての議論を進めていこうとした。「漸進的かつ段階的開放」が提案されたのもこの時期であった。日韓の大衆文化の交流は、急変する国際社会に柔軟に対応することとして認識された[371]。

「文化開放」の歴史的文脈が「日本大衆文化禁止」にもたらしたもっとも重要な点は、「禁止」の一つの軸であった「法制度の不在」に根本的な亀裂を与えたことであった。それまでの「法制度の不在」が日本大衆文化の禁止と消費に対する放置・黙認を可能にしていたとするならば、「著作権法」などの新たな「法制度の存在」と衛星アンテナーなどに対する依然とした「法制度の不在」は、ともにその放置・黙認を不可能にさせる要素となっていたのである。

こうした変化は、日本大衆文化にかんする言説を「開放」の領域に移動させ、「社会的議論」として位置づけた。それまでの諸言説が「禁止」を当然の前提として設定したうえで、①「禁止の対象」(日本大衆文化の性格)にかんする議論と、②「禁止の違反」(日本大衆文化の消費)にかんする議論によって構成されたのに対し、80年代後半以降においては、③「禁止の解除」つまり「公式的開放」が議題として新たに加えられるかたちで爆発的に拡大・拡散したのである。新聞・雑誌などのメディアはもちろん、政府、メディア産業界、学界にいたるまで、文化領域と関わるあらゆる分野において、「日本大衆文化を開放すべきか否か」という問題は新たな「問題」として登場した。そしてこの問題をめぐって、政府の関係者やメディア産業従事者、学者はもちろん読者の積極的な意見が新聞や雑誌紙上で活発に展開された。

> 次週の討論のテーマは、「日本映画輸入許容」です。韓日両国間の未来志向的な関係定立のため文化交流の増進がきわめて重要であるという判断の下で、政府が日本映画の国内上映の許容を検討中であることが最近知られています。日本のものだからといってすべて排斥する態度は国際化時代に相応しくないという指摘もありますが、同時に在日同胞の法的地位が改善されえいないなか、文化的浸透や映画市場の蚕食を懸念する声も高いのが現状です。これについての賛・反意見を送ってください。(『中央日報』1990年3月31日　下線引用者)

爆発的に拡大・拡散した開放の議論は、「禁止」対「開放」のフレームを登場させた。「国民感情」や「民族の主体性」などを強調する伝統的な禁止論はもちろん、映画監督や俳優、評論家などによる議論や市民団体に批判、市民の討論など、民主化後の社会的雰囲気を表すかのように、活発な議論がさまざまなかたちで行なわれた。序章でも述べたように、日本大衆文化にかんする学術的な議論が生産されはじめたのもこの時期であった。

こうした社会的議論は、1998 年 12 月、北野武監督の映画「HANA-BI」が正式輸入作第１号として上映されるまで、約 10 年間も行なわれつづけることになる。その 10 年間、マンガやアニメの日本大衆文化が正式に輸入される一方で、日本の映画やポピュラー音楽がビデオやインターネットなどをつうじて非公式的に消費される状況もつづいた。議論は、日本大衆文化がすでに流入し消費されているという「現実論」を中心に再編され、開放に賛成する側も、反対する側もその「現実論」を否定することなく、「いかに国内の産業に対する被害なく、開放を行なうか」に議論を絞っていった。

そのような文脈のうえで、数十年間維持されていた「禁止」の物語は、90 年代にアジア地域を繋いだ日本大衆文化のブームに急速に吸収されていった。「日本大衆文化禁止」は、その性格について具体的に論じられることなく、前史的なものとして言及されるようになり、その「禁止」が生み出した「60-80 年代」のさまざまな経験も、いまの問題と繋がれることなく、過去の記憶として忘却されていった。テレビで流れた「マジンガーZ」や文庫版の「ガラスの城」、そして海賊版のビデオと街頭の複製テープなど、禁止されていた日本大衆文化をめぐるその個々の記憶が、60-80 年代を「ノスタルジー」と化しているのだ。

小括 技術と法制度におけるグローバルとローカル

上述したように、60 年代以降、日本の大衆文化の越境を可能にした大きな構造的要因は、法制度や技術的装置の不在であった。それによって「禁止」は、つねに「言説的なもの」として遂行されていったのである。本章では、80 年代ビデオの普及過程と万国著作権条約への加入過程をつうじて、「日本大衆文化禁止」の性格を法制度や技術的装置の側面から検討した。その内容は次のようにまとめることができる。

第一に、ビデオという新しいメディアの普及は、国家と資本による積極的政策によって推進されたがソフトウェアの普及は日本やアメリカを複製したテープに依存していた。日本のアニメや映画を複製したテープの流通は、釜山のような境界的空間あるいは特定の階層だけが専有していた直接的な越境の経験を、あらゆる場所で可能にした。

第二に、ビデオやウォークマンなどの複製メディアの登場は、80 年代に浮上した新しい消費世代を中心に、海賊版のマーケットを拡大させ、既存のメディア産業の秩序を再編させた。

第三に、万国著作権条約への加入によって、日本大衆文化に対する禁止と越境の問題は、日韓のローカルな関係ではなく、グローバルな秩序の下に置かれる問題となった。

こうした新しい複製メディアと著作権問題の登場が「日本大衆文化禁止」の問題に与えたもっと

も大きな影響は、それまで「日本大衆文化禁止」を遂行していた「否認のメカニズム」を不可能かつ無意味なものにしたことであった。それまで国籍が隠蔽された日本のアニメや模倣、剽窃されたテレビ番組の放送などは、複製メディアの技術によってそれ以上通用しなくなると同時に、国際著作権法によって、法的な規制の対象となったからである。

「社会的動機」「検閲のプロセス」「違反への制裁」のいった構成要素のうち、「検閲のプロセス」が解除されることによって、80 年代末の期に、「日本大衆文化禁止」そのものの性格は顕著に変化した。禁止の社会的動機と違反に対する認識と感情は、言説の水準で依然共有されていたものの、日本大衆文化に対する「認知」が容易になることによって、脱植民地化と近代化といったポストコロニアルなジレンマを利用した国家による政治的動員やメディアによる経済的動員も不可能になったのである。

注

296 パク・ミンギュの小説『亡き王女のためのパヴァーヌ』の引用（パク　2009：99–100）.

297 文化体育部報告書　1994：81-82.

298 ソ・ウソンは、ピアノブームをつうじて80年代の中産層の登場に注目した。ここで用いられた中間層の概念は、「共通の生活様式と文化を共有した集団で‘中間以上’以上の社会経済的地位と専門学校以上の教育歴をもつ人びと」を指す。ソによれば、80年代は女性が文化領域の主な消費主体とそて登場した時期でもあった（ソ　2008）.

299 韓国において「不法音盤」とは、既成の音盤社によって制作されずに、また公演倫理委員会の審議を受けずに複製され、伝播される音盤である。80年代の文脈のうえでは、キム・チャンナムによれば、二つの不法音盤が存在した。一つは街頭で見かける「不法複製音盤」であり、もう一つは政治的理由で検閲を避けて制作された「民衆歌謡の音盤」である（キム　2003：159-160）。この二つの不法音盤は､政治的統制と消費主義が共存した80年代を象徴的に示しているともいえるであろう.

300「市販のカセットテープ80%以上が無許不良」『朝鮮日報』1979年9月18日.

301「無法の好況、不正音盤」『朝鮮日報』1980年2月24日.

302 文公部によって作られたこの方案によれば､罰金が最高100万ウォン以下だったのが300万ウォンまたは懲役2年以下に強化されるほか、音盤会社の登録そのものに対する基準をも強化された（「不法音盤・テープに鉄槌」『中央日報』1981年6月30日）.

303「零細レコード業界、低質品量産・変態営業」『中央日報』1983年10月6日.

304「大学街に日本の歌流行」『朝鮮日報』1984年10月4日.

305 『中央日報』1986年8月14日.

306 「詰め寄せる日本の歌謡、このままで大丈夫か」『スクリーン』1984年8月号.

[307] 『中央日報』1985 年 6 月 27 日.

[308] この記事の説明によれば、日本の各種の雑誌は、ソウルの諸書店で販売されていたという。(「青少年流行の情報源日本雑誌」『京郷新聞』1984 年 5 月 1 日).

[309] 1980 年、新軍部は放送番組と浄化と理由に「子ども向けの荒唐無稽な空想アニメ」の放送を禁止した.

[310] 「「速水 ペルシャ」,「キャンディ・キャンディ」,「魔法のプリンセス ミンキーモモ」などの日本のアニメは、子供たちにもっとも高い人気を集めていた」(『放送審議』1985 年 6 月号).

[311] 『中央日報』1980 年 8 月 16 日;『中央日報』1984 年 7 月 9 日;『東亜日報』1986 年 8 月 14 日

[312] ビデオ・カセットの分野では、ソニーなどの日本企業との競争で、米企業の退潮は明らかだ。しかしながら、われわれの見るところでは、日米のエレクトロニクス帝国主義が目的を共にすることで両国の企業の相互乗り入れを容易にし、それゆえにまた、統一前線の創出も可能となる。ヨーロッパのテルデック財団(英国のデック社と西独 AEG・テレフンケン社の共同事業)がその製品ビデオ・ディスクをもってしても、一枚岩的な性格を強める日米の「侵略」を阻止するまでには至らない(Mattelart 1974＝1991:53-58).

[313] Rogersm, Everett.M,1978,「The Rise and Fall of the Dominant Paradigm Journal of Communication」『Journal of Communication』1:28:64-69(ジョン 1990:64 から再引用).

[314] 改定音盤法により、韓国ビデオプロダクション、世新映像公社、韓国文化映像、三和ビデオプロダクション、韓国ビデオ資料開発院が登録した(「第3の映像文化... 門開くビデオ時代」『京郷新聞』1981 年 10 月 5 日).

[315] ソニーのカラーテレビの 19 インチは 95 万ウォンであった「輸入商品販売場」『東亜日報』1979 年 2 月 15 日.

[316] ビデオに関する関心が本格的に表れ始めたのは、ビデオデッキの普及量が 50 万代前後まで増加した 80 年代中盤のことであった。『月刊スクリーン』(1984 年 3 月)、『月刊ビデオ』、(1985 年 4 月)などの映画やビデオ専門雑誌が創刊された.

[317] 「氾濫するわいせつビデオ」『月刊スクリーン』1984 年 11 月号.

[318] 「都心酒店街 VTR 放映盛行」『東亜日報』1979 年 11 月 20 日;「ホテルサウナはわいせつ映画館」『京郷新聞』1981 年 11 月 5 日.

[319] 「日本漫画貸与で倭色染まる童心」『朝鮮日報』1981 年 6 月 26 日.

[320] 「芸能界にビデオショック」『京郷新聞』1984 年 3 月 19 日.

[321] 「児童アニメビデオ 90%日本製複写品」「推薦マンガ 10」『月刊ビデオ』1985 年8月号;「子どもソフト、どこまで来ているのか?」『月刊ビデオ』1986 年5月号.

[322] 「プロテープ流通、異常なし?」『月刊ビデオ』1986 年 2 月号;『月刊ビデオ』1986 年 6 月号.

[323] 「ビデオ編集完全ガイド」『月刊ビデオ』1985 年8月号.

[324] 「わいせつビデオの降水」『月刊スクリーン』1984 年 11 月号.

[325] 「カラーテレビ普及 5 世帯に 4 台」『東亜日報』1989 年 8 月 22 日

[326] 「ハリウッドと韓国のビデオ産業」『月刊マル』1991 年 2 月号.

[327] 不法カセットテープは 73 万枚であった。(『青少年白書』1987 年).

[328] 『青少年白書』1988 年.

[329] 当時音盤、映画、刊行物など外国で制作されたものを輸入するためには、「大統領令に基づき文化公報部長官の許可を得る」ことが必要だった(文化公報部 1979:678;684;688;700).

[330] 『中央日報』1981 年 4 月 21 日.

[331] 「日韓のあいだに著作権協定がなく、日本の曲に対する韓国側の印税も出されていないため、韓国の曲に対しても支払わなくてもいい」というのが日本側の見解だった(『中央日報』1984 年 1 月 26 日).

332 文化的産物や、コミュニケーションの生産、伝達、受容に必要な下部構造、そして制度の発展は、「文化的グローバル化」のもっとも明白な要素である(Held・McGrew・Goldblatt・Perraton 1999＝2002：580)。とくに著作権を含む知的財産権は、文化・経済的に独占的な位置を獲得した超国家的企業の特権を合法化かつ強化する手段として作動する(Herman･McChesney 1997＝1998:61-62)．つまりある地域において知的財産権制度が受け入れられる過程を検討することは、その地域のグローバル化を論じる場合、きわめて重要な作業となるのである.

333 それまでは、1908年からは「韓国著作権令」(日本明治43年勅令第200号)、1910年からは「著作権法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ関スル件」(日本明治43年勅令第338号)が施行されていた(ジョン 1993：106－108)．

334 『朝鮮日報』1961年7月17日；18日；19日.

335 『朝鮮日報』1961年7月24日；25日.

336 『朝鮮日報』1962年11月22日.

337 『中央日報』1966年2月7日.

338 『中央日報』1970年1月29日.

339 『中央日報』1971年10月27日.

340 『中央日報』1976年11月10日.

341 『中央日報』1977年5月21日.

342 「88年には、わが国でオリンピックが開催されます。全世界の目の前ですべての文化行事とともにスポーツ行事が行われるのです。その時、わが国が国際著作権協会にも加入していない海賊の国だということが世界に知られてしまうことは是正されるべきです。」(大韓民国国会 1981：27)．

343 『New York Times』1986年3月19日.

344 『中央日報』1983年4月2日.

345 『中央日報』1984年3月1日；8日.

346 保護期間、国内法の影響力、翻訳権規定などを考慮し、「ベルヌ条約」よりは「万国著作権条約」の方へ加入すべきであるという主張が浮上した.

347 『中央日報』1984年3月27日；4月27日.

348 『中央日報』1985年3月19日.

349 「韓国、台湾、シンガポール、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブラジル、メキシコ」(『中央日報』1985年3月27日)．

350 『中央日報』1985年3月27日.

351 貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項.

352 『中央日報』1985年12月14日.

353 40ヶ所の出版社を中心とした出版業者は、「外国人著作権保護反対決起大会」を開き、「民族の利益や民族文化の主体性を守護し、文化の植民化を阻止するため、万国著作権条約加入を拒否する」と主張した。(『中央日報』1986年5月28日)．

354 『中央日報』1986年7月21日.

355 『朝鮮日報』1989年11月28日；12月22日.

356 韓国刊行物倫理委員会 1990：9–10.

357 韓国刊行物倫理委員会, 1990,『日本複写漫画調査分析および韓日少年・少女漫画雑誌比較』韓国刊行物倫理委員会.

358 『中央日報』1986年9月25日.

359 『中央日報』1987年3月12日.

360 韓国刊行物倫理委員会 1991：46.

361 『中央日報』1992年9月1日.

362 『中央日報』1994年4月18日.

[363] 『中央日報』1989年9月4日.

[364] 「At the Crossroads」『Newsweek』 1985 年2月18日「確かに韓国は変化している。少なくともいまのところ、隠遁の国の皮をやぶって世の中に出てきそうだ」.

[365] 「お茶の間のテレビで世界と交流する」『中央日報』1990年1月1日.

[366] 『中央日報』1990年3月31日.

[367] 『中央日報』1988年2月24日；年7月17日.

[368] 『スクリーン』1989年2月.

[369] 『中央日報』1990年4月25日.

[370] 『中央日報』1991年4月3日.

[371] 『中央日報』1990年3月31日.

結章

「否認する禁止」と「欲望する主体」

―「日本大衆文化禁止」の性格と「植民地的抑圧」の再生産―

19 世紀、未開人の「タブー」が発見されて以来、さまざまな領域から「禁止」を探究してきたのは、共同体の境界線を確立するこの行為や信念をつうじて「われわれは誰なのか」という問いに答えを出すためであった。共同体は、「何が禁じられているのか」という認識を共有することで想像されていくのである。独立後、新たに国民を構築していく韓国において、その「禁止」の対象となったのは、いうまでもなく旧植民地支配者の文化的残滓であった。それは、「禁止」をつうじて、植民地支配の記憶と今後再来するかもしれない侵略に対する恐怖と危機感を共有することであった。独立直後あらゆるところに日本帝国の文化が残されていたことを考えると、「日本大衆文化禁止」は、韓国人個々にとって、国民を想像するためのもっとも身近でわかりやすい課題だったであろう。

しかしながら、「脱植民地化」という動機だけで「日本大衆文化禁止」を十分に説明することはできない。独立の喜びと新しい時代への不安で満ちていた「解放空間」を抜けだしたところから、その「禁止」は、さまざまな歴史的条件とアクター、他の禁止らと複雑に絡み合うことになるからである。なにより、日本の大衆文化は、韓国社会でつねに活発に消費されていた。「脱植民地化」という動機だけでは、なぜその消費が可能だったのか、なぜ国家はそれを黙認したのか、そして違反される「禁止」とはそもそも何なのかについて答えを出せないのだ。

本研究が、グローバルなメディアの普及が展開された 60–80 年代に焦点をあて、「日本大衆文化禁止」を構成するさまざまな次元と要素、空間と主体を分析することで、「日本大衆文化禁止」の性格を新たに浮き彫りにし、その「禁止」が数十年間作用することによって、いったい何が生み出されてきたのかを明らかにすることを目的としたのは、このような問題意識からであった。それは、「脱植民地化」という動機だけを強調することによってその解明が回避されてきた日本大衆文化をめぐる数十年間の諸経験と向き合い、見つめなおすことによって、「われわれは誰なのか」を問いなおすことである。そして本研究は、法制度、メディア、言説装置の諸空間において、国家、メディア、大衆といった諸主体がどのように社会的動機の獲得、検閲のプロセス、違反への制裁を行うのかを 60–80 年代の歴史的諸条件のもとで分析した。

本章では、その結果をまとめたい。第 1 節では、各章の内容をまとめながら「日本大衆文化禁止」の性格を明らかにし、それが韓国の大衆文化の形成過程においてどのような意味をもつのかを考える。第 2 節では、日本と韓国でいま起きている排除と検閲を中心に、日韓の文化的関係における 1965 年と 1998 年の意味を再検討し、禁止が照らしだす問題について考察する。第 3 節では、本研究の含意を今後の課題について述べる。

第１節　否認する禁止と越境する日本の大衆文化

独立後の韓国のメディア・大衆文化は、米軍の絶対的な影響のもとで形成された。反共主義と自由主義といった冷戦的理念が強調され、商業的な資本主義文化が大衆文化の性格を規定していった。日本との文化的関係は、こうした植民地時代から冷戦体制への急速な移行によって曖昧に再構築された。日韓の関係は冷戦的友邦として規定され、植民地問題の十分な清算なく日韓国交正常化がなされていくなかで、「日本大衆文化禁止」は、きわめて曖昧な状態に置かれた。

本研究は、「日本大衆文化禁止」を「冷戦構造」と「近代化」といった独立後の新たな歴史的条件に位置づけ、そのなかで「脱植民地化」の課題がどのように葛藤、矛盾するのかを分析した。そのせめぎあいの結果を国家とメディア、言説の諸空間をつうじてみると、①法制度の不在と国家の黙認、②否認のメカニズムとメディアの成長、③違反の言説による国民の動員にまとめることができよう。日本大衆文化の禁止と越境の共存は、このようなメカニズムをつうじて可能になったのである。

「近代化」を重要な条件として設定するということは、「日本大衆文化禁止」の性格を、厳格な法的禁止とは全く異なるものとして捉えることを意味する。日本大衆文化の越境は、「脱植民地化」の側面からすると危険で不快な対象であったが、「近代化」の側面からすると、メディア産業の成長のための重要な手段であった。つまりメディアの立場からすると、日本の大衆文化は厳格に排除されてはならないものだったのである。それは、釜山での電波越境（第４章）、日本のアニメの放送（第５章）、ビデオの普及（第６章）の事例に共通して現れる。日本大衆文化の越境は、近代化の尺度であるメディア産業においてはつねに積極的に利用すべき対象だったのである。

国家の黙認はまさにここで発生する。60–80 年代の韓国の軍事政権にとってメディアの成長は、たんなる経済的利益だけを意味するのではなく、高度成長と近代化をつうじて政権の正当性を獲得しようとする政治的手段でもあったからである。「日本大衆文化禁止」において国家が担った役割は、日本大衆文化を排除するための法制度を制定するのではなく、日本大衆文化を消費することに対することを問題化し、国民一人一人に警戒感を訴えることであった。近代化のプロセスにおいて、日本大衆文化禁止は、厳格な法的検閲によって排除され、その違反に対しては厳重な処罰が与えられるものではなかったのである。

本研究が日本大衆文化の越境のあり方をつうじて見つけ出した「否認」のメカニズムは、「日本大衆文化禁止」が近代化のプロセスのうえでどのように遂行されたのかを説明するものであった。政治的かつ経済的目的を背負って形成、成長した韓国のメディアにおいて、日本の大衆文化は、禁止はするが排除してはならない重要な供給源であった。さまざまな手続きをつうじて日本のコンテンツを韓国のものとして認知させた「否認」のメカニズムは、まさに「禁止」を遂行しながらも同時に流入を可能にする方法だったのである。第５章と第６章で述べた諸現象、つまり釜山からソウルへの二次的越境と日本のテレビアニメの放送は、まさにその「否認」のメカニズムが作用した結果であった。「マジンガーＺ」は、その「否認」によって韓国のものとして認知されたのである。

しかし「日本大衆文化禁止」は、当然「否認」のメカニズムだけで維持されるものでなかった。

法制度の不在と国家の黙認のもとで、禁止の言説は大衆の消費を問題化することで集団的意識と感情を共有させた。第１章で検討したように、「禁止」の重要な役割の一つが「違反」に対する認識や感情を集団的に共有することならば、むしろ「否認」のメカニズムは、言説空間においては「禁止」をより強固なものにしたともいえよう。日本の大衆文化が厳格に排除されずにつねに越境していることによって、日常化していた日本大衆文化の消費がいつでも禁止言説による問題化の対象となれたからだ。第３章で述べた「倭色」による禁止は、「日本大衆文化禁止」の効果が日本大衆文化を排除することより、国民構築における政治的動員にあることを示している。「倭色」という曖昧な許容と禁止の境界線を基準に、内部では日本の大衆文化は活発に消費され、倭色と規定された韓国の大衆文化は外部に排除されるという、「転倒」ともいえる現象が起きたことはその象徴であったといえよう。

以上で検討したように、本研究は、次のような結論を提出することができよう。60−80 年代において日本の大衆文化が禁止されながらも同時に活発に消費されていたのは、「日本大衆文化禁止」の戦略が、日本の大衆文化を根本的に「排除」するのではなく、消費しているものを「否認」させることだったからである。そこには、法制度の不在や国家の黙認、言説空間をつうじた国民の動員がともに働いていた。

第２節　「いまここ」における禁止の意味：1998 年と 2012 年、そして 1965 年

1998 年 10 月 8 日、小渕恵三日本国首相と金大中韓国大統領は「日韓共同宣言」を発表した。「21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」という副題をもつこの宣言は、1965 年「日韓条約」の調印以降、両国を結ぶ「文化条約」が事実上不在であるなか、「政府間交流にとどまらない両国国民の深い相互理解と多様な交流にあるとの認識の下で、両国間の文化・人的交流を拡充していく」[372]とするなど、日本と韓国とのあいだにおける文化交流を公式化するという意味をもつものであった。その象徴的な措置として行われたのが、「日本大衆文化開放」なのである。北野武監督の『HANA-BI』をはじめ、一部の映画やアニメ、漫画を対象とする「第一次開放」が発表され、日本大衆文化の正式輸入が実施された。「開放」を実施するにあたって、金大統領は次のように述べたという。「恐れずに挑んでもらいたい（두려움 없이 임하라）」[373]。

この一言は、日本大衆文化の公式的な開放をもっとも象徴的に表す瞬間だといえるだろう。それまで数十年間繰り返し言い聞かされていた「恐れろ！」という命令が「恐れるな！」という命令へと転換される瞬間だったからだ。その後、日韓の文化的関係は著しく変化してきた。とくにここ 10 年間にわたるいわば「韓流ブーム」は、それまでの非公式的かつ一方的な形で存在していた文化の流れを双方的なものに変え、文化市場の拡大とともにヒトとモノの活発な交流を導いた。

しかし序章で引用した映画書評をつうじて紹介した「政治的検閲」が示しているように、日本大衆文化禁止は、韓国においては依然として排除または否認の対象になっている。とくに「倭色」というキーワードから探ってみると、許容と禁止の境界線を確立するものとしての「倭色」が曖昧な

基準によって使われている。2011 年 2 月にある人気アイドル歌手が、「うどん」という言葉が歌詞のなかで頻繁に使われていることを理由に、審議の申請自体を諦めたということで論争になった事例は、「うどん」という言葉が韓国の食生活でどれだけ身近な単語なのかを考えると、驚くべきことであった。MBC の審議評価部関係者は、「2004 年 1 月の日本大衆文化第 4 次開放の際、日本語で曲の地上波放送が許容されたが、放送者自ら国民情緒を考慮して自制している。」[374]といったという。法制度およびメディアの面においてまったく問題ないところで、韓国の一般的な生活用語が国民情緒を理由に検閲あるいは自己検閲の対象となったのである。興味深いことに、2012 年の領土問題をめぐる葛藤を期に、日本でも以前にはなかった現象が起きている。「韓流」を（「倭色」のように）韓国からの否定的な文化的浸透として捉える一部の牽制と反感が一つの世論と化し、韓国のコンテンツや芸能人の出演に対する反対運動や政府関係者、法曹関係者らの禁止発言も、国民の感情を理由にしている。こうした排除のメカニズムと検閲の作用を伴う諸現象をどのように理解すべきであろうか。

日本の場合、一見 1998 年的な文化的関係が臨界点を迎えているようにみえる。実際、「韓流」のマーケットが日本では過剰に膨張している指摘もすくなくない。しかし韓流の登場とともに登場した「嫌韓流」式の活動が 2012 年の領土問題から一般市民へと広がりはじめたことを見逃してはならないだろう。それは、韓国の事例をみるとより明らかになる。韓国の放送において「倭色」が理由に検閲が行われたのは、1998 年よりもはるかに以前のことであった。第 3 章でも述べたように、それは、1965 年にまで遡るのである。つまり、日韓の文化的葛藤の元が領土や植民地問題、歴史教科書問題などになっていることからみても、日韓の文化的関係は、依然 1965 年体制から逃れていないのだ。したがって、戦後・独立後、アメリカという巨大な枠組みと関係しながら成長し、相互がグローバルに消費されているいま、そのポストコロニアルな文化的関係は、依然として曖昧なかたちで 1965 年の日韓協定のさいに排除された文化協定のなかに閉じこめられている。しかし今の状況は文化の危機ではない。文化はそれ自体で政治的だからである。

第 3 節　含意と今後の課題

本研究は、これまで「脱植民地化作業」として単純に捉えられることによって、その過程にある複雑かつ曖昧な諸現象や、それをめぐる重層的な関係が十分に究明されてこなかった「日本大衆文化」の性格とその構造を明らかにしたという意味で、これまでにない新たなアプローチを行ったといえよう。とくに日本大衆文化禁止の遂行過程がたんなる「反日」感情ではなく国家、法制度、メディア、大衆、言説などさまざまな次元や要素によって構築される過程を、「排除」と「否認」のメカニズムをつうじて分析した。

しかし本研究は以下の二つの側面で顕著な限界をもつ。

第一に、メディア論としての限界である。本研究は、禁止をつうじてなされた国民構築過程と日韓の文化的関係に関する研究であると同時に、テレビ放送を中心とする韓国のメディア文化の過程過

程を、「日本大衆文化禁止」とアメリカのヘゲモニーとともに探求した研究である。メディアの普及過程や国家間の文化越境のあり方に注目しながら、禁止の作動方式とメディアの性格との関係によって生まれる差異が実際政策と産業、個々人の経験に対し、どのような影響を及ぼしたのかを明らかにしようと試みた。しかしながらメディアの「テクノロジー」という面では、依然として多くの限界を表している。とくに電波越境における技術の問題や80年代の新しいメディアの登場においても、それらをめぐる実践や制度に触れてはいるものの、より理論的かつ深度ある議論にまでは至っていないのだ。

第二に、冷戦構造における体制間関係に対する十分な議論を行なっていない。
本研究で探ろうとする「日本大衆文化禁止」をめぐる韓国国内の文化政治と日韓関係を、アメリカを中心とする自由主義共同体のなかでのみ論じており、もう一つの重要な軸であった社会主義共同体との関係に光を当てていない。とくに反共法や国家保安法などの法的装置をもつ反共主義による禁止を、法的で「排除のメカニズム」によって遂行されるものととらえているが、それについての十分な資料を確保できず、「日本大衆文化禁止」にのみ焦点を当てた。しかし60-80年代における日本と北朝鮮との関係、日本を経由した社会主義知識の輸入、中国からの文化越境などの諸現象に光をあてることによって、本研究が対象にした60-80年代がもつダイナミズムがより浮かんでくるだろう。この二つの限界を今後の課題にしていきたい。

いずれにしても、60-80 年代における東アジアの冷戦構造とそのなかでのさまざまな文化的関係は、いまだに十分に解明されていない。今後、敵と我といった対立関係によって構築されていた冷戦構造のなかからあえてアンビヴァレンスや混淆性を見つけ出すことによって、東アジアにおける文化の構築過程を探究していきたい。

注

[372]外務省インターネット公開資料.
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_98/k_sengen.html).
[373]国家記録院インターネット公開資料.
(http://contents.archives.go.kr/next/content/listSubjectDescription.do?id=003611).
[374]「歌詞にハサミ、最先か」『東亜日報』2011年2月8日.

文献

［和文］

江藤　淳, 1994, 『閉ざされた言語空間─占領軍の検閲と戦後日本』文藝春秋.

遠藤知己, 2006, 「言説分析とその困難‐全体性／全域性の現在的位相をめぐって」佐藤俊樹・友枝敏雄編『言説分析の可能性‐社会学的方法の迷宮から』東信堂. 27-58.

石川栄吉・大林太良・佐々木高明・梅棹忠夫・蒲生正男・祖父江孝男編, 1994, 『文化人類学事典』弘文堂.

岩渕功一, 2001, 『トランスナショナル・ジャパン』岩波書店.

岩渕功一編, 2003,『グローバル・プリズム─＜アジアン・ドリーム＞としての日本のテレビドラマ』平凡社.

鄭 大均, 1998, 「倭色の領域─韓国における日本文化受容の方法と過程」五十嵐暁郎編『変容するアジアと日本─アジア社会に浸透する日本のポピュラーカルチャー』世織書房: 101-122.

姜 尚中・玄 武岩, 2010, 『大日本・満州帝国の遺産』講談社.

毛利嘉孝編, 2004, 『日式韓流─＜冬のソナタ＞と日韓大衆文化の現在』せりか書房.

姜 尚中・吉見俊哉, 2001, 『グローバル化の遠近法─新しい公共空間を求めて』岩波書店.

權　赫範, 2001, 「世界化とアメリカ認識 アメリカ覇権主義と民族主義を越えて」『現代思想』:30-43.

金学泉, 2002, 「日本大衆文化の開放」『日本大衆文化と日韓関係─韓国若者と日本イメージ』三元社 : 15-34.

キム・ヒョンミ, 2004, 「韓国における日本大衆文化の受容とファン意識の形成」毛利嘉孝編, 『日式韓流─＜冬のソナタ＞と日韓大衆文化の現在』せりか書房.

金成玟, 2008, 「禁止とメディア──1970 年代韓国社会における日本大衆文化禁止と新聞・放送」『マス・コミュニケーション研究』72 : 79-96.

───, 2009, 「ローカルな禁止とグローバル化の力学──1980 年代韓国における日本大衆文化禁止と国際著作権問題」『年報社会学論集』22 : 103-113.

───, 2010, 「禁止と越境──50-70 年代韓国釜山における日本の電波越境(spill-over)現象の文化的意味」『マス・コミュニケーション研究』76 : 237-254.

───, 2011, 「文化的国境と想像された禁止──50─60 年代韓国大衆文化における倭色の文化政治」東京大学大学院情報学環紀要『情報学研究』81 : 1─22.

───, 2012, 「流動する境界──日韓のメディア空間と文化越境に関する考察」東京大学大学院情報学環紀要『情報学研究』82 : 1-19.

陳光興, 1997, 「脱殖民主義化の意味」 伊豫谷登士翁・酒井直樹・テッサ・モリス=スズキ編『グ

ローバリゼーションのなかのアジア』未来社.
小森陽一, 2001,『ポストコロニアル』岩波書店.
真鍋祐子, 2010,『光州事件で読む現代韓国』平凡社.
丸川哲史, 2005,『冷戦文化論－忘れられた曖昧な戦争の現在性』双風舎.
日本放送出版会編, 1990,『「文化放送」誌にみる昭和放送史』日本放送出版会.
水越　伸, 1993,『メディアの生成―アメリカ・ラジオの動態史』同文館.
――――, 1998,「アジアのメディア、メディアのアジア―メディア論の視座を再考する」嶋田厚・柏木博・吉見俊哉編『情報社会の文化３―デザイン・テクノロジー・市場』東京大学出版部, 199-226.
本橋哲也, 2009,「境界の身体--近代初期ヨーロッパとシェイクスピア演劇の場所」『東京経済大学人文自然科学論集』 127 : 111-125.
夏目房之介, 2003,「東アジアに拡がるマンガ文化」青木保他編『メディア言論と表象の地政学』岩波書店.
日本国会, 1986,『文教委員会会議録（参)』第 8 号.
――――, 1988,『文教委員会会議録（衆)』第 10 号.
大澤真幸, 2007,『ナショナリズムの由来』講談社.
小田　亮, 2000,『レヴィ＝ストロース入門』筑摩書房.
大島幸夫, 1978,『ドキュメント日韓ルート』講談社.
朴正熙, 1970a,『朴正熙選集１-韓民族の進むべき道』鹿島研究所出版会.
朴正熙, 1970b,『朴正熙選集３-主要演説集』鹿島研究所出版会.
朴順愛・土屋礼子編, 2002,『日本大衆文化と日韓関係―韓国若者と日本イメージ』三元社.
釜山日本人学校, 1981,『学校要覧』 釜山日本人学校.
――――――――, 1984,『学校要覧』 釜山日本人学校.
櫻井哲夫, 2003,『フーコ――知と権力』講談社.
酒井直樹, 1996,『死産される日本語・日本人』新曜社.
嶋田厚・柏木博・吉見俊哉編, 1998,『情報社会の文化３-デザイン、テクノロジー、市場』東京大学出版部.
白石さや, 2007,「東アジア大衆文化ネットワークと日韓文化交流」濱下 武志 ・崔 章集 編『東アジアの中の日韓交流』慶応義塾大学出版会: 49-76.
高崎宗司, 1996,『検証日韓会談』岩波書店.
土屋礼子, 2002,「風刺画と漫画の日韓史」朴・土屋編『日本大衆文化と日韓関係―韓国若者と日本イメージ』三元社: 119-140.
内田隆三, 1990,『ミシェル・フーコー』講談社.
山崎亮, 2001,『デュルケームの宗教学思想の研究』未来社.
山下玲子, 2002,「韓国若者のマンガ・アニメ意識と日本アニメの韓国進出状況」『日本大衆文化と日韓関係―韓国若者と日本イメージ』三元社 : 97-118.

山田奨治, 2007,『海賊版の思想―18 世紀英国の永久コピーライト闘争』みすず書房.
尹 健次, 2008,『思想体験の交錯―日本・韓国・在日 1945 年以後』岩波書店.
尹 慧瑛, 2007,『暴力と和解のあいだ―北アイルランド紛争を生きる人びと』法政大学出版局.
吉田禎吾, 1984,『宗教人類学』東京大学出版会.
吉見俊哉, 1994,『メディア時代の文化社会学』新曜社.
――――, 2002「冷戦体制とアメリカの消費―大衆文化における戦後の地政学」小森陽一他編『冷戦体制と資本の文化-1950年代以降 1 』岩波書店: 3-62.
――――, 2003,『カルチュラル・ターン―文化の政治学へ』人文書院.
――――, 2007,『親米と反米―戦後日本の政治的無意識』岩波新書.
――――, [1987]2008, 『都市のドラマドゥルギー―東京・盛り場の社会史』河出書房新社.
吉本隆明, 1982,『共同幻想論』角川文庫.
吉野耕作, 1997,『文化ナショナリズムの社会学』名古屋大学出版会.

[韓文]

アン・スグン, 1990,「日本衛星放送のプログラム編成に関する研究」『放送学研究』:238-254.(안수근 1990, 「일본위성방송의 프로그램 편성에 관한 연구」『방송학연구』: 238-254.)
文化体育部報告書, 1994,『日本大衆文化対応方案研究』文化体育部. (문화체육부보고서, 1994, 「일본대중문화대응방안연구」문화체육부.)
チェ・ベク, 1986, 「米国の TV 産業が韓国の TV 放送導入過程におよぼした影響に関する研究」『新聞研究所学報』23 : 139-160. (채백, 1986,「미국의 TV 산업이 한국의 TV 방송도입과정에 미친 영향에 관한 연구」『신문연구소학보』23 : 139-160.)
チョウ・ハンジェ, 1992, 「余暇と大衆文化のイデオロギー」韓国産業社会研究会編『韓国社会と支配イデオロギー』ノクドゥ:151－182. (조항제, 1992,「여가와 대중문화의 이데올로기」한국산업사회연구회 편『한국사회와 지배이데올로기』녹두.)
――――――――, 1994『1970 年代韓国テレビの構造的性格に関する研究』ソウル大学校大学院博士論文. (조항제, 1994, 「1970 년대 한국 텔레비전의 구조적 성격에 관한 연구」서울대학교대학원 박사논문.)
――――――――, 2008,『韓国放送の理論と歴史』ノンヒョン. (조항제, 1992,『한국방송의 이론과 역사』논현.)
チョウ・ヒヨン, 2010,『動員された近代化』フマニタス. (조희연, 2010, 『동원된 근대화』후마니타스.)
チョウ・ギュチョル, 1999, 「大衆消費財としての反日民族主義」『社会批評』21 号:119-128. (조규철, 1999, 「대중소비재로서의 반일민족주의」『사회비평』21 호:119-128.)
――――――――, 2000, 「日本大衆文化開放と韓日関係」『世界地域研究論叢』15: 173-136.

(조규철, 2000, 「일본대중문화개방과 한일관계」『세계지역연구논총』 15: 173-136.)
ジョ・ヨンダル, 1997, 「青少年の日本大衆文化に対する接触と態度−マンガ、ビデオ、ゲームなどを中心に」『社会と教育』25: 179-212.(조영달, 1997, 「청소년의 일본대중문화에 대한 접촉과 태도-만화, 비디오, 게임 등을 중심으로」『사회와 교육』25: 179-212.)
ジョ・ヨンダル・グ・ジョンファ, 1997, 「韓国青少年の日本大衆文化媒体接触および態度に関する研究」『韓国青少年研究』26 : 103-122.(조영달 ・구정화, 1997, 「한국청소년의 일본대중문화 매체접촉 및 태도에 관한 연구」『한국청소년연구』26 : 103-122.)
チェ・チャンボン, 1985, 「外国TVが韓国TVに及ぼした影響」キム・ウチャン他編『わが文化の診断と反省』文芸技術社:365−373.(최창봉, 1985,「외국TV가 한국 TV에 끼친 영향」김우창외 편『우리 문화의 진단과 반성』문예기술사 : 365−373.)
チェ・チャンボン・カン・ヒョンドゥ, 2001,『わが放送100年』ヒョンアムサ.(최창봉・강현두, 2001, 『우리방송 100 년』. 현암사)
チェ・ヒョンチョル・ハン・ジンマン, 2004, 『韓国ラジオプログラムに関する歴史的研究』ハヌルアカデミー.(최현철・한진만, 2004, 『한국라디오프로그램에 관한 역사적연구』 한울아카데미.)
チェ・サムチャン, 1998,「日本大衆文化受容に関する時論」『日本語文学』5: 475-493.(최삼창, 1998, 「일본대중문화수용에 관한 시론」『일본어문학』5: 475-493.)
チェ・ギルソン, 2011, 「禁止とタブー、あるいは二項対立的思考の政治思想的基礎に関する研究—レヴィ=ストロースの『野生の思考』に関する批判を中心に」『社会科学研究』19-1: 246-297.(최길성, 2011, 「금지와 터부, 혹은 이항대립적사고의 정치사상적 기초에 관한 연구—레비스트로스의『야생의 사고』에 관한 비판을 중심으로」『사회과학연구』19-1 : 246-297.)
チェ・ギュガプ, 1992「日本衛星放送の視聴と文化的影響に関する研究」成均館大学大学院修士論文.(최규갑, 1992, 「일본위성방송의 시청과 문화적 영향에 관한 연구」성균관대학교 대학원석사논문.)
チェ・インフン, 2002, 『他人の部屋』文学ドンネ.(최인훈, 2002, 『타인의 방』문학동네.)
チェ・インテク, 2004, 「日帝時期釜山地域における日本人社会の生活史—経験と記憶の事例研究」『歴史と境界』52:109−147.(최인택, 2004, 「일제시기 부산지역 일본인사회의 생활사−경험과 기억의 사례연구」『역사와 경계』52:109−147.)
チェ・ウヨン, 2006, 「韓国社会の『近代』解釈と大衆文化地形の変化−韓流を契機に」『談論201』9(4):75-103.(최우영, 2006,「한국사회의『근대』해석과 대중문화지형의 변화−한류를 계기로」『담론201』9(4):75-103.)
大韓民国国会, 1971, 『第78回文教公報委員会会議録』大韓民国国会. (대한민국국회, 1971, 『제 78 회 문교공보위원회 회의기록』대한민국국회.)
——————, 1981, 『第108回文教公報委員会会議録第6号』大韓民国国会.(대한민국국회, 1981, 『제 108 회 문교공보위원회 회의기록 제 6 호』대한민국국회.)

――――――, 1982,『第113回文教公報部委員会会議録第2号』大韓民国国会. (대한민국국회, 1982, 『제 113 회 문교공보위원회 회의기록 제 2 호』대한민국국회.)

――――――, 1986,『第 131 回国会本会議録第 20 号付録 2』大韓民国国会. (대한민국국회, 1986, 『제 131 회 국회본회의록 문교공보위원회 제 20 호 부록 2』대한민국국회.)

大韓民国政府, 1965,『韓日会談白書』大韓民国政府. (대한민국정부, 1965, 『한일회담백서』대한민국정부.)

大韓民国国会事務庁, 1976,『第九代予算決算特別委員会会議録』大韓民国国会事務庁. (대한민국회사무청, 1976, 『제 9 대예산결산 특별위원회 회의록』대한민국국회사무청.)

大韓民国内務部統計局, 1960,『1960 年度大韓民国統計年鑑』大韓民国内務部統計局. (대한민국내무부통계청, 『1960 년도 대한민국통계연감』대한민국내무부통계청.

ハン・ミンス, 2007,「植民地時期文学検閲と比較研究の必要性」『比較文学』41 : 103-126. (한민수, 2007「식민지시기 문학검열과 비교연구의 필요성」『비교문학』41 : 103-126.)

――――――, 2011,「植民地時期文学検閲と印刷資本」検閲研究会編『植民地, 検閲‐制度、テキスト、実践』ソミョン出版 : 137‐167. (한민수, 2011,「식민지시기 문학검열과 인쇄자본」검열연구회 편 『식민지 검열-제본, 텍스트, 실천』소명출판 : 137-167.)

ハン・ギョング, 1998,「日本大衆文化開放を考える」『入法調査研究』第 253 号. (한경구, 1998, 「일본대중문화개방을 생각한다」『입법조사연구』제 253 호.)

ハン・スンホン, 1994,『情報化社会の著作権』ナナム. (한승헌, 1994,『정보화사회의 저작권』나남.)

ホ・ウン, 2009,「近代化への道とアメリカの介入」クォン・ボドゥレ他編『アプレギャル、思想界を読む―1950 年代文化の自由と統制』東国大学校出版部 : 365-410. (허은, 2009, 「근대화로의 길과 미국의 개입-1960 년대 주한미국공보원의 목표와 활동」권보드래외 편『아프레걸 사상계를 읽다―1950 년대 문화의 자유와 통제』동국대학교 출판부 365-410.)

ホン・ソンテ, 2005,「日本大衆文化開放の文化政治」『文化科学』第 41 号 : 127‐143. (홍성태, 2005, 「일본대중문화개방의 문화정치」『문화과학』제 41 호 : 127‐143.)

ホン・スンクォン, 2004,「日帝時期釜山地域における日本人社会の人口と社会階層の構造」『歴史と境界』51:43‐73. (홍순권, 2004,「일제시기 부산지역 일본인사회의 인구와 사회계층구조」『역사와 경계』51:43‐73.)

ファン・ビョンジュ, 2004,「朴正熙体制における支配談論と大衆の国民化」イム・ジヒョン・キム・ヨンウ編『大衆独裁 1‐強制と同意のあいだで』チェクセサン : 475-516. (황병주, 2004, 「박정희체제의 지배담론과 대중의 국민화」임지현/김용우 편『대중독재 1‐강제와 동원의 사이에서』책세상: 475-516.)

放送文化振興会, 2005,『放送理念としての公益概念の形成と健全な国民の形成―動員型国家主義を中心に』放送文化振興会. (방송문화진흥회, 2005, 『방송이념으로서의 공익개념의 형성과 건전한 국민의 형성 ― 동원형국가주의를 중심으로 』

방송문화진흥회.）
――――――, 2007a, 『解放以降韓国放送の形成に関する口述資料―チェ・チャンボン編』放送文化振興会.（방송문화진흥회, 2007a, 『해방이후 한국방송의 형성에 관한 구술연구-최창봉편』방송문화진흥회.）
――――――, 2007b, 『解放以降韓国放送の形成に関する口述資料―ジョン・ウンドク編』放送文化振興会.（방송문화진흥회, 2007b, 『해방이후 한국방송의 형성에 관한 구술연구-전응덕편』방송문화진흥회.）
――――――, 2007c, 『解放以降韓国放送の形成に関する口述資料―ファン・ジョンテ編』放送文化振興会.（방송문화진흥회, 2007c, 『해방이후 한국방송의 형성에 관한 구술연구-황정태편』방송문화진흥회.）
――――――, 2007d, 『解放以降韓国放送の形成に関する口述資料―カン・ヒョンドゥ編』放送文化振興会.（방송문화진흥회, 2007d, 『해방이후 한국방송의 형성에 관한 구술연구-강현두편』방송문화진흥회.）
――――――, 2007e, 『解放以降韓国放送の形成に関する口述資料―チェ・ドクス編』放送文化振興会.（방송문화진흥회, 2007e, 『해방이후 한국방송의 형성에 관한 구술연구-최덕수편』방송문화진흥회.）
放送委員会, 1976, 『1975 年度放送倫理審議評価書』放送委員会.（방송위원회, 1976, 『1975 년도 방송윤리심의평가서』방송위원회.）
――――, 1979, 『1978 年度放送倫理審議評価書』放送委員会.（방송위원회, 1979, 『1979 년도 방송윤리심의평가서』방송위원회.）
放送審議委員会, 1981, 『放送禁止歌謡曲目一覧』放送審議委員会.（방송심의위원회, 1981, 『방송금지가요 곡목일람』방송심의위원회.）
ジャン・インソン, 1998, 「日本大衆文化開放と自己解放―日本大衆文化言説の性格と開放の方向」『ソウル大学国際問題研究』22: 59-102.（장인성, 1998, 「일본대중문화새방과 자기해방―일본대중문화담론의 성격과 개방의 방향」『서울대학교 국제문제연구』22: 59-102.）
ジャン・ギョンソク, 2006, 「発展国家の空間開発―1960-80 年代ソウル漢江辺アパート居住地域形成過程を中心に」『空間と社会』25:194-212.（장경석, 2006, 「발전국가의 공간개발-1960-80 년대 서울 한강변 아파트 주거지역 형성과정을 중심으로」『공간과 사회』25:194-212.）
ジャン・ヨンミン, 2011, 「1952 年 VOA の韓国語放送の釜山政治波動法度と KBS 中継放送の中断」『歴史と境界』80: 59-109.（장영민, 2011, 「미국의 소리 한국어방송'의 부산정치파동 보도와 KBS 중계방송의 중단」『역사와 경계』80: 59-109.
ジャン・ヨンゴル, 2000, 「日本大衆文化の否定性に関する考察」『日本学年報』9:225-242.（장용걸, 2000, 「일본대중문화에 대한 부정성에 관한 고찰」『일본학연보』9:225-242.）
ジョン・ジェホ, 1998, 「民族主義と歴史の利用―朴正熙体制の伝統文化政策」『社会科学研究』第 7 号, 83-106.（전재호, 1998, 「민족주의와 역사의 이용-박정희 체제의 전통문화정책」

『사회과학연구』제 7 호, 83-106.）

―――――――――――――――, 2002, 「韓国民族主義と反日」『政治批評』第 2 号:128-148.（전재호, 2002, 「한국민족주의와 반일」『정치비평』제 2 호, 128-148.）

ジョン・ギュチャン, 1999, 「文化開放の時代におけるメディア文化研究と文化政策」『韓国言論学報』第 43-4 号:270-301.（전규찬, 1999, 「문화개방의 시대 미디어・문화연구와 문화정책」『한국언론학보』제 43-4 호:270-301.）

ジョン・グンシク, 2011, 「解放後検閲体制の研究のためのいくつの質問と課題―植民地遺産の終息と再編のあいだ、1945-1952」『大東文化研究』:7-60.（정근식, 2011, 「해방후 검열체제의 연구를 위한 몇 가지 질문과 과제-식민지유산의 종식과 재편 사이, 1945-1952」『대동문화연구』:7-60.）

―――――――――――――――, 2011, 「日帝下検閲機構と検閲官の変動」検閲研究会編『植民地、検閲-制度、テキスト、実践』ソミョン出版 : 15-63.（정근식, 2011, 「일제하 검열기구와 검열관의 변동」검열연구회 편『식민지 검열-제도, 텍스트, 실천』소명출판:15-63. ）

ジョン・グンシク・チェ・ギョンヒ, 2011, 「図書課の設置と日帝植民地出版警察の体系化、1926-1929」検閲研究会編『植民地、検閲-制度、テキスト、実践』ソミョン出版:64-136.（정근식・최경희, 2011 , 「도서과의 설치와 일제식민지 출판경찰의 체계화、1926-1929」検閲研究会編『植民地、検閲-制度、テキスト、実践』ソミョン出版 : 64-136.）

ジョン・ジョンヒョン, 2009, 「自由と民主, 植民地倫理感覚の再脈略化―鄭飛石小説をつうじてみるアメリカヘゲモニー下韓国文化再編のジェンダー政治学」クォン・ボドゥレ―編『アプレギャル、思想界を読む―1950 年代文化の自由と統制』東国大学校出版部, 105-149.（정종현, 2009, 「자유와 민주, 식민지 윤리감각의 재맥락화-정비석 소설을 통해 본 미국 헤게모니하 한국 문화재편의 젠더정치학」권보드래외 편『아프레걸 사상계를 읽다-1950 년대 문화의 자유와 통제』동국대학교 출판부 : 105-149.）

ジョン・ムンソン, 1992, 「日本大衆文化が韓国青少年文化に及ぼす影響に関する研究-日本翻訳漫画が青少年の攻撃性に及ぼす影響を中心に」『韓国青少年研究』11, 19-35.（정문성, 1992, 「일본대중문화가 한국청소년문화에 미치는 영향에 관한 연구-일본번역만화가 청소년의 공격성에 미치는 영향을 중심으로」『한국청소년연구』11, 19-35.）

―――――――――――――――, 1994, 「韓国青少年に流入した日本大衆文化の実体」『韓国青少年開発院』3(4), 19-33.（정문성, 1994, 「한국청소년에 유입된 일본대중문화의 실체」『한국청소년개발원』3(4), 19-33.）

ジョン・ジン, 1976, 「ビデオシステム」『マーケティング』92: 68-70.（정진, 1976, 「비디오 시스템」『마케팅』92: 68-70.）

ジョン・スンイル・ジャン・ハンソン, 2000『韓国テレビ 40 年の足跡―テレビプログラムの社会史』ハンウルアカデミー.（정순일・장한성, 2000,『한국 텔레비전 40 년의 족적-텔레비전 프로그램의 사회사』한울 아카데미. ）

ジョン・ソクホ, 1990, 「ビデオ受容性の研究課題と展望」『情報社会研究』秋:46-75.（정석호, 1990 ,

「비디오 수용성의 연구과제와 전망」『정보사회연구』가을:46-75.)

ジョン・テウン, 1998, 「知的財産権の国際化・交渉戦略・国内政治—韓国と米国の知的財産権交渉結果を中心に」『韓国政治学会年例学術会議論文集』韓国政治学会: 237-253. (정태웅, 1998,「지적재산권의 국제화, 협상전략, 국내정치」『한국정치학회』연례학술회의논문집 : 237-253.)

ジョン・ヨンピョ, 1993,『情報社会と著作権—知識・情報の国際流通と知的財産』法經. (전영표, 1993,『정보사회와 저작권-지식・정보의 국제유통과 지적재산』법경.)

ジュ・ドンファン, 1993,『韓国政府の言論政策が新聞産業の変遷におよぼした影響に関する一考察』ソウル大学大学院博士論文. (주동황, 1993,『한국정부의 언론정책이 신문산업의 변천에 미친 영향에 관한 일고찰』서울대학교대학원 박사논문.)

カン・ホビョン, 1996, 「韓国経済崩壊論とOECD 加入のあいだ」『社会評論 ギル』7月号: 70-73. (강호병, 1996, 「한국경제붕괴론과 OECD 가입의 사이」『사회평론 길』7월호:70-73.)

カン・ジュンマン, 2002,『韓国現代史散策—1970 年代篇第 2 巻』人物と思想社. (강준만, 2002,『한국현대사 산책-1970년대편 제2권』인물과 사상사.)

——————, 2003a,『韓国現代史散策—1980年代篇第1巻』人物と思想社. (강준만, 2003,『한국현대사 산책-1980년대편 제1권』인물과 사상사.)

——————, 2003b,『韓国現代史散策—1980年代篇第1巻』人物と思想社. (강준만, 2003,『한국현대사 산책-1980년대편 제1권』인물과 사상사.)

——————, 2004a,『韓国史散策—1960 年代編第2巻』人物と思想社. (강준만, 2004a,『한국현대사 산책-1960년대편 제2권』인물과 사상사.)

——————, 2004b,『韓国史散策—1960 年代編第 3 巻』人物と思想社. (강준만, 2004b,『한국현대사 산책-1960년대편 제3권』인물과 사상사.)

——————, 2004c,『韓国現代史散策 1950 年代編第1巻』人物と思想社. (강준만, 2004c,『한국현대사 산책-1950년대편 제1권』인물과 사상사.)

韓国文化体育部, 1994,『日本大衆文化対応方法研究』韓国文化体育部. (한국문화체육부, 1994,『일본대중문화 대응방법 연구』한국문화체육부.)

韓国放送委員会, 1992,『放送審議事例集』韓国放送委員会. (한국방송위원회, 1992,『방송심의사례집』韓国放送委員会.)

韓国刊行物倫理委員会, 1990,『日本複写漫画調査分析および韓日少年・少女漫画雑誌比較』韓国刊行物倫理委員会. (한국간행물윤리위원회, 1990,『일본복사만화 조사분석 및 한일 소년소녀 만화잡지 비교』한국간행물윤리위원회.)

——————, 1991,『韓国漫画流通構造改善方案に関する研究』韓国刊行物倫理委員会. (한국간행물윤리위원회, 1991,『한국만화 유통구조 개선방안에 관한 연구』한국간행물윤리위원회.)

——————, 2000,『刊行物倫理 30 年』韓国刊行物倫理委員会. (한국간행물윤리위원회,

2000, 『간행물윤리 30 년』 한국간행물윤리위원회.）
韓国放送70年史編纂委員会, 1997,『韓国放送70年史』韓国放送公社.（한국방송70년사 편찬위원회, 1997, 『한국방송 70 년사』 한국방송공사. ）
カン・ミョング, 1993,『消費大衆文化とポストモダニズム』民音社.（강명구, 1993, 『소비대중문화와 포스트모더니즘』 민음사.）
------------, 1994, 「国際化と文化的民主主義」『創作と批評』22:70-87. （강명구, 1994, 「국제화와 문화적민주주의」『창작과 비평』22:70-87.）
カン・ミョング・ペク・ミスク・チェ・イスク, 2007, 「文化的冷戦と最初のテレビジョン HLKZ」『韓国言論学報』第 51-5 号 : 5-33.（강명구·백미숙·최이숙, 2007, 「문화적 냉전과 최초의 텔레비전 HLKZ」『한국언론학보』제 51-5 호, 5-33.）
カン・ネヒ, 1994, 「大衆文化の政治経済学と労働力再生産」『韓国社会の変動』ハンウル : 236-262.（강내희, 1994, 「대중문화의 정치경제학과 노동력재생산」『한국사회의 변동』한울 : 236-262.）
カン・デイン, 1997, 「韓国放送 70 年の政治・経済的特性」社団法人韓国放送学会編『韓国放送 70 年の評価と展望』コミュニケーションブックス:13-48.（강대인, 1997,「한국방송 70 년의 정치경제적 특성」사단법인 한국방송학회 편『한국방송 70 년의 평가와 전망』커뮤니케이션북스:13-48.）
キム・アルム, 2011a, 『戦後韓国公共圏の一面、1953-1960―「思想界」と知識人共同体形成を中心に』ソウル大学大学院修士論文.（김아름, 2011a, 『전후 한국 공론장의 일면 1953-1960-『사상계』와 지식인 공동체 형성을 중심으로』서울대학교 대학원 석사논문.）
キム・チャンナム, 2003,『大衆文化の理解』ハンウルアカデミ.（김창남, 2003,『대중문화의 이해』한울 아카데미.）
キム・ドクホ, 2008,「韓国の日常生活と消費の米国化問題」キム・ドクホ・ワォン・ヨンジン編『アメリカナイゼーション―解放以降韓国での米国化』プルンヨクサ:122-158.（김덕호, 2008, 「한국의 일상생활과 소비의 미국화 문제」김덕호・원용진 편『아메리카나이제이션-해방이후 한국에서의 미국화』푸른역사:122-158.）
キム・ドンチュン, 2000a, 『近代の影』ドルベゲ.（김동춘, 2000, 『근대의 역사』돌베개.）
----------------, 2001「自民族中心主義」『実践文学』秋, 第 63 号: 5-40. （김동춘, 2001「자민족중심주의」『실천문학』가을, 제 63 호:5-30.）
キム・ドンチョル, 1995,「わが国の放送法の変遷過程」『放送研究』:2-25.（김동철, 1995,「우리나라의 방송법의 변천과정」『방송연구』: 2-25.）
キム・イルヨン, 2000b「韓国発展国家の形成過程」『韓国政治学会報』33-4:121-143.（김일영, 2000「한국발전국가의 형성과정」『한국정치학회보』33-4:121-143.）
キム・ジョンチョル, 1971,「韓国 TV バラエティショーの昨日と今日―演出者と土曜プログラムを中心に」放送委員会編『放送史資料集』447-481.（김종철, 1971, 「한국 TV 버라이티쇼의

어제와 오늘-연출자와 토요일프로그램을 중심으로」방송위원회 편『방송사자료집』447-481.）
キム・ジュオン, 1989「80年代言論弾圧」『社会批評』3:154-198.（김주언, 1989「80 년대 언론탄압」『사회평론』3:154-198.）
キム・ジュンファン, 2003,「脱植民主義とポストモダニズム」コ・ブウン編『脱植民主義ー理論と争点』文学と知性社.（김준환, 2003,「탈식민주의와 포스트모더니즘」고부응 편『탈식민주의-이론과 쟁점』문학과 지성사.）
キム・ジョンス, 1999,「スクリーンクォーターとタンタラ—大衆文化に対する政府の介入と文化産業競争力に関する時論」『韓国行政学報』33-3:195-213.（김정수, 1999,「스크린쿼터와 딴따라—대중문화에 대한 정부의 개입과 문화산업경쟁력에 관한 시론」『한국행정학보』33-3:195-213.）
キム・ハクチョン, 1995,「光復 50 年と放送制度」『放送研究』41:26－44.（김학천, 1995,「광복 50 년과 방송제도」『방송연구』41:26－44.）
キム・ハクジェ, 2007a,「国家権力の毛細血管と 1950 年代の大衆動員—国民班を通じた監視と動員」『死をもって国を守ろう—1950 年代, 反共・動員・監視の時代』ソニン:283-341.（김학재, 2007a「국가권력의 모세혈관과 1950 년대 대중동원-국민반을 통한 감시와 동원」『죽음으로써 나라를 지키자—1950 년대, 반공・동원・감시의 시대』선인 : 283-341.）
——————, 2011b「政府樹立前後公報部処の活動と冷戦統治性の系譜」『大東文化研究』74: 61-97.（김학재, 2011b「정부수립전후 공보부처의 활동과 냉전통치성의 계보」『대동문화연구』74: 61-97.）
キム・ヒドン, 1985,『わが国の大学生の AFKN-TV の利用と充足に関する研究』慶熙大学大学院修士論文.（김희동, 1985,『우리나라 대학생의 AFKN - TV 이용과 충족에 관한 연구 김희동』경희대학교 석사논문.）
キム・クァンオク, 1991,「日本衛星放送の文化的性格」『韓国通信学会』133-161.（김광옥, 1991,「일본위성방송의 문화적성격」『한국통신학회』133-161.）
——————, 1992,「衛星放送と spill-overー外国衛星 TV の国内流入と対応政策」『新聞と放送』256:41-63.（김광옥, 1992,「위성방송과 spill-over ー 외국위성 TV 의 국내유입과 대응정책」『신문과 방송』256:41-63.）
キム・ウンギュ, 2004,「米軍政処と表現の自由-法務局、司法部の有權的解釈選集分析を中心に」『世界憲法研究』10:79-111.（김웅규, 2004,「미군정청과 표현의 자유 -법무국, 사법부의 유권해석선집 분석을 중심으로」『세계헌법연구』10:79-111.）
キム・ミンファン, 1995,「米軍政の言論政策」『言論と社会』8: 6-38.（김민환, 1995,「미군정의 언론정책」『언론과 사회』8: 6-38.）
キム・ムンジョ・パク・スホ, 1998,「韓国の文化政策-回顧と展望」『亞細亞研究』40:297-323.（김문조・박수호, 1998,「한국의 문화정책-회고와 전망」『아세아연구』40:297-323.）

キム・ピルドン, 1999,「日本大衆文化開放に関する一考察」『日本語文学』7：381-410.（김필동, 1999「일본대중문화개방에 관한 일고찰」『일본어문학』 7：381-410.）
キム・ソンヨップ, 2006,「1980 年代韓国映画に登場したポスト植民主義的混種性」『映画研究』28, 105-131.（김선엽, 2006,「1980 년대 한국영화에 등장한 포스트식민주의적 혼종성」『영화연구』28, 105-131.）
キム・ヨス, 1987,「80 年代文化政策の発展像」『月刊文化芸術』3-4 月 110 号.（김여수, 1987,「80 년대 문화정책의 발전상」『月刊文化芸術』3-4 월호 통권 110 호.）
キム・ユンテ, 1999,「発展国家の起源と成長─李承晩と朴正熙に関する歴史社会学的研究」『社会と歴史』56:145-177.（김윤태, 1999,「발전국가의 기원과 성장-이승만과 박정희에 관한 역사사회학적 연구」『사회와 역사』56:145-177.）
キム・イェリム, 2007b,「1960 年代中後半における開発ナショナリズムと中産層家庭ファンタジーの文化政治学」『現代文学研究』第 32 号:339-375.（김예림, 2007「1960 년대 중후반 개발내셔널리즘과 중산층가정판타지의 문화정치학」『현대문학연구』第 32 号:339-375.）
――――――, 2007c,「冷戦期アジア想像と反共アイデンティティの位相学─解放-朝鮮戦争後（1945-1955）アジア心象地理を中心に」『尚虚学報』20, 311-345.（김예림, 2007,「냉전기 아시아 상상과 반공 정체성의 위상학-개방-한국전쟁후 (1945-1955) 아시아심상지리를 중심으로」『상허학보』20, 311-345.）
コ・ウン, 2006,『萬人譜 21/22/23』 創批.（고은, 2006,『만인보 21/22/23』창비.）
ク・ジョンファ, 1999「日本大衆文化に対する青少年の受容と抵抗」『韓国青少年研究』10-1：139-175.（구정화, 1999「일본대중문화에 대한 청소년의 수용과 저항」『한국청소년연구』10-1：139-175.）
ク・クァンモ, 1998,「わが国の文化政策の目標と特性-80 年代と 90 年代を中心に」『中央行政論集』12:1-17.（구광모, 1998,「우리나라 문화정책의 목표와 특성-80 년대와 90 년대를 중심으로」『중앙행정논집』12:1-17.）
クォン・ミョンア, 2007,「風俗統制と日常に対する国家管理─風俗統制と検閲の関係を中心に」『民族文学史研究』33:367-406.（권명아, 2007,「풍속검열과 일상에 대한 국가관리-풍속통제와 검열의 관계를 중심으로」『민족문학사연구』33:367-406.）
――――――, 2009,『植民地以後を思惟する─脱植民地化と再植民化の境界』チェクセサン.（권명아, 2009,『식민지이후를 사유하다─탈식민지화와 재식민화의 경계』책세상.）
イ・ボンボム, 2005,「検閲の内面化とその政治的発現-1960 年代保守右翼文学の動向を中心に」『尚虚学報』21:141-177.（이봉범, 2005,「검열의 내면화와 그 정치적 표현-1960 년대 보수우익문학의 동향으로 중심으로」『상허학보』21:141-177.）
――――――, 2008a「1950 年代文化再編と検閲」『韓国文学研究』34:7-49.（이봉범, 2008a「1950 년대 문화재편과 검열」『한국문학연구』34:7-49.）
――――――, 2009,「1950 年代文化政策と映画検閲」『韓国文学研究』37:7-49.（이봉범, 2009,「1950 년대 문화정책과 영화검열」『한국문학연구』37:7-49.）

イ・ドンヨン, 2008b, 「植民地内面化と冷戦期青年主体の形成—1945-50 年代における青年文化の特異性研究」聖公會大東アジア研究所編『冷戦アジアの文化風景１—1940-50 年代』現実文化:385-407.（이동연, 2008b, 「식민지내면화와 냉전기 청년주체의 형성－1945-50 년대 청년문화의 특이성연구」성공회대 동아시아연구소 『냉전아시아의 문화풍경 1—1940-50 년대』현실문화:385-407.）

イ・ガンロ, 2004, 「韓国内反米主義の成長過程分析」『国際政治論集』44-4:239-261.（이강로, 2004, 「한국내 반미주의의 성장과정 분석」『국제정치논집』44-4:239-261.）

イ・ガンス, 1997, 「韓国社会と大衆文化」『大衆文化と文化産業論』.（이강수, 1997, 「한국사회와 대중문화」『대중문화와 문화산업론』.）

イ・ギョンワォン, 2003, 「脱植民主義の系譜とアイデンティティ」コ・ブウン編『脱植民主義ー理論と争点』文学と知性社.（이경원, 2003, 「탈식민주의의 계보와 정체성」고부응 편『탈식민주의-이론과 쟁점』문학과 지성사.）

イ・ヨンヒ, 1996, 「わが国の広告表現における日本の影響に関する史的研究」『広告学研究』127-154.（이영희, 1996, 「우리나라 광고표현에 있어 일본영향에 관한 사적 연구」『광고학연구』127-154.）

イ・ヨンミ, 1998, 『韓国大衆音楽史』シゴンサ.（이영미, 1998, 『한국대중음악사』시공사.）

————, 2002, 『興南埠頭のクムスンはどこにいったのだろう』ファングムカジ.（이영미, 2002, 『흥남부두의 금순이는 어디로 갔을까』황금가지.）

イ・オクギョン, 1984, 「70 年代大衆文化の性格-韓国社会変動研究」『歴史と基督教』民衆社 : 253－286.（이옥경, 1984, 「70 년대 대중문화의 성격」『역사와 기독교』민중사.）

イ・サンイル, 1989, 「日本大衆文化流入に関する是非」『日本學報』23, 25-33.（이상일, 1989, 「일본대중문화유입에 관한 시비」『일본학보』23, 25-33.）

イ・ソンミ, 2006, 「米国を消費する大都市と米国映画—1950 年代韓国の米国映画上映と観覧の意味１」尚虚学会編『1950 年代メディアと米国表象』ギプンセム : 73-105.（이성미, 2006「미국을 소비하는 대도시와 미국영화-1950 년대 한국의 미국영화상영과 관람의 의미１」상허학회 편『1950 년대 미디어와 미국표상』깊은샘 : 73-105.）

————, 2009, 「1950 年代米国留学と大学文化—延禧春秋の米国関連言説と記事を中心に」『尚虚学報』25:235-272.（이성미, 2009, 「1950 년대 미국유학과 대학문화-연희춘추의 미국관련 담론과 기사를 중심으로」『상허학보』25:235-272.）

イ・ソンウク, 2000, 『金秋子、サンデーソウル、さらに緊急措置』センガグィナム.（이성욱, 2000, 『김추자, 선데이서울, 게다가 긴급조치』생각의 나무.）

イ・スンジン, 2010, 「韓国戦争後冷戦の論理と植民地記憶の再構成-1950 年代文化映画で構築された李承晩敍事を中心に」『記憶と展望』23:70-103.（이순진, 2010, 「한국전쟁 후 냉전의 논리와 식민지 기억의 재구성-1950 년대 문화영화에서 구축된『이승만 서사』를 중심으로」『기억과 전망』23:70-103.）

イム・ジヒョン, 2000, 「韓半島民族主義と権力言説—比較史的問題提起」『唐代批評』10:

183-206.（임지현, 2000,「한반도민족주의와 권력담론-비교사적 문제제기」『당대비평』10:183-206.）
イム・ジョンス, 2003, 「韓国放送の理論と歴史」『韓国言論学報』48-6 : 370-396.（임종수, 2003, 「한국방송의 이론과 역사」『한국언론학보』48-6 : 370-396.）
文化公報部, 1979,『文化公報 30 年』文化公報部.（문화공보부, 1979,『문화공보 30 년』문화공보부.）
ムン・オクベ, 1992, 「韓国における日本音楽産業、その現実と歴史的批判」『民族音楽の理解』ハンウル : 232-304.（문옥배, 1992, 「한국의 일본음악산업, 그 현실과 역사적 비판」『민족음악의 이해』한울 : 232-304.）
――――――, 2004,『韓国禁止曲の社会史』イェソル.（문옥배, 2004,『한국 금지곡의 사회사』예솔.）
ノ・ジョンパル, 2003, 『韓国放送と 50 年』ナナム.（노정팔, 2003, 『한국방송과 50 년』나남.）
オ・ジェギョン, 2003,『竹圃吳在環文選集―平凡を非凡へ』竹圃文選集刊行委員会.（오재경, 2003,『죽포오재경문선집―평범을 비범으로』죽포오재경문선집 간행위원회.）
オ・ミョンファン, 1995,「放送プログラム編成 50 年の変遷史」『放送研究』41:2－25.（오명환, 1995,「방송프로그램편성 50 년의 변천사」『방송연구』41:2－25.）
オ・ミョンソク, 1998, 「1960-70 年代の文化政策と民族文化談論」『比較文化研究』4 : 121-152.（오명석, 1998, 「1960-70 년대의 문화정책과 민족문화담론」 『비교문화연구』4 : 121-152.）
オ・セングン, 1987, 「ミシェル・フーコー言説、権力、主体」『外国文学』秋号:248-268（오생근, 1987, 「미셸푸코와 언술, 권력, 주체」『외국문화』가을호:248-268.）
パク・ホンホ, 2011,「文化政治期新聞の位相と反検閲の内的論理」検閲研究会編『植民地、検閲‐制度、テキスト、実践』ソミョン出版 : 200-273.（박헌호, 2011,「문화정치기 신문의 위상과 반검열의 내적논리」검열연구소 편『식민지, 검열-제도, 텍스트, 실천』소명출판, 200-273.）
パク・ジェヨン, 1993,『韓国初期民間商業放送の発展過程に関する研究』ソウル大学大学院修士論文.（박재용, 1993,『한국초기민간상업방송의 발전과정에 관한 연구』서울대학교대학원 석사논문.）
パク・サンギ, 2003, 「脱植民主義の両価性と混淆性」コ・ブウン編『脱植民主義－理論と争点』文学と知性社.（이경원, 2003, 「탈식민주의의 양가성과 혼종성」 고부응 편『탈식민주의-이론과 쟁점』문학과 지성사.）
パク・ミンギュ, 2009, 『亡き王女のためのパヴァーヌ』イェダム.（박민규, 2009, 『죽은 왕녀를 위한 파반느』예담.）
パク・スヒョン, 2009,『米軍政公報機構組織の変遷(1945.8-1948.5)』ソウル大学大学院修士論文.（박수현, 2009,『미군정 공보기구조직의 변천(1945.8-1948.5)』서울대학교대학원 석사논문.
ペク・ミスク・カン・ミョング, 2007,「純潔な家庭と健全な性倫理‐テレビジョンドラマの性表現規制に関する文化史的アプローチ」『韓国放送学報』21-1:138-181.（백미숙・강명구, 2007,

「『순결한 가정』과 건전한 성윤리-텔레비전 드라마 성표현 규제에 대한 문화사적 접근」『한국방송학보』21-1:138-181.）
パク・ヨンギュ，2000，「韓国初期放送の国営化過程に関する研究―1945 年から 1953 年まで」『韓国言論学報』44 (2) :93-123. (박용규, 2000, 「한국 초기 방송의 국영화 과정에 관한 연구 - 1945 년부터 1953 년까지를 중심으로」『한국언론학보』44 (2) :93-123.）
釜山文化放送， 2009, 『釜山文化放送 50 年史』釜山文化放送. (부산문화방송, 2009, 『부산문화방송 50 년사』부산문화방송.）
ソ・ヒョンソク, 2009,『怪物ファーザーフロイト―黄金バットと妖怪人間』ハンナレ. (서경석, 2009, 『괴물아버지 프로이트-황금박쥐와 요괴인간』한나래.）
ソ・ジュンソク, 1995,「朴政権の対日姿勢と跛行的韓日関係」『歴史批評』春 : 38-56(서중석, 1995, 「박정권의 대일자세와 파행적 한일관계」『역사비평』봄:38-56.）
ソ・ウソン, 2008, 「1970-80 年代ピアノブームの消費主体としての中産層女性の正体性研究」『韓国音楽史学報』40 : 213-243. (서우선, 2008, 「1970-80 년대 『피아노 붐』의 소비주체로서 중산층 여성의 정체성 연구」『한국음악사학보』40 : 213-243.）
ソ・ヨンヒョン, 2009, 「韓日文化翻訳と青年文化の境界設定」『精神文化研究』春 32-1:239-259. (소영현, 2009,「한일 문화번역과 청년문화의 경계설정」『정신문화연구』봄 32-1:239-259.）
ソン・ジェグク, 1985, 「放送分野の現況と展望」『電子工学会雑誌』12-1 : 1-17. (송재극, 1985, 「방송분야의 현황과 전망」『전자공학회잡지』12-1 : 1-17.）
――――――, 1986,「放送技術の発展と展望」『放送研究』19:79-94. (송재극, 1986,「방송기술의 발전과 전망」『방송연구』19:79-94.）
――――――, 1995,「放送技術の変遷」『放送研究』127-147. (송재극, 1995, 「방송기술의 변천」『방송연구』19:79-94.）
シン・ヒョンジュン・ホ・ドゥンフン, 2008, 「冷戦初期南韓と台湾における大衆芸能の国家化および米国大衆文化の翻訳」聖公会大東アジア研究所編『冷戦アジアの文化風景 1 -1940-50 年代』現実文化:311-360. (신현준・허둥홍, 2008, 「식민지 내면화와 냉전기 청년 주체의 형성 : 1940-50 년대 청년문화의 특이성 연구」성공회대 동아시아연구소 편『냉전아시아의 문화풍경 1―1940-50 년대』현실문화:311-360. 1940-50.）
シン・ジュンヒョン, 2006, 『僕のギターは眠らない』ヘト : 74. (신중현, 2006, 『내 기타는 잠들지 않는다』해토.)
新聞評論編集部, 1973,「放送街の悩み」『新聞評論』9 月号. (신문평론편집부, 1973,「방송가의 고민」『신문평론』9 월호.）
ウォン・ウヒョン・チェ・ヒョンチョル・ナム・グンヒョップ・パク・チョンイル, 1990, 「ビデオ利用と効果研究」『新聞学報』25: 125-166. (원우현, 최현철, 남궁협, 박천일, 1990, 「비디오 이용과 효과연구」『신문학보』25: 125-166.』
ワォン・ヨンジン, 1996,『大衆文化のパラダイム』ハンナレ. (원용진, 1996, 『대중문화의 패러다임』

한나래.）
ヨム・チャンヒ，2008,「日常の再編と欲望の微視政治学」聖公會大東アジア研究所編『冷戦アジアの文化風景１―1940-50年代』現実文化: 409-457.（염찬희, 2008,「일상의 재편과 욕망의 미시정치학」성공회대 동아시아연구소 편『냉전아시아의 문화풍경1－1940－50년대』현실문화:409-457.）
ユ・ビョンヨン, 1999,「朴正熙政府と韓日協定」『1960年代の対外関係と南北問題』ベクサン書堂:11-50.（유병용, 1999,「박정희정부와 한일협정」『1960년대 대외관계와 남북문제』백산서당:11-50.）
ユ・ハ, 1995,『世運商街キッドの恋』文学と知性社.（유하, 1995,『세운상가 키드의 사랑』문학과지성사.）
ユ・ソンヨン, 1998,「単眼アイデンティティの歴史-韓国文化現象分析のための概念フレーム研究」『韓国言論学報』43:427-467.（유선영, 1998,「홑눈 정체성의 역사－한국 문화현상 분석을 위한 개념틀 연구」『한국언론학보』43:427-467.）
ユン・ビョンイル, 1986,「ラジオ放送編成の変遷―8.15以降を中心に」『放送研究』19:55-66.（윤병일, 1986,「라디오방송편성의 변천-8.15이후를 중심으로」『방송연구』19：55-66.）
ユン・サンウ, 2006,「韓国発展国家の形成・変動と世界体制的条件、1960-1990」『経済と社会』72:69－94.（윤상우, 2006,「한국 발전국가의 형성·변동과 세계체제적 조건, 1960-1990）『경제와 사회』72:69-94.）

［欧文］

Abu-Lughod, Lila, 2005, *Dramas of Nationhood: The Politics of Television in Egypt,* University of Chicago Press.
Allen, Stewart Lee, 2002, *Devil's Garden: A Sinful History of Forbidden Foods*, Random House.（＝2003, 渡辺葉訳,『愛の林檎と燻製の猿と禁じたれた食べものたち』集英社.）
Althusser, Louis, 1970, "Idéologie et appareils idéologiques d'État (notes pour une recherche)", *dans La pensée*, (151): 3-37.（＝1993, 柳内隆訳,「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」『アルチュセールのイデオロギー論』三交社.）
Anderson, Benedict, ［1983］2006, *Imagined Communities*：Reflections on the Origin and Spread of Nationalism, London, New York：Verso.（＝2007, 白石隆・白石さや訳『想像の共同体―ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山.）
Anderson, Malcolm, 1997, *Frontiers: territory and state formation in the modern world*, Polity Press.
Appadurai, Arjun, 1990, *Modernity at Large：Global Dimension of Globalization*, the Regents of the University of Minnesota.(=2004, 門田健一訳,『さまよえる近

代—グローバル化の文化研究』平凡社.）

Armstrong, Charles K. 2003, "The Cultural Cold War in Korea, 1945-1950", *The Journal of Asian Studies* Vol. 62, No. 1, Feb. : 71-99.

Arrighi, Giovanni, 1994, *The Long Twentieth Century: Money, Power, and the Origins of Our Time*, London and New York: Verso. （=2009, 土佐弘之監訳,『長い 20 世紀——資本, 権力, そして現代の系譜』作品社.）

Barker, Chris, 1997, *Global Television: an introduction*, Blackwell Publishers. (=2001, 하종원 외 역,『글로벌텔레비전』민음사.)

————, 2004, *The SAGE Dictionary of Cultural Studies*, London, Thousand Paks and New Delhi: Sage. (=2009, 이경숙・정영희 역,『문화연구사전』커뮤니케이션북스.)

Barbrook, Richard, 1992, 'Broadcasting and national identity in Ireland', *Media, Culture & Society* 14, 2, 203-227.

Barth, Fredrik, 1969, *Ethnic Groups and Boundaries: the Social Organization of Culture difference*, Waveland Press.

Bataille, George, 1957, "L'erotisme" Paris: Minuit. （=2004, 酒井健訳,『エロティシズム』ちくま文庫.）

Baudrillard, Jean, 1970, *La societe de consommation : Ses mythes, ses structures*, Editions Planete. （=1979, 今村仁司・塚原史訳,『消費社会の神話と構造』, 紀伊國屋書店.）

Bhabha, Homi K., 1990, Introduction: narrating the nation, Bhabha, Homi K. (ed.), *Nation and Narration*, London: Routledge, 1-7. (=2011, 류승구 역, 「머리말-내러티브로서의 국민」, 호미바바 편저『국민과 서사』후마니타스, 9-19.)

————, 1994, *The Location of Culture*, London and New York: Routledge. （=2005, 本橋哲也ほか訳,『文化の場所—ポストコロニアリズムの位相』法政大学出版局.）

Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York & London: Routledge. (=1997, 竹村和子訳,『ジェンダー・トラブル』青土社.）

Calhoun, Craig J., 1997, *Nationalism*, University of Minnesota Press.

Chris, Williams, 2004, 'On the Razor's Edge: Understanding Borders in Modern History'. （=2004, 김지혜 역,「변경에서 바라보다—근대 서유럽이 국경과 변경」『근대의 국경/역사의 변경—변경에 서서 역사를 바라보다』휴머니스트, 39-71.）

Cohen, Robin, 1994, *Frontiers of identity: the British and the others*: Longman.

Cole, David. C and Yungchul Park, 1983, *Financial Development in Korea, 1945-1978: Council on East Asian Studies*, Harvard University.

Collins, Richard, 1990, *Culture, communication, and national identity: the case of Canadian television*, Toronto: University of Toronto Press.

Clarke, John and Hall, Stuart and Jefferson, Tony•Roberts, Brian, 1976, "Subculture, Cultures and Class", *Resistance through Rituals: youth subculture in post-war Britain*,

S.Hall&T.Jefferson(eds.), London:Hutchinson: 9-69.

Corcoran,2004,*RTE and the Globalisation of Irish Television*,Bristol:Intelect.

Cuche,Denys,2004,La notion de culture dans les sciences sociales,La Decouverte. (＝2004, 이은령 역,『사회과학에서의 문화 개념-사회학과 인류학을 중심으로』한울.)

Cummings,Bruce,1981,*The origins of the Korean War*,Princeton, N.J. : Princeton University Press. (＝1986, 김자동 역,『한국전쟁의 기원』일월서각.)

―――――――,1983,Introduction: The Course of Korean-American Relations,1943-1953, Cumings,Bruce (ed.) *Child of Conflict: The Korean-American Relationship, 1943-1953*,Seattle & London: University of Washington Press: 3-55.

――――――――,1997,*Korea's Place in the Sun: a Modern History*, W.W.Norton. (＝2003, 김동노・이교선・이진준・한기욱 역,『브루스커밍스의 한국현대사』창비.)

Donnan, Hastings and Thomas.M. Wilson,1999,*Borders: Frontiers of Identity, Nation and State:* Berg.

Douglas, Mary,2003,*Purity and Danger: An Analysis of Concepts of Pollution and Taboo*,Taylor & Francis.(=2009,塚本利明訳,『汚穢と禁忌』筑摩書房).

Durkeim, Emile,1895, Les Règles de la méthode sociologique. Press Universitaires de France. (=1978,宮島喬訳,『社会学的方法の規準』岩波文庫.)

―――――――,1912a, Les formes élémentaires de la vie religieuse: Le système totémique en Australie. (＝1941, 古野清人訳,『宗教生活の原初形態 1』岩波文庫.)

―――――――,1912b, Les formes élémentaires de la vie religieuse: Le système totémique en Australie. (＝1942, 古野清人訳『宗教生活の原初形態 2』岩波文庫.)

―――――――,1925, L'Education Morale. Librairie Felix Alcan.(＝2000, 麻生 誠・山村健訳,『道徳教育論』講談社.)

Edensor,Tim,2002,*National Identity:Popular Culture and Everyday Life*,Oxford:Berg.(＝박성일 역,2008,『대중문화와 일상, 그리고 민족 정체성』이후.)

Elias, Norbert 1969,*Über den Prozess der Zivilisation, Bern und München*,Francke Verlag. (＝1996,박미애 역,『문명화과정 1』한길사.)

Fanon, Frantz,1966, *Les Damnés de la Terre*,La Découverte. (＝1996, 鈴木道彦・浦野衣子訳,『地に呪われたる者』理想社.)

――――――, 1967, *Black Skins, White Masks*. New York: Grove Press. (＝1998, 海老沢武・加藤晴久訳,『黒い皮膚・白い仮面』みすず書房.)

Filion, Michel,1996, "Broadcasting and cultural identity: the Canadian experience" *Media,Culture & Society,* 18,3: 447-467.

Foucault, Michel,1961, *Histoire de la folie à l'âge classique*, Plon. (＝1975,田村 俶訳,『狂気の歴史―古典主義時代における』新潮社..)

――――――――, 1966, *Les mots et les choses: une archéologie des sciences humaines*,

Gallimard. (＝1974, 渡辺一民・佐々木明 訳『言葉と物―人文科学の考古学』新潮社.）
――――――――, 1969, *L'Archéeologie du Savoir*, Paris/Gallimard. (＝2012, 中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社.）
――――――――, 1975, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Paris : Gallimard. (＝1977, 田村俶訳,『監獄の誕生――監視と処罰』新潮社.）
――――――――, 1976, *La volonte de savoir (Histoire de la sexualite I)*,Gallimard. (＝1986, 渡辺守章訳『性の歴史Ⅰ知への意志』新潮社 1986.）
――――――――, 1981, *The order of discourse*, in Young, R. (Eds),*Untying the Text: A Post-Structuralist Reader*, London:Routledge & Kegan Paul: 48-79. (=1998, 이정우 역,『담론의 질서』서강대학교 출판부. ）
――――――――, 1988a, "Technologies of the self" Martin, Luther H., Huck Gutman and Patrick H. Hutton eds. *Technologies of the self: a seminar with Michel Foucault*, Amherst: University of Massachusetts Press: 16-49. (＝2004, 田村俶・雲和子訳「自己のテクノロジー」『自己のテクノロジー――フーコー・セミナーの記録』岩波書店.）
――――――――, 1988b, "The Political Technology of Individuals" Martin, Luther H., Huck Gutman and Patrick H. Hutton eds. *Technologies of the self: a seminar with Michel Foucault*, Amherst: University of Massachusetts Press: 145-162. (＝2004, 田村俶・雲和子訳,「個人にかんする政治テクノロジー」『自己のテクノロジー――フーコー・セミナーの記録』岩波書店：235-264.）
――――――――, 2004, *Securité, Territoire, Population: cours au Collège de France (1977-1978)*, Gallimard/Le Seuil.(＝2007,高桑和巳訳『安全・領土・人口：コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978年度（ミシェル・フーコー講義集成7)』筑摩書房.）
Frazer, James G.,1922,*The Golden Bough: A Study in Magic and Religion*: Oxford University Press.(＝2003,吉川信訳,『初版金枝篇』上,筑摩書房.);(＝2004,이용대 역,『황금가지』한겨레 출판.）
Freud,Sigmund, [1900]1942,*Die Traumdeutung*, *Gesammelte Werke II-III*, Frankfurt am Main, S. Fischer. (＝1968, 高橋義孝訳,『フロイト著作集2　夢判断』人文書院.）
-------------,1908, 'Die kulturelle Sexual moral und die moderne Nervosität', *geschrieben von Sigmund Freud*, im Jahre.(＝1983, 「文化的性道徳と現代人の神経過敏」『フロイト著作集 第10巻 文化・思想篇Ⅰ』,人文書院：431-496.）
-------------,1908, 'Die kulturelle Sexualmoral und die moderne Nervosität' *geschrieben von Sigmund Freud*, im Jahre. (＝1969,浜川祥枝訳, 「文化への不満」『フロイト著作集 第3巻 文化・芸術論』,人文書院：431-496.）
--------------,1913, 'Totem und Tabu' *Einige Übereinstimmungen im Seelenleben der Wilden und der Neurotiker*. (＝1969,西田越郎訳,「トーテムとタブー」『フロイト著作集 第3巻 文化・芸術論』,人文書院：148-281.）

―――――――――――――,1913, ‘Totem und Tabu’ *Einige Übereinstimmungen im Seelenleben der Wilden und der Neurotiker*. (=2001, Strachey, James(trans.), ‘Totem and Taboo’The Standard Edition of the Complete Pshychological Work of Sigumund Freud Volume Ⅻ(1913-1914), Londodn:Routledge.)

―――――――――――――,1914,Zur Einführung des Narzißmus. *Gesammelte Werke: XIII*:137-170. (=1969, 懸田克躬・吉村博次訳, 1969,「ナルシシズム入門」『フロイト著作集5 性欲論症例研究 』人文書院:109-132.)

―――――――――――――,1915, ‘Die Verdrangung’,*Gesammelte Werke*,Frankfurt am Main: Fischer. (=1970, 井村恒郎訳, 「抑圧」『フロイト著作集6自我論・不安本能編』人文書院:78-86.)

―――――――――――――,1915, Zeitgemasse uber Krieg und Tod (=1969, 「戦争と死に関する時評」『フロイト著作集5』人文書院:397-420.)

―――――――――――――,1921, “Group psychology and the analysis of the ego”.(=1970,小此木啓吾訳 1970, 「集団心理学と自我の分析」『フロイト著作集6』人文書院:195-253.)

―――――――――――――,1925, “Die Verneinung”, *Imago*, 11(3).(=1996, 中山 元訳, 「否定」『自我論集』筑摩書房:293-301.)

―――――――――――――,1940,*Vorlesungen zur Einführung in die Psychoanalyse in Gesammelte Werke*. (=1971, 懸田克躬・高橋義孝訳, 『フロイト著作集1-精神分析入門 (正)』人文書店.)

Geertz, Clifford,1973,*The Interpretation of Cultures: Selected Essays*: Basic Books.(=1998, 문옥표 역『문화의 해석』까치.)

Gellner, Ernest, 1983,*Nations and Nationalism*, Oxford: Basil Blackwell.

Giddens, Anthony, 1985,*The Nation-State and Violence*,Polity Press.

―――――――――――――, 1991, *Modernity and Self-Identity : Self and Society in the Late Modern Age* : Polity Press.(=2005, 秋山美都ほか訳, 『モダニティと自己アイデンティティ』ハーベスト社.)

Gillespie, Marie, 1995,*Television, Ethnicity and Cultural Change*,Psychology Press.

Goldstein,Robert J.,1989,*Political Censorship of the Arts and the Press in Nineteenth-Century Europe*,London:Macmillan Press. (=2003,城戸朋子・村山圭一郎訳, 『政治的検閲―19世紀ヨーロッパにおける』法政大学出版局.)

Hall, Stuart, 1991, “The local and the global: Globalization and ethnicity” in Anthony King(eds.) *Culture, Globalization and the World-System,* Binghamton: State University of New York Press : 19-40.(=1999, 山中 弘・安藤 充・保呂篤彦訳, 「ローカルなものとグローバルなもの―グローバル化とエスニシティ」『文化とグローバル化』玉川大学出版部, 41－66.)

―――――――――――――, 1992, “The Question of Cultural Identity”, Stuart・Held, David・McLennan, Gregory (edit.), *Modernity and Its Futures,* Oxford Blackwell : 273-316.(=2000, 전효관・김수진역,「문화적 정체성의 문제」『모더니티의 미래』현실문화연구:321-385.)

Hall, Stuart・Held, David・McLennan, Gregory, 1992, "Introduction", Stuart・Held, David・McLennan, Gregory (edit.), *Modernity and Its Futures,* Oxford Blackwell.(=2000, 전효관・김수진역「서론)『모더니티의 미래』현실문화연구 : 10-24.)

Hardt, Michael and Negri, Antonio, 2000, *Empire*, Harvard Univ Press.(=2003 水嶋 一憲・酒井 隆史・浜 邦彦・吉田 俊実訳,『帝国―グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』, 以文社.)

Harvey, 1989, *The condition of postmodernity: An enquiry into the origins of cultural change*, Oxford;Cambridge: Blackwell.(=1990, 구동회・박영민 역,『포스트모더니즘의 조건』한울.)

Held, David・McGrew, Anthony・Goldblatt, David・Perraton, Jonathan, 1999, *Global. Transformation : Politics, Economics and Culture*. Stanford, CA:Stanford University Press.(=2002, 조효제 역,『전지구적 변환』창작과비평사.)

Hannerz, Ulf, 1996, *Transnational Connections: Culture, People, Places*, London: Routledge.

Herman, Edward・McChesney, Robert, 1997, *The Global Media*, London : Victor Gollancz Ltd.(=1998, 강대인・전규찬 역,『글로벌 미디어와 자본주의』나남.)

Hobsbawm, Eric, 1983, *The Invention of Tradition*, Cambridge : Cambridge University Press.(=2004, 박지향・장문석 역,『만들어진 전통』휴머니스트.)

Horkheimer, Max・Adorno, Theodor W. , 1981, *Dialektik der Aufklärung*l, Frankfurt am Main : Suhrkamp. (=1990, 徳永恂訳『啓蒙の弁証法―哲学的断想』岩波書店.)

Howell, William. J. jr, 1980. "Broadcast spillover and national culture: Shared concerns of the republic of Ireland and Canada.", *Journal of Broadcasting* 24:225-239.

Hunt, Alan・Wickham, Gary, 1994, *Foucault and tic Law: Towards a Sociology of Law as Gozveeance*, London: Pluto Press.(=2007, 久塚 純一, 永井 順子訳,『フーコーと法―統治としての法の社会学に向けて』早稲田大学出版部.)

Huddart, David, 2006, *Homi K. Bhabha*. Routlege.(=2011, 조만성 역,『호미바바의 탈식민적 정체성』앨피.)

Hutcheon, Linda, 1989, "Circling the Downspout of Empire: Post-Colonialism and Postmodernism" ARIEL: *A Review of International English Literature* 20.4: 149-175.

Hutton, Patrick H., 1988, "Broadcast spillover and national culture: Shared concerns of the republic of Ireland and Canada." Martin, Luther H., Huck Gutman and Patrick H. Hutton eds. *Technologies of the self: a seminar with Michel Foucault*, Amherst: University of Massachusetts Press: 121-144. (=2004, 田村俶・雲和子訳,「フーコー、フロイト、自己のテクノロジー」『自己のテクノロジー――フーコー・セミナーの記録』岩波書店 : 196-233.)

Johnson, Chalmers, 1982, *Miti and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy,*

1925-1975: Stanford University Press.

Katz, Elihu and Wedell, George, 1977, *Broadcasting in the Third World*, Cambridge, MA:Harvard University.

Laplanche, Daniel・Pontalis, Jean-Bertrand, 1967, *Vocabulaire de la psychanalyse*, Paris: PUF. (村上仁監訳, 1977, 『精神分析用語辞典』みすず書房.)

Leach, Edmund, 1976, *Culture and Communication: The Logic by which Symbols Are Connected,* New York: Cambridge University Press. (＝1981, 青木保・宮坂敬三訳, 『文化とコミュニケーション』紀伊國屋書店.)

Levi-Strauss, Claude, 1942, *Les Structures de la Parente*, Mouton & Co and Maison des Science de l'homme. (＝2000, 福井和美 訳, 『親族の基本構造)青弓社.)

――――――――, 1962, *La Pansee Sauvage*, Paris: Libraire Plon(＝1973, 大橋保夫訳, 『野生の思考』みすず書房.)

Leela, Gandhi, 1998, *Postcolonial Theory: a Critical Introduction*, Allen & Unwin. (＝1999, 이영욱 역, 『포스트식민주의란 무엇인가』 현실문화연구.)

Marcuse, Herbert, 1955, *Eros and Civilization: A Philosophical Inquiry into Freud*, Boston: Beacon Press. (＝2001, 김인환 역, 『에로스와 문명: 프로이트 이론의 철학적 연구』 나남출판.)

Mattelart, Armand, 1974, *La Cultura como empresa Multinacional*, Buenos Aires: Editorial Galerna. (＝1991, 阿波弓夫訳, 『多国籍企業としての文化』日本エディタースクール出版部.)

McCormick, Thomas J., 1989, *America's Half-Century:United States Foreign Policy in the Cold War*. Baltimore: The Johns Hopkins University. (＝1992, 松田武・高橋章・杉田米行 訳『パックス・アメリカーナの五十年―世界システムの中の現代アメリカ外交』東京創元社.)

Malinowski, Bronislaw, 1948, *Magic, Science And Religion And Other Essays*. Waveland Press. (＝1992, 宮武公夫・高橋巖根訳, 『呪術・科学・宗教・神話』人文書院.)

Morley, David・Robins, Kevin, 1995, *Space of Identity : Global Media, Electronic Landscapes and Global* Boundaries, London : Routledge. (＝1999, 마동훈 · 남궁협 역, 『방송의 세계화와 문화정체성』한울아카데미.)

Moon, Katherine H.S., 1997, *Sex Among Allies: Military Prostitution in U.S.-Korea. Relations*, New York:Columbia University Press. (＝2002, 이정주 역『동맹속의 섹스』삼인.)

Mosco, Vincent, 1996, *Political economy of communications*, London: Sage. (＝1998, 김지운 역, 『커뮤니케이션 정치경제학』 나남.)

Nielsen, Richard P. and Nielsen, Angela B., 1976, "Canadian TV Content Regulation and U.S. Culural Overflow", *Journal of Broadcasting*, 20:4: 461-466.

Renan, Ernest, [1882]1887, "Qu'est-cequ'une nation?" *Œuvres Complètes*, vol.1, Paris:Calmann-Lévy, 277-310(＝1997, 鵜飼哲訳, 「国民とは何か」Ｅ・ルナン他『国民とは何か』インスクリプト: 42-64.)

Roach, Colleen 1993 "American Text books vs. NWICO History", in Gerbner, George and Mowlana, Hamid and Nordenstreng, Kaarle(eds.), *The Global Media Debate:Its Rise, Fall, and Renewal*, Newjersey : Ablex : 35-47.

Rogers, E.M, 1978, "The Rise and Fall of the Dominant Paradigm Journal of Communication" *Journal of Communication*, 1:28, 64-69.

Romanow, W.I., 1976, 'A Developing Canadian Identity: a Consequence of a Defensive Regulatory Posture for Broadcasting', *International Communication Gazette* 22, 1, 26-37.

Said, Edward, 1993, *Culture and Imperialism*, London : Vintage. (＝2004, 박홍규 역, 『문화와 제국주의』 문예출판사.)

Salih, Sara, 2002, Judith Butler, Routledge. (=2007, 김정경 옮김, 『주디스 버틀러의 철학과 우울』 앨피.)

Sassen, Saskia, 2006, Territory, Authority, Rights: From Medieval to Global Assemblages, Princeton: Princeton University Press. (＝2011, 伊藤茂訳, 『領土・権威・諸権利――グローバリゼーション・スタディーズの現在』明石書店.)

Schmit, Carl, 1932, Der Begriff des Politischen, Duncker & Humblot, Munchen(＝1970, 田中 浩・原田武雄訳, 『政治的なものの概念』未来社.)

Schlesinger, Philip, 1987, "On national identity: some conceptions and misconceptions" *Social Science Information* 26: 219-264.

Sepstrup, Preben, 1989, "Research into International Television Flows: A Methodological Contribution", *European Journal of Communication* 4, 4, 393-407.

Said, Edward W., 1978, Orientalism, NewYork: Georges Borchardt inc. (＝1993, 今沢紀子訳, 『オリエンタリズム　上』平凡社.)

――――――――, 1993, *Culture and Imperialism,* London : Vintage. (＝2001, 大橋洋一訳『文化と帝国主義』みすず書房.)

Simoons, Frederick J., [1961]1994, *Eat Not This Flesh: Food Avoidances from Prehistory to the Present*, Univ of Wisconsin Press. (＝2005, 김병화역『이 고기는 먹지 마라?-육식 터부의 문화사』돌베개.)

Smith, Anthony, 1991, *National Identity*, London : Penguin Books. (=1998, 高柳先男訳, 『ナショナリズムの生命力』晶文社.)

Spivak, Gayatri C., 1999, *A Critique of Post-Colonial Reason: Toward a History of the Vanishing Present*, Harvard University Press. (＝2003, 上村忠男・本橋哲也訳, 『ポストコロニアル理性批判――消え去りゆく現在の歴史のために』月曜社.)

Sreberny-Mohammadi, Annabelle, 1991, 'The Global and the Local in International

Communications', in J. Curran and M. Gurevitch (eds) Mass Media and Society, London: Edward Arnold: 177-203.(＝1995, 吉川良治訳, 「国際コミュニケーションにおけるグローバルとローカル」『マスメディアと社会―新たな理論的潮流』勁草書房：189-223.)

Stallybrass, Peter・White, Allon, 1986, *The Politics and Poetics of Transgression*, Taylor & Francis. (＝1995, 本橋 哲也訳,『境界侵犯―その詩学と政治学』ありな書房.)

Steiner, Franz, 1956, *Taboo*, London：Cohen & West. (＝1970, 井上兼行訳『タブー』せりか書房.)

Taylor, Charles, 2004, *Modern Social Imaginaries*, Durham:Duke University Press. (＝2011, 上野成利訳,『近代―想像された社会の系譜』岩波書店.)

Terence K. Hopkins and Wallerstein et al., 1996, *The Age of trajectory of the world-system, 1945-2025*, Fernand Braudel Center for the study of Economies. (＝1996, 丸山勝訳,『移転する次代―世界システムの軌道』藤原書店.)

Tomlinson, John, 1991, *Cultural Imperialism: A Critical Introduction*, Pinter Publishers (=1997, 片岡信訳,『文化帝国主義』青土社.)

Tovey, Hilary and Share, Perry, 2000, *A Sociology of Ireland*, Dublin: Gill and Macmillan.

Turner, Jonathan H. and Aalexandra Maryanski, 2005, *Incest: origins of the taboo*: Paradigm Publishers.(＝2012, 正岡寛司・藤見純子訳,『インセスト―近親交配の回避とタブー』明石書店.)

Wallerstein, Immanuel, 1997, "The National and the Universal:Can There Be Such a Thing as World Culture? " in Anthony King(eds.), *Culture, Globalization and the World-System.* Binghamton: State University of New York Press, 136-137.(＝1999, 山中 弘・安藤充・保呂篤彦訳,「国際的なものと普遍的なもの―世界文化といようなものがありうるか」『文化とグローバル化』玉川大学出版部：129－149.)

Watson, Iarfhlaith, 2003, *Broadcasting in Irish-Minority Language, Radio, Television and Identity*, Dublin:Four Courts Press.

Weber, Max, 1922, "Soziologische Grundbegriffe" *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen. (＝1972, 清水幾太郎訳,『社会学の基本概念』岩波文庫.)

__________, [1922]1972, "Grundriß der verstehenden Soziologie, " *Wirtschaft und Gesellschaft*, Studienausgabe.(＝1974, 世良晃志郎訳,『法社会学』創文社.)

__________, 1956, "Soziologie der Herrschaft", *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie*, Tübingen. (＝1960, 世良晃志郎訳,『支配の社会学 1 巻』創文社.)

Williams, Raymond, [1961] 2001, *The Long Revolution*, Peterborough: Broadview Press.(＝2007, 성은애 역,『기나긴 혁명』문학동네.)

______________, [1976] 1984, *Keywords: A Vocabulary of Culture and Society*, London: Harper Collins.(＝椎名美智・武田ちあき・越智博美・松井優子訳, 2002,『完訳キーワード事典』平凡社.)

———————, [1974] 2003, *Television: Technology and Cultural Form*, Routledge.

Wilson, Thomas.M. ·Donnan.Hastings, 1998, *Border identities: nation and state at international frontiers*, Cambridge University Press.

Yoshimi, Shunya, 2003, "'America' as desire and violence: Americanization in postwar Japan and Asia during the Cold War", *Inter-Asia Cultural Studies*, Volume 4, Number 3: 433-450.